

第百六十六回国会
衆議院
財務金融委員會
會議錄 第三号

平成十九年二月二十七日(火曜日)

午後一時四十七分開議

出席委員

委員長 伊藤 達也君

理事 井上 信治君 理事 竹本 直一君
理事 林田 彪君 理事 宮下 一郎君
理事 山本 明彦君 理事 池田 元久君
理事 古本伸一郎君 理事 石井 啓一君
理事 井澤 京子君 理事 伊藤信太郎君
飯島 夕雁君 石原 宏高君
江崎洋一郎君 小川 友一君
小野 晋也君 大塚 高司君
大野 功統君 亀井善太郎君
木原 稔君 関 芳弘君
とかしきなおみ君 土井 真樹君
中根 一幸君 長崎幸太郎君
萩山 教嚴君 広津 素子君
松本 洋平君 小沢 鋭仁君
川内 博史君 楠田 大蔵君
鈴木 克昌君 田村 謙治君
馬淵 澄夫君 吉田 泉君
鷺尾英一郎君 谷口 隆義君
佐々木憲昭君 野呂田芳成君
中村喜四郎君

財務大臣 尾身 幸次君
財務副大臣 田中 和徳君
財務大臣政務官 江崎洋一郎君
財務金融委員会専門員 鈴木健次郎君

委員の異動
二月二十七日

補欠選任

越智 隆雄君 飯島 夕雁君

第一類第五号 財務金融委員会會議錄第三号 平成十九年二月二十七日

同日
原田 憲治君 大塚 高司君
三谷 光男君 鷺尾英一郎君
補欠選任
飯島 夕雁君 越智 隆雄君
大塚 高司君 原田 憲治君
鷺尾英一郎君 三谷 光男君

二月二十二日
特別会計に関する法律案(内閣提出第二号)
は本委員会に付託された。

二月二十二日
たばこ税込み価格の引き上げに関する陳情書
(東京都中央区築地二の七の二の一〇七大島明)(第八号)
特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止に関する陳情書(東京都台東区台東四の二六の九平石共子)(第九号)
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件
平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出第三号)
所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
特別会計に関する法律案(内閣提出第二号)

○伊藤委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び特別会計に関する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣尾

身幸次君。

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
所得税法等の一部を改正する法律案
特別会計に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○尾身國務大臣 ただいま議題となりました平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び特別会計に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について御説明申し上げます。

平成十九年度予算におきましては、税収が増加する中においても、徹底した歳出削減方針を貫き、多くの経費を平成十八年度当初予算より減額し、一般歳出の増加をできる限り抑制いたしました。

この結果、新規国債発行額について、平成十八年度当初予算に比べ、過去最大の四兆五千四百十億円の減額を実現しましたが、我が国の財政状況は引き続き厳しい状況となっており、特例公債の発行等の措置を講ずることが必要であります。

本法律案は、厳しい財政事情のもと、平成十九年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る負担の特例に関する措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成十九年度の一般会計の歳出の財源

に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができることとするなどの特例措置を定めております。

第二に、平成十九年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国等の負担を抑制するため、国民年金法、特別会計に関する法律及び国家公務員共済組合法の特例を設けることとしております。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、現下の経済財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、減価償却制度、中小企業関係税制、住宅・土地税制、組織再編税制、信託税制、納税環境整備等につき所要の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、我が国経済の成長基盤を整備し、国際的なイコールフットディングを確保する観点から、減価償却制度の抜本的見直しに係る所要の改正を行うこととしております。

第二に、中小企業関係税制について、中小企業の財務基盤の強化を図るため、特定同族会社の留保金課税制度の適用対象から資本金一億円以下の中小法人を除外する等の見直しを行うこととしております。

第三に、住宅・土地税制について、税源移譲に伴い住宅ローン減税制度の政策効果の小さくなる中低所得者に配慮して、その控除期間の延長等の特例を創設するとともに、住宅のバリアフリー改修促進税制の創設等を行うこととしております。

第四に、組織再編税制について、会社法により

三角合併が可能とされることに伴い、親法人株式を対価として交付する場合にも課税繰り延べが認められるよう、適格合併の要件を見直すこととしております。また、信託税制については、新信託法による新たな信託類型等に対応した税制を整備することとしております。

第五に、納税環境整備として、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度の創設等を行うこととしております。

その他、所得税の寄附金控除の控除対象限度額の引き上げ、企業の子育て支援に係る特例の創設、移転価格税制に係る納税猶予制度の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例の一年延長を行うこととしております。

また、農用地利用集積準備金制度の廃止等、既存の特例措置の整理合理化を図るとともに、住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の期限の到来する特別措置について、その適用期限を延長するなど所要の措置を講ずることとしております。

最後に、特別会計に関する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、行政改革推進法を踏まえ、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取り扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示その他所要の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、行政改革推進法において定められている特別会計の廃止及び統合をすべて盛り込み、現行三十一ある特別会計を平成二十三年度までに十七とすることとしております。

第二に、剰余金の処理や借入金規定などの一般会計と異なる取り扱いを整理するため、各特別会計法ごとに個々に定められていた会計手続を横断的に見直し、第一章総則に各特別会計に共通する規定を定め、第二章各節に各特別会計ごとの目的、管理及び経理についての規定を定めることとしております。

しております。

第三に、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を、企業会計の慣行を参考として作成、開示することを法定化するなど、特別会計に係る情報開示を進めるための規定についても整備することとしております。

以上が、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び特別会計に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明二十八日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十四分散会

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、平成十九年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、年金特別会計の厚生年金勘定から業務勘定への繰入れの特例に関する措置及び国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成十九年度の一一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の

議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができ。

2 前項の規定による公債の発行は、平成二十年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成十九年度所屬の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

(国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例)

第三条 平成十九年度における国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第八十五条第一項の規定の適用については、同項中「国民年金事業に要する費用(次項に規定する費用を除く。以下同じ。）」とあるのは、「国民年金事業に要する費用(次項に規定する費用を除く。）」とする。

2 前項の場合における特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第百十四条第五項の規定の適用については、同項中「国民年金事業の福祉施設に要する経費」とあるのは、「国民年金事業の業務取扱費若しくは福祉施設に要する経費」とする。

(年金特別会計の厚生年金勘定から業務勘定への繰入れの特例)

第四条 平成十九年度における特別会計に関する法律第百十四条第六項の規定の適用については、同項中「厚生年金保険事業の福祉施設に要する経費」とあるのは、「厚生年金保険事業の業務取扱費若しくは福祉施設に要する経費」とする。

(国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例)

第五条 平成十九年度における国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第九十九条第二項第五号に掲げる費用については、同号

及び同条第四項の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内で、これを負担する。

2 前項の場合において、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二二号)第六十六条の規定の施行の日前の国家公務員共済組合法第九十九条第一項、第百二条第一項及び第四項、第百二十四条の二第一項並びに附則第二十条の二の規定の適用については、同法第九十九条第一項中「納付に要する費用を含む」とあるのは「納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む」と、同項第一号中「納付に要する費用を含む」とあるのは「納付に要する費用並びに長期給付(基礎年金拠出金を含む。及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用(平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十九年法律第 号)第五条第一項の規定による国の負担に係るもの、次項第五号の規定による公社の負担に係るもの、第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに第百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを除く。を含む。）」と、同項第三号中「を含む」とあるのは「及び長期給付(基礎年金拠出金を含む。に係る事務に要する費用(平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五号第一項の規定による国の負担に係るもの、次項第五号の規定による公社の負担に係るもの、第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに第百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを除く。を含む。）」と、同法第百二条第一項中「の規

て読み替えて適用する同号の規定による」とあるのは「並びに同法附則第二条第一項の規定による公社、特定独立行政法人」と、「及び平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項」とあるのは「並びに平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項及び附則第二条第一項」と読み替えるものとする。

2 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十六条の規定が平成十九年度中に施行される場合における当該規定の施行の日以後の国家公務員共済組合法第九十九条第二項第五号（同条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合並びに同法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた同法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合並びに同法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる費用に係る同号に規

定する特定独立行政法人、独立行政法人のうち
同法別表第三に掲げるもの、国立大学法人等又は
郵政会社等の負担については、第五条(第二
項を除く。)の規定を準用する。この場合におい
て、同条第一項中「第九十九条第二項第五号」と
あるのは「第九十九条第二項第五号(同条第六項
及び第七項において読み替えて適用する場合並
びに同法第二百二十四条の三の規定により読み替
えられた同法第九十九条第六項及び第七項にお
いて読み替えて適用する場合並びに同法附則第
二十条の三第四項において読み替えて適用する
場合を含む。以下同じ。)」と、「負担する」とあ
るのは「負担し、同号に規定する特定独立行政
法人、独立行政法人のうち同法別表第三に掲げ
るもの、国立大学法人等又は郵政会社等は、政
令で定める額の範囲内で、これを負担する」と、
同条第三項中「第六項及び第七項において読
み替えて適用する次項第五号の規定による特定
独立行政法人の負担に係るもの並びに第二百二十

において、その法人課税信託の受託者である法人の株式又は出資は当該法人課税信託に係る受託法人の株式又は出資でないものとみなし、当該受託者である法人の株主等は当該受託法人の株主等でないものとする。

五 法人課税信託について信託の終了があつた場合又は法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二（定義）に掲げる信託に限る。）に第十三条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。次号及び第七号において「受益者等」という。）が存することとなつた場合（同法第二条第二十九号の二イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、これらの法人課税信託に係る受託法人の解散があつたものとする。

六 法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二に掲げる信託を除く。以下この号において同じ。）の委託者がその有する資産の信託をした場合又は第十三条第一項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に該当することとなつた場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する出資があつたものとみなす。

七 法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二に掲げる信託に限る。以下この号において同じ。）の委託者がその有する資産の信託をした場合又は第十三条第一項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に該当することとなつた場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する贈与により当該資産の移転があつたものとみなす。

八 法人課税信託の収益の分配は資本剰余金

の減少に伴わない剰余金の配当と、法人課税信託の元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす。

九 前各号に定めるもののほか、受託法人又は法人課税信託の委託者若しくは受益者についてのこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七條第一項第五号中「昭和四十年法律第三十四号」を削る。

第十條第一項中「又は証券業者」を、「金融商品取引業者又は登録金融機関」に、「受益証券」を「受益権」に改め、同項第三号中「又は収益の分配」を、「収益の分配又は剰余金の配当（第二十四條第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。以下この号において同じ。）の」に、「対応する利子又は収益の分配」を「対応する利子、収益の分配又は剰余金の配当」に改める。

第十一條第一項中「受益証券」を「受益権」に、「又は収益の分配」を、「収益の分配又は第二十四條第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当」に改め、同條第三項中「信託法」を「公益信託ニ關スル法律」に、「第六十六條」を「第一條」に改める。

第十三條を次のように改める。

第十三條 信託の受益者（受益者としての権利財産に帰せられる収益及び費用の帰属）

（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受

けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 集団投資信託 合同運用信託、投資信託（法人税法第二条第二十九号ロ（定義）に掲げる信託に限る。）及び特定受益証券発行信託をいう。

二 退職年金等信託 法人税法第八十四條第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理運用契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八條第三項（基金の業務）若しくは第二百三十七條の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約又はこれらに類する退職年金に關する契約で政令で定めるものに係る信託をいう。

4 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該當するかどうかの判定その他第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四條第一項中「株式」の下に「（無記名の公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益証券及び無記名の社債的受益権に係る受益証券を含む。第三十六條第三項（収入金額）、第六十九條第二号（分離課税に係る所得税の課税標準）、第二百二十四條第一項及び第二項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）並びに第二百二十五條第一項及び第二項（支払調書及び支払通知書）において「無記名株式等」という。）」を加え、「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改め、「（利子、配当、償還金等の受領者の告知）」を削る。

第十七條中「内国法人」の下に「（第六條の三第一号（受託法人等）に關するこの法律の適用の規定により内国法人とされる同條に規定する受託法人を含む。）」を加える。

第二十四條第一項中「又は出資」の下に「（公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含む。次条において同じ。）」を加え、「同條第十二号の九」を「同法第二条第十二号の九」に、「をいう。以下この項」を、「をいい、法人課税信託に係る信託の分割を含む。以下この項及び次条」に、「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改める。

第二十五條第一項中「同條第十四号に規定する」を削り、同項第一号中「合併」の下に「法人課税信託に係る信託の併合を含むものとし、」を加え、同項第二号中「法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割（同法第十二号の十二）を「分割型分割（法人税法第二条第十二号の十二）に改め、同項第三号中「法人税法第二条第十二号の九に規定する」を削り、同項第四号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

第三十六條第三項中「無記名の株式」を「無記名株式等」に、「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改める。

第四十五條第一項第十号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第四十九條第一項中「その者」を、「その取得をした日及びその種類の区分に応じ政令で定める償却の方法の中からその者に改め、同條第二項中「種類、その」を「特例、償却の方法」に改め、「手続」の下に「償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額」を加える。

第五十七條の四第一項中「同じ」以外を「同じ」又は株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式若しくは出資当該株式交換完全親法人が有する自己の株式を除く。の全部を保有する關係として政令で定める關係がある法人の株式のいずれか一方の株式以

外」に、「株式交換完全親法人の株式」を「株式」に改め、同条第三項第一号中「(法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この項において同じ。)」を削る。

第六十五条第三項中「同項の規定」を「同項又は第二項の規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「延払条件付販売等とは」の下に「資産の販売等で」を加え、「資産の販売等」を「もの及びリース譲渡」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第二項の規定は、リース譲渡の日の属する年分の確定申告書に同項に規定する収入金額及び費用の額として政令で定める金額の総収入金額及び必要経費への算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかったこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

第六十五条第一項の次に次の一項を加える。

2 居住者が、第六十七条の二第三項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡し(以下この条において「リース譲渡」という。)を行つた場合には、前項の規定にかかわらず、その対価の額を政令で定めるところにより利息に相当する部分とそれ以外の部分とに区分した場合における当該リース譲渡の日の属する年以後の各年の収入金額及び費用の額として政令で定める金額は、当該各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

第二編第二章第二節中第八款を第十款とし、第七款の次に次の二款を加える。

第八款 リース取引

(リース取引に係る所得の金額の計算)

第六十七条の二 居住者がリース取引を行つた場合には、そのリース取引の目的となる資産(以下この項において「リース資産」という。)の賃貸人から賃借人への引渡しの時に当該リース資産の売買があつたものとして、当該賃貸人又は賃借人である居住者の各年分の各種所得の金額を計算する。

2 居住者が譲受人から譲渡人に対する賃貸(リース取引に該当するものに限る。)を条件に資産の売買を行つた場合において、当該資産の種類、当該売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、当該資産の売買はなかつたものとし、かつ、当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付けがあつたものとして、当該譲受人又は譲渡人である居住者の各年分の各種所得の金額を計算する。

3 前二項に規定するリース取引とは、資産の賃貸借(所有権が移転しない土地の賃貸借その他の政令で定めるものを除く。)で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

一 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。

二 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

4 前項第二号の資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているかどうかの判定その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第九款 信託に係る所得の金額の計算

第六十七条の三 居住者が法人課税信託(法人

税法第二条第二十九号の二(定義)に掲げる信託に限る。)の第十三条第一項(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する受益者(同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算中における受益者を除く。)となつたことにより当該法人課税信託が同号に掲げる信託に該当しないこととなつた場合(同号イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。)には、その受益者(第六条の三(受益者)に關するこの法律の適用)に規定する受益者(受益者)をいう。)からその信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額を基礎として政令で定める金額により引継ぎを受けたものとして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

2 前項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎにより生じた収益の額は、当該居住者のその引継ぎを受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

3 信託(第十三条第一項ただし書に規定する集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託を除く。以下この条において同じ。)の委託者(居住者に限る。以下この項において同じ。)がその有する資産を信託した場合において、当該信託の受益者等となる者(法人に限る。以下この項において同じ。)が適正な対価を負担せずに受益者等となる者であるときは、当該資産を信託した時において、当該信託の委託者から当該信託の受益者等となる者に対して贈与(当該受益者等となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による譲渡)により当該信託に關する権利に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の委託者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

4 信託に新たに受益者等が存するに至つた場合(前項及び第六項の規定の適用がある場合を除く。)において、当該信託の新たな受益者等となる者(法人に限る。以下この項において同じ。)が適正な対価を負担せずに受益者等となる者であるときは、当該信託の受益者等であつた者が居住者であるときは、当該新たな受益者等が存するに至つた時において、当該信託の受益者等であつた者から当該新たな受益者等となる者に対して贈与(当該受益者等となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による譲渡)により当該信託に關する権利に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の受益者等であつた者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

5 信託の一部の受益者等が存しなくなつた場合において、既に当該信託の受益者等である者(法人に限る。以下この項において同じ。)が適正な対価を負担せずに当該信託に關する権利について新たに利益を受ける者となる者であり、かつ、当該信託の一部の受益者等であつた者が居住者であるときは、当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた時において、当該信託の一部の受益者等であつた者から当該利益を受ける者となる者に対して贈与(当該利益を受ける者となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による譲渡)により当該信託に關する権利に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の一部の受益者等であつた者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

6 信託が終了した場合において、当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者(法人に限る。以下この項において同じ。)が適正な対価を負担せずに当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者であり、かつ、当該信託の終了の直前におい

て受益者等であつた者が居住者であるときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた時において、当該受益者等であつた者から当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者に対して贈与(当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による譲渡)により当該信託の残余財産(当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等であつた場合には、当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。)の移転が行われたものとして、当該受益者等であつた者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

7 第三項から前項までに規定する受益者等とは、第十三条第一項に規定する受益者同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者となされる者を含む。をいう。

8 第一項の規定による引継ぎにより生じた損失の額がある場合の所得の金額の計算、第三項に規定する信託に関する権利が当該信託に関する権利の全部でない場合における同項の規定の適用その他第一項から第六項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十八條第一項第一号中「百分の三十」を「百分の四十」に改め、同条第三項中「信託法第六十六條」を「公益信託ニ關スル法律第一條」に、「信託終了」を「信託の終了」に改める。

第九十二條第一項中「証券投資信託若しくは特定投資信託 法人税法第二條第二十九号の三イ(定義)に掲げる信託をいう。以下この項において同じ。」を「又は証券投資信託に、同じ。」又は特定目的信託の収益の分配を「同じ。」に改め、「若しくは特定投資信託の収益の分配又は特定目的信託を削り、同項第一号イ中、剰余金の分配、特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配」を「及び剰余金の分配」に改める。

第五百五十七條第一項中「株主若しくは社員」及び「株主又は社員を「株主等」に改め、同条第四項中「合併の下に」(法人課税信託に係る信託の併合を含む。を、「分割の下に」(法人課税信託に係る信託の分割を含む。を、「株式移転の下に」(以下この項において「合併等」という。を、「又は他方の法人」の下に「当該合併等により交付された株式又は出資を發行した法人を含む。以下この項において同じ。」を加え、「株主若しくは社員」を「株主等」に改める。

第六十一條第五号ロ中「特定目的信託」を「特定受益証券發行信託」に改める。

第六十九條第二号中「無記名の株式」を「無記名株式等」に、「特定目的信託」を「特定受益証券發行信託」に改める。

第七十四條第九号中「ものを含む。」で政令で定めるものを「契約として政令で定めるものを含む。第七十六條第二項(信託財産に係る利子等の課税の特例)において同じ。」に改める。

第七十六條第三項中「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集團投資信託」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「信託会社」を「内国法人」に、「合同運用信託又は投資信託 法人税法第二條第二十九号の三イ(定義)に掲げるものを除く。以下この条において「特定投資信託以外の投資信託」という。を「第十三條第三項第一号に規定する集團投資信託(国内にある營業所に信託されたものに限る。以下この条において「集團投資信託」という。に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集團投資信託」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「内国法人の課税所得の範囲」を削り、「内国法人である信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この条において同じ。」が、次に掲げる信託」を「内国信託会社」が、その引き受けた第十

三条第三項第二号(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する退職年金等信託(国内にある營業所に信託されたものに限る。に、「特定目的信託を、若しくは特定受益証券發行信託の受益権、杜債的受益権に、「又は出資」を、「出資又は匿名組合契約に基づく権利」に、「この条において「公社債等」を「この項において「公社債等」に、「第二十三條第一項(利子所得)に規定する利子等又は第二十四條第一項(配当所得)に規定する配当等」を「利子等、配当等又は第七十四條第九号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利益の分配」に、「又は配当等」を、「配当等又は利益の分配」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第七條第一項第四号(内国法人の課税所得の範囲)及び前二條の規定は、内国法人である信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において「内国信託会社」という。が、その引き受けた証券投資信託(国内にある營業所に信託されたものに限る。の信託財産に属する公社債、合同運用信託、投資信託若しくは特定受益証券發行信託の受益権、杜債的受益権、株式又は出資(以下この項において「公社債等」という。につき国内において第二十三條第一項(利子所得)に規定する利子等(以下この条において「利子等」という。又は第二十四條第一項(配当所得)に規定する配当等(以下この条において「配当等」という。の支払をする者の備え付けの帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

第八十條第一項第一号中「(信託財産に係る収入及び支出の帰属)を「(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)」に改める。

第八十條の二第三項中「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集團投資信託」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「外国法人である信託会社」を「外国法人」に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集團投資信託」に、「第七十六條第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託」を「集團投資信託」に、「第七十六條第三項に規定する集團投資信託」に改め、「で国内にある營業所に信託されたものを削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「(外国法人の課税所得の範囲)」、「(外国法人に係る所得税の課税標準)及び「(外国法人に係る所得税の税率)」を削り、「外国法人である信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において同じ。」を「外国信託会社」に、「第七十六條第一項各号(信託財産に係る利子等の課税の特例)に掲げる信託で国内にある營業所に信託されたもの」を「その引き受けた第七十六條第二項に規定する退職年金等信託」に改め、「公社債等」及び「をいう。以下この項において同じ。」を削り、「又は第五号(国内源泉所得)」を、「第五号又は第十一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第七條第一項第五号(外国法人の課税所得の範囲)、第七十八條(外国法人に係る所得税の課税標準)及び第七十九條(外国法人に係る所得税の税率)の規定は、外国法人である信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において「外国信託会社」という。が、その引き受けた第七

十六条第一項(信託財産に係る利子等の課税の特例)に規定する証券投資信託の信託財産に属する同項に規定する公社債等につき第六十一條第四号(同号ロを除く。)又は第五号(国内源泉所得に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

第八十一條第二項中「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改める。

第九十八條の見出しを「給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例」に改め、同条に次の四項を加える。

2 第九十四條から第九十六條までに規定する給与等の支払を受ける居住者は、これらの規定による申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者がその給与等に係る所得税の第十七條源泉徴収に係る所得税(納税地)の規定による納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第二十三條第四項(退職所得の受給に関する申告書)及び第二十三條の五第四項(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)において同じ。)により提供することができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用については、同項中「申告書」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

4 第二項の場合において、国税通則法第二百一

十四條(書類提出者の氏名及び住所の記載等)の規定による氏名の記載及び押印については、同条の規定にかかわらず、氏名を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものをもつて代えることができる。

5 第二項に規定する承認の手続、当該承認の取消しその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百三條第一項中「された納税地」の下に「第四項において同じ。」を加え、「添付しなければ」を「添付しなれば」に改め、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 第一項の退職手当等の支払を受ける居住者は、同項の規定による申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者がその退職手当等に係る所得税の第十七條の規定による納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

6 第九十八條第四項(給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例)の規定は、第四項の場合について準用する。

7 第四項に規定する承認の手続、当該承認の取消しその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百三條の五第一項中「された納税地」の下に「第四項において同じ。」を加え、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

は、同項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等の支払者がその公的年金等に係る所得税の第十七條の規定による納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

6 第九十八條第四項(給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例)の規定は、第四項の場合について準用する。

7 第四項に規定する承認の手続、当該承認の取消しその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百十條中「を含む。」で政令で定めるものを「として政令で定めるものを含む。」に改める。

第二百十二條第一項中「信託財産を」若しくは第二項(信託財産)に改め、同条第三項中「信託財産を」又は第二項(信託財産)に改める。

第二百二十四條第一項及び第二項中「無記名の株式」を「無記名株式等」に、「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改める。

第二百二十四條の三第一項中「掲げる者」の下に「これに準ずる者として政令で定めるものを含む。」を加え、同項第二号を次のように改める。

第二十三項を「第二十六項」に改め、同項第五号中「受益証券を」を「受益権」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 特定受益証券発行信託の受益権

第二百二十四條の四「合同運用信託、投資信託、特定目的信託又は法人税法第八十四條第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理運用契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八條第三項(基金の業務)若しくは第三百七十七條の十五第四項(連合会の業務)に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託」を「第十三條第一項ただし書(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 その信託受益権の譲渡を受け、又はその譲渡について売委託を受けた金融商品取引法第二條第九項(定義)に規定する金融商品取引業者(同法第六十五條の五第二項(信託会社等の信託受益権の売買等を行う場合の準用)の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含む。)又は同法第二條第十一項に規定する登録金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二條第四項(信託業務を営む金融機関が信託受益権売買等業務を営む場合の準用)の規定により登録金融機関とみなされる者を含む。)

第二百二十五條第一項中「無記名の株式」を「無記名株式等」に、「特定目的信託の受益証券」を「特定受益証券発行信託の受益証券」に改め、同項第一号中「受益証券」を「受益権」に改め、同項第二号中「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に、「受益証券」を「受益権」に改

め、「優先出資」の下に、「公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債の受益権」を加え、同条第二項中「無記名の株式」を「無記名株式等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項に規定する支払をする者は、同項の規定による通知書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該支払を受ける者の承諾を得て、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。次条第四項、第二百三十一条第二項（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）及び第二百四十二条（罰則）において同じ。）により提供することができる。ただし、当該支払を受ける者の請求があるときは、当該通知書を当該支払を受ける者に交付しなければならない。

4 前項本文の場合において、同項の支払をする者は、第二項の通知書を交付したものとみなす。

第二百二十六条第四項中「第一項の給与等」の下に、「第二項の退職手当等又は前項の公的年金等」を加え、「同項」を「これら」に改め、「当該給与等」の下に、「退職手当等又は公的年金等」を加え、「（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第二百三十一条第二項（給与等）の支払明細書）及び第二百四十二条（罰則）において同じ。」を削り、同条第五項中「給与等」の下に、「退職手当等又は公的年金等」を加え、「第一項」を「第一項から第三項まで」に改める。

第二百二十七条を次のように改める。

（信託の計算書）

第二百二十七条 信託（第十三条第一項ただし書（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する集団投資信託、退職年金等信託又は

法人課税信託を除く。）の受託者は、財務省令で定めるところにより、その信託の計算書を、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この条において同じ。）については毎事業年度終了後一月以内に、信託会社以外の受託者については毎年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

第二百二十七条の二の見出しを「有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書」に改め、同条中「（以下この条において「組合契約」という。）を削り、「規定する組合員」の下に「又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立する同法第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組合員」を、「当該有限責任事業組合」の下に「又は投資事業有限責任組合」を加え、「当該組合契約」を「当該有限責任事業組合契約又は投資事業有限責任組合契約」に改め、「翌年一月三十一日」の下に「（当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が提出する場合）には、同日又は政令で定める日のいずれか遅い日」を加える。

第二百二十八条第一項中「規定する調査の下に」又は前条に規定する計算書を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 業務に関連して他人のために名義人として第二百二十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等の譲渡の対価（同条第三項に規定する金銭等を含む。以下この項において同じ。）の支払同条第三項に規定する交付を含む。以下この項において同じ。）を受ける者は、財務省令で定めるところにより、当該株式等の譲渡の対価

（第二百二十五条第一項に規定する調査又は前条に規定する計算書を提出するものを除く。）に関する調査を、その支払を受けた日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

第二百二十八条の四（「信託に関する計算書」を「（信託の計算書）」に、「有限責任事業組合」を「有限責任事業組合等」に、「若しくは第二項」及び「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二百三十一条第二項及び第三項中「給与等」の下に、「退職手当等又は公的年金等」を加え

別表第一 第一号の表沖繩振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

貸金業協会 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）

別表第一 第一号の表中証券業協会の項を削り、投資者保護基金の項を次のように改める。

投資者保護基金 金融商品取引法

別表第一 第一号の表日本放送協会の項の次に次のように加える。

日本水先人会連合会 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）

別表第一 第一号の表農業共済組合及び農業共済組合連合会の項の次に次のように加える。

認可金融商品取引業協会 金融商品取引法

別表第一 第一号の表保険契約者保護機構の項の次に次のように加える。

水先人会 水先法

（法人税法の一部改正）

第二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二 連結納税義務者（第四条の二）第四條の五」を「第二章の二 連結納税の二」第四條の五」を「第二章の三 法人課税義務者（第四条の二）第四條の五」に、「第十条

信託（第四条の六）第四條の八」に、「第十五条の二」に、「第十五条の三」を「第十五条の二」に、「第二編 内国法人の納税義務」を「第二編 内国法人の法人税」に、「（第六十一条）」を「（第六十条の三）」に、「第一目 有

る。

第二百三十四條第一項第二号中「（信託に関する計算書等）」を「（信託の計算書等）」に改める。

第二百四十二條第五号中「（信託に関する計算書等）」を「（信託の計算書等）」に改め、同条第六号中「同条第四項」を「第二百二十五条第三項若しくは第二百二十六条第四項」に改め、同条第八号中「正当な理由がないのに」の下に「第二百二十五条第三項ただし書」を、「又は」の下に「第二百二十五条第三項ただし書に規定する通知書」を加える。

価証券の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条の二）第六十一条の四」を「第一目 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条）価証券の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条の二）第六十一条の四」に、「第八款 各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）を「第九款 リース取引（第六十四条の二）第十款 各事業年度の所得の金額の計

「第一章の三

額の計算(第六十四条の三)に、 算の細目(第六十五条)に、 第一節 課税 第二節 申 第三節 退職	特定信託の各計算期間の所得に対する法人税 税標準及びその計算(第八十二条の二・第八十 額の計算(第八十二条の四―第八十二条の七) 告、納付、還付等(第八十二条の八―第八十二 年金等積立金に対する法人税 第二条の三) を「第二章 退職年金等積立金に対 条の十七)」	する法人税」に、「第三編 外国法人の納税義 「第二章 第一 第二 第三 第三	務」を「第三編 外国法人の法人税」に、 第三 第一 第二 第三 第三	の二 特定信託の各計算期間の所得に対する法 節 課税標準及びその計算(第四百四十五条の 節 税額の計算(第四百四十五条の四―第四百十 節 申告、納付、還付等(第四百四十五条の八) 退職年金等積立金に対する法人税	節 課税標準及びその計算(第四百四十五条の 節 税額の計算(第四百四十五条の十二) 節 申告及び納付(第四百四十五条の十二) 人税	二・第四百四十五条の三) 五条の七)」	「第三章 退職年金 第一節 課税標 第二節 税額の 第三節 申告及	九・第四百四十五条の十) を 第二節 税額の 第三節 申告及	等積立金に対する法人税 準及びその計算(第四百四十五条の二・第四百十 計算(第四百四十五条の四) び納付(第四百四十五条の五) 五条の三) に改める。	第二条第十二号の八中「合併法人の株式又は 出資」を「合併法人株式(合併法人の株式又は出 資をいう。又は合併親法人株式(合併法人との 間に当該合併法人の発行済株式又は出資自己 が有する自己の株式又は出資を除く。以下この 条において「発行済株式等」という。の全部を保 有する関係として政令で定める関係がある法人 の株式又は出資をいう。のいずれか一方の株式 又は出資」に改め、同号イ中「発行済株式又は出 資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。 以下この条において「発行済株式等」という。)」 を「発行済株式等」に改め、同号ロ(1)中「(出資に あつては、総額。以下第十二号の十六までにお いて同じ。)」を削り、同条第十二号の十一中「株 式以外の資産」を「株式又は分割承継親法人株 式(分割承継法人との間に当該分割承継法人の 発行済株式等の全部を保有する関係として政令 で定める関係がある法人の株式をいう。以下こ の号において同じ。のいずれか一方の株式以外 の資産」に、「株式以外の資産が」を「株式又は 分割承継親法人株式のいずれか一方の株式以外 の資産が」に改め、同条第十二号の十六中「株式 以外」を「株式又は株式交換完全支配親法人株式 (株式交換完全親法人との間に当該株式交換完 全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係 として政令で定める関係がある法人の株式をい う。のいずれか一方の株式以外」に改め、同号 ロ(1)中「を行うことが見込まれている場合には、 当該相当する数の者のうち当該適格組織再編成 に伴い」を「に伴い当該相当する数の者の全部又 は一部が」に、「分割承継法人、被現物出資法人	又は被事後設立法人にあつては、当該株式交換 完全親法人との間に政令で定める関係があるも のに限る。ロにおいて「合併法人等」という。)」 を「以下この号及び次号において「合併法人等」 という。に引き継がれることが見込まれている 場合には、当該相当する数の者のうち当該合併 法人等」に改め、同条第十二号の十七ロ(1)中「を 行うことが見込まれている場合には、当該相当 する数の者のうち当該適格組織再編成に伴い当 該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法 人、被現物出資法人又は被事後設立法人(分割 承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人 にあつては、当該株式移転に係る株式移転完全 親法人との間に政令で定める関係があるものに 限る。ロにおいて「合併法人等」という。)」を「に 伴い当該相当する数の者の全部又は一部が当該 適格組織再編成に係る合併法人等に引き継がれ ることが見込まれている場合には、当該相当す る数の者のうち当該合併法人等」に改め、同条 第十九号中「又は各計算期間」及び「又は当該計 算期間」を削り、同条第二十号中「(有価証券を 除く。)」を削り、「棚卸し」を「棚卸し」に改め、 「定めるもの」の下に「(有価証券及び第六十一 条第一項「短期売買商品の譲渡損益及び時価評価 損益の益金又は損金算入」に規定する短期売買 商品を除く。)」を加え、同条第二十一号中「証券 取引法」を「金融商品取引法」に改め、「出資の 下に」及び第六十一条の五第一項「デリバティブ 取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は 損金算入等」に規定するデリバティブ取引に 係るもの」を加え、同条第二十六号中「同条第二 十八項」を「同条第二十二項」に、「第二十八号」 を「第二十九号ロ」に改め、「同じ。」の下に「並 びに委託者が実質的に多数でないものとして政 令で定める信託」を加え、同条第二十七号を削 り、同条第二十八号を同条第二十七号とし、同 条第二十九号を同条第二十八号とし、同号の次 に次の一号を加える。	二十九 集団投資信託 次に掲げる信託をい う。 イ 合同運用信託 ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第 二条第三項に規定する投資信託(次に掲 げるものに限る。及び外国投資信託 (1) 投資信託及び投資法人に関する法律 第二条第四項に規定する証券投資信託 (2) その受託者(投資信託及び投資法人 に関する法律第二条第一項に規定する 委託者指図型投資信託にあつては、委 託者)による受益権の募集が、同条第 八項に規定する公募により行われ、か つ、主として国内において行われるも のとして政令で定めるもの ハ 特定受益証券発行信託(信託法(平成十 八年法律第八十八号)第八十五条第三項 (受益証券の発行に関する信託行為の定 め)に規定する受益証券発行信託のうち、 次に掲げる要件のすべてに該当するもの (イ)に掲げる信託及び次号ハに掲げる信 託を除く。をいう。) (1) 信託事務の実施につき政令で定める 要件に該当するものであることについ て政令で定めるところにより税務署長 の承認を受けた法人(1)において「承認 受託者」という。が引き受けたもので あること(その計算期間開始の日の前 日までに、当該承認受託者(当該受益 証券発行信託の受託者に就任したこと によりその信託事務の引継ぎを受けた 承認受託者を含む。がその承認を取り 消された場合及び当該受益証券発行信 託の受託者に承認受託者以外の者が就 任した場合を除く。) (2) 各計算期間終了の時ににおける未分配 利益の額として政令で定めるところに より計算した金額のその時における元 本の総額に対する割合(3)において「利 益留保割合」という。が政令で定める
---	---	---	---	--	--	--------------------------------	--	---	--	---	--	---

イ 合同運用信託

投資信託及び投資法人に関する法律第二條第三項に規定する投資信託（次に掲げるものに限る。）及び外国投資信託

(1) 投資信託及び投資法人に関する法律第二條第四項に規定する証券投資信託

(2) その受託者、投資信託及び投資法人に関する法律第二條第一項に規定する委託者指図型投資信託にあつては、委託者）による受益権の募集が、同條第八項に規定する公募により行われ、かつ、主として国内において行われるものとして政令で定めるもの

ハ 特定受益証券発行信託（信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五條第三項（受益証券の発行に関する信託行為の定め）に規定する受益証券発行信託のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（イ）に掲げる信託及び次号ハに掲げる信託を除く。）をいう。）

(1) 信託事務の実施につき政令で定める要件に該当するものであることについて政令で定めるところにより、税務署長の承認を受けた法人（①において「承認受託者」という。）が引き受けたものであること（その計算期間開始の日の前日までに、当該承認受託者（当該受益証券発行信託の受託者に就任したことによりその信託事務の引継ぎを受けた承認受託者を含む。）がその承認を取り消された場合及び当該受益証券発行信託の受託者に承認受託者以外の者が就任した場合を除く。）。

(2) 各計算期間終了の時における未分配利益の額として政令で定めるところにより計算した金額のその時における元本の総額に対する割合（③において「利益留保割合」という。）が政令で定める

該法人の株主等が取得する受益権のその信託に係るすべての受益権に対する

割合が百分の五十を超えるものとして政令で定めるものに該当することが見込まれてしたこと（その信託財産に属する金銭以外の資産の種類がおおむね同一である場合として政令で定める場合を除く。）。

(2) その信託の効力が生じた時又はその存続期間（その信託行為において定め

られた存続期間をいう。(2)において同じ。)の定めの変更の効力が生じた時(2)において「効力発生時等」という。)

において当該法人又は当該法人との間に政令で定める特殊の関係のある者

(2)及び(3)において「特殊関係者」という。が受託者であり、かつ、当該効力発生時等において当該効力発生時等以後のその存続期間が二十年を超えるものとされていたこと(当該法人又は当該法人の特殊関係者のいずれもがその

受託者でなかつた場合において当該法人又は当該法人の特殊関係者がその受

託者に就任することとなり、かつ、その就任の時に於いてその時以後のその存続期間が二十年を超えるものとされていたときを含むものとし、その信託

(3) その信託の効力が生じた時において、当該法人又は当該法人の特殊関係者を財産の性質上その信託財産の管理又は処分に長期間を要する場合として政令で定める場合を除く。）。

その受託者と、当該法人の特殊関係者をその受益者とし、かつ、その時ににおいて当該特殊関係者に対する収益の分配の割合の変更が可能である場合として政令で定める場合に該当したこと。

投資信託及び投資法人に関する法律第二條第三項に規定する投資信託

法律第百五号)第二条
規定する特定目的信託

第四条の見出しを削り、同条第一項中「営む場合」の下に、「法人課税信託の引受けを行う場

第一編第二章の二の次に次の一章を加える。
第二章の三 法人課税信託

第四条の六 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資

五 信託の分割は分割型分割に含まれるものとし、信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る受託法人は分割法人に含まれるものと、信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

(受託法人等に関するこの法律の適用)

第四条の七 受託法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合にあっては、当該受託者である個人)について、前条の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この条において同じ。又は法人課税信託の受益者についてこの法律の規定を適用する場合)には、次に定めるところによる。

一 法人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるもの（次号において「営業所」という。）が国内にある場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、内国法人とする。

二 法人課税信託の信託された営業所が国内
 ない場合には、当該法人課税信託に係る
 受託法人は、外国法人とする。

三 受託法人（会社でないものに限る。）は、会社とみなす。

四 信託の併合は合併とみなし、信託の併合に係る従前の信託である法人課税信託に係る受託法人は被合併法人に含まれるものと、信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る受託法人は合併法人に含まれるものとする。

五 信託の分割は分割型分割に含まれるものとし、信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る受託法人は分割法人に含まれるものと、信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移

転を受ける法人課税信託に係る受託法人は分割承継法人に含まれるものとする。

六 法人課税信託の受益権は株式又は出資とみなし、法人課税信託の受益者は株主等に含まれるものとする。この場合において、その法人課税信託の受託者である法人の株式又は出資は当該法人課税信託に係る受託法人の株式又は出資でないものとみなし、当該受託者である法人の株主等は当該受託法人の株主等でないものとする。

七 受託法人は、当該受託法人に係る法人課税信託の効力が生ずる日(一の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日とする。)に設立されたものとする。

八 法人課税信託について信託の終了があつた場合又は法人課税信託(第二条第二十九号の二(定義)に掲げる信託に限る。)に第十二条第一項(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する受益者同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。次号において「受益者等」という。)が存することとなつた場合(第二条第二十九号の二イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。)には、これらの法人課税信託に係る受託法人の解散があつたものとする。

九 法人課税信託(第二条第二十九号の二に掲げる信託を除く。以下この号において同じ。)の委託者がその有する資産の信託をした場合又は第十二条第一項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に該当することとなつた場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人は

に対する出資があつたものとみなす。

十 法人課税信託の収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当と、法人課税信託の元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす。

十一 前各号に定めるもののほか、受託法人又は法人課税信託の受益者についてのこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(受託者が二以上ある法人課税信託)

第四条の八 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、一の者の信託資産等とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項に規定する場合には、同項の各受託者は、同項の法人課税信託の信託事務を主宰する受託者を納税義務者として当該法人課税信託に係る法人税を納めるものとする。

第七条の二を削る。

第八条中「及び前条」を削る。

第十条の二を削る。

第十条の三中「第四百四十五条の十」を「第四百四十五条の三」に改め、「及び前条」を削り、第一編第三章中同条を第十条の二とする。

第十二条を次のように改める。

(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)

第十二条 信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限り)は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限(軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。)を現に

有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く。)は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 法人が受託者となる集団投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託等の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額、各連結事業年度の連結所得の金額及び清算所得の金額の計算上、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 退職年金等信託 第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第百二十八条第三項(基金の業務)若しくは第百三十七条の十五第四項(連合会の業務)に規定する契約又はこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託をいう。

二 特定公益信託等 第三十七条第六項(寄附金の損金不算入)に規定する特定公益信託及び社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第十一項(定義)に規定する加入者保護信託をいう。

5 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条第一項中「若しくは規約」を「、規約その他これらに準ずるもの」に改める。

第十四条第二十一号を次のように改める。

二十一 第四百四十一号(外国法人に係る法人税の課税標準)に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途において同条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合、同条第三号に掲げる外国法人に該当する法人(同条第二号に掲げる外国法人にも該当する法人を除く。)が事業年度の中途において同条第一号若しくは第二号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた場合、同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途において同条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた場合又は同条第二号若しくは第三号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた場合、その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなつた日の前日までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間

第十四条第二十二号を同条第二十三号とし、同条第二十一号の次の一号を加える。

二十一 第四百四十一号(外国法人に該当する法人が事業年度の中途において同条第二号から第四号までに掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた場合、同条第二号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合、同条第三号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合、同条第四号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合)と同条第二号及び同条第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当することとなつた場合を除く。)、同条第三号に掲げる外国法人に該当

する法人が事業年度の中途において同条第四号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合又は同条第二号及び第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当していた法人が事業年度の中途においてこれらのうちいずれか一にのみ該当することとなつた場合、その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなつた日までの期間及びその該当することとなつた日の翌日からその事業年度終了の日までの期間

第十五条の三を削る。

第十七条の次に次の一条を加える。

(法人課税信託の受託者である個人の納税地)

第十七条の二 法人課税信託の受託者である個人の当該法人課税信託に係る法人税の納税地は、当該個人が所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第十五条各号(納税地)に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所当該個人が同法第十六条第一項又は第二項(納税地の特例)の規定の適用を受けている場合にあつてはこれらの規定により所得税の納税地とされている場所とし、当該個人が同法第十八条第一項(納税地の指定)の規定により所得税の納税地が指定されている場合にあつてはその指定された場所とする。)とする。

第十八条第一項中「前二条を」前三条に改め、「が法人」の下に「法人課税信託の受託者である個人を含む。以下この章において同じ。」を加える。

第二編の編名を次のように改める。

第二編 内国法人の法人税

第二十三条第一項中「受益証券」を「受益権」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第二十四条第一項第四号中「証券取引所」を「金融商品取引法第二十六条(定義)に規定する金融商品取引所」に、「第六十一条の二第十

一項第一号」を「第六十一条の二第十四項第一号」に改める。

第三十一条第一項中「うち、その内国法人を」うち、その取得をした日及びその種類の区分に応じ政令で定める償却の方法の中からその内国法人に改め、同条第六項中「種類、その」を「特例、償却の方法」に改め、「手続の下に」償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額を加える。

第三十四条第一項第一号中「であり、かつ、」を「である給与(次号において「定期給与」という。)で」、「である給与」を「であるもの」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与(定期同額給与及び利益連動給与(利益に関する指標を基礎として算定される給与をいう。次号において同じ。))を除くものとし、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与(同族会社に該当しない内国法人が支給するものに限り。以外)の給与にあつては政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合における当該給与に限る。)

第三十四条第一項第三号中「内国法人(同族会社に該当するものを除く。))」を「同族会社に該当しない内国法人」に改め、同号イ中「証券取引法第二十四条第一項(有価証券報告書)」を「金融商品取引法第二十四条第一項(有価証券報告書の提出)」に改める。

第三十七条第六項中「信託法(大正十一年法律第六十二号)第六十六条」を「公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条」に、「信託終了」を「信託の終了」に改める。

第三十八条第二項第一号中「第六十六条第四項」を「第九条の四(受益者等が存しない信託等の特例)又は第六十六条第四項」に改める。

第三十九条第一項第一号中「第三十五条」を

「第三十三条、第三十五条」に改め、「(同族会社)の第二次納税義務等」を削り、「(人格のない社団等に係る第二次納税義務)」を「(無限責任社員)の第二次納税義務等」に改め、同項第二号中「第十一条の四」を「第十一条の二、第十一条の四」に改め、「(同族会社の第二次納税義務等)」を削り、「(人格のない社団等に係る第二次納税義務)」を「(無限責任社員の第二次納税義務等)」に改め、同条第二項中「金額で」を「金額又は信託の終了による信託財産に属する資産の給付に係る同項第三号に掲げる金額で、」に改め、「分配をした法人」の下に「又はその信託の信託法第一百七十七条(清算受託者の職務)に規定する清算受託者」を加える。

第四十七条第一項中「の取得」の下に「(第六十四条の二第三項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものによる取得を除く。以下この項及び第五項において同じ。))」を加える。

第四十八条第一項中「取得する」を「同項に規定する取得をする」に改め、同条第二項中「取得した」を「同項に規定する取得をした」に改める。

第五十四条第一項中「昭和四十年法律第三十三号」を削り、同条第三項中「第一項を」前項に、「同項を」第一項に改める。

第五十五条第四項第四号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第五十七条第九項中「規定する場合」の下に「に該当する場合」を加え、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 連結子法人である内国法人が、連結法人単体事業年度(当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割前項第一号イ又はハに掲げるものを除く。)を行った場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度又

は当該内国法人が第四条の五第二項(第四号又は第五号に係る部分に限る。)の規定により第四条の二の承認を取り消された場合のその取り消された日の前日の属する事業年度をいう。において次の各号に規定する場合に該当する場合には、当該各号に掲げる欠損金額については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 当該内国法人を第二項に規定する合併法人等とする同項に規定する適格合併等(当該内国法人との間に連結完全支配関係がない法人(連結欠損金額とみなされる欠損金額を有する法人)として政令で定める法人を除く。以下この項において「非支配法人」という。)を第二項に規定する被合併法人等とするものに限る。を行った場合における当該非支配法人の同項に規定する未処理欠損金額 同項及び第三項

二 当該内国法人を合併法人又は分割承継法人とする第五項の適格合併又は適格分割(非支配法人を被合併法人又は分割法人とするものに限る。を行った場合における当該内国法人の同項に規定する欠損金額 同項

第五十八条第二項中「この項及び第六項」を「この条」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 連結子法人である内国法人が、第五十七条第十項に規定する連結法人単体事業年度において当該内国法人を第二項に規定する合併法人等とする適格合併等(当該内国法人との間に連結完全支配関係がない法人(連結欠損金額とみなされる災害損失欠損金額を有する法人)として政令で定める法人を除く。以下この項において「非支配法人」という。)を第二項に規定する被合併法人等とするものに限る。を行った場合には、当該非支配法人の同項に規

定する未処理災害損失欠損金額については、同項の規定は、適用しない。

第二編第一章第一節第四款第十目中第六十一条を第六十条の三とする。

第六十一条の二第二項中「合併法人の株式」の下に「又は合併法人との間に当該合併法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式のいずれか一方の株式」を加え、同条第四項中「株式以外」を「株式又は分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人（以下この項において「親法人」という。）の株式のいずれか一方の株式以外」に、「交付されたもの（以下この項において「金銭等交付分割型分割」という。）に限る」を「交付されなかつたもの（以下この項において「金銭等不交付分割型分割」という。）を除く」に、「金銭等交付分割型分割を除く」を「金銭等不交付分割型分割に限る」に、「株式の」を「株式又は親法人の株式の」に改め、同条第五項中「株式の下に」又は合併親法人株式を加え、同条第六項中「株式の下に」又は第二十二号の十一に規定する分割承継親法人株式（第八項において「分割承継親法人株式」という。）を加え、同条第十六項を同条第二十三項とし、同条第十五項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「免許の申請」を「免許及び免許の申請」に改め、同項を同条第二十項とし、同項の次に次の二項を加える。

21 内国法人が次条第一項第一号に規定する売買目的有価証券、社債等の振替に関する法律第九十条第一項（定義）に規定する分離適格振替国債である有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「特定有価証券」という。）を有する場合において、その特定有価証券について、同号に規定する目的で有価証券の売買を行う業務の全部を廃止した

こと、同条第一項に規定する元利分離が行われたことその他の政令で定める事実が生じたときは、政令で定めるところにより、当該事実が生じた時において、当該特定有価証券を譲渡し、かつ、当該特定有価証券以外の有価証券を取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

22 内国法人が、自己を合併法人、分割承継法人又は株式交換完全親法人とする合併、分割又は株式交換（以下この項において「合併等」という。）により親法人株式（その内国法人との間に当該内国法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人に該当することが当該合併等に係る契約をする日（以下この項において「契約日」という。）において見込まれる法人の株式をいう。以下この項において同じ。）を交付しようとする場合において、契約日に親法人株式を有していたとき、又は契約日後に当該内国法人を合併法人とする適格合併その他の政令で定める事由により親法人株式の移転を受けたときは、当該契約日又は当該移転を受けた日（以下この項において「契約日等」という。）において、これらの親法人株式（その交付しようとする）が見込まれる数を超える部分の数として政令で定める数に相当するものを除く。以下この項において同じ。）を当該契約日等における価額により譲渡し、かつ、これらの親法人株式をその価額により取得したものとみなして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

第六十一条の二第十四項を同条第十九項とし、同条第十三項を同条第十八項とし、同条第十二項を同条第十七項とし、同条第十一項中「帳簿価額」の下に「（第四号に掲げる有価証券にあつては、同号の新株予約権付社債の有価証券の直前の帳簿価額）」を加え、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

15 内国法人が旧受益権（当該内国法人が有し

ていた集団投資信託の受益権をいう。）に係る信託の併合（当該集団投資信託の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。）により当該受益権の交付を受けた場合における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該旧受益権の当該信託の併合の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

16 内国法人が旧受益権（当該内国法人が有していた集団投資信託の受益権をいう。以下この項において同じ。）に係る信託の分割により承継信託（信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう。以下この項において同じ。）の受益権その他の資産の交付を受けた場合には、当該旧受益権のうち当該信託の分割により当該承継信託に移転した資産及び負債に対応する部分の譲渡を行つたものとみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、その信託の分割（分割信託（信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する信託をいう。）の受益者に承継信託の受益権以外の資産（信託の分割に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されたもの（以下この項において「金銭等交付分割」という。）に限る。）により承継信託の受益権その他の資産の交付を受けたときにおける第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、その旧受益権の当該信託の分割の直前の帳簿価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「分割純資産対応帳簿価額」という。）とし、その信託の分割（金銭等交付分割を除く。）により承継信託の受益権の

交付を受けたときにおける第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、いずれもその旧受益権の当該信託の分割の直前の分割純資産対応帳簿価額とする。

第六十一条の二第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「当該株式移転完全親法人の株式」を「当該株式」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「株式以外」を「株式又は株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式のいずれか一方の株式以外」に、「当該株式交換完全親法人の株式」を「当該株式」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 内国法人が自己を株式交換完全親法人とする適格株式交換により第二十二号の十六に規定する株式交換完全支配親法人株式を交付した場合における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該株式交換完全支配親法人株式の当該適格株式交換の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

第六十一条の二第六項の次に次の二項を加える。

7 内国法人が自己を合併法人とする適格合併により第二十二号の八に規定する合併親法人株式を交付した場合における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該合併親法人株式の当該適格合併の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

8 内国法人が自己を分割承継法人とする適格分割により分割承継親法人株式を交付した場合における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該分割承継親法人株式の当該適格分割の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

第六十一条の四第一項中「第六十一条の二第十四項」を「第六十一条の二第十九項」に、「同条第十五項」を「同条第二十項」に、「証券取引法第

二条第八項第四号」を「金融商品取引法第二条第八項第六号」に改める。

第二編第一章第一節第五款中第一目を第一目の二とし、同目の前に次の一目を加える。

第一目 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益

（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）

第六十一条 内国法人が短期売買商品（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（当該短期売買商品が合併、分割又は適格現物出資により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合における当該移転を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一 その短期売買商品の譲渡に係る対価の額
二 その短期売買商品の譲渡に係る原価の額
（その短期売買商品についてその内国法人が選定した一単位当たりの帳簿価額の算出の方法により算出した金額（算出の方法を選定しなかつた場合又は選定した方法により算出しなかつた場合には、算出の方法のうち政令で定める方法により算出した金額）にその譲渡をした短期売買商品の数量を乗じて計算した金額をいう。）

2 内国法人が事業年度終了の時にあって有する短期売買商品については、時価法（事業年度終了の時にあって有する短期売買商品をその種類及び銘柄（以下この項において「種類

等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その時における価額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該短期売買商品のその時における評価額とする方法をいう。）により評価した金額（次項において「時価評価金額」という。）をもつて、その時における評価額とする。

3 内国法人が事業年度終了の時にあって短期売買商品を有する場合には、当該短期売買商品に係る評価益（当該短期売買商品の時価評価金額が当該短期売買商品のその時における帳簿価額（以下この項において「期末帳簿価額」という。）を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は評価損（当該短期売買商品の期末帳簿価額が当該短期売買商品の時価評価金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、第二十五条第一項資産の評価益の益金（算入）又は第三十三条第一項資産の評価損の損金（算入）の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

4 内国法人が、短期売買商品を有する場合には、第一項に規定する目的で短期売買商品の売買を行う業務の全部を廃止したときは、その廃止した時において、その短期売買商品をその時における価額により譲渡し、かつ、短期売買商品以外の資産をその価額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

5 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出の基礎となる取得価額の算出の方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の種類、その算出の方法の選定の手続、第三項に規定する評価益又は評価損の翌事業年度における処理その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第六十一条の六第一項第一号中「資産」の下に「第六十一条第一項（短期売買商品の譲渡損益

及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品及び」を加え、同条第二項第二号中「第六十一条の二十四項」を「第六十一条の二十九項」に、「同条第十五項」を「同条第二十項」に改める。

第六十一条の八第二項中「外貨建取引」の下に「第六十一条第一項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品又は」を加える。

第六十一条の十一第一項第三号中「法人」の下に「次号及び」を加え、同項第四号中「内国法人が最初連結親法人事業年度」を「内国法人又は完全子法人が最初連結親法人事業年度」に改める。

第六十一条の十二第一項第二号中「連結親法人」の下に「又は連結子法人」を加える。

第六十二条の二第二項中「から当該合併法人の株式の下に」又は第二項第十二号の八（定義）に規定する合併親法人株式を、「みなされる当該合併法人の株式」及び「当該株式の下に」又は「当該合併親法人株式」を加え、同条第三項中株式の下に「又は第二項第十二号の十一に規定する分割承継親法人株式」を加える。

第六十二条の七第一項中「いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係（以下この条において「特定資本関係」という。）を「特定資本関係（第五十七条第三項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する特定資本関係をいう。以下この条において同じ。）に、「共同で事業を営むための適格合併、適格分割又は適格現物出資を」第五十七条第五項に規定する共同で事業を営むための適格合併等」に改め、同条第四項中「第六十一条第一項」を「第六十条の三第一項」に、「同項」を「当該特定適格合併等に係る同項」に改め、同条第五項中「第六十一条

第一項」を「第六十条の三第一項」に、「第一項の規定」を「当該特定適格合併等に係る第一項の規定」に改め、同条第六項中「第六十一条第一項」を「第六十条の三第一項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 連結子法人である内国法人が、第五十七条第十項に規定する連結法人単体事業年度において特定適格合併等（当該内国法人を合併法人又は分割承継法人とする適格合併又は適格分割で、当該内国法人との間に連結完全支配関係がない法人（同項第一号に規定する政令で定める法人を除く。）を被合併法人又は分割法人とするものに限る。）を行った場合には、当該内国法人の第二項第二号に規定する特定保有資産については、当該特定適格合併等に係る第一項の規定は、適用しない。

第六十二条の八第四項中「当該事業年度」の下に「当該内国法人が当該合併を行う場合にあっては、当該合併の日の前日の属する事業年度」を加え、同条第六項中「事業年度」の下に「（その該当することとなつた日が自己を被合併法人とする合併の日である場合には、当該合併の日の前日の属する事業年度）を加え、同項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「から三年が経過した場合」の下に「又は自己を被合併法人とする合併（適格合併を除く。）を行う場合」を、「当該三年が経過した場合」の下に「又は当該合併を行う場合」を加え、同条第七項中「当該事業年度」の下に「（当該内国法人が当該合併を行う場合にあっては、当該合併の日の前日の属する事業年度）を加える。

第六十三条第一項中「次項若しくは第三項」を「第三項若しくは第四項」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「長期割賦販売等とは、」の下に「資産の販売等」を加え、「資産の販売等」を「もの及びリース譲渡」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加え

る。
7 第二項の規定は、リース譲渡の日の属する事業年度の確定申告書に、同項に規定する収益の額及び費用の額として政令で定める金額の益金算入及び損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

8 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

第六十三条第四項中「第一項の」を「第一項又は第二項の」に改め、「資産の販売等」の下に「又はリース譲渡」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定」を「第一項又は第二項の規定」に改め、「政令で定める場合を除く。」を削り、「同項に規定する資産の販売等」を「その適用を受けている資産の販売等又はリース譲渡」に、「各事業年度の所得の金額」を「各事業年度又は各連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額」に、「同項の」を「第一項又は第二項の」に改め、「除く。」は「の下に」に、「当該収益の額と費用の額との差額が少額であるもの」として政令で定める要件に該当する契約その他政令で定める契約に係るものを除き」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「政令で定める場合を除く。」を削り、「同項に規定する資産の販売等」を「その適用を受けている資産の販売等又はリース譲渡」に、「各事業年度の所得の金額」を「各事業年度又は各連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額」に、「同項の」を「前二項の」に改め、「除く。」は「の下に」に、「当該収益の額と費用の額との差額が少額であるもの」として政令で定める要件に該当する契約その他政令で定める契約に係るものを除き」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内国法人が、第六十四条の二第三項（リ

ース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡し（以下この条において「リース譲渡」という。）を行つた場合には、前項の規定にかかわらず、その対価の額を政令で定めるところにより利息に相当する部分とそれ以外の部分とに区分した場合における当該リース譲渡の日の属する事業年度以後の各事業年度の収益の額及び費用の額として政令で定める金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。ただし、当該リース譲渡に係る収益の額及び費用の額につき、当該リース譲渡の日の属する事業年度後のいずれかの事業年度において次項又は第四項の規定の適用を受けた場合は、これらの規定の適用を受けた事業年度後の事業年度については、この限りでない。

第二編第一章第一節中第八款を第十款とし、第七款の次に次の二款を加える。

第八款 リース取引

（リース取引に係る所得の金額の計算）

第六十四条の二 内国法人がリース取引を行つた場合には、そのリース取引の目的となる資産（以下この項において「リース資産」という。）の賃貸人から賃借人への引渡しの時に当該リース資産の売買取引があつたものとして、当該賃貸人又は賃借人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2 内国法人が譲受人から譲渡人に対する賃貸（リース取引）に該当するものに限り、を条件に資産の売買を行つた場合において、当該資産の種類、当該売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、当該資産の売買はなかつたものとし、かつ、当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付けがあつたものとして、当該譲受人又は譲渡人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

3 前二項に規定するリース取引とは、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他の政令で定めるものを除く。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

一 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。

二 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を、実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

4 前項第二号の資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているかどうかの判定その他前三項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

第九款 法人課税信託に係る所得の金額の計算

第六十四条の三 第二条第二十九号ハ（定義）に規定する特定受益証券発行信託が法人課税信託に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時の直前の未分配利益の額に相当する金額として政令で定める金額は、当該法人課税信託に係る受託法人（第四条の七受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。以下この条において同じ。）のその該当することとなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 内国法人が法人課税信託（第二条第二十九号の二に掲げる信託に限る。）の第十二条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算中における受益者を除く。）となつたことにより当該法人課税信託が

同号口に掲げる信託に該当しないこととなつた場合（同号イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、その受託法人からその信託財産に属する資産及び負債のその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

3 前項の内国法人が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎにより生じた収益の額又は損失の額は、当該内国法人のその引継ぎを受けた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しない。

4 法人課税信託に係る受託法人が当該法人課税信託の受託者の変更により当該法人課税信託に係る資産及び負債の移転をしたときは、当該変更後の受託者に当該移転をした資産及び負債の当該変更の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該受託法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

5 前項の規定により同項の変更後の受託者が引継ぎを受ける資産及び負債の価額その他受託法人又はその受益者の各事業年度の所得の金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条に次の一項を加える。

6 第四条の七受託法人等に関するこの法律の適用に規定する受託法人については、第二項の規定は、適用しない。

第六十七条第一項中「株主又は社員」を「株主等」に改め、「となるもの」の下に「（資本金の額又は出資金の額が一億円以下であるものを除く。）」を加え、同条第二項中「株主又は社員」を「株主等」に改め、同条第五項中「当該事業年度終了の時ににおける資本金の額又は出資金の額が一億円以下である特定同族会社（第一号において「中小特定同族会社」という。）以外の特定同族会社にあつては、同号から第三号までに掲げる金額」を削り、同項第一号中「（中小特定同族会

社にあつては、百分の五十」を削り、同項第四号を削る。

第七十二条第一項中「である普通法人」の下に「(第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人を除く。」を加え、同条第三項中「第十項」を「第十一項」に、「第五項」を「第六項」に改める。

第八十一条の三第一項中「第八款」を「第十款」に改める。

第八十一条の四第一項中「受益証券」を「受益権」に改める。

第八十一条の九の二第二項中「掲げる欠損金額」を「掲げる未処理欠損金額」に改め、同項第一号中「同条第二項第三号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」を「同条第二項第三号に規定する未処理欠損金額又は同号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額」に、「当該欠損金額」を「当該未処理欠損金額」に改め、同条第三項中「同号又は同項第二号に定める欠損金額又は」を「同号に規定する欠損金額又は同項第二号に規定する欠損金額若しくは同号ロに掲げる」に改め、同条第四項中「同項第三号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」を「同項第三号に規定する未処理欠損金額又は同号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額」に改める。

第八十一条の十二に次の一項を加える。

6 第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人については、第二項の規定は、適用しない。

第八十一条の十三第一項中「以下この条」を「次項及び第五項」に改め、同条第四項中「(連結親法人の当該連結事業年度終了の時ににおける資本金の額又は出資金の額が一億円を超える場合にあっては、第一号から第三号までに掲げる金額)」を削り、同項第一号中「(連結親法人の当該連結事業年度終了の時ににおける資本金の額又は出資金の額が一億円以下である場合にあっては、百分の五十)」を削り、同項第四号を削る。

第八十一条の十八第二項中「に規定する」を

「の規定の適用を受ける」に改める。

第二編第一章の三を削る。

第九十二条中「による解散」の下に「及び信託特定解散」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する信託特定解散とは、法人課税信託(第二条第二十九号の二ロ(定義)に掲げる信託に限る。)に第十二条第一項(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する受益者(同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算中における受益者を除く。)が存することとなつたことに基因して第四条の七第八号(受託法人等)に関するこの法律の適用)の規定により同条に規定する受託法人が解散したものとされる場合におけるその解散をいう。

第二百二条第二項中「及び第四款」を「第四款及び第七款」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第二百二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百二条第三項及び第四項を削る。

第二百二十三条中「又は第三項」を削り、同条第一号中「又は同条第三項に規定する当該計算期間」を削り、同条第三号中「第二百二十七条第三項」を「第二百二十七条第二項」に、「第二百二十八条第一項若しくは第二項」を「第二百二十八条に改める。

第二百二十四条中「又は第三項」を削る。

第二百二十五条第二項及び第三項を削る。

第二百二十六条中「又は第二項」を削る。

第二百二十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は」を削り、「これらの規定の」を「同項の」に、「第一項各号又は前項各号」を「同項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百二十八条第二項を削る。

第二百三十二条の二中「をした一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人の株主等であ

る法人」を「に係る次に掲げる法人」に、「これらの」を「その」に、「当該一方の法人又は他方の法人」を「第一号又は第二号に掲げる法人」に改め、「出資を含む」の下に「第二号において同じ」を加え、同条に次の各号を加える。

一 合併等をした一方の法人又は他方の法人二 合併等により交付された株式を発行した法人(前号に掲げる法人を除く。)

三 前二号に掲げる法人の株主等である法人(前二号に掲げる法人を除く。)

第二百三十四条の三及び第二百三十四条の四を削る。

第三編の編名を次のように改める。

第三編 外国法人の法人税

第二百三十八条第五号ロ中「信託された」の下に「所得税法第二条第一項第十二号の二に規定する」を加え、「特定目的信託」を「第二条第二十九号ハ(定義)に規定する特定受益証券発行信託」に改める。

第二百四十二条中「第八款」を「第十款」に改める。

第二百四十三条に次の一項を加える。

6 第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人については、第二項の規定は、適用しない。

第三編第二章の二を削る。

第三編第三章第一節中第二百四十五条の九を第二百四十五条の二とし、第二百四十五条の十を第二百四十五条の三とする。

第三編第三章第二節中第二百四十五条の十一を第二百四十五条の四とする。

第二百四十五条の十二中「第二百四十五条の十一」を「第二百四十五条の四」に改め、第三編第三章第三節中同条を第二百四十五条の五とする。

第二百四十六条第一項中「特定信託確定申告書及び特定信託中間申告書」を削る。

第二百四十七条中「第二百三十四条」を「及び第二百三十四条」に改め、「第二百三十四条の二(特定信託の確定申告に係る更正による所得税額等

の還付)及び第二百三十四条の四(特定信託の確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付)及び「外国法人の特定信託の各計算期間の所得に対する法人税」を削る。

第二百四十八条に次の一項を加える。

2 第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人に係る前項の規定の適用については、同項中「協同組合等」とあるのは「協同組合等(法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者(以下この項において「主宰受託者」という。)以外の受託者を除く。)」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称(その法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所を含む。)」とする。

第二百四十八条の二を削る。

第二百四十九条に次の一項を加える。

2 第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人に係る前項の規定の適用については、同項中「該当する普通法人」とあるのは「該当する普通法人(法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者(以下この項において「主宰受託者」という。))以外の受託者を除く。以下この項において同じ。」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称(その法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所を含む。)」とする。

第二百四十九条の次に次の一条を加える。

(受託者の変更の届出)

第二百四十九条の二 法人課税信託について新たに

な受託者が就任した場合には、その就任した受託者(当該法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者(次項及び第三項において「主宰受託者」という。)とする。は、その就任の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその就任の事実を証する書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その就任した受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所

二 その法人課税信託の名称

三 その就任した受託者に信託事務の引継ぎをした者の名称又は氏名

四 その就任の日

五 その就任の理由

2 法人課税信託について受託者の任務が終了した場合には、その任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者(その引継ぎの直前において当該法人課税信託の受託者が二以上あつた場合には、その主宰受託者)は、その引継ぎをした日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその終了の事実を証する書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その引継ぎをした受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所所在地若しくは住所若しくは居所

二 その法人課税信託の名称

三 その信託事務の引継ぎを受けた者の名称又は氏名

四 その信託事務の引継ぎをした日

五 その終了の理由

3 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合において、その主宰受託者の変更があつたときは、その変更前の主宰受託者及びその変更後の主宰受託者は、それぞれ、その変更の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載し

た届出書にその変更の事実を証する書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その納税地

二 その法人課税信託の名称

三 その変更後又は変更前の主宰受託者の名称又は氏名

四 その変更の日

五 その変更の理由

第五百五十一條第一項中「第四項」を「第五項」に、「第二号及び次項」を「以下この条」に改め、「定める者」の下に「(当該者が法人である場合には、当該者の職務を行うべき者)」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第四條の七(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人が法人税申告書等を提出する場合において、当該受託法人が同条第三号の規定により会社とみなされる個人であるときは、第一項の規定によりその法人税申告書等に自署し、自己の印を押すべき者は、当該個人とする。

第五百五十二條を次のように改める。

(受託者の連帯納付の責任)

第五百五十二條 第四條の八第二項(受託者が二以上ある法人課税信託に係る納税義務)の規定により同項の法人課税信託の信託事務を主宰する受託者(以下この条において「主宰受託者」という。)が納めるものとされる法人税については、当該法人課税信託の主宰受託者以外の受託者は、その法人税について、連帯納付の責めに任ずる。

2 前項に規定する法人税を主宰受託者以外の受託者から徴収する場合における国税通則法第四十三條第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定の適用については、同項中「国税の徴収とあるのは「法人税法第二條第二十九号の二(定義)に規定する法人課税信託の同法第五十

二條第一項(受託者の連帯納付の責任)に規定する主宰受託者(以下この項において「主宰受託者」という。)以外の受託者(以下この項において「連帯受託者」という。)の同条第一項に規定する連帯納付の責任に係る法人税の徴収と、「その国税の納税地」とあるのは、当該法人税の納税地又は当該連帯受託者が当該法人課税信託の主宰受託者であつたとした場合における当該法人税の納税地」とする。

第五百五十九條第一項中、「第八十二條の十第一項第二号(特定信託の確定申告に係る法人税額(第四百四十五條の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。))に規定する法人税の額(第八十二條の六(特定信託に係る所得税額の控除(第四百四十五條の六(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。))又は第八十二條の七(特定信託に係る外国税額の控除(第四百四十五條の七(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。))の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないとした法人税の額)」を削り、「第四百四十五條の十二を「第四百四十五條の五」に、「第八十二條の十五第三項(特定信託に対する準用)、第四百四十五條第一項又は第四百四十五條の八」を「又は第四百四十五條第一項に、「管理人を含む。以下この編」を「管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第四百六十二條(偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪)まで」に改め、「第四百六十四條第一項」の下に「(罰則規定)」を加

える。

第六十條中、「第八十二條の十第一項(特定信託に係る確定申告(第四百四十五條の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。))を削り、「第四百四十五條の十二」を「第四百四十五條の五」に改める。

第六十一條中「第三項」を「第四項」に、「同項及び同条第二項」を「同項並びに同条第二項及び第四項」に改める。

第六十二條第一号中「第四百四十五條の十二」を「第四百四十五條の五」に改める。

第六十四條第一項中「代表者」の下に「(人格のない社団等の管理人を含む。))」を加える。

附則第十九條の次に次の一條を加える。

(公益信託の特例)

第十九條の二 公益信託(公益信託ニ關スル法律第一條(公益信託)に規定する公益信託(第三十七條第六項(寄附金の損金不算入)に規定する特定公益信託を除く。))をいう。以下この条において同じ。の委託者又はその相続人その他の一般承継人(以下この項において「委託者等」という。)は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。

2 公益信託は、第二條第二十九號の二(定義)に掲げる信託に該当しないものとする。

附則第二十條第二項中「第四百四十五條の十」を「第四百四十五條の三」に改める。

別表第二第一号の表中

学校法人(私立学校法第六十四條第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)

私立学校法(昭和二十四年法律第

二百七十号)

を

貸金業協会
学校法人(私立学校法第六十四條第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)

貸金業法(昭和五十八年法律第三十
私立学校法(昭和二十四年法律第二

二号)
百七十号)

に改め、証券業協会の項を削り、投資者保護基金の項を次のように改める。

投資者保護基金	金融商品取引法
別表第二第一号の表日本弁理士会の項の次に次のように加える。	
日本先人会連合会	水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)
認可金融商品取引業協会	金融商品取引法
別表第二第一号の表保険契約者保護機構の項の次に次のように加える。	
水先人会	水先法

(相続税法の一部改正)

第三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一章 総則

- 目次中「第一章 総則(第一条―第十条)」を
- 第一節 通則(第一条―第二条の二)
第二節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得し
第三節 信託に関する特例(第九条の二―第九条の
第四節 財産の所在(第十条)

たものとみなす場合(第三条―第九条)に改める。
六)

第一条の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第二条の二の次に次の節名を付する。

第二節 相続若しくは遺贈又は贈与に
より取得したものとみなす場
合

合

第四条の前の見出し及び同条を削り、第三条
の二を第四条とする。

第五条の前の見出しとして「(贈与により取得
したものとなす場合)」を付する。

第七条の前の見出しとして「(贈与又は遺贈に
より取得したものとみなす場合)」を付する。

第九条中「第四条」を「第五条」に改め、「まで」

の下に「及び次節」を加え、同条の次に次の一節
及び節名を加える。

第三節 信託に関する特例

(贈与又は遺贈により取得したものとみなす
信託に関する権利)

第九条の二 信託(退職年金の支給を目的とす
る信託その他の信託で政令で定めるものを除
く。以下同じ。)の効力が生じた場合におい
て、適正な対価を負担せず当該信託の受益
者等(受益者としての権利を現に有する者及
び特定委託者をいう。以下この節において同
じ。)となる者があるときは、当該信託の効力
が生じた時において、当該信託の受益者等と

なる者は、当該信託に関する権利を当該信託
の委託者から贈与(当該委託者の死亡に基因
して当該信託の効力が生じた場合には、遺
贈)により取得したものとみなす。

2 受益者等の存する信託について、適正な対
価を負担せず新たに当該信託の受益者等が
存するに至つた場合(第四項の規定の適用が
ある場合を除く。)には、当該受益者等が存す
るに至つた時において、当該信託の受益者等
となる者は、当該信託に関する権利を当該信
託の受益者等であつた者から贈与(当該受益
者等であつた者の死亡に基因して受益者等が
存するに至つた場合には、遺贈)により取得
したものとみなす。

3 受益者等の存する信託について、当該信託
の一部の受益者等が存しなくなつた場合にお
いて、適正な対価を負担せず既に当該信託
の受益者等である者が当該信託に関する権利
について新たに利益を受けることとなるとき
は、当該信託の一部の受益者等が存しなくな
つた時において、当該利益を受ける者は、当
該利益を当該信託の一部の受益者等であつた
者から贈与(当該受益者等であつた者の死亡
に基因して当該利益を受けた場合には、遺
贈)により取得したものとみなす。

4 受益者等の存する信託が終了した場合にお
いて、適正な対価を負担せず当該信託の
残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべ
き者となる者があるときは、当該給付を受け
るべき、又は帰属すべき者となつた時にお
いて、当該信託の残余財産の給付を受ける
べき、又は帰属すべき者となつた者は、当該
信託の残余財産(当該信託の終了の直前に
おいてその者が当該信託の受益者等であつた
場合には、当該受益者等として有していた
当該信託に関する権利に相当するものを除
く。)を当該信託の受益者等から贈与(当該受
益者等の死亡に基因して当該信託が終了した
場合には、遺贈)により取得したものとみな

す。

5 第一項の「特定委託者」とは、信託の変更を
する権限(軽微な変更をする権限として政令
で定めるものを除く。)を現に有し、かつ、当
該信託の信託財産の給付を受けることとされ
ている者(受益者を除く。)をいう。

6 第一項から第三項までの規定により贈与又
は遺贈により取得したものとみなされる信託
に関する権利又は利益を取得した者は、当該
信託の信託財産に属する資産及び負債を取得
し、又は承継したものとみなして、この法律
(第四十一条第二項を除く。)の規定を適用す
る。ただし、法人税法(昭和四十年法律第三
十四号)第二条第二十九号(定義)に規定する
集団投資信託、同条第二十九号の二に規定
する法人課税信託又は同法第十二条第四項
第一号(信託財産に属する資産及び負債並び
に信託財産に帰せられる収益及び費用の帰
属)に規定する退職年金等信託の信託財産に
属する資産及び負債については、この限りで
ない。

(受益者連続型信託の特例)

第九条の三 受益者連続型信託(信託法平成十
八年法律第八十八号)第九十一条(受益者の死亡
により他の者が新たに受益権を取得する旨の
定めのある信託の特例)に規定する信託、同
法第八十九条第一項(受益者指定権等)に規定
する受益者指定権等を有する者の定めのある
信託その他これらの信託に類するものとして
政令で定めるものをいう。以下この項におい
て同じ。)に関する権利を受益者(受益者が存
しない場合にあつては、前条第五項に規定す
る特定委託者)が適正な対価を負担せずに取
得した場合において、当該受益者連続型信託
に関する権利(異なる受益者が性質の異なる
受益者連続型信託に係る権利(当該権利のい
ずれかに収益に関する権利が含まれるものに
限る。)をそれぞれ有している場合にあつて
は、収益に関する権利が含まれるものに限

る。)で当該受益者連続型信託の利益を受ける期間の制限その他の当該受益者連続型信託に関する権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、当該制約は、付されていないものとみなす。ただし、当該受益者連続型信託に関する権利を有する者が法人(代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団を含む。以下第六十四条までにおいて同じ。)である場合は、この限りでない。

2 前項の「受益者」とは、受益者としての権利を現に有する者をいう。

(受益者等が存しない信託等の特例)

第九条の四 受益者等が存しない信託の効力が生ずる場合において、当該信託の受益者等となる者が当該信託の委託者の親族として政令で定める者(以下この条及び次条において「親族」という。)であるとき(当該信託の受益者等となる者が明らかでない場合にあつては、当該信託が終了した場合に当該委託者の親族が当該信託の残余財産の給付を受けることとなる)は、当該信託の効力が生ずる時ににおいて、当該信託の受益者は、当該委託者から当該信託に関する権利を贈与(当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生ずる場合にあつては、遺贈)により取得したものとみなす。

2 受益者等の存する信託について、当該信託の受益者等が存しないこととなつた場合(以下この項において「受益者等が不存在となつた場合」という。)において、当該受益者等の次に受益者等となる者が当該信託の効力が生じた時の委託者又は当該次に受益者等となる者の前の受益者等の親族であるとき(当該次に受益者等となる者が明らかでない場合にあつては、当該信託が終了した場合に当該委託者又は当該次に受益者等となる者の前の受益者等の親族が当該信託の残余財産の給付を受けることとなる)は、当該受益者等が不

存在となつた場合に該当することとなつた時において、当該信託の受益者は、当該次に受益者等となる者の前の受益者等から当該信託に関する権利を贈与(当該次に受益者等となる者の前の受益者等の死亡に基因して当該次に受益者等となる者の前の受益者等が存しないこととなつた場合にあつては、遺贈)により取得したものとみなす。

3 前二項の規定の適用がある場合において、これらの信託の受益者が個人以外であるときは、当該受益者を個人とみなして、この法律その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

4 前三項の規定の適用がある場合において、これらの規定により第一項又は第二項の受益者に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、当該受益者に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。

第九条の五 受益者等が存しない信託について、当該信託の契約が締結された時その他の時として政令で定める時(以下この条において「契約締結時等」という。)において存しない者が当該信託の受益者等となる場合において、当該信託の受益者等となる者が当該信託の契約締結時等における委託者の親族であるときは、当該存しない者が当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を個人から贈与により取得したものとみなす。

(政令への委任)

第九条の六 受益者等の有する信託に関する権利が当該信託に関する権利の全部でない場合における第九条の二第一項の規定の適用、同条第五項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するか否かの判定その他この節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 財産の所在

第十条の見出しを削り、同条第一項第五号中「保険の」を「保険(共済を含む。の)」に、「保険会社」を「保険会社等(保険業又は共済事業を行う者をいう。第五十九条第一項において同じ。)」に改め、「事務所」の下に「(この法律の施行地に本店又は主たる事務所がない場合において、この法律の施行地に当該保険の契約に係る事務を行う営業所、事務所その他これらに準ずるものを有するときにあつては、当該営業所、事務所その他これらに準ずるもの。次号において同じ。)」を加え、同項第九号を次のように改める。

九 法人税法第二十九条(定義)に規定する集団投資信託又は同条第二十九号の二に規定する法人課税信託に関する権利については、これらの信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在

第十九条の二第五項を次のように改める。

5 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が、隠ぺい仮装行為に基づき、第二十七条の規定による申告書を提出しており、又はこれを提出していなかつた場合において、当該相続又は遺贈に係る相続税についての調査があつたことにより当該相続税について更正又は決定があるべきことを予知して期限後申告書又は修正申告書を提出するときは、当該期限後申告書又は修正申告書に係る相続税額に係る同項の規定の適用については、同項第二号中「相続税の総額」とあるのは「相続税の総額で当該相続に係る被相続人の配偶者が行つた第六項に規定する隠ぺい仮装行為による事実に基づく金額に相当する金額を当該財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格に含まないものとして計算したものと」、「課税価格の合計額のうち」とあるのは「課税価格の合計額から当該相当する金額を控除した金額のうち」と、同号イ中「課税価格の合計額」とあるのは「課税価格の合計額から第六項

に規定する隠ぺい仮装行為による事実に基づく金額に相当する金額(当該配偶者に係る相続税の課税価格に算入すべきものに限る。))を控除した金額」と、同号ロ中「課税価格」とあるのは「課税価格から第六項に規定する隠ぺい仮装行為による事実に基づく金額に相当する金額(当該配偶者に係る相続税の課税価格に算入すべきものに限る。))を控除した金額」とする。

第十九条の二に次の一項を加える。

6 前項の「隠ぺい仮装行為」とは、相続又は遺贈により財産を取得した者が行う行為で当該財産を取得した者に係る相続税の課税価格の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装することをいう。

第二十一条の六第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 前二項に定めるもののほか、贈与をした者が第一項に規定する婚姻期間が二十年以上である配偶者に該当するか否かの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条第一項、第三十一条第二項、第三十二条第七号及び第三十五条第二項第五号中「第三号の二」を「第四号」に改める。

第四十一条第二項第三号中「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「昭和二十六年法律第九十八号」を加え、同条第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「資産の流動化に関する法律」の下に「平成十年法律第五十五号」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 投資信託及び投資法人に関する法律第三十九条の十二第一項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

第五十九条第一項中「第三条第一項第一号に

規定する」を削り、「もの、」を「もの又は」に、「同条第一項第二号」を「第三条第一項第二号」に改め、「又は引き受けた信託」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、保険金額又は退職手当金等の金額が財務省令で定める額以下である場合は、この限りでない。

第五十九条第一項第一号中「保険会社（保険業法第二十八条（定義）に規定する少額短期保険業者及び共済事業を行う者を含む。）を「保険会社等」に改め、同項第三号を削り、同条第三項中「第一項各号」の下に「及び第二項を加え、」より同項を「より第一項及び第二項に」「される同項を」を「されるこれらの規定に」「第一項並びに」を「第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 信託の受託者でこの法律の施行地に当該信託の事務を行う営業所、事務所、住所、居所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所等」という。）を有するものは、次に掲げる事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌末日までに、財務省令で定める様式に従って作成した受益者別（受益者としての権利を現に有する者の存しない信託にあつては、委託者別）の調書を当該営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、信託に関する権利又は信託財産の価額が一定金額以下であることその他の財務省令で定める事由に該当する場合は、この限りでない。

一 信託の効力が生じたこと（当該信託が遺言によりされた場合にあつては、当該信託の引受けがあつたこと）。

二 第九条の二第一項に規定する受益者等が変更されたこと（同項に規定する受益者等が存するに至つた場合又は存しなくなつた場合を含む。）。

三 信託が終了したこと（信託に関する権利の放棄があつた場合その他政令で定める場合を含む。）。

四 信託に関する権利の内容に変更があつたこと。

第六十四条第二項中「昭和四十年法律第三十四号」を削り、同条第四項中「株式移転」の下に「（以下この項において「合併等」という。）を、」又は他方の法人」の下に「（当該合併等により交付された株式又は出資を発行した法人を含む。以下この項において同じ。）を加え、同条に次の一項を加える。

5 法人課税信託（法人税法第二十九条の二に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者又は第九条の二第一項に規定する受益者等について、前各項の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

一 法人課税信託の受託者については、法人税法第四条の六（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）の規定により、各法人課税信託の同条第一項に規定する信託資産等及び同項に規定する固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなす。

二 法人税法第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）の規定を準用する。

三 前二号に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は第九条の二第一項に規定する受益者等についての前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則に次の一項を加える。

24 公益信託（二項スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条（公益信託）に規定する公益信託の委託者（その相続人その他の一般承継人を含む。）は、第九条の二第五項に規定する特定委託者に該当するものとみなして、この法律の規定を適用する。

（地価税法の一部改正）

第四条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一

部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

（信託財産に属する土地等の帰属）

第九条 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限り。）は、当該信託の信託財産に属する土地等を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、法人税法第二十九条（定義）に規定する集団投資信託、同条第二十九号の二に規定する法人課税信託又は同条第十二条第四項第一号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託の信託財産に属する土地等については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十二条第四項中「株式移転の下に」を「（以下この項において「合併等」という。）を、」又は他方の法人」の下に「（当該合併等により交付された株式又は出資を発行した法人を含む。以下この項において同じ。）を加え、同条に次の一項を加える。

5 法人課税信託（法人税法第二十九条の二に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者又は受益者について、前各項の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

一 法人課税信託の受託者については、法人税法第四条の六（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）の規定により、各

法人課税信託の同条第一項に規定する信託資産等及び同項に規定する固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなす。

二 法人税法第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）の規定を準用する。

三 前二号に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者についての前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（信託財産の登記等の課税の特例）」に改め、同条第一項第二号中「委託者」を「信託の効力が生じた時から引き続き委託者」に、「受益者」を「当該受益者（当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。）」に改め、同条第三号中「更迭に伴い旧受託者から新受託者を」を「変更に伴い受託者であつた者から新たな受託者に」改め、同条第二項を次のように改める。

2 信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合であつて、かつ、当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である場合において、当該受益者が当該信託の効力が生じた時における委託者の相続人（当該委託者が合併により消滅した場合にあつては、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人）であるときは、当該信託による財産権の移転の登記又は登録を相続（当該受益者が当該存続する法人又は当該設立された法人である場合にあつては、合併）による財産権の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

第十四条第一項中「第百十九条ノ二第一項（分割発行の場合の担保付社債発行の登記）」を「第六十三条第一項（分割発行の場合の社債発行に關する登記）」に改める。

第十七条第一項の表中 所有権以外の権利の信託の登記

千分の一

先取特権、質権又は抵当権の信託の登記
所有権、先取特権、質権及び抵当権以外の権利の信託の登記
千分の一
に改める。

別表第一第一号(十)口中「所有権以外」を「その他」に改め、同号(十)口を同号(十)ハとし、同号(十)イの次に次のように加える。

ロ 先取特権、質権又は抵当権の信託の登記
債権金額又は極度金額 千分の二

別表第一第一号(二)中「所有権以外」を「その他」に改め、同号(二)を同号(二)(3)とし、同号(二)(1)の次に次のように加える。

(2) 先取特権、質権若しくは抵当権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記
債権金額又は極度金額 千分の一

別表第一第二号(十)口中「所有権以外」を「その他」に改め、同号(十)口を同号(十)ハとし、同号(十)イの次に次のように加える。

ロ 抵当権の信託の登記
債権金額又は極度金額 千分の二

別表第一第三号中「航空機の登録」の下に「(航空機の信託の登録を含む。)」を加え、同号(九)を同号(十)とし、同号(九)中「(七)まで」を「(八)まで」に改め、同号(九)を同号(十)とし、同号(九)を同号(十)とし、同号(九)を同号(十)の次に次のように加える。

(六) 信託の登録
イ 抵当権の信託の登録
債権金額又は極度金額 千分の一・五
航空機の重量 一トンにつき三万円

別表第一第四号(七)を次のように改める。

(七) 信託の登録
イ 抵当権の信託の登録
債権金額又は極度金額 千分の二
ロ 抵当権以外の権利の信託の登録
ダム使用権の価額 千分の一

別表第一第八号中「登記又は登録」の下に「(動産の抵当権の信託の登記又は登録を含む。)」を加え、同号(一)へを同号(一)トとし、同号(一)ホ中「二まで」を「ホまで」に改め、同号(一)ホを同号(一)ヘとし、同号(二)の次に次のように加える。

ホ 抵当権の信託の登記
債権金額又は極度金額 千分の一・五
別表第一第八号(二)へを同号(二)トとし、同号(二)ホ中「二まで」を「ホまで」に改め、同号(二)ホを同号(二)ヘとし、同号(二)の次に次のように加える。

ホ 抵当権の信託の登記
債権金額又は極度金額 千分の一・五

別表第一第八号(三)ホを同号(三)ヘとし、同号(三)ニを同号(三)ホとし、同号(三)ハの次に次のように加える。

二 抵当権の信託の登録
別表第一第十号(五)を次のように改める。

(五) 信託の登録
イ 質権の信託の登録
債権金額 千分の二
ロ 質権以外の権利の信託の登録
著作権の件数 一件につき三千元

別表第一第十一号(五)を次のように改める。

(五) 信託の登録
イ 質権の信託の登録
債権金額 千分の二
ロ 質権以外の権利の信託の登録
出版権の件数 一件につき三千元

別表第一第十二号(四)を次のように改める。

(四) 信託の登録
イ 質権の信託の登録
債権金額 千分の二
ロ 質権以外の権利の信託の登録
著作隣接権の件数 一件につき三千元

別表第一第十三号(五)を次のように改める。

(五) 信託の登録
イ 質権の信託の登録
債権金額 千分の二
ロ 質権以外の権利の信託の登録
特許権等の件数 一件につき三千元

別表第一第十四号(五)を次のように改める。

(五) 信託の登録
イ 質権の信託の登録
債権金額 千分の二
ロ 質権以外の権利の信託の登録
実用新案権等の件数 一件につき三千元

別表第一第十五号(五)を次のように改める。

(五) 信託の登録
イ 質権の信託の登録
債権金額 千分の二
ロ 質権以外の権利の信託の登録
意匠権等の件数 一件につき三千元

別表第一第十六号(五)を次のように改める。

(五) 信託の登録
イ 質権の信託の登録
債権金額 千分の二
ロ 質権以外の権利の信託の登録
商標権等の件数 一件につき九千元

別表第一第十七号(六)を次のように改める。

(六) 信託の登録
イ 質権の信託の登録
債権金額 千分の二
ロ 質権以外の権利の信託の登録
回路配置利用権等の件数 一件につき三千元

別表第一第十八号(五)を次のように改める。

(五) 信託の登録
イ 質権の信託の登録
債権金額 千分の二
ロ 質権以外の権利の信託の登録
回路配置利用権等の件数 一件につき三千元

第十五条 法人課税信託(前条第一項ただし書

に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産等取引をいう。以下この条において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び資産等取引をいう。以下この条において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律(第五条、前条、第二十条から第二十七条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条並びに第六章を除く。以下この条において同じ。)の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 個人事業者が受託事業者(法人課税信託の受託者)について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この条において同じ。)である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

4 固有事業者(法人課税信託の受託者)について、第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この条において同じ。)のその課税期間に係る基準期間における課税売上高(第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。)については、同条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 当該固有事業者の当該課税期間の基準期間における課税売上高として第九条第二項の規定により計算した金額
二 当該固有事業者に係る各法人課税信託の

受託事業者の当該固有事業者の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

5 固有事業者の第十一条第四項に規定する当該事業年度の基準期間における課税売上高については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 第十一条第四項に規定する残額
二 当該固有事業者に係る各法人課税信託の受託事業者の当該固有事業者の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

6 受託事業者のその課税期間に係る基準期間における課税売上高については、第九条第二項の規定にかかわらず、当該課税期間の初日の属する当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者の課税期間の基準期間における課税売上高とする。

7 受託事業者のその課税期間の初日において、当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者が、当該初日の属する当該固有事業者の課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円以下である課税期間に限る。)における課税資産の譲渡等につき第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第十条から第十二条の二までの規定により消費税を納める義務が免除されない事業者である場合には、当該受託事業者の当該初日の属する課税期間における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

8 受託事業者のその課税期間の初日において、当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者が、当該初日の属する当該固有事業者の課税期間につき第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者である場合に限り、当該受託事業者の当該初日の属する課税期間に

ついては、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは「受託事業者(第十五条第三項に規定する受託事業者をいい、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。その課税期間の初日において、当該受託事業者に係る法人課税信託(第十五条第一項に規定する法人課税信託をいう。)の固有事業者(同条第四項に規定する固有事業者をいい、その納税地を所轄する税務署長にその「とあるのは「その」と、「この項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合においては、当該届出書を提出した日の属する課税期間(当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間(当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間)以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。）」とあるのは「この項の規定の適用を受ける事業者である場合には、当該初日の属する当該受託事業者の課税期間」と「当該事業者」とあるのは「当該受託事業者」とする。

9 前項の固有事業者が、同項に規定する初日の属する当該固有事業者の課税期間(以下この項において「固有課税期間」という。)につき第三十七条の二第一項又は第六項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 当該固有課税期間が第三十七条の二第一項に規定する選択被災課税期間である場合において当該選択被災課税期間につき同項の承認を受けたとき 前項に規定する初日において当該固有事業者が第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者であつたものとみなす。
二 当該固有課税期間が第三十七条の二第六

項に規定する不適用被災課税期間である場合において当該不適用被災課税期間につき同項の承認を受けたとき 前項に規定する初日において当該固有事業者が第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者でなかつたものとみなす。

10 受託事業者についての第四十二条の規定の適用については、信託の併合は合併とみなし、信託の併合に係る従前の信託である法人課税信託に係る受託事業者は被合併法人に含まれるものと、信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る受託事業者は合併法人に含まれるものとする。

11 受託事業者については、第九条第四項から第八項まで、第十条から第十二条の二まで、第三十七条第二項から第五項まで、第三十七条の二及び第五十七条の規定は、適用しない。

12 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者(以下この条において「主宰受託者」という。)の信託資産等とみなして、この法律の規定を適用する。

13 前項の規定により主宰受託者の信託資産等とみなされた当該信託資産等に係る消費税については、主宰受託者以外の受託者は、その消費税について、連帯納付の責めに任ずる。

14 前項に規定する消費税を主宰受託者以外の受託者から徴収する場合における国税通則法第四十三条第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは「消費税法第十五条第一項(法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用)に規定する法人課税信託の同条第十二項に規定する主宰受託者(以下この項において「主宰受託者」という。)以外の受託者(以下この項において「連帯受託者」という。))の同条第十三項に規定する連帯納付の責任に係る消費税の徴収」

と、「その国税の納税地」とあるのは「当該消費税の納税地又は当該連帯受託者が当該法人課税信託の主宰受託者であつたとした場合における当該消費税の納税地」とする。

15 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の併合又は分割が行われた場合の仕入れに係る消費税額の計算その他受託事業者又は固有事業者についてのこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十六条第二項中「同条第二項若しくは第三項」を「同条第三項若しくは第四項」に改め、同条第五項中「場合」の下に「その他の場合」を加える。

附則第十九条の次に次の一条を加える。
(公益信託の特例)

第十九条の二 公益信託(公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条公益信託)に規定する公益信託(法人税法第三十七条第六項(寄附金の損金不算入)に規定する特

定公益信託を除く)をいう。以下この条において同じ。の委託者又はその相続人その他の一般承継人(以下この項において「委託者等」という)は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に係る資産等取引(資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りをいう。以下この項において同じ)は当該委託者等の資産等取引とみなして、この法律の規定を適用する。

2 公益信託は、第十四条第一項ただし書に規定する法人課税信託に該当しないものとする。別表第一第二号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同表第三号中「第十四条第一項」を「所得税法第二条第一項第十一号(定義)に、「又は所得税法第二条第一項第十五号(定義)」を、「同項第十五号」に、「若しくは同項第十五号の二を」又は同項第十五号の二に改める。

別表第三第一号の表沖繩振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

貸金業協会 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)

別表第三第一号の表国民年金基金及び国民年金基金連合会の項を次のように改める。

国民年金基金 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)

別表第三第一号の表中証券業協会の項を削り、投資者保護基金の項を次のように改める。

投資者保護基金 金融商品取引法

別表第三第一号の表日本放送協会の項の次に次のように加える。

日本水先人会連合会 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)

別表第三第一号の表農業共済組合及び農業共済組合連合会の項の次に次のように加える。

認可金融商品取引業協会 金融商品取引法

別表第三第一号の表保険契約者保護機構の項の次に次のように加える。

水先人会 水先法

(たばこ税法の一部改正)

第七條 たばこ税法昭和五十九年法律第七十二号の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「三千九百六十二円」を「三千五百五十二円」に改める。

附則第二條中「千八百八十一円」を「千六百八十六円」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第八條 印紙税法昭和四十二年法律第二十三号の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の課税物件の物件名の欄中「若しくは特定目的信託」を、「特定目的信託若しくは受益証券発行信託」に改め、同表第十七号の課税物件の定義の欄1中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第九條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第六号ハ(2)中、「その計算期間(同法第十五條の三第一項から第三項まで(特定信託の計算期間)に規定する計算期間をいう。以下この号及び第十五條第二項第三号において同じ。)」を削り、「翌計算期間以後の計算期間分又は」を「若しくは」に、「又は連結所得」を「若しくは連結所得」に改め、「前計算期間以前の計算期間分」を削る。

第七條の次に次の一条を加える。

(信託に係る国税の納付義務の承継)

第七條の二 信託法(平成十八年法律第八十八号)第五十六條第一項各号(受託者の任務の終了事由)に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、新たな受託者(以下この項及び第六項において「新受託者」という)が就任したときは、当該新受託者は当該受託者に課されるべき、又は当該受託者が納付し、若しくは徴収されるべき国税(その納める義務が信託財産責任負担債務(同法第二條第九項(定義)に規定する信託財産責任負担債務をいう。第三十八條第一項(繰上請求)及び

第五十七條第一項(充当)において同じ。)となるものに限る。以下この条において同じ。)を納める義務を承継する。

2 受託者が二人以上ある信託において、その一人の任務が信託法第五十六條第一項各号に掲げる事由により終了した場合には、前項の規定にかかわらず、他の受託者のうち、当該任務が終了した受託者(以下この項及び第五項において「任務終了受託者」という)から信託事務の引継ぎを受けた受託者は、当該任務終了受託者に課されるべき、又は当該任務終了受託者が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。

3 信託法第五十六條第一項第一号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、同法第七十四條第一項(受託者の死亡により任務が終了した場合の信託財産の帰属等)に規定する法人は、当該受託者に課されるべき、又は当該受託者が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。

4 受託者である法人が分割をした場合における分割により受託者としての権利義務を承継した法人は、当該分割をした受託者である法人に課されるべき、又は当該分割をした受託者である法人が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。

5 第一項又は第二項の規定により国税を納める義務が承継された場合にも、第一項の受託者又は任務終了受託者は、自己の固有財産をもつて、その承継された国税を納める義務を履行する責任を負う。ただし、当該国税を納める義務について、信託法第二十一條第二項(信託財産責任負担債務の範囲)の規定により、信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負うときは、この限りでない。

6 新受託者は、第一項の規定により国税を納める義務を承継した場合には、信託財産に属する財産のみをもつて、その承継された国税を納める義務を履行する責任を負う。

第九條の二「含む」を「含み、その納める義務が第七條の二第四項（信託に係る国税の納付義務の承継）の規定により受託者としての権利義務を承継した法人に承継されたもの及びその納める義務が信託財産限定責任負担債務（信託法第五十四條（信託の併合後の信託の信託財産責任負担債務の範囲等）に規定する信託財産限定責任負担債務をいう。第五十七條第一項（充当）において同じ。）となるものを除く」に改め、同条ただし書中「財産」の下に「当該分割をした法人から承継した信託財産に属する財産を除く。」を加える。

第十五條第二項第三号中「連結事業年度とし、法人税法第二條第二十九号の三（定義）に規定する特定信託の所得に対する法人税については計算期間とする。」を「連結事業年度に改める。

第十八條第一項中「法人税法第八十二條の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）（同法第四十五條の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）を「第七條の二第四項（信託に係る国税の納付義務の承継）」に、「法人税を」を「国税を」に改め、同条第三項中「添付すべき」を「添付すべき」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第十九條第一項中「法人税法第八十二條の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）（同法第四十五條の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）を「第七條の二第四項（信託に係る国税の納付義務の承継）」に、「法人税を」を「国税を」に改め、同条第二項中「法人税法第八十二條の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）（同法第四十五條の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）を「第七條の二第四項」に、「法人税を」を「国税を」に、「同条」を「第二十六條」に改め、同条第四項第三号ハ中、「第八十二條の十五第三項（特定信託に係る欠損金

に対する準用）（同法第四十五條の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）を削る。

第三十四條の二の次に次の五條を加える。

（納付受託者に対する納付の委託）

第三十四條の三 国税を納付しようとする者は、その税額が財務省令で定める金額以下である場合であつて、第三十四條第一項（納付の手続）に規定する納付書で財務省令で定めるものに基づき納付しようとするときは、納付受託者（次条第一項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）に納付を委託することができる。

2 国税を納付しようとする者が、前項の納付書を添えて、納付受託者に納付しようとする税額に相当する金銭を交付したときは、当該交付した日に当該国税の納付があつたものとみなして、延納、物納及び附帯税に関する規定を適用する。

（納付受託者）

第三十四條の四 国税の納付に関する事務（以下この項及び第三十四條の六第一項（納付受託者の帳簿保存等の義務）において「納付事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として国税庁長官が指定するもの（以下第三十四條の六までにおいて「納付受託者」という。）は、国税を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2 国税庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなければならない。

3 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国税庁長官に届け出なければならない。

4 国税庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（納付受託者の納付）

第三十四條の五 納付受託者は、第三十四條の三第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた国税を納付しなければならない。

2 納付受託者は、第三十四條の三第一項の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を国税庁長官に報告しなければならない。

3 納付受託者が第一項の国税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、納付受託者の住所又は事務所の所在地を管轄する税務署長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその国税を納付受託者から徴収する。

4 税務署長は、第一項の規定により納付受託者が納付すべき国税については、当該納付受託者に対して第四十條（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該国税に係る納税者から徴収することができる。

（納付受託者の帳簿保存等の義務）

第三十四條の六 納付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 国税庁長官は、前二條及びこの條の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、財務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 国税庁長官は、前二條及びこの條の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第三項に規定する権限を国税局長に委任することができる。

（納付受託者の指定の取消し）

第三十四條の七 国税庁長官は、第三十四條の四第一項（納付受託者）の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第三十四條の四第一項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二 第三十四條の五第二項（納付受託者の納付）又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 国税庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第三十八条第一項中「一」を「いずれかに」に、「国税で」を「国税（第三号に該当する場合においては、その納める義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。）で」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 その納める義務が信託財産責任負担債務である国税に係る信託が終了したとき（信託法第六十三条第五号（信託の終了事由）に掲げる事由によつて終了したときを除く。）

第三十八条第二項中「附記した」を「付記した」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十八条第二項中「差し押えた」を「差し押さえた」に改め、同条第三項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「同条第一項」を「同法第二十四条第五項第二号（譲渡担保権者の物的納税責任）」に改める。

第五十七條第一項中「国税が」を「国税（その納める義務が信託財産責任負担債務である国税に係る還付金等である場合にはその納める義務が当該信託財産責任負担債務である国税に限るものとし、その納める義務が信託財産責任負担債務である国税に係る還付金等でない場合にはその納める義務が信託財産限定責任負担債務である国税以外の国税に限る。）が」に改める。

第六十五條第三項第二号口中、「第八十一條の十五」を「若しくは第八十一條の十五」に改め、「第八十二條の六（特定信託に係る所得税額の控除）（同法第四十五條の六（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）若しくは第八十二條の七（特定信託に係る外国税額の控除）（同法第四十五條の七（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）を削り、「第百四十五條の十二」を「第百四十五條の五」に改める。

第六十六條第三項中「更正に係る」を「更正若しくは第二十五條の規定による決定に係る」に改める。

第九十七條第一項第二号中「その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。」を削る。

（国税徴収法の一部改正）

第十条 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第四項中「差押」を「差押え」に改め、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「差押」を「差押え」に、「買戻」を「買戻し」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 税務署長は、前項の規定により滞納処分を執行する場合において、譲渡担保財産が次の各号に掲げる財産であるときは、当該各号に定める者に対し、納税者の財産としてした差押えを第三項の規定による差押えとして滞納処分を執行する旨を通知しなければならない。

一 第三者が占有する動産（第七十條（船舶又は航空機の差押え）又は第七十一條（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）の規定の適用を受ける財産及び無記名債権を除く。以下同じ。）又は有価証券 動産又は有価証券を占有する第三者

二 第六十二條（差押えの手続及び効力発生時期）又は第七十三條（電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期）の規定の適用を受ける財産（これらの財産の権利の移転につき登記を要するものを除く。） 第三債務者又はこれに準ずる者（以下「第三債務者等」という。）

6 税務署長は、第四項の規定により滞納処分を執行する場合において、第五十五條第一号又は第三号（質権者等）に対する差押えの通知）に掲げる者のうち知れている者があるときは、これらの者に対し、納税者の財産としてした差押えを第三項の規定による差押えとして滞納処分を執行する旨を通知しなければならない。

「第三十四條中「引渡」を「引渡し」に、「この条」を「この項」に、「責に」を「責めに」に改め、同条に次の一項を加える。

2 信託法（平成十八年法律第百八号）第百七十五條（清算の開始原因）に規定する信託が終了した場合において、その信託に係る清算受託者（同法第百七十七條（清算受託者の職務）に規定する清算受託者をいう。以下この項において同じ。）に課されるべき、又はその清算受託者が納付すべき国税（その納める義務が信託財産責任負担債務（同法第二條第九項（定義）に規定する信託財産責任負担債務をいう。）となるものに限る。以下この項において同じ。）を納付しないで信託財産に属する財産を残余財産受益者等（同法第八十二條第二項（残余財産の帰属）に規定する残余財産受益者等をいう。以下この項において同じ。）に給付をしたときは、その清算受託者に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算受託者（信託財産に属する財産のみをもつて当該国税を納める義務を履行する責任を負う清算受託者に限る。以下この項において「特定清算受託者」という。）及び残余財産受益者等は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。ただし、特定清算受託者は給付をした財産の価額の限度において、残余財産受益者等は給付を受けた財産の価額の限度において、それぞれその責めに任ずる。

第五十四條第一号中「（第七十條（船舶又は航空機の差押え）又は第七十一條（自動車、建設機

械又は小型船舶の差押え）の規定の適用を受ける財産及び無記名債権を除く。以下同じ。）を削る。

第七十二條の見出しを「（特許権等の差押えの手続及び効力発生時期）」に改め、同条第一項中「第三債務者又はこれに準ずる者（以下「第三債務者等」という。）を「第三債務者等」に、「差押は」を「差押え」に改め、同条第二項中「差押の」を「差押えの」に改め、同条第三項中「差押えた」を「差押えした」に、「差押」を「差押え」に改め、同条第四項中「差押の」を「差押えの」に改める。

第九十五條第一項第五号中「納付させる」を「提供させる」に改め、同条第二項ただし書中「あわせて」を「併せて」に改める。

第百條第一項中「せり売」を「競り売り」に、「買受の申込」を買受の申込み」に改め、「し」とする者の下に「（以下「入札者等」という。）」を加え、「現金（国税の納付に使用することができ、小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。以下第百十五條第三項（買受代金の納付の期限）において同じ。）で納付しなければならぬ」を「次の各号に掲げるいずれかの方法により提供しなければならぬ」に改め、同項ただし書中「その納付」を「公売保証金の提供」に改め、同項に次の各号を加える。

一 現金（国税の納付に使用することができ、小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。次号、第四項及び第百十五條第三項（買受代金の納付の期限等）において同じ。）で納付する方法

二 入札者等と保証銀行等（銀行その他税務署長が相当と認める者をいう。以下この号及び第四項において同じ。）との間において、当該入札者等に係る公売保証金に相当する現金を税務署長の催告により当該保証銀行等が納付する旨の契約（財務省令で定

に規定する社会保険料（第三項において「社会保険料」という。）とみなして、同法（第八十

の規定を適用する。この場合において、同法第二百二十条第三項第一号中「に係るもの」とあるのは、「及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二第二項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する保険料に係るもの」とする。

2 前項の制限とは、租税条約の規定により保険料の金額を控除する場合において、当該控除する保険料の金額の上限を政令で定める金額とすることをいう。

3 相手国居住者等で所得税法第六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者に該当するものがその給与又は報酬（同法第六十一条第八号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。第五項及び第六項において同じ。）から支払った又は控除される特定社会保険料（社会保険料及び当該相手国居住者等に係る租税条約の相手国の社会保障制度に係る保険料のうち、当該租税条約の規定によりこれらの金額につき一定の金額を限度として給与又は報酬に対し租税を課さないこととされるものをいう。以下この条において同じ。）については、当該相手国居住者等の同法第六十五条に規定する総合課税に係る所得税の課税標準及び所得税の額につき同条の規定により同法第二十八条又は第五十七条の二の規定に準じて計算する場合には、同法第二十八条第二項中「給与所得控除額」とあるのは「給与所得控除額及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二第三項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額」と、同条第四項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額から特定社会保険料の金額を控除した残額」と、同法第五十七条の二第二項中「残額からその超える部分の金額」とあるのは「収入金額から同項の給与

所得控除額及びその超える部分の金額並びに特定社会保険料の金額」と読み替えるものとする。

4 前項の一定の金額とは、第二項に規定する政令で定める金額をいう。

5 相手国居住者等で所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当するものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき同法第二百二十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けるときは、税務署長は、当該相手国居住者等に対し、当該給与又は報酬につきこれらの規定により徴収された所得税の額のうち当該支払った又は控除される特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を還付する。

6 相手国居住者等で所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当するものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき同法第二百二十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けるときにおける同法第七十条及び第七十二条の規定の適用については、同法第七十条中「金額」とあるのは「金額から租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第五条の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額を控除した残額」と、同法第七十二条第一項第一号中「及び当該金額につき」とあるのは「当該適用を受けない部分の金額に係る特定社会保険料の金額、当該適用を受けない部分の金額から当該特定社会保険料の金額を控除した残額及び当該残額につき租税条約実施特例法第五条の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の規定

により読み替えられた」とする。

7 第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書に添付し又は当該確定申告書の提出の際提示すべき書類の特例、第五項の規定による還付の手続その他第一項、第三項及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（保険料を支払った場合等の住民税の課税の特例）

第五条の三 租税条約が住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。第三項において同じ。）についても適用がある場合において、道府県民税の所得割（地方税法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割をいう。）の納税義務者が支払った又は控除される保険料（前条第一項に規定する保険料をいう。第三項において同じ。）については、同法第三十四条第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

2 地方税法第四十五条の二第三項の規定は、前項の納税義務者（同条第一項又は第二項の規定によつて同条第一項の道府県民税に関する申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、前項の規定により適用される同法の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

3 租税条約が住民税についても適用がある場合において、市町村民税の所得割（地方税法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割をいう。）の納税義務者が支払った又は控除される保険料については、同法第三百十四条の二第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

4 地方税法第三百七条の二第三項の規定は、前項の納税義務者（同条第一項又は第二

項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、前項の規定により適用される同法の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「道府県民税」とあるのは「都民税」と、「市町村民税」とあるのは「特別区民税」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条の見出し中「取引の対価の額につき」を削り、同条第一項を次のように改める。

租税条約の相手国の法令に基づき、相手国居住者等又は居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この条において同じ。）若しくは内国法人に係る租税（当該租税条約の適用があるものに限る。）の課税標準等（国税通則法昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからハまでに掲げる事項をいう。）又は税額等（同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。）につき更正（国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下この項において同じ。）又は決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等又は税額等に関し、財務大臣と当該相手国の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われたことにより、居住者の各年分の各種所得の金額（所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この項において同

じ。)、内国法人の各事業年度の所得の金額(解散(合併による解散を除く。))による清算所得の金額を含む。以下この項において同じ。若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は相手国居住者等の各年分の各種所得の金額若しくは各事業年度の所得の金額のうちに減額されるものがあるときは、当該居住者若しくは当該内国法人又は当該相手国居住者等の国税通則法第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の各種所得の金額、当該内国法人の各事業年度の所得の金額若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は当該相手国居住者等の各年分の各種所得の金額若しくは各事業年度の所得の金額を基礎として、更正をすることができ、

第七条第二項中「若しくは連結所得の金額又は

は特定信託の受託者である法人の特定信託の同項の規定により減額される所得の金額を「又は連結所得の金額」に、「第八十一条の十三第二項及び第四項、第八十二条の五第三項及び第四項並びに第四百五条の五第二項及び第三項」を「並びに第八十一条の十三第二項及び第四項」に改め、同条第三項中「取引の対価の額を課税標準等又は税額等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等に対する所得税法第一百五十三条(同法第六十七條において準用する場合を含む。))並びに法人税法第八十条の二(同法第四百五條第一項において準用する場合を含む。))及び第八十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

所得税法第五十三條	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條第一項(租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)の更正
	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
	修正申告書若しくは更正若しくは決定	更正
	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正

法人税法第八十条の二

法人税法第八十二条	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
	修正申告書若しくは更正若しくは決定	更正
	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
	修正申告書若しくは更正若しくは決定	更正

(租税特別措置法の一部改正)

第十二條 租税特別措置法昭和三十一年法律第二十六号の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条・第二条の二」に、「第二十五条」を「第二十四条の二・第二十五条」に、「第三十六条の六」を「第三十六条の五」に、「第二款 居住者の特定外国信託に係る所得の課税の特例(第四十条の七・第四十条の九)」を「第一款 削除 第三款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第四十条の十一・第四十条の十二)」に、「第四十一条の三」を「第四十一条の三の二」に、「第四節の二 農業生産法人の課税の特例」を「第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例」に、「第七節の二 外国関連者との取引に係る課税の特例(第六十六条の四)」を「第七節の二 外国関連者との取引に係る課税の特例等(第六十六條の四の二)」に、「第六十六條の四・第六十六條の四の二」に、「第二款 削除 第三款 特殊関係株主等である連結法人に係る所得の課税の特例(第六十六條の九の二)」に、「第十五節 連結法人である農業生産法人の課税の特例」を「第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例」に、「第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例(第六十八條の八十八)」を「第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等(第六十八條の八十八・第六十八條の八十八の二)」に、「第二款 連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例(第六十八條の九十三の二・第六十八條の九十三の五)」を「第二款 削除 第三款 特殊関係株主等である連結法人に

係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第

六十八條の九十三の六・第六十八條の九十三の

九」に、「第八十四條の五」を「第八十四條の六

に、「第八十六條の六」を「第八十六條の五」に、
「第九十七條」を「第九十七條・第九十八條」に改

める。

第二條第一項第五号中「公社債」を「法人課税
信託、公社債」に改め、「特定目的信託」の下
に、「特定受益証券発行信託」を加え、「第二條
第一項第九号」を「第二條第一項第八号の三」に、
「第十五号の四」を「第十五号の五」に改め、同條
第二項第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 法人課税信託 法人税法第二條
第二十九号の二に規定する法人課税信託を
いう。

第二條第二項第二十七号の二中「第二條第三
十一号の三」を「第二條第三十一号」に改め、第
一章中同條の次に次の一條を加える。

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律
の適用)

第二條の二 法人税法第二條第二十九号の二に
規定する法人課税信託(以下この項において
「法人課税信託」という。)の受託者は、各法人

課税信託の信託資産等(信託財産に属する資
産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる
収益及び費用をいう。以下この項において同

じ。及び固有資産等(法人課税信託の信託資
産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用
をいう。以下この項において同。以下この項に

て、この法律(第四章から第六章までを除
く。)の規定を適用する。

2 所得税法第六條の二第二項及び第六條の三
の規定は、前項の規定を次章において適用す
る場合について準用する。

3 法人税法第四條の六第二項、第四條の七及
び第四條の八の規定は、第一項の規定を第三

章において適用する場合について準用する。
4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定
の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三條第三項中「支払をする者」の下に「並び
に業務に関連して他人のために名義人として利
子等の支払を受ける者から当該利子等の支払を

受ける居住者又は非居住者及び当該名義人とし
て当該利子等の支払を受ける者」を加え、「及び
第二百二十五條第一項」を「第二百二十五條第

一項及び第二百二十八條第一項」に改める。

第三條の二中「受益証券が証券取引法」を「受
益権が金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金
融商品取引所」に、「特定目的信託」を「特定受益
証券発行信託」に改め、「規定する配当等」の下
に「(同項に規定する剰余金の配当を除く。)」を
加える。

第三條の三第一項中「受益証券」を「受益権」に
改め、同條第五項中「第八十二條の六第一項」
を削り、同條第六項中「証券業者等」を「金融商
品取引業者等」に、「受益証券」を「受益権」に改

める。

第四條第一項中「証券業者」を「金融商品取引
業者」に改める。

第四條の二第一項中「証券業者」を「金融商品
取引業者」に、「第十四條の二第二項」を「第十四
條第二項」に改める。

第四條の三第一項中「第十四條の二第二項」を
「第十四條第二項」に改める。

第五條の二の見出しを「(振替国債等の利子の
課税の特例)」に改め、同條第一項中「次に掲げ
る要件」を「その有する次の各号に掲げるものの
区分に応じ当該各号に定める要件」に改め、「特
定振替機関の社債等の振替に関する法律第三條
第一項第五号に規定する業務規程の定めるところ
により口座の開設を受けた」を削り、「同法第八
十八條」を「社債等の振替に関する法律第八十
八條」に改め、「(振替国債という。)」の下に「又
は同法百十三條において準用する同法第六十六
條の規定により同法の規定を受けるも

のとされる地方債(以下この条において「振替地
方債」という。))を、「その者が当該振替国債」及
び「(当該振替国債の下に)又は当該振替地方
債」を加え、同項各号を次のように改める。

一 振替国債 次に掲げる要件

イ 当該非居住者又は外国法人が、当該振
替国債の利子につき最初にこの項の規定
の適用を受けようとする際、その旨、そ
の者の氏名又は名称及び住所(国内に居
所を有する非居住者その他の財務省令で
定める者にあつては、財務省令で定める
場所。以下この条において同じ。)その他
の財務省令で定める事項を記載した書類
(以下この条において「振替国債非課税適
用申告書」という。)を、当該特定振替機
関等(当該特定振替機関等が特定口座管
理機関である場合には当該特定振替機関
等及び特定振替機関とし、当該特定振替
機関等が特定間接口座管理機関である場
合には当該特定振替機関等(当該特定振
替機関等が他の特定間接口座管理機関か
ら当該振替国債の振替記載等を受ける場
合には、当該特定振替機関等及び当該振
替国債の振替記載等に係る他の特定間接
口座管理機関)及び当該振替国債の振替
記載等に係る特定口座管理機関並びに特
定振替機関とする。以下この号において
同じ。)を経由し、又は当該適格外国仲介
業者(当該適格外国仲介業者が外国再間
接口座管理機関である場合には、当該適
格外国仲介業者(当該適格外国仲介業者
が他の外国再間接口座管理機関から当該
振替国債の振替記載等を受ける場合には、
当該適格外国仲介業者及び当該振替
国債の振替記載等に係る他の外国再間接
口座管理機関)及び当該振替国債の振替
記載等に係る外国間接口座管理機関。口
において同じ。)及び当該振替国債の振替
記載等に係る特定振替機関等を経由して

当該利子に係る所得税法第十七條の規定
による納税地の所轄税務署長に提出して
いること。

ロ 当該非居住者又は外国法人が、当該振
替国債の利子の支払を受けるべき日の前
日までに、その者の当該振替国債に係る
所有期間その他の財務省令で定める事項
を記載した書類(第八項及び第十七項に
おいて「振替国債所有期間明細書」とい
う。)を、当該特定振替機関等を経由し、
又は当該適格外国仲介業者及び当該振替
国債の振替記載等に係る特定振替機関等
を経由してイに規定する税務署長に提出
していること。

二 振替地方債 次に掲げる要件

イ 当該非居住者又は外国法人が、当該振
替地方債の利子につき最初にこの項の規
定の適用を受けようとする際、その旨、
その者の氏名又は名称及び住所その他の
財務省令で定める事項を記載した書類
(以下この条において「振替地方債非課税
適用申告書」という。)を、当該特定振替
機関等(当該特定振替機関等が特定口座
管理機関である場合には当該特定振替機
関等及び特定振替機関とし、当該特定振
替機関等が特定間接口座管理機関である
場合には当該特定振替機関等(当該特定
振替機関等が他の特定間接口座管理機
関から当該振替地方債の振替記載等を受
ける場合には、当該特定振替機関等及び
当該振替地方債の振替記載等に係る他の
特定間接口座管理機関)及び当該振替地
方債の振替記載等に係る特定口座管理機
関並びに特定振替機関とする。以下この
号において同じ。)及び当該利子の支払を
する者を経由し、又は当該適格外国仲介
業者(当該適格外国仲介業者が外国再間
接口座管理機関である場合には、当該適
格外国仲介業者(当該適格外国仲介業者
が他の外国再間接口座管理機関から当該
振替地方債の振替記載等を受ける場合に
は、当該適格外国仲介業者及び当該振
替地方債の振替記載等に係る他の外国再
間接口座管理機関)及び当該振替地方債
の振替記載等に係る外国間接口座管理機
関。口において同じ。)及び当該振替地方
債の振替記載等に係る特定振替機関等
を経由してイに規定する税務署長に提出
していること。

他の外国再間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関。ロにおいて同じ。及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等並びに当該利子の支払をする者を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

ロ 当該非居住者又は外国法人が、当該振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その者の当該振替地方債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第八項及び第十七項において「振替地方債所有期間明細書」という。）を、当該特定振替機関等及び当該利子の支払をする者を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等並びに当該利子の支払をする者を経由して、に規定する税務署長に提出していること。

第五条の二第二項中「第二条二十八項」を「第二条第二十二項」に改め、「振替国債」の下に「及び振替地方債」を加え、同項第二号中「受益証券を「受益権」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「勧誘」を「取得勧誘」に改め、同項第三号中「受益証券」を「受益権」に改め、同条第三項中「振替国債」の下に「及び振替地方債」を加え、「掲げる要件」を「定める要件」に改め、同条第四項中「利子等」を「受けるべき利子等」に、「除く。」を除く。以下この項において同じ。に改め、同条第五項第一号中「得た者」の下に「又は同条の規定に基づき地方債を取り扱うことについて当該地方債の発行者から同意を得た者」を加え、同項第四号中「第一項第一号に規定する税務署長」を「振替国債にあつては第一項

第一号に規定する税務署長の承認、振替地方債にあつては同項第二号に規定する税務署長」に改め、同項第七号中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に改め、同条第六項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「第十二項」を「第十三項」に、「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第七項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第八項中「非課税適用申告書又は所有期間明細書が同項第一号に規定する税務署長に提出されたときは、当該非課税適用申告書又は所有期間明細書」を「振替国債非課税適用申告書若しくは振替国債所有期間明細書が同項第一号に規定する税務署長に提出されたときは又は振替地方債非課税適用申告書若しくは振替地方債所有期間明細書が同項第二号に規定する税務署長に提出されたときは、当該振替国債非課税適用申告書若しくは振替国債所有期間明細書又は当該振替地方債非課税適用申告書若しくは振替地方債所有期間明細書」に、「当該税務署長」を「これらの税務署長」に改め、同条第九項中「非課税適用申告書」を「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」に改め、同条第十項中「非課税適用申告書」を「振替国債非課税適用申告書」に、「第一項第一号」を「第一項第一号」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 振替地方債非課税適用申告書を提出した者が、その提出後、当該振替地方債非課税適用申告書に記載した氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に当該振替地方債非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定

替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。及び当該利子の支払をする者を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等並びに当該利子の支払をする者を経由して第一項第二号に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に支払を受ける当該振替地方債の利子については、同項の規定は、適用しない。

第五条の二第十五項中「非課税適用申告書又は所有期間明細書」を「振替国債非課税適用申告書若しくは振替国債所有期間明細書又は振替地方債非課税適用申告書若しくは振替地方債所有期間明細書」に、「前項第三号」を「第十五項第三号又は前項第三号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項第一号中「加入者保護信託」の下に（以下この号及び次項第一号において「公益信託等」という。）を加え、「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に、「政令で定めるもの」を「政令で定めるものに限るものとし、公益信託等の受託者により所有されていた振替

国債については当該公益信託等の信託財産に属していたもの」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の途中において取得をした振替地方債で次に掲げる要件（当該非居住者又は外国法人が当該振替地方債の振替記載等を受けた特定振替機関等（当該振替地方債が適格外国仲介業者から振替記載等を受けたものである場合には、当該振替地方債に係る当該適格外国仲介業者の第十四項に規定する特定振替機関等。以下この項において同じ。）が当該振替地方債につきその取得前の所有者（以下この項において「前所有者」という。）が振替記載等を受けた特定振替機関等である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）を満たしているもの（以下この項において「通算対象地方債」という。）については、その者の当該通算対象地方債に係る所有期間には当該通算対象地方債の前所有者の当該通算対象地方債に係る所有期間を含むものとする。

一 非居住者、外国法人、所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人若しくは公益信託等の受託者又は第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）、同条第二項に規定する金融商品取引業者等（内国法人に限る。）若しくは同条第三項に規定する内国法人により所有されていた振替地方債（非居住者又は外国法人により所有されていた振替地方債については政令で定めるものに限るものとし、公益信託等の受託者により所有されていた振替地方債については当該公益信託等の信託財産に属していたものに限る。）で、その取得の直前においてこれらの者が振替記載等を受けていたものであること。

二 当該非居住者又は外国法人がその取得後引き続き振替記載等を受けている振替地方債であること。

に、「配当等」を「剰余金の配当」に改め、同条第八條の第三項中「受益証券」を「受益権」第二項中「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に、「受益証券」を「受益権」に改め、同条第五項中、「第八十二條の六第一項」を削る。

第八條の五第一項中「掲げる受益証券」を「掲げる受益権」に改め、同項第二号中「第二條第十九項」を「第二條第十二項」に、「第二條第二十一項」を「第二條第十四項」に改め、同項第三号中「受益証券」を「受益権」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「勧誘」を「取得勧誘」に改め、同項第五号中「第二條第二十三項」を「第二條第

第九条の三第一項第二号中「受益証券」を「受益権」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「勧誘」を「取得勧誘」に改め、同項第三号中「第二十三条」を「第二十六条」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「勧誘」を「取得勧誘」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め

五項において同じ。の受託法人 所得税法第六条の三に規定する受託法人（第二条の二第二項において準用する同法第六条の三第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。）が当該特定目的信託の信託財産に属する公社債等につき国内において利子等又は配当等の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社

債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

第九条の四に次の一項を加える。

5 所得税法第七十一条第五号、第七十八、第九十九、第九十九条並びに第二百一十二条第一項及び第二項の規定は、特定目的信託の受託法人(同法第六条の三に規定する受託法人第二号の二第二項において準用する同法第六条の三第二号の規定により外国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。)をいう。が当該特定目的信託の信託財産に属する公債債等につき特定国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公債債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公債債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該特定国内源泉所得については、適用しない。

第九条の五の見出しを「(公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例)」に改め、同条第一項中「証券業者(証券取引法第二十九条に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二号第二号に規定する外国証券会社をいう。)[を「金融商品取引法第二十九条に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。)[に、「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に、「受益証券」を「受益権」に、「公募証券取引法」を「公募(同法)に、「勧誘」を「取得勧誘」に改め、同条第二項中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例)
第九条の五の二 非居住者が支払を受けるべき外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定

投資信託の収益の分配については、所得税法第六十一条第五号イに規定する内国法人から受ける剰余金の配当とみなして、同法その他所得税に関する法令の規定(所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税に関する規定及び同法第六十五号の規定により同法第九十二条第一項の規定に準じて計算する場合における同項の規定を除く。)を適用する。

2 所得税法第六十四条第一項第二号から第四号までに掲げる非居住者が支払を受けるべき外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配(同項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。)については、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に對し百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

3 外国法人は、その支払を受けるべき外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額に對し百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

4 非居住者又は外国法人に對し国内において外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

5 外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配の支払が国外において行われる場合には、その支払をする者が当該外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配を国内において支払うものとみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「翌月十日まで」と

あるのは、「翌月末日まで」とする。

6 前二項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配の支払を受けるべき者が外国法人であるときは、当該外国法人に對する法人税法の規定の適用については、同法第四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、「同法」とあるのは「(所得税法)」とする。

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国特定目的信託の利益の分配 第六十条の三の二第一項に規定する特定目的信託の利益の分配(同条第九項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額に係る部分に限る。)をいう。

二 外国特定投資信託の収益の分配 第六十条の三の三第一項に規定する特定投資信託の収益の分配(同条第九項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額に係る部分に限る。)をいう。

8 第六項に定めるもののほか、外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る所得税法第二百二十五条の規定の特例その他第一項から第五項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第九條の六第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所に」、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第九條の七第一項中「第三條の二」を「第四條」に改める。

第十條の二第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五

項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引(所得税法第六十七條の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)により取得したエネルギー供給構造改革推進設備については、適用しない。

第十條の三の見出しを「(中小企業者が機械等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)」に改め、同条第一項中「及び第四項」を削り、「この項から第四項まで及び第七項」を「この条」に改め、同条第三項中「第六項」を「第五項」に改め、「及び第五項」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「減価償却資産を」「特定機械装置等」に改め、「第三項又は」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又はリース税額控除限度額」、「又は第四項」及び「その年の前年において同項の規定の適用を受けた減価償却資産をその年において当該個人の営む指定事業の用に供しなくなった場合(当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなった場合を除く。))には、当該合計額から当該減価償却資産を当該指定事業の用に供しなくなった日から当該貸借をする期間として定められた期間の末日までの期間に對する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、同項に規定する個人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

第十條の三第八項中「及び第四項」を削り、「これらのを」を「同項の」に改め、同条第九項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第十項中「第三項から第五項までの規定」を「第三項又は第四項の規定」に、「及び租税特別措置法第十條の三

第三項から第五項まで（中小企業者が機械等を取
得した場合等の所得税額の特別控除）を「並
びに租税特別措置法第十条の第三項及び第四
項（中小企業者が機械等を取得した場合の所得
税額の特別控除）」に改め、同条第十一項から第
十四項までを削る。

第十條の四の見出しを「事業基盤強化設備を
取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控
除」に改め、同条第一項中「平成十九年三月三
十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、
「及び第四項」及び「（以下この条において「事業
基盤強化設備」という。）を削り、「以下第四項
まで及び第七項において「特定事業基盤強化設
備」を以下この条において「事業基盤強化設備
」に、「又は特定事業基盤強化設備」を「又は
事業基盤強化設備」に、「当該特定事業基盤強化
設備」を「当該事業基盤強化設備」に改め、同項
第三号中「個人」の下に「で生活衛生関係営業の
運営の適正化及び振興に関する法律 昭和三十
二年法律第六十四号（第五十六條の三第一項に
規定する振興計画について同項に規定する認定
を受けた生活衛生同業組合又は生活衛生同業
小組合の組合員であるもの」を加え、「器具及び
備品」を「当該事業を「当該振興計画に定める同項
に規定する振興事業の実施に係る器具及び備品
（当該飲食店業」に改め、同項第五号を削り、同
項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項
第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 中小企業による地域産業資源を活用した

事業活動の促進に関する法律（平成十九年

法律第 号）第七條第二項に規定する

認定計画に従つて同法第二條第三項に規定
する地域産業資源活用事業を行う同条第一

項に規定する中小企業者に該当する個人で

（前各号に掲げる個人に該当するものを除

く。）当該認定計画に定める機械及び装置

第十條の四第一項第八号を削り、同条第二項

中「特定事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設

備」に改め、同条第三項中「特定事業基盤強化設

備」を「事業基盤強化設備」に、「第六項」を「第五
項」に改め、「及び第五項」を削り、同条第四項
を削り、同条第五項中「第三項又は」を削り、同
項を同条第四項とし、同条第六項中「又はリス
ス税額控除限度額」、「又は第四項」及び「（その
年の前年において同項の規定の適用を受けた事
業基盤強化設備をその年において当該個人の営
む事業の用に供しなくなった場合（当該事業基
盤強化設備の災害による著しい損傷その他の政
令で定める事実が生じたことにより当該事業の
用に供しなくなった場合を除く。）には、当該合
計額から当該事業基盤強化設備を当該事業の用
に供しなくなった日から当該貸借をする期間と
して定められた期間の末日までの期間に対応す
る部分の金額を基礎として政令で定めるところ
により計算した金額を控除した金額」を削り、
同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を
加える。

6 第一項の規定は、同項に規定する個人が所
有権移転外リース取引により取得した事業基
盤強化設備については、適用しない。

第十條の四第七項中「特定事業基盤強化設備」
を「事業基盤強化設備」に改め、同条第八項中
「及び第四項」を削り、「これらの」を「同項の」に
改め、同条第九項中「第五項」を「第四項」に改
め、同条第十項中「第三項から第五項までの規
定」を「第三項又は第四項の規定」に、「及び租税
特別措置法第十条の四第三項から第五項まで
（事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税
額の特別控除）」を「並びに租税特別措置法第十
條の四第三項及び第四項（事業基盤強化設備を
取得した場合の所得税額の特別控除）」に改め、
同条第十一項から第十四項までを削る。

第十條の五の見出しを「（沖繩の特定中小企業
者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却
又は所得税額の特別控除）」に改め、同条第一項
中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四
年三月三十一日」に改め、「及び第四項」及び「（以

下この条において「経営革新設備等」という。）」
を削り、「この項から第四項まで及び第七項に
おいて「特定経営革新設備等」を「この条におい
て「経営革新設備等」に、「又は特定経営革新設
備等」を「又は経営革新設備等」に、「当該特定経
営革新設備等」を「当該経営革新設備等」に改め、
同条第二項中「特定経営革新設備等」を「経営革
新設備等」に改め、同条第三項中「特定経営革
新設備等」を「経営革新設備等」に、「第六項」を「第
五項」に改め、「及び第五項」を削り、同条第四
項を削り、同条第五項中「第三項又は」を削り、
同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は
リスス税額控除限度額」、「又は第四項」及び
「（その年の前年以前四年内の年において第四項
の規定の適用を受けた同項に規定する経営革新
設備をその年において当該個人の営む事業の用
に供しなくなった場合（当該経営革新設備の災
害による著しい損傷その他の政令で定める事実
が生じたことにより当該事業の用に供しなくな
った場合を除く。）には、当該合計額から当該経
営革新設備を当該事業の用に供しなくなった日
から当該貸借をする期間として定められた期間
の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎
として政令で定めるところにより計算した金額
を控除した金額」を削り、同項を同条第五項と
し、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、同項に規定する個人が所
有権移転外リース取引により取得した経営革
新設備等については、適用しない。

第十條の五第七項中「特定経営革新設備等」を
「経営革新設備等」に改め、同条第八項中「及び
第四項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、
同条第九項中「第五項」を「第四項」に改め、同
条第十項中「第三項から第五項までの規定」を「第
三項又は第四項の規定」に、「及び租税特別措置
法第十条の五第三項から第五項まで（沖繩の特
定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合
等の所得税額の特別控除）」を「並びに租税特別
措置法第十条の五第三項及び第四項（沖繩の特

定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合
の所得税額の特別控除）」に改め、同条第十一項
から第十四項までを削る。

第十條の六の見出しを「（情報基盤強化設備等
を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別
控除）」に改め、同条第一項中「第三項及び第
四項」を「及び第三項に、「。第三項及び第四
項」を「。第三項」に改め、同条第三項中「第六
項」を「第五項」に改め、「及び第五項」を削り、
同条第四項を削り、同条第五項中「第三項又は」
を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中
「又はリスス税額控除限度額」、「又は第四項」及
び「（その年の前年において同項の規定の適用を
受けた情報基盤強化設備等をその年において当
該個人の営む事業の用に供しなくなった場合
（当該情報基盤強化設備等の災害による著しい
損傷その他の政令で定める事実が生じたこと
により当該事業の用に供しなくなった場合を除
く。）には、当該合計額から当該情報基盤強化設
備等を当該事業の用に供しなくなった日から当
該貸借をする期間として定められた期間の末日
までの期間に対応する部分の金額を基礎として
政令で定めるところにより計算した金額を控除
した金額」を削り、同項を同条第五項とし、同
項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、同項に規定する個人が所
有権移転外リース取引により取得した情報基
盤強化設備等については、適用しない。この
場合において、当該情報基盤強化設備等の取
得価額は、同項に規定する情報基盤強化設備
等の取得価額の合計額に含まれないものとす
る。

第十條の六第八項中「及び第四項」を削り、
「これらの」を「同項の」に改め、同条第九項中
「第五項」を「第四項」に改め、同条第十項中「第
三項から第五項までの規定」を「第三項又は第四
項の規定」に、「及び租税特別措置法第十条の六
第三項から第五項まで（情報基盤強化設備等
を取得した場合等の所得税額の特別控除）」を「並

びに租税特別措置法第十条の六第三項及び第四項(情報基盤強化設備等)を取得した場合の所得税額の特別控除に改め、同条第十一項から第十四項までを削る。

第十一条第一項中「場合」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該特定設備等とその事業の用に供した場合又は」を加える。

第十一条の二第二項中「場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合を除く。)」を加え、同項の表の第一号中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第十一条の三第一項中「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第二十六号)の施行の日から平成十九年三月三十一日まで」を「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「第二条第五項」を「第二条第八項」に改め、「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該事業革新設備をその事業の用に供した場合を除く。)」を加え、「百分の二十四(当該事業革新設備が、第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。)」を「百分の二十(当該事業革新設備が、産業活力再生特別措置法第二条第十項に規定する特定事業革新設備である場合又は第四号若しくは第五号に掲げる計画に記載されたものである場合には、百分の三十)」に改め、同項各号を次のように改める。

一 産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する事業再構築計画(同法第二条第二項第二号に規定する事業革新(第四号において「事業革新」という。))について記載があるものに限る。同法第五条第一項に規定する認定(同法第六条第一項の認定を含む。)

二 産業活力再生特別措置法第七条第一項に規定する共同事業再編計画(同条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。)

三 産業活力再生特別措置法第九条第一項に規定する経営資源再活用計画(同条第三項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。)

四 産業活力再生特別措置法第十一条第一項に規定する技術活用事業革新計画(事業革新について記載があるものに限る。)

五 産業活力再生特別措置法第十三条第一項に規定する経営資源融合計画(同項に規定する認定(同法第十四条第一項の認定を含む。))

六 産業活力再生特別措置法第十六条第一項に規定する事業革新設備導入計画(同項に規定する認定(同法第十七条第一項の認定を含む。))

第十一条の四第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第二号」を「第一号」に、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「製作若しくは」を「製作又は」に、「取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設して」を「取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。))をして」に改め、「場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該特定電気通信設備等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加え、同項の表の第二号中「百分の十五」の下に「(平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十三とし、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十

一日までの間に取得等をしたものについては百分の十とする。)」を加える。

第十一条の五を次のように改める。
(集積区域における集積産業用資産の特別償却)

第十一条の五 青色申告書を提出する個人が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第 号)第七条第一項に規定する同意基本計画(以下この項において「同意基本計画」という。))に定められた同法第四条第二項第二号に規定する集積区域(以下この項において「集積区域」という。))内において、同法の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間に、同法第十四条第一項の承認(同法第十五条第一項の承認を含む。))を受けた同法第十四条第一項に規定する企業立地計画に定められた機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備(以下この条において「集積産業用資産」という。))で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は集積産業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該集積区域内において当該個人の営む指定集積事業(当該同意基本計画に定められた同法第十九条に規定する指定集積業種に属する事業をいう。))の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該集積産業用資産をその用に供した場合を除く。))において、その用に供した当該集積産業用資産が政令で定める要件を満たすものであるときは、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該集積産業用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該集積産業

用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十五(建物及びその附属設備については、百分の八)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該集積産業用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける集積産業用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の五第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十一条の七第一項中「場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該再商品化設備等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加え、同項第二号中「減価償却資産」の下に「(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第十六号)第二十条第二項第一号に規定する認定計画に記載された同法第二十一条第二項第二号に規定する再生利用事業に係る機械その他の減価償却資産にあつては、製造に関連する機械その他の減価償却資産を含む。)」を加え、同条第二項中「第十一条の七第一項本文」を「第十一条の六第一項本文」に改め、同条を第十一条の六とする。

第十二条第一項中「供したとき」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除く。)」を加え、同項の表の第一号を次のように改める。

一次に掲げる地区 イ 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項 業	製造の事業その他 の政令で定める事業	機械及び装置並び に建物及びその附 属設備で、政令で	百分の十(建物 及びその附属設 備については、
---	-----------------------	----------------------------------	-------------------------------

の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区
口 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)
第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区
ハ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区及びこれに類する地区として政令で定める地区

定めるもの	百分の六
二 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第十八号)第三条第一項の規定により水源地域として指定された地区のうち政令で定める地区	

第十二条第一項の表中第二号及び第三号を削り、第四号を第一号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第十二条の二第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。)」を加え、同項第一号中「又は第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第十二条の三の見出しを「建替え病院用等建物の特別償却」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「医療法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五号)」を加え、「第六項」を「第四項」に改め、「場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該建替え病院用等建物をその用に供した場合を除く。)」を加え、「第一項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五

項中「第三項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第三項」を「第一項」の「に」、「第十二条の三第三項本文」を「第十二条の三第一項本文」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第一項から第三項まで」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とする。
第十三条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「建設したもの」の下に「(所有権移転外リース取引により取得したものを除く。)」を、「合計額」の下に「(次項において「合計償却限度額」という。)」を加え、「として同項」を「として同条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその年におけるその合計償却限度額に満たない場合には、その年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定(当該機械装置等について前項又は次条第一

項の規定の適用を受けるときは、これらの規定を含む。にかかわらず、当該機械装置等の償却費として同法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入する金額(その年の翌年において当該機械装置等につき前項又は次条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該翌年におけるこれらの規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額とする。とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができ

第十三条第三項中「場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該障害者対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加え、同条第七項中「第一項の規定若しくは第二項において準用する前条第二項の規定又は第三項の規定若しくは」を「第一項から第三項までの規定又は」に改める。
第十三条の二第二項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「附属設備」の下に「(所有権移転外リース取引により取得したものを除く。)」を加え、同条第三項中「第十二条の三第二項」を「前条第二項」に、「前項」とあるのは「第十三条の二第一項」を「前項の」とあるのは「第十三条の二第一項の」に、「第十三条の二第一項」とあるのは「第十三条の三第一項」を「前項又は次条第一項」とあるのは「第十三条第一項又は第十三条の二第一項」に改め、同条第四項中「第十二条の三第二項」を「前条第二項」に改める。

第十四条の見出しを「優良賃貸住宅の割増償却」に改め、同条第一項中「第五項」を「第三項」に改め、「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該中心市街地優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。)」を加え、同条第二項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「第五項」を「次項」に改め、「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。)」を加え、「百分の百三十六」を「百分の百二十八」に、「百分の百五十」を「百分の百四十」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優良賃貸住宅」を「又は高齢者向け優良賃貸住宅」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十四条の二第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。)」を加え、「百分の百三十六」を「百分の百二十八」に、「百分の百五十」を「百分の百四十」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優良賃貸住宅」を「又は高齢者向け優良賃貸住宅」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

「次項」に改め、「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。)」を加え、「百分の百三十六」を「百分の百二十八」に、「百分の百五十」を「百分の百四十」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優良賃貸住宅」を「又は高齢者向け優良賃貸住宅」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十四条の二第二項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加え、同条第三項中「第十二条の三第二項」を「第十三条第二項」に改め、「同条第二項中」の下に「前項の」とあるのは「第十四条の二第一項の」とを加え、「とあるのは」を「とあるのは」に改め、「の限度額」との下に、「前項又は次条第一項」とあるのは「第十四条の二第一項」とを加え、同条第四項中「第十二条の三第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第十五条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加え、同条第二項中「第十二条の三第二項」を「第十三条第二項」に改め、「同条第二項中」の下に「前項の」とあるのは「第十五条第一項の」とを加え、「とあるのは」を「とあるのは」に改め、「の限度額」との下に、「前項又は次条第一項」とあるのは「第十五条第一項」とを加え、同条第三項中「第十二条の三第二項」を「第十三条第二項」に改める。
第二十條の二第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第二十二條第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。
第二章第二節第四款中第二十五條の前に次の二条を加える。

(農業経営基盤強化準備金)

第二十四條の二 青色申告書を提出する個人で、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二條第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けたもの(第三項において「認定農業者」という。)が、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間内の日の属する各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第三條第一項又は第四條第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金(以下この項において「交付金等」という。)の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第十二條の二第二項に規定する認定計画(第三項において「認定計画」という。)の定めるところに従つて行う農業経営基盤強化(同法第十二條第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。)に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 当該交付金等の額のうち農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるものとして政令で定める金額

二 当該積み立てをした年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2 その年の十二月三十一日において、前項に

規定する個人の前年から繰り越された農業経営基盤強化準備金の金額(同日までに次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうちにその積み立てをした年の翌年一月一日から五年を経過したものがあつた場合には、その五年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額は、その五年を経過した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、第四号に掲げる場合に該当するときとは、同号に規定する農業経営基盤強化準備金の金額をその積み立てをした年が最も古いものから順次総収入金額に算入されるものとす

一 認定農業者に該当しないこととなつた場合
合 その該当しないこととなつた日における農業経営基盤強化準備金の金額

二 認定計画の認定が取り消された場合
その取消しの日における農業経営基盤強化準備金の金額

三 事業を廃止した場合
その廃止した日における農業経営基盤強化準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合
において農業経営基盤強化準備金の金額を取り崩した場合
その取り崩した日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取

り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における農業経営基盤強化準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該農業経営基盤強化準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第二十条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 第二十条第六項から第八項までの規定は、第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の農業経営基盤強化準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

7 前二項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(農用地等取得した場合の課税の特例)

第二十四條の三 前條第一項の農業経営基盤強化準備金の金額(同條第四項の規定の適用を受けるものを除く。)を有する個人(同條第一項の規定の適用を受けることができる個人を含む。)が、各年において、同項に規定する認定計画の定めるところにより、農業経営基盤強化促進法第四條第一項第一号に規定する農用地(当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。)の取得、贈与又は交換によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)をし、又はその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない農業用の機械その他の減価償却資産(以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。)の取得をし、若しくは特定農業用機械等の製作若しくは建設をして、当該農用地又は特定農業用機械等(以下この項及び第五項において「農用地等」という。)を当該個人の事業の用に供した場合においては、当該農用地等につき、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 次に掲げる金額の合計額

イ その年の前年から繰り越された前條第一項の農業経営基盤強化準備金の金額(その年の前年の十二月三十一日までに同條第二項又は第三項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には当該金額を控除した金額)のうち、その年において同條第二項又は第三項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額に相当する金額

ロ その年において交付を受けた前條第一項に規定する交付金等の額のうち同項の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかつた金額として政令で定める金額

二 その年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省

第一類第五号 財務金融委員會議錄第三号

成十九年二月二十七日

三九

二十一号口に規定する一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号イに規定する生活関連施設との間の移動が通常徒歩で行われる経路を構成するものをいう。又は公共用施設(高齢者移動等円滑化法第三十九条第一項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設をいう。)

「同項に規定する生活関連施設又は一般交通用施設に」、「特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設を」、「生活関連施設又は一般交通用施設」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号イ中「中小小売商業振興法」の下に「昭和四十八年法律第百一号」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 地方公共団体又は都市再生特別措置法第七十三条第一項に規定する都市再生整備推進法人(政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)が同法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業(当該事業が当該都市再生整備推進法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)の用に供するために、当該都市再生整備計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(第三十三条第一項第二号若しくは第三号の六、第三十三条の二第二項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第七号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。)

第三十四条の二第三項中「第六号から第十五号まで、第十八号又は第二十一号」を「第六号から第十六号まで、第十九号又は第二十二号」に改める。

第三十四条の三第二項第一号及び第二号中「前条第二項第二十四号」を「前条第二項第二十五号」に改め、同項第四号中「第二十四号」を「第二十五号」に改める。

第三十五条第一項中、「第三十六条の六」を削る。

第三十六条の二から第三十六条の五までを削る。

第三十六条の六の見出しを「(特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例)」に改め、同条第一項中「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改め、「この条の下に」及び次条を、「この譲渡」の下に「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してするもの、第三十三条から第三十三条の四まで、第三十七条、第三十七条の四、第三十七条の七又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四までの規定の適用を受けるもの及び贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。」を、「この取得」の下に「建設を含むものとし、贈与又は交換によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。」を加え、「第三十六条の二、前条」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定は、平成五年四月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に譲渡資産の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までに当該取得をした買換資産を当該個人の居住の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、同項中「譲渡の日の属する年の十二月三十一日」とあるのは「譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日」と、「翌年十二月三十一日」とあるのは「翌々年十二月三十一日」と、

「取得価額以下」とあるのは「取得価額とその取得価額の見積額との合計額以下」と、「当該取得価額」とあるのは「当該合計額」と読み替えるものとする。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする者の譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、当該譲渡資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5 第三十三条第六項の規定は、第三項に規定する確定申告書を提出する者について準用する。この場合において、同条第六項中「代替資産」とあるのは、「買換資産」と読み替えるものとする。

6 前三項に定めるもののほか、譲渡資産及び買換資産の範囲その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章第四節第七款の二中第三十六条の六を第三十六条の二とし、同条の次に次の三条を加える。
(特定の居住用財産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等)
第三十六条の三 前条第一項の規定の適用を受けた者は、譲渡資産の譲渡をした日の属する

年の翌年十二月三十一日までに、買換資産を当該個人の居住の用に供しない場合又は供しなくなつた場合には、同日から四月を経過する日までに当該譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

2 前条第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に該当する場合で過大となつたときにあつては当該買換資産の同条第二項に規定する取得をした日(当該取得をした日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日。以下この項において同じ。)から四月を経過する日までに同条第二項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることができるとし、同号に該当する場合で不足額を生ずることとなつたとき、又は第二号に該当するときにあつては当該買換資産の取得をした日又は同号に該当することとなつた日から四月を経過する日までに当該譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならないものとする。

一 買換資産の取得をした場合において、その取得価額が前条第二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する取得価額の見積額に対して過不足額があるとき。

二 前条第二項に規定する譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までに買換資産の取得をしていないとき、又は買換資産の取得をした場合において当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までに買換資産を当該個人の居住の用に供しないとき、若しくは供しなくなつたとき。

3 第一項若しくは前項第二号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生

ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

4 第三十三条の五第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十六条の三第一項又は第二項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の五第一項」とあるのは「第三十六条の三第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

(買換えに係る居住用財産の譲渡の場合の取得価額の計算等)

第三十六条の四 第三十六条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けた者(前条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第三項の規定による更正を受け、かつ、第三十六条の二第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。)の同条第一項に規定する買換資産について、当該買換資産の取得の日以後その譲渡(譲渡所得の要因となる不動産等の貸付けを含む。)、相続、遺贈又は贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該買換資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額(同項に規定する譲渡資産の譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額)とする。

一 第三十六条の二第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合
当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等のうちその超える額に対応する部分以外の部分

の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 第三十六条の二第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合
当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等に相当する金額

三 第三十六条の二第二項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合
当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等にその満たない額を加算した金額に相当する金額

(特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第三十六条の五 個人が、平成五年四月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に、その有する家屋若しくは土地若しくは土地の上に存する権利で第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産に該当するもの(以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該個人の居住の用に供する家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で同項に規定する買換資産に該当するもの(以下この条において「交換取得資産」という。)との交換(第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条において同じ。)を取得し、又は支払つた場合を含む。又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)における前三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産(他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。以下この号

において同じ。)は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該交換譲渡資産の価額に相当する金額をもつて第三十六条の二第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該交換取得資産の価額に相当する金額をもつて第三十六条の二第一項の取得をしたものとみなす。

第三十七条第一項中「第十五号の」を「第十六

十五 防災再開発促進地区内にある土地等、建物又は構築物で、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第八条に規定する認定建替計画(政令で定める基準に適合するものに限る。以下この号において「認定建替計画」という。)に係る建築物の建替えを行う事業の用に供するために譲渡をされるもの

第三十七条第三項及び第四項並びに第三十七条の四中「第十五号」を「第十六号」に、「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の五第一項中「第三十六条の六」を削り、「又は交換」を「交換又は所有権移転外リース取引」に改め、同条第二項の表第三十七号第四項の項中「第十五号」を「第十六号」に、「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の六第一項第三号中「第三十六条の五から第三十七条まで」を「第三十六条の五、第三十七号」に改める。

第三十七条の九の二第二項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十第一項中「証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「金融

号の」に、「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改め、「交換によるもの」の下に「所有権移転外リース取引によるもの」を加え、「第十七号」を「第十八号」に改め、同項の表の第一号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同表の第十四号中「この号」の下に「及び次号」を加え、同表の第十七号を同表の第十八号とし、同表の第十六号を同表の第十七号とし、同表の第十五号を同表の第十六号とし、同表の第十四号の次に次の一号を加える。

当該防災再開発促進地区内にある土地等、建物又は構築物で、当該認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業に伴い取得をされるもの

商品取引法第二十八条第八項第三号イに掲げる取引」に改め、同条第二項第一号中「第二条第二十三項」を「第二条第十六項」に改め、同項第五号中「受益証券」を「受益権」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 特定受益証券発行信託の受益権

第三十七条の十第三項第一号中「同条第十四号」を「所得税法第二条第一項第八号の二」に改め、「法人の合併」の下に「法人課税信託に係る信託の併合を含む。以下この号において同じ。」を加え、「同条第十二号」を「法人税法第二条第十二号」に改め、「合併法人」の下に「信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。」を加え、「又は出資以外の」を「若しくは出資又は合併法人との間に当該合併法人の発行済株式若しくは出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。次号において「発行済株式等」

という。の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式若しくは出資のいずれか一方の株式又は出資以外のに、「されたものに限り」を「されなかつたものを除く」に改め、同項第二号中「分割法人」の下に「(信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。)」を加え、「同条第十二号の三」を「法人税法第二十一条第三号の三」に改め、「分割承継法人」の下に「(信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。)」を加え、「又は出資以外の」を「若しくは出資又は分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式若しくは出資のいずれか一方の株式又は出資以外の」に、「同条第十二号の九」を「法人税法第十二条第十二号の九」に、「されたものに限り」を「されなかつたものを除く」に改め、同項第三号中「分割型分割」の下に「(法人課税信託に係る信託の分割を含む。)」を加え、同項第四号中「証券取引所証券取引法」を「金融商品取引所(金融商品取引法)に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 株式等証券投資信託、非公社債等投資信託又は特定受益証券発行信託(以下この項において「株式等証券投資信託等」という。)の受益権を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が交付を受ける次の各号に掲げる金額は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

一 その株式等証券投資信託等の終了(当該株式等証券投資信託等の信託の併合に係るものである場合にあつては、当該株式等証券投資信託等の受益者に当該信託の併合に

係る新たな信託の受益権以外の資産(信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)の交付がされた信託の併合に係るものに限り。又は一部解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該株式等証券投資信託等について信託された金額(所得税法第二十一条第十四号に規定するオープン型の証券投資信託にあつては当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額とし、当該株式等証券投資信託等の受益権に係る部分の金額に限る。)に達するまでの金額

二 その特定受益証券発行信託に係る信託の分割(分割信託(信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する信託をいう。))の受益者に承継信託(信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう。)の受益権以外の資産(信託の分割に反対する当該受益者に対する信託法平成十八年法律第八号)第三十三条第六項に規定する受益権取得請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)の交付がされたものに限り。により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該特定受益証券発行信託について信託された金額(当該特定受益証券発行信託の受益権に係る部分の金額に限る。)に達するまでの金額

第三十七条の十の二第一項中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第三十七条の十一第一項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「同条第四項」を「同項第五号」に改め、「株式等証券投資

信託」の下に「(第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。)」を加え、「係る受益証券」を「係る受益権」に、「公募(証券取引法)を「公募(金融商品取引法)に、「勧誘」を「取得勧誘」に、「受益証券及び」を「受益権及び」に、「第二十三条第三項」を「第二十六条第三項」に、「同条第二十一項」を「同条第十四項」に、「係る証券取引法」を「係る金融商品取引法」に、「第二十九条第一項」を「第二十一条第二項」に、「第二十一条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 金融商品取引法第二十九条に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限り。次号及び第三十七条の十一の第三項第一号において「金融商品取引業者」という。又は同法第二十一条に規定する登録金融機関(第三号において「登録金融機関」という。))への売委託により行う上場株式等の譲渡

第三十七条の十一第二号中「証券業者」を「金融商品取引業者」に改め、同項第三号中「証券取引法第六十五条の二第三項に規定する」を削り、「第二十八条第十八項に規定する投資信託委託業者」を「第二十一条に規定する投資信託委託会社」に改め、同項第四号中「第四項」を「第四項各号」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「譲渡」の下に「その他これに類する上場株式等の譲渡として政令で定めるもの」を加え、同項を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 上場株式等を発行した法人の行う株式交換又は株式移転による当該法人に係る法人税法第二十一条第二号の六の四に規定する株式交換完全親法人又は同条第十二号の七に規定する株式移転完全親法人に対する当該上場株式等の譲渡

第三十七条の十一の二第二項第三号中「又は

出資のみ」を「若しくは出資又は合併法人との間に同項第一号に規定する政令で定める関係がある法人の株式若しくは出資(以下この号において「合併親法人株式」という。))のいずれか一方のみに、「又は出資及び」を「若しくは出資又は合併親法人株式及び」に、「又は出資の取得」を「若しくは出資又は合併親法人株式の取得」に改める。

第三十七条の十一の三第一項中「非居住者が、(の下に)上場株式等保管委託契約に基づき」を、「(特定口座)の下に(以下この項及び)を加え、「上場株式等保管委託契約に基づき保管の委託」を「係る振替口座簿(社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。第三項において同じ。))に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託」に改め、同条第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条第三項第一号中「証券業者、銀行、協同組織金融機関(証券取引法第二十八条に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。))」を「金融商品取引業者」に、「同法第六十五条の二第三項」を「金融商品取引法第二十一条第一項」に、「をい、銀行及び協同組織金融機関を除く」を「をい」に、「証券業者等」と総称するを「金融商品取引業者等」というに、「当該証券業者等」を「当該金融商品取引業者等」に、「その口座に保管の委託」を「その口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその口座に保管の委託」に、「保管の委託又は」を「振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は」に改め、同項第二号中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に、「上場株式等の保管の委託」を「上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託」に、「当該保管の委託」を「当該記載若しくは記録又は保管の委託」に、「に保管の委託」を「記載若しくは記録又は保管の委託」に、「において保管の委託」を「おいて振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託」に改め、同項第三号中「証券業者等」を

「金融商品取引業者等」に改め、同条第四項から第十項までの規定中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第三十七条の十一の四第一項中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改め、同条第二項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改め、同条第五項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第三十七条の十三の三第一項第三号中「証券業協会」を「金融商品取引法第二十一条第三項に規定する認可金融商品取引業協会」に、「証券業者」を「金融商品取引業者」に改め、同項第四号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第三十七条の十三の二第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

第三十七条の十三の三第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「証券取引法第二十一条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法第二十八条第八項第三号に掲げる取引」に、「証券業者」を「金融商品取引業者」に改める。

第三十七条の十四第一項中「うち証券取引法」を「うち金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券取引法第二十一条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法第二十八条第八項第三号に掲げる取引」に改め、同項第一号中「証券業者」を「金融商品取引業者」に、「銀行又は証券取引法第二十八条第八項に規定する協同組織金融機関」を「又は金融商品取引法第二十一条に規定する登録金融機関」に改め、「これに類するもので政令で定めるものを含む。」を削り、同項第二号中「証券業者」を「金融商品取引業者」に改め、同項第

三号中「第四項」を「第四項各号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「譲渡」の下に「その他これに類する特定上場株式等の譲渡として政令で定めるものを加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 特定上場株式等を発行した法人の行う株式交換又は株式移転による当該法人に係る法人税法第二条第十二号の六の四に規定する株式交換完全親法人又は同条第十二号の七に規定する株式移転完全親法人に対する当該特定上場株式等の譲渡

第三十七条の十四の次に次の二条を加える。
(合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例)

第三十七条の十四の二 国内に恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式出資を含む。以下この条及び次条において同じ。につき、その株式を発行した内国法人法人税法第二条第六号に規定する公益法人等を除く。

以下この条及び次条において同じ。の特定合併により外国合併親法人株式(次条第一項に規定する特定非適格合併により交付を受ける外国合併親法人株式で第六十八条の二の三五項第一号に規定する特定軽課税外国法人(次項及び第三項において「特定軽課税外国法人」という。の株式に該当するもの。以下この項において「課税外国親法人株式」という。及び当該非居住者が国内において行う事業に係る資産として管理する株式として政令で定めるもの(以下この条において「国内事業管理株式」という。))に交付を受けるもの。課税外国親法人株式を除く。第四項において「国内事業管理外国合併親法人株式」という。を除く。以下この項において同じ。の交付を受ける場合には、その交付を受ける外国合併親法人株式の価額に相当する金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)は、株式等に係る譲渡所得等(第

三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等をいう。次項及び次条において同じ。に係る収入金額とみなして、第三十七条の十第一項の規定を適用する。

2 国内に恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式につき、その株式を発行した内国法人の行った特定分割型分割により外国分割承継親法人株式(次条第二項に規定する特定非適格分割型分割により交付を受ける外国分割承継親法人株式で特定軽課税外国法人の株式に該当するもの(以下この項において「課税外国親法人株式」という。))及び当該非居住者が国内事業管理株式に対応して交付を受けるもの(課税外国親法人株式を除く。第四項において「国内事業管理外国分割承継親法人株式」という。を除く。以下この項において同じ。の交付を受ける場合には、当該旧株のうちその交付を受

けた外国株式交換完全支配親法人株式に対応する部分の譲渡については、所得税法第六百六十五条の規定により同法第五十七条の四第一項の規定に準じて計算する場合における同項の規定は、適用しない。

4 国内に恒久的施設を有する非居住者が、その有する国内事業管理親法人株式(特定合併により交付を受ける国内事業管理外国合併親法人株式、特定分割型分割により交付を受ける国内事業管理外国分割承継親法人株式及び特定株式交換により交付を受ける国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式をいう。以下この項において同じ。の全部又は一部を当該非居住者の国内において行う事業に係る資産として管理しなくなるものとして政令で定める行為を行った場合には、その行為に係る国内事業管理親法人株式について、その行為が行われた時に、その時における価額に相当する金額による譲渡があつたものとみなして、第三十七条の十の規定その他の所得税に關する法令の規定を適用する。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 特定合併 合併で、法人税法第二十一条第一号に規定する被合併法人の株主等(所得税法第二条第一項第八号の二に規定する株主等をいう。以下この項において同じ。))に外国合併親法人株式以外の資産(当該株主等に対する株式に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付された金銭その他の資産及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されなかつたものをいう。
二 外国合併親法人株式 法人税法第二十一条第二号に規定する合併法人との間に当該合併法人の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式を除く。以下この項において「発行済株式等」という。の全部を保有する

関係として政令で定める関係がある外国法人の株式をいう。

三 特定分割型分割 法人税法第二十二号の九に規定する分割型分割で、同条第十二号の二に規定する分割法人の株主等に外国分割承継親法人株式以外の資産(当該株主等に対する株式に係る剰余金の配当又は利益の配当として交付された同条第十二号の九に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く)が交付されなかったものをいう。

四 外国分割承継親法人株式 法人税法第二十二号の三に規定する分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式をいう。

五 特定株式交換 株式交換で、法人税法第二十二号の六の三に規定する株式交換完全子法人の株主に外国株式交換完全支配親法人株式以外の資産(当該株主に対する剰余金の配当として交付された金銭その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に對するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く)が交付されなかったものをいう。

六 外国株式交換完全支配親法人株式 法人税法第二十二号の六の四に規定する株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式をいう。

6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第一項又は第二項に規定するその有する株式が第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に該当する場合における同条の規定の適用については、同項中「譲渡のうち」とあるのは「譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項

において同じ。のうちに」と、同項第四号中「第三十七条の十三第三項又は第四項各号」とあるのは「第三十七条の十三第三項若しくは第四項各号又は第三十七条の十四の第二項若しくは第二項」とする。

二 第一項若しくは第二項に規定するその有する株式又はこれらの規定に規定する外国合併親法人株式若しくは外国分割承継親法人株式が第三十七条の十一の第二項に規定する上場株式等に該当する場合における同条の規定の適用については、同項中「譲渡」とあるのは「譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。を」と、同条第二項第三号中「取得」とあるのは「取得(第三十七条の十四の第二項第一号に規定する特定合併人株式の取得を除く。とする。

三 第一項又は第二項に規定するその有する株式が第三十七条の十二の第二項に規定する上場株式等に該当する場合における同条の規定の適用については、同項中「譲渡のうち第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡」とあるのは、「譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。のうちに第三十七条の十四の第二項又は第二項に規定する事由による上場株式等の譲渡として政令で定めるものとする。

四 第一項又は第二項に規定するその有する株式が前条第一項に規定する特定上場株式等に該当する場合における同条の規定の適用については、同項第三号中「第三十七条の十三第三項又は第四項各号」とあるのは、「第三十七号の十三第三項若しくは第四項各号又は次条第一項若しくは第二項」とする。所得税法第六十四條第一項第四号に掲げる非居住者が、特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換により外国合併親法人株式

(第一項に規定する課税外国親法人株式を除く。)、外国分割承継親法人株式(第二項に規定する課税外国親法人株式を除く。又は外国株式交換完全支配親法人株式第三項に規定する課税外国親法人株式を除く)の交付を受ける場合における第三十七条の十二第四項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは「並びに第三十七条の十四の第二項から第三項までの規定は」と、同条第六項第三号とあるのは「第三十七条の十六第六項第三号」とする。

8 第一項から第三項までの規定の適用がある場合におけるその交付を受けた株式の取得価額の計算の特例、第四項の規定の適用がある場合における国内源泉所得の範囲の特例その他第一項から第四項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例)

第三十七条の十四の三 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式につき、その株式を発行した内国法人の特定非適格合併(前条第五項第一号に規定する特定合併のうち、法人税法第二十二号の八に規定する適格合併に該当しないものをいう。により外国合併親法人株式(同項第二号に規定する外国合併親法人株式をいう。以下この項において同じ。の交付を受ける場合において、当該外国合併親法人株式が特定課税外国法人(第六十八條の二の三第五項第一号に規定する特定課税外国法人をいう。以下この条において同じ。の株式に該当するときは、その交付を受ける外国合併親法人株式の価額に相当する金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第三十七条の十一第一項の規定を適用する。

居住者が、その有する株式につき、その株式を発行した内国法人の行った特定非適格分割型分割(前条第五項第三号に規定する特定分割型分割のうち、第六十八條の二の三第二項第一号に規定する分割で法人税法第二十二号の十二に規定する適格分割型分割に該当しないものをいう。により外国分割承継親法人株式(前条第五項第四号に規定する外国分割承継親法人株式をいう。以下この項において同じ。の交付を受ける場合において、当該外国分割承継親法人株式が特定課税外国法人の株式に該当するときは、その交付を受ける外国分割承継親法人株式の価額に相当する金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第三十七条の十一第一項の規定を適用する。

3 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式(以下この項において「旧株」という。につき、その旧株を発行した内国法人の行った特定非適格株式交換(前条第五項第五号に規定する特定株式交換のうち、法人税法第二十二号の十六に規定する適格株式交換に該当しないものをいう。により同法第二十二号の六の四に規定する株式交換完全親法人に対し当該旧株の譲渡をし、かつ、外国株式交換完全支配親法人株式(同項第六号に規定する外国株式交換完全支配親法人株式をいう。以下この項において同じ。の交付を受けた場合において、当該外国株式交換完全支配親法人株式が特定課税外国法人の株式に該当するときは、当該旧株の譲渡については、所得税法第五十七條の四第一項(同法第六十五條の規定により準じて計算する場合を含む。の規定は、適用しない。

4 前三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第一項若しくは第二項に規定するその有

第一項又は第二項に規定するその有する株式が第三十七条の十二の第二項に規定する上場株式等に該当する場合における同条の規定の適用については、同項中「譲渡のうち第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡」とあるのは、「譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）のうち第三十七条の十四の三第一項又は第二項に規定する事由による上場株式等の譲渡」として政令で定めるもの」とする。

受益権に、「当該受益証券を」「当該受益権」に改め、同条第二項第二号中「受益証券」を「受益権」に改める。

第三十八条の見出しを「株式等の譲渡の対価に係る支払調書等の特例」に改め、同条に次の一項を加える。

2 業務に關連して他人のために名義人として所得税法第二百二十八条第二項に規定する株式等の譲渡の対価の支払を受ける者は、財務省令で定めるところにより、同項に規定する対価に關する調書を同一の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対する一回の支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払を受けた日の属する月の翌月末日までに税務署長に提出

4 第一項の規定を受けた個人が相続税法第三十二条の規定による更正の請求を行つ

第四十条第二項中「生じたとき」の下に「当該法人が当該財産又は資産（当該財産又は資産の譲渡をした場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額の金銭を国又は地方公共団体に贈与した場合を除く。）を加える。

第四十条の四第一項中「（以下この項において）」を「（以下この項及び次項において）」に、「直接及び間接保有の株式等に」を「直接及び間接保有の株式等の数に」に、「この項において同じ」を「この項及び次項において同じ」に改め、同項各号を次のように改める。

一 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の数の当該外国関係会社の発行済株式又は出資（当該外国関係会社が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額のうち占める割合（当該外国関係会社が次のイからハまでに掲げる法人である場合

イ 議決権・剰余金の配当等に関する決議に係るものに限る。以下この号及び次項において同じ。の数が一個でない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）その有する当該外国関係会社の直接及び間接保有の議決権の数の当該外国関係会社の議決権の総数のうちに占める割合

求権の内容が異なる株式等を発行している法人 イ又は口に定める割合のいずれか高い割合

第四十条の四第二項第一号を次のように改め

二 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式又は出資（その有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額のうちに居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者（居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある非居住者をいう。以下この号において同じ。）が有する直接及び間接保有の株式等の数の合計数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法

人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか高い割合が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権の数が一個でない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。） 当該外国法人の議決権の総数のうちに居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者が有する当該外国法人の直接及び間接保有の議決権の数の合計数の占める割合

ロ 請求権の内容が異なる株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。） 当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額のうちに居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者が有する当該外国法人の直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額の合計額の占める割合

ハ 議決権の数が一個でない株式等及び請求権の内容が異なる株式等を発行している法人 イ又はロに定める割合のいずれか高い割合

第四十条の四第二項第三号中「株式等」を「株式等の数に、〔若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として〕を〔又は内国法人が〕に改め、〔又は第四十条の七第二項第一号に規定する外国信託〕を削り、同項第四号を次のように改める。

四 直接及び間接保有の議決権の数 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の議決権の数及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の議決権の数の合計数をいう。

第四十条の四第二項に次の二号を加える。
五 直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額

及び他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額として政令で定めるものの合計額をいう。

六 同族株主グループ 外国関係会社の株式等を直接又は間接に保有する者のうち、一の居住者又は内国法人及び当該一の居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

第四十条の四第四項第一号中「当該特定外国子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）を削り、同条第六項を次のように改める。

六 第三項又は第四項の規定は、確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存している場合に限り、適用する。

第四十条の四に次の二項を加える。

七 居住者が外国信託投資信託及び投資法人に関する法律第二十二項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に保有する場合には、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この条（第三項、第四項及び前項を除く。）から第四十条の六までの規定を適用する。

八 法人税法第四条の六第二項及び第四条の七の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
第四十条の五第一項中、「当該居住者」を「又は当該居住者」に改め、「又は当該居住者に係る第四十条の七第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）につき第四号に掲げる事実が生じた場合」を削り、「当該各号に定める」を「これらの号に規定する」に、「若しくは外国関係会社」を「又は外国関係会社」に改め、「又は外国関係信託から受ける収益の分配の額」を削り、同項第四号を削り、同条第二項及び第三項中、「外国関係会社又は外国関係信託」を「又は外国関係会社」に改める。

第二章第四節の二第二款を次のように改める。
第二款 削除
第四十条の七から第四十条の九まで 削除
第二章第四節の二に次の一款を加える。
第三款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の特例

（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の留保金額の総収入金額算入）
第四十条の十 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内国法人との間に当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項及び次項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）を間接に保有する関係として政令で定める関係（次項において「特定関係」という。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この款において

「外国関係法人」という。）のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係法人に該当するもの（以下この款において「特定外国法人」という。）が、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度（第二項第二十九号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）において、その未処分所得の金額から留保したものととして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有するときは、その適用対象留保金額のうち当該特殊関係株主等である居住者の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権（剰余金の配当等、財産の分配その他の経済的を利益の給付を請求する権利をいう。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条において「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である居住者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の当該居住者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

二 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 特定株主等 特定関係が生ずることとなる直前に特定内国法人（当該直前に株主等（所得税法第二十一条第一項第八号の二に規定する株主等をいう。）の五人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及

び法人によつて発行済株式等の百分の八十以上の数又は金額の株式等を保有される内国法人をいう。次号において同じ。の株式等を有する個人及び法人をいう。

二 特殊関係内国法人 特定内国法人又は特定内国法人からその資産及び負債の大部分の移転を受けたものとして政令で定める内国法人をいう。

三 未処分所得の金額 特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

四 直接及び間接保有の株式等の数 居住者又は内国法人が直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の合計数又は合計額をいう。

3 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人(株式(出資を含む)若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む)若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む)の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く)がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合(次項において「固定施設を有するものである場合」という。)における第一項の規定の適用については、同項中「調整

を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国法人の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

4 第一項及び前項の規定は、特殊関係株主等である居住者に係る同項に規定する特定外国法人がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行つた事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてゐる場合として政令で定める場合

二 前号に掲げる事業以外の事業 その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域(当該国又は地域に係る水域で第四十条の四第四項第二号に規定する政令で定めるものを含む)において行つてゐる場合として政令で定める場合

5 特殊関係株主等である居住者は、当該居住者に係る特定外国法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の確定申告書に添付しなければならない。

6 第三項又は第四項の規定は、確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存している場合に限り、適用する。

7 特殊関係株主等である居住者に係る外国関

係法人が第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社に該当し、かつ、当該特殊関係株主等である居住者が同条第一項各号に掲げる居住者に該当する場合には、第一項の規定は、適用しない。

8 特殊関係株主等である居住者が外国信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の第三項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。)の受益権を直接又は間接に保有する場合においては、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。)及び固有資産等(外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。以下この項において同じ。とみなして、この条第三項、第四項及び第六項を除く。)から第四十条の十二までの規定を適用する。

9 法人税法第四条の六第二項及び第四条の七の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十条の十一 その年分以前の各年分の所得税について前条第一項の規定の適用を受ける居住者に係る特定外国法人につき第一号若しくは第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該居住者に係る外国関係法人(当該特定外国法人から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配(以下この項において「剰余金の配当等」という。)の支払(第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む)を受けた外国関係法人のうち政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)につき第三号に掲げる事実が生じた場合において、これらの号に規定する金額のうちに、その者に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額(以下この条にお

いて「課税済配当等の額」という。)が含まれているときは、その課税済配当等の額に相当する金額は、政令で定めるところにより、その者のこれらの事実の生じた日の属する年分の特定外国法人又は外国関係法人から受ける剰余金の配当等の額(所得税法第二十五条第一項の規定により当該特定外国法人又は当該外国関係法人からの剰余金の配当等とみなされるものの金額を含む。以下この条及び次条において「配当等の額」という。)に係る配当所得の金額又は前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除する。

一 剰余金の配当等の支払 その支払う剰余金の配当等の額

二 法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その交付により減少することとなる利益積立金額(第二十一条第二項第二十号に規定する利益積立金額をいう。次号において同じ。)に相当する金額

三 当該居住者に対する剰余金の配当等の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う剰余金の配当等の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

2 前項に規定する居住者のその年の前年以前三年内の各年において、課税済配当等の額に相当する金額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(この項の規定により前年以前の各年において控除されたものを除く。以下この項において「控除未済配当等の額」という。)がある場合には、当該控除未済配当等の額は、政令で定めるところにより、その者のその年分の特定外国法人又は外国関係法人から受ける配当等の額に係る配当所得の金額又は前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課

税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上
控除する。
3 第四十条の五第三項及び第四項の規定は、
前二項の規定を適用する場合について準用す

る。この場合において、次の表の上欄に掲げ
るこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み
替えるものとする。

第四十条の五第三項		第四十条の五第四項	
第一項又は前項の規定は、第一 項	第四十条の十一第一項又は第二項 の規定は、同条第一項	第一項	第四十条の十一第一項
以後前項	以後同条第二項	提出する第一項	提出する同条第二項
提出する第一項	提出する同条第二項	同項又は前項	同項又は同条第二項
同項又は前項	同項又は同条第二項	第一項又は前項に規定する特定 外国子会社等又は外国関係会社 、第一項又は前項	同条第一項又は第二項に規定する 特定外国法人又は外国関係法人 、同条第一項又は第二項
前項	同条第三項において準用する前項		

第四十条の十一 特殊関係株主等と特殊関係内
国法人との間に第四十条の十第一項に規定す
る特定関係があるかどうかの判定に関する事
項、居住者がその者に係る特定外国法人から
受ける配当等の額に係る所得税法第九十五条
第一項に規定する控除限度額の計算その他前
二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令
で定める。
第四十一条第一項中「第七項を」第九項に、
「この項及び」を「この項、第三項、第四項及び」
に改め、「部分。以下この項の下に」第三項
及び第四項を加え、「次項、第四項を」次項か
ら第四項まで、第六項に改め、「これらの日。
次項の下に」第三項を加え、同項第一号中
「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援
機構」に改め、同条第十四項を同条第十六項と
し、同条第十項から第十三項までを二項ずつ繰
り下げ、同条第九項中「第七項を」第九項に改
め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同
条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、
同条第六項中「若しくは第三十六条の六第一項」

及び「第三十六条の六を削り、同項を同条第
八項とし、同条第五項中「第三十六条の六を
削り、同項を同条第七項とし、同条第四項を同
条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、
同条第二項の次に次の二項を加える。
3 居住者が、住宅の取得等をし、かつ、当該
住宅の取得等をした居住用家屋若しくは既存
住宅又は第一項の増改築等をした家屋を平成
十九年一月一日から平成二十年十二月三十一
日までの間に同項の定めるところによりその
者の居住の用に供した場合において、当該居
住の用に供した日の属する年（以下この項に
において「居住年」という。）以後十五年間の各年
（同日以後その年の十二月三十一日まで引き
続きその居住の用に供している年に限る。以
下この項及び次条において「特例適用年」とい
う。）において当該住宅の取得等に係る住宅借
入金等（以下この項及び次条において「特例住
宅借入金等」という。）の金額を有するときは、
その者の選択により、当該特例適用年におけ
る第一項に規定する住宅借入金等特別税額控

除額は、前項の規定にかかわらず、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める
金額（当該金額に百円未満の端数があるとき
は、これを切り捨てる。）として、この条、次
条及び第四十一条の二の規定を適用する
ことができる。この場合において、第一項中
「六年間（同日（以下この項、次項及び次条に
において「居住日」という。）の属する年が平成十
一年若しくは平成十二年である場合又は居住
日が平成十三年一月一日から同年六月三十日
までの期間（次項及び次条において「平成十三
年前期」という。）内の日である場合には十五
年間とし、居住日が平成十三年七月一日から
同年十二月三十一日までの期間（次項及び次
条において「平成十三年後期」という。）内の日
である場合又は居住日の属する年が平成十四
年から平成二十年までの各年である場合には
十年間とする。）の各年（当該居住日」とあるの
は「十五年間の各年（同日」と、第七項中「同項
に規定する六年間」とあり、第八項中「第一項
に規定する六年間」とあり、及び第九項中「六
年間（同項に規定する六年間をいう。）」とある
のは十五年間とする。
一 居住年が平成十九年である場合 次に掲
げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定め
る金額
イ 特例適用年が居住年又は居住年の翌年
以後九年以内の各年である場合 その年
十二月三十一日における特例住宅借入金
等の金額の合計額（当該合計額が二千五百
万円を超える場合には、二千五百万円
の〇・六パーセントに相当する金額
ロ 特例適用年が居住年から十年目に該当
する年以後の各年である場合 その年十
二月三十一日における特例住宅借入金等
の金額の合計額（当該合計額が二千五百
万円を超える場合には、二千五百万円
の〇・四パーセントに相当する金額
二 居住年が平成二十年である場合 次に掲

げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定め
る金額
イ 特例適用年が居住年又は居住年の翌年
以後九年以内の各年である場合 その年
十二月三十一日における特例住宅借入金
等の金額の合計額（当該合計額が二千五
百円を超える場合には、二千五百円の〇・
六パーセントに相当する金額
ロ 特例適用年が居住年から十年目に該当
する年以後の各年である場合 その年十
二月三十一日における特例住宅借入金等
の金額の合計額（当該合計額が二千五百
円を超える場合には、二千五百円の〇・四
パーセントに相当する金額
4 前項に規定する居住者が、二以上の住宅の
取得等をし、かつ、これらの住宅の取得等
をした同項の居住用家屋若しくは既存住宅又は
増改築等をした家屋を同一の年中に第一項の
定めるところによりその者の居住の用に供し
た場合には、前項に規定する選択は、これら
の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額の
すべてについてしなければならないものとす
る。
第四十一条の二第一項中「の合計額」の下に
「当該住宅借入金等の金額のうちに同条第三項
の規定により同条又は次条の規定の適用を受け
る場合における特例住宅借入金等の金額が含ま
れるときは、当該特例住宅借入金等の金額と当
該特例住宅借入金等の金額以外の住宅借入金等
の金額とを区分し、当該区分をした特例住宅借
入金等の金額以外の住宅借入金等の金額につき
前条第二項各号の規定に準じて計算した金額
（当該金額に百円未満の端数があるときは、こ
れを切り捨てる。）と当該区分をした特例住宅借
入金等の金額につき同条第三項各号の規定に準
じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数
があるときは、これを切り捨てる。）との合計
額」を加え、同項ただし書中「同項の住宅借入
金等特別税額控除額」を「同条第二項の住宅借入

金等特別税額控除額に改め、同条第二項第五号ホ中「金額が」を「金額(その居住年が同年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。)が」に改め、同号に次のように加える。

ト その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成二十年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額(その居住年が同年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。)が」に改め、同号に次のように加える。

ト その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 十五万円

第四十一条の二第二項第六号ホ中「又は平成十九年」を削り、「金額が」を「金額又は平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が」に改め、同号に次のように加える。

ヘ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからホまでに掲げる場合を除く。) 二十万円

ト 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。)

十五万円

第四十一条の二第二項第七号ホ中「平成十九年又は平成十九年」を「若しくは平成十九年」に、「金額が」を「金額又は平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が」に改め、同号に次のように加える。

ヘ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからホまでに掲げる場合を除く。) 二十万円

ト 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 十五万円

第四十一条の二第二項第八号ニ中「平成十九年又は平成十九年」を「若しくは平成十九年」に、「金額が」を「金額又は平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が」に改め、同号に次のように加える。

ホ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからニまでに掲げる場合を除く。) 二十万円

ヘ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからホまでに掲げる場合を除く。) 十五万円

第四十一条の二第二項第九号ハ中「又は平成二十年」を削り、「金額が」を「金額又は平成二十年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が」に改め、同号ニ中「金額が」を

「金額又は平成十九年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が」に改め、同号に次のように加える。

ホ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからニまでに掲げる場合を除く。) 十二万円

第四十一条の二第二項第十号ハ中「金額が」を「金額又は平成十九年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が」に改め、同号ニ中「その居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る」を「平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の」に改め、同号に次のように加える。

ホ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成二十年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからニまでに掲げる場合を除く。) 十二万円

第四十一条の二第二項第十一号ロ中「金額が」を「金額又は平成十九年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が」に改め、同号ハ中「その居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る」を「平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の」に改め、同号に次のように加える。

ニ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成二十年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 十二万円

第四十一条の二第二項第十二号を次のように改める。
十二 平成二十八年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合 十五万円

ロ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 十二万五千円

ハ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成二十年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 十二万円

第四十一条の二第二項に次の一号を加える。
十三 平成二十九年 十万円

第四十一条の二に次の二項を加える。
3 第一項の場合において、その特例適用年における住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額のすべてが、その居住年が平成十九年及び平成二十年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等(前条第三項の規定により同条又は次条の規定の適用を受ける場合における特例住宅借入金等に限る。以下この項において同じ。)の金額である場合には、当該特例適用年における前条第三項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項及び同条第三項の規定にかかわらず、当該特例適用年の十二月三十一日における特例住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年に係る住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同項各号の規定に準じて計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該特例適用年における同項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該

控除限度額とする。

4 前項ただし書の控除限度額は、次の各号に掲げる特例適用年の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 平成二十年から平成二十八年までの各年 十五万円
- 二 平成二十九年 十二万円
- 三 平成三十年から平成三十三年までの各年 十万円

第四十一条の二の二第二項中「又は居住日が」を、「居住日が」に、「場合」には「十三年内」を「場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内」に、「場合には八年内」を「場合(居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）」に「八年内」に、「又は当該居住日が」を、「当該居住日が」に、「場合には十四年内」を「場合又は当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十四年内」に、「場合には九年内」を「場合(当該居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）」に「九年内」に改め、「同条第五項中「又は居住日が」を「居住日が」に、「場合には十三年内」を「場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内」に、「場合には八年内」を「場合(居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）」に「八年内」に、「第四十一条第一項」を「同条第一項」に改める。

第四十一条の三第一項中「第四十一条第六項」を「第四十一条第八項」に改め、第二章第五節中同条の次に次の一条を加える。

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有す

る場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第四十一条の三の二 居住者で、年齢五十歳以上である者、介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定(以下この項において「要介護認定」という。)を受けている者、同条第二項に規定する要支援認定(以下この項において「要支援認定」という。)を受けている者、所得税法第二十一条第二十八号に規定する障害者(以下この項において「障害者」という。)に該当する者又は当該居住者の親族(当該親族が、年齢六十五歳以上である者、要介護認定を受けている者、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者(次項及び第五項において「高齢者等」という。)である場合に限る。))と同居を常況としている者が、当該居住者の所有する第四十一条第一項に規定する居住用家屋又は既存住宅(その者の居住の用に供する家屋で政令で定めるものに限る。)の増改築等(以下この条において「住宅の増改築等」という。)をして、これらの家屋(当該住宅の増改築等に係る部分に限る。以下この項、第七項及び第八項において同じ。)を平成十九年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に第四十一条第一項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年(第五項及び第六項において「居住年」という。)以後五年間の各年(同日以後その年の十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあつては、これらの日。以下この項及び第六項において同じ。)まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項、第六項及び第七項において「増改築等特例適用年」という。)において当該住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額を有するときは、その者の選択により、当該増改

築等特例適用年における同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、同条第二項及び第三項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))として、第四十一条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

一 増改築等特例適用年の十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が二百万円を超える場合には、二百万円)の二パーセントに相当する金額と当該増改築等住宅借入金等の金額の合計額から当該特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

二 増改築等特例適用年の十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超える場合 特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が二百万円を超える場合には、二百万円)の二パーセントに相当する金額と千円から当該特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

2 前項に規定する増改築等とは、当該居住者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事(当該工事と併せて当該家屋につき高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための改修工事で政令で定めるもの(当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この項及び次項において「特定増改築等」という。)を行うものに限るものとし、当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の

取替え又は取付けに係る工事を含むものとする。))で当該特定増改築等に係る改修工事に要した費用の額(当該住宅の増改築等に係る工事の費用に充てられるために地方公共団体から補助金等(特定増改築等に係る改修工事を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てられるために交付される補助金その他これに準ずるもの)をいう。以下この項において同じ。))の交付、介護保険法第四十五条第一項に規定する居宅介護住宅改修費(以下この項において「居宅介護住宅改修費」という。))の給付又は同法第五十七条第一項に規定する介護予防住宅改修費(以下この項において「介護予防住宅改修費」という。))の給付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を控除した金額。次項において同じ。))が三十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。

3 第一項に規定する増改築等住宅借入金等とは、当該居住者の当該住宅の増改築等に係る次に掲げる借入金又は債務(利息に対応するものを除く。)をいい、同項各号に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額とは、当該増改築等住宅借入金等の金額のうち当該住宅の特定増改築等に係る改修工事に要した費用の額に相当する部分の金額をいう。

一 当該住宅の増改築等に要する資金に充てられるために第八条第一項に規定する金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、地方公共団体その他当該資金の貸付けを行う政令で定める者から借り入れた借入金(当該住宅の増改築等とともにする当該住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用に供される土地又は当該土地の上に存する権利(以下この項において「土地等」という。))の取得に要する資金に充てられるためにこれらの者から借り入れた借入金として政令で定めるものを含む。))及び当該借入金に類する債務で政令

で定めるもののうち、契約において償還期間が五年以上の割賦償還の方法により返済することとされているもの

二 建設業法第二条第三項に規定する建設業者に対する当該住宅の増改築等の工事の請負代金に係る債務又は宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他第四十一条第一項に規定する居住用家屋の分譲を行う政令で定める者に対する当該住宅の増改築等（当該住宅の増改築等とともにする当該住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用に供される土地等の取得として政令で定めるものを含む。）の対価に係る債務（当該債務に類する債務で政令で定めるものを含む。）で、契約において賦払期間が五年以上の割賦払の方法により支払うこととされているもの

三 当該住宅の増改築等に要する資金に充てるためにその者に係る使用者その他の者が第二十九条第一項に規定する給与所得者等である場合における同項に規定する使用者をいう。以下この号において同じ。）から借り入れた借入金（当該住宅の増改築等とともにする当該住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用に供される土地等の取得に要する資金に充てるために当該その者に係る使用者から借り入れた借入金として政令で定めるものを含む。）又はその者に係る使用者に対する当該住宅の増改築等（当該住宅の増改築等とともにする当該住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用に供される土地等の取得として政令で定めるものを含む。）の対価に係る債務（これらの借入金又は債務に類する債務で政令で定めるものを含む。）で、契約において償還期間又は賦払期間が五年以上の割賦償還又は割賦払の方法により返済し、又は支払うこととされているもの

四 当該住宅の増改築等に要する資金に充て

るために独立行政法人住宅金融支援機構から借り入れた借入金で、契約において当該居住者であつて当該借入金に係る債務を有する者（一人以上の居住者が共同で借り入れた場合にあつては、当該二人以上の居住者のすべて）の死亡時に一括償還をする方法により支払うこととされているもの

4 前項の増改築等住宅借入金等には、当該増改築等住宅借入金等が無利息又は著しく低い金利による利息であるものとなる場合として政令で定める場合における当該増改築等住宅借入金等を含まないものとする。

5 第一項の居住者の年齢が五十歳以上であるかどうか又は同項の居住者の親族の年齢が六十五歳以上であるかどうかの判定は、居住年の十二月三十一日（これらの者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。以下この項において同じ。）の年齢によるものとし、第一項の居住者が高齢者等と同居を常況としていのかどうかの判定は、居住年の十二月三十一日の現況によるものとする。

6 第一項に規定する居住者が有する増改築等特別適用年における住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額のすべてが、その居住年が平成十九年及び平成二十年である住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）である場合には、当該増改築等特別適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該増改築等特別適用年の十二月三十一日におけるこれらの増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき同項各号の規定を適用して計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

7 第一項に規定する居住者が、増改築等特別適用年において、同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）である場合には、当該増改築等特別適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該増改築等特別適用年の十二月三十一日におけるこれらの増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき同項各号の規定を適用して計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該増改築等住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等以外の第四十一条第一項に規定する住宅の取得等（以下この項において「他の住宅取得等」という。）に係る同条第一項に規定する住宅借入金等（当該他の住宅取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋に係る同項に規定する適用年又は同条第三項に規定する特別適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。）の金額を有する場合には、当該増改築等特別適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項各号及び前項の規定にかかわらず、当該増改築等住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額（当該他の住宅借入金等の金額のうち、同条第三項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特別住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該特別住宅借入金等の金額又は当該特別住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額）について、第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

8 第一項に規定する居住者が、二以上の住宅の増改築等をし、かつ、これらの住宅の増改築等をした家屋を同一の年中に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合においては、同項に規定する選択は、これらの住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額のすべてについてしななければならないものとする。

9 第一項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用については、第四十一条第一項中「六年間（同日（以下この項、次

項及び次条において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び次条において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び次条において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には十年間とする。）の各年（当該居住日」とあるのは「五年間の各年（同日」と、同条第七項中「同項に規定する六年間」とあり、同条第八項中「第一項に規定する六年間」とあり、及び同条第九項中「六年間（同項に規定する六年間をいう。）」とあるのは「五年間」と、第四十一条の二の二第一項中「（以下この項及び第五項において「居住日」という。）の属する」とあるのは「の属する」と、「四年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期（以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期（以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年内とする。」とあるのは「三年内」と、「同条第一項の」とあるのは「同項の」と、「居住者が、当該居住日」とあるのは「居住者が、同日」と、「五年内（当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が平成十三年前期内の

める。

第四十一条の五第七項第一号中「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に、「第三十六条の五若しくは第三十六条の六」を「若しくは第三十六条の五」に改め、同項第四号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

第四十一条の五の二第七項第一号中「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に、「第三十六条の五若しくは第三十六条の六」を「若しくは第三十六条の五」に改め、同項第四号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

第四十一条の七第一項中「附則第二十五項を「附則第二十九項」に改め、同条第二項中「附則第二十六項」を「附則第三十項」に改め、同条第三項中「附則第二十五項」を「附則第二十九項」に改める。

第四十一条の九第二項中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改め、同条第四項中「第八十二条の六第一項及び」同法第四十五条の六第一項中国内源泉所得で同法とあるのは「国内源泉所得又は租税特別措置法第四十一条の九第二項「懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等」に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等所得税法又は租税特別措置法」とを削る。

第四十一条の十二第四項中「第八十二条の六第一項及び」同法第四十五条の六第一項中国内源泉所得で同法とあるのは「国内源泉所得又は租税特別措置法第四十一条の十二第二項（償還差益に対する分離課税等）に規定する償還差益所得税法又は租税特別措置法」とを削り、同条第九項第十四号を同項第十五号とし、同項第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号の次に次の一号を加える。
十一 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第二項に規定する短期投資法人債

第四十一条の十四第一項第二号を次のように改める。

二 金融商品取引法第二十一条第一項第一号から第三号までに掲げる取引（同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもので政令で定めるものに限る。以下この号、第三項及び第四項において「金融商品先物取引等」という。）当該金融商品先物取引等の決済当該金融商品先物取引等に係る同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。

第四十一条の十四第一項第三号を削り、同条第三項第二号中「有価証券先物取引等」を「金融商品先物取引等」に、「証券業者」「証券取引法第二十九条に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社をいう」を「金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）に、「同じ」を「金融商品取引業者」というに、「当該証券業者」を「当該金融商品取引業者」に、「証券業者の」を「金融商品取引業者の」に、「証券取引法第六十五条第一項ただし書に規定する銀行若しくは協同組織金融機関」を「同法第二条第一項に規定する登録金融機関」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項中「有価証券先物取引等又は金融先物取引」を「又は金融商品先物取引等」に、「有価証券先物取引等の」を「又は金融商品先物取引等の」に、「約定指数」「証券取引法第二条第二十一項に規定する約定指数をいう。若しくは約定数値（同項に規定する約定数値をいう。）又は金融先物取引の種類、数量及び対価の額若しくは約定数値（金融先物取引法第七十一条第一項の約定数値をいう。）」を「約定数値（金融商品取引法第二条第二十一項第二号に規定する約定数値をいう。）」に改める。

第四十一条の十五の二第二項第一号中「第二

百三条の五第四項」を「第二百三条の五第八項」に改める。

第四十一条の十八第二項中「百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十」を「百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（特定地域雇用等促進法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例）

第四十一条の十八の二 地域再生法第八十一条に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に住所（住所がない場合には、居所）を有する個人その他の政令で定めるものが、同法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人（当該認定地域再生計画に記載されている同法第五条第三項第三号に規定する事業を行うものとして同法第十九条第一項の規定により同項の認定地方公共団体が指定したものに限る。）に対し、当該特定地域雇用等促進法人の行う同号に規定する事業に関連する寄附（同条第二項に規定する指定の有効期間内に支出された金銭に限るものとし、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）をした場合には、当該寄附に係る支出金は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

2 地域再生法第五条第三項第三号に規定する事業を行う法人税法第二条第六号に規定する公益法人等が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する業務を行うものである場合における所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金の取扱いは、同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第四十一条の十九の二の次に次の一条を加える。
（電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除）

第四十一条の十九の三 個人が、平成十九年分又は平成二十年分の所得税につき、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して確定申告書の提出を行う場合において、財務省令で定めるところにより当該確定申告書に記載すべき事項に係る情報(当該個人の電子署名が行われているものに限る。次項において「確定申告情報」という。)と当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信したときは、当該個人のその年分の所得税の額から、五千円を控除する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分のその年の翌年一月四日から三月十五日まで(当該年分が平成二十年分である場合にあっては、その年の翌年一月五日から三月十五日まで)の間(確定申告書(確定申告期限のあるものに限る。)を提出すべき場合には、当該確定申告書の提出をすることができるとされる日から当該確定申告書に係る確定申告期限までの間)に、同項の規定により送信される確定申告情報と併せて同項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額に係る情報が送信される場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額に係る情報として送信された金額に限るものとする。

3 第一項の規定は、個人が、平成十九年分の所得税について同項の規定の適用を受けている場合には、当該個人の平成二十年分の所得税については、適用しない。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百一十号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 電子署名を行った個人を確

認するために用いられる事項が当該個人に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)であつて財務省令で定めるものをいう。

5 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは、「前項及び租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項(電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除)の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは、「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

6 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項(電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除)」とする。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の二第四項第二号イ中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第四十二条の四第一項中「第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二條の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第三項及び第五項、第四十二條の七第二項、第三項及び第五項」に、「第四十二條の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二條の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四

十二條の十第二項、第三項及び第五項、第四十二條の十一第二項、第三項及び第五項」に改め、同条第十項中「第四十二條の六第六項及び第七項、第四十二條の七第六項及び第七項」を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項」に、「第四十二條の十第六項及び第七項、第四十二條の十一第六項及び第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に、「並びに第六十八條第一項」を「及び第六十八條第一項」に改め、同条第十一項第四号及び第七号並びに第十四項中「第二條第三十一號の三」を「第二條第三十二號」に改める。

第四十二條の五第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二條の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「次条第二項、第三項及び第五項、第四十二條の七第二項、第三項及び第五項」に、「第四十二條の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二條の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二條の十二第二項、第三項及び第五項」に改め、同条第四項中「第二條第三十一號の三」を「第二條第三十二號」に改め、同条第五項中「次条第六項及び第七項、第四十二條の七第六項及び第七項」を「次条第五項、第四十二條の七第五項」に、「第四十二條の十第六項及び第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に改め、同条第六項及び第七項を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項」に改め、同条第七項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第二條第三十一號の三」を「第二條第三十二號」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引(法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)により取得したエネルギー需給構造改革推進設備等については、適用しない。

第四十二條の六の見出しを「(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)」に改め、同条第一項中「以下第三項まで」を「以下この条に改め、及び第三項」を削り、同条第二項中「この項から第四項まで、第六項及び第七項」を「この項、次項及び第五項」に、「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「次条第二項、第三項及び第五項」に、「第四十二條の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二條の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二條の十第二項、第三項及び第五項、第四十二條の十一第二項、第三項及び第五項」に、「以下第四項まで」を「以下この項及び次項」に、「第五項において」を「第四項において」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、「第二項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二條第三十一號の三」を「第二條第三十二號」に改め、「又はリース税額控除限度額」及び「又は第三項」を削り、「連結税額控除限度額」を「連結税額控除限度額」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第六十八條の十一第二項又は第三項」を「第六十八條の十一第二項及び第七項」を「次条第五項」に、「第四十二條の十第六項及び第七項」を「第四十二條の十第五項、第六項及び第七項」に、「並びに第六十八條第一項」を「及び第六十八條第一項」に改め、「(同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結

「三項」を削り、「第二条第三十一号の三」を「第一条第三十二号」に、「第六十八条の十二第四項」を「第六十八条の十二第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二項から第四項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定

の」に、又は租税特別措置法第四十二条の七第二項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第四十二条の七第二項若しくは第三項」に、「場合」を「場合」に、「及び租税特別措置法第四十二条の七第二項から第四項まで」を、並びに租税特別措置法第四十二条の七第二項及び第三項」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第六項又は第七項の」を「第五項の」に、「第四十二条の七第六項又は第七項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなった場合等の法人税額）」を「第四十二条の七第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」に、「第四十二条の七第六項又は第七項」を「第四十二条の七第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の

計算その他第一項から第十項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の七第十三項を削る。

第四十二条の九第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の十一第一

二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二條の七第二項、第三項及び第五項、次条第十二項、第三項及び第五項、第四十二條の十一第二項、第三項及び第五項」に改め、同条第三項中「第一条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、同条第四項中「第四十二條の六第六号」に改め、

項及び第七項、第四十二條の七第六項及び第七項、次条第六項及び第七項、第四十二條の十一第六項及び第七項を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項、次条第五項、第四十二條の十一第五項」に、「並びに第六十八條第一項」を「及び第六十八條第一項」に改め、同条第六項中「第二條第三十一號の三」を「第二條第三十二號」に改める。

第四十二條の十の見出しを「(沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)」に改め、同条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「及び第三項」及び「以下この条において「経営革新設備等」という。」を削り、「第三項までにおいて「特定経営革新設備等」を以下この条において「経営革新設備等」に、「又は特定経営革新設備等」を「又は経営革新設備等」に、「当該特定経営革新設備等」を「当該経営革新設備等」に改め、同条第二項中「特定経営革新設備等」を「経営革新設備等」に、「この項から第四項まで、第六項及び第七項」を「この項、次項及び第五項」に、「第四十二條の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二條の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二條の六第二項、第三項及び第五項、第四十二條の七第二項、第三項及び第五項」に、「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「次条第二項、第三項及び第五項」に、「以下第四項まで」を「以下この項及び次項に、「第五項において」を「第四項において」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二條第三十一號の三」を「第二條第三十二號」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第六十八條の十四第四項」を「第六十八條の十四第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二項から第四項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第四十二條の十第二項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第四十二條の十第二項若しくは第三項」に、「場合等」を「場合」に、「及び租税特別措置法第四十二條の十第二項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第四十二條の十第二項及び第三項」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第六項又は第七項」を「第五項の」に、「第四十二條の十第六項又は第七項」を「第五項の」に、「第四十二條の十第五項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」に、「第四十二條の十第六項又は第七項」を「第四十二條の十第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

「第六十八條の十四第二項又は第三項」に改め、「前項」を削り、「第四十二條の六第六項及び第七項、第四十二條の七第六項及び第七項を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項、次条第五項」に、「並びに第六十八條第一項」を「及び第六十八條第一項」に改め、「(同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。)」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、特定中小企業者が所有権移転外リース取引により取得した経営革新設備等については、適用しない。

第四十二條の十第八項を同条第七項とし、同条第九項中「及び第三項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項の」を「第三項の」に、「第五項に規定する連結税額控除限度額等」を「第四項に規定する連結税額控除限度額」に改め、「又は第三項」を削り、「第二條第三十一號の三」を「第二條第三十二號」に、「第六十八條の十四第四項」を「第六十八條の十四第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二項から第四項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第四十二條の十第二項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第四十二條の十第二項若しくは第三項」に、「場合等」を「場合」に、「及び租税特別措置法第四十二條の十第二項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第四十二條の十第二項及び第三項」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第六項又は第七項」を「第五項の」に、「第四十二條の十第六項又は第七項」を「第五項の」に、「第四十二條の十第五項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」に、「第四十二條の十第六項又は第七項」を「第四十二條の十第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

二条の十第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十二條の十第十三項を削る。

第四十二條の十一の見出しを「(情報基盤強化設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)」に改め、同条第一項中「以下第三項まで」を「以下この項及び次項」に改め、「及び第三項」を削り、同条第二項中「この項から第四項まで、第六項及び第七項」を「この項、次項及び第五項」に、「第四十二條の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二條の六第二項、第三項及び第五項」に、「第四十二條の七第二項、第三項及び第五項」に、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「前条第二項、第三項及び第五項」に、「以下第四項まで」を「以下この項及び次項」に、「第五項において」を「第四項において」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二條第三十一號の三」を「第二條第三十二號」に改め、「又はリース税額控除限度額」及び「又は第三項」を削り、「連結税額控除限度額等」を「連結税額控除限度額」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第六十八條の十五第二項から第四項まで」を「第六十八條の十五第二項又は第三項」に改め、「前項」を削り、「第四十二條の六第六項及び第七項」を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項、次条第五項」に、「並びに第六十八條第一項」を「及び第六十八條第一項」に改め、同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

人に係るものを除く。」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した情報基盤強化設備等については、適用しない。この場合において、当該情報基盤強化設備等の取得価額は、同項に規定する情報基盤強化設備等の取得価額の合計額に含まれないものとする。

第四十二條の十一第八項を同条第七項とし、同条第九項中「及び第三項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項の」を「第三項の」に、「第五項に規定する連結税額控除限度額等」を「第四項に規定する連結税額控除限度額」に改め、「又は第三項」を削り、「第二條第三十一號の三」を「第二條第三十二號」に、「第六十八條の十五第四項」を「第六十八條の十五第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二項から第四項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第四十二條の十一第二項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第四十二條の十一第二項若しくは第三項」に、「場合等」を「場合」に、「及び租税特別措置法第四十二條の十一第二項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第四十二條の十一第二項及び第三項」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第六項又は第七項」を「第五項の」に、「第四十二條の十一第六項又は第七項」を「第五項の」に、「第四十二條の十第六項又は第七項」を「第五項の」に、「第四十二條の十第五項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」に、「第四十二條の十第六項又は第七項」を「第四十二條の十第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

「第六十八條の十四第二項又は第三項」に改め、「前項」を削り、「第四十二條の六第六項及び第七項、第四十二條の七第六項及び第七項を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項、次条第五項」に、「並びに第六十八條第一項」を「及び第六十八條第一項」に改め、同条第六項中「第二條第三十一號の三」を「第二條第三十二號」に改める。

「第六十八條の十四第二項又は第三項」に改め、「前項」を削り、「第四十二條の六第六項及び第七項、第四十二條の七第六項及び第七項を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項、次条第五項」に、「並びに第六十八條第一項」を「及び第六十八條第一項」に改め、同条第六項中「第二條第三十一號の三」を「第二條第三十二號」に改める。

「第六十八條の十四第二項又は第三項」に改め、「前項」を削り、「第四十二條の六第六項及び第七項、第四十二條の七第六項及び第七項を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項、次条第五項」に、「並びに第六十八條第一項」を「及び第六十八條第一項」に改め、「(同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。)」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

「第六十八條の十四第二項又は第三項」に改め、「前項」を削り、「第四十二條の六第六項及び第七項、第四十二條の七第六項及び第七項を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項、次条第五項」に、「並びに第六十八條第一項」を「及び第六十八條第一項」に改め、同条第六項中「第二條第三十一號の三」を「第二條第三十二號」に改める。

「第六十八條の十四第二項又は第三項」に改め、「前項」を削り、「第四十二條の六第六項及び第七項、第四十二條の七第六項及び第七項を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項、次条第五項」に、「並びに第六十八條第一項」を「及び第六十八條第一項」に改め、同条第六項中「第二條第三十一號の三」を「第二條第三十二號」に改める。

第四十二条の十一第十三項を削る。

第四十三条第一項中「場合」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該特定設備等をその用に供した場合又は」を加える。

第四十三條の三第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、
「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該保全事業等資産をその用に供したた場合を除く。）」を加え、「百分の十三」を「百分の十二」に改める。

第四十四条の二 青色申告書を提出する法人が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第七条第一項に規定する同意基本計画（以下この項

内において、同法の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に、同法第十四条第一項の承認（同法第十五条第一項の承認を含む。）を受けた同法第十四条第一項に規定する企業立地計画に定められた機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備（以下この項において「集積産業用資産」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は集積産業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該集積区域内において当該法人の営む指定集積事業（当該同意基本計画に定められた同法第十九条に規定する指定集積業種に属する事業をいう。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該集積産業用資産をその用に供した場合を除く。）において、その用に供した当該集積産業用資産が政令で定める要件を満たすものであるときは、その用に供した日を含む事業年度の当該集積産業用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該集積産業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額と（当該集積産業用資産の取得価額の百分の十五、建物及びその附属設備については百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四条の第三項中「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第二十六号)の施行の日から平成十九年三月三十一日まで」を「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「第一条第五項」を「第二条第八項」に改め、「供した場合」の下に「(所有権移転外リース

一 産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する事業再構築計画(同法第二条第一項第二号に規定する事業革新(第四号において「事業革新」という。))について記載があるものに限る。) 同法第五条第一項に規定する認定(同法第六条第一項の認定を含む。)

二 産業活力再生特別措置法第七条第一項に規定する共同事業再編計画（同条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。）同条第一項に規定する認定（同法第八条第一項の認定を含む。）

三 産業活力再生特別措置法第九条第一項に規定する経営資源再活用計画(同条第三項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。)同条第一項に規定する認定(同法第十条第一項の認定を含む。)

四 産業活力再生特別措置法第十一条第一項に規定する技術活用事業革新計画（事業革新について記載があるものに限る。）同項に規定する認定（同法第十二条第一項の認定を含む。）

五 産業活力再生特別措置法第十三条第一項に規定する経営資源融合計画 同項に規定する認定(同法第十四条第一項の認定を含む。)

第四十四条の四第一項中「平成十九年三月三日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「製作又は若しくは」を「製作又は」に、「」を取得し、又は定電気通信設備等を製作し、若しくは建設し」を「の取得等（取得又は製作若しくは建設を以下この項において同じ。）をして」に改め、同項の下に（所有権移転外リース取引に準じ取得した当該特定電気通信設備等をその事務の用に供した場合を除く。）を加え、同項の第三号中「百分の十五」の下に「平成二十二年三月三十一日」から平成二十二年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十三とし、平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十とする。）を加える。

共同利用施設の特別償却

四十四条の五、青色申告書を提出する法人は、生活衛生同業組合（出資組合であるものに限る。）又は生活衛生同業小組合であるものを平成三年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十六条第三項の規定を受けた同項に規定する振興計画に係る共同利用施設（以下この項において「共同利用施設」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業のために用ひて供した場合は、所有権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。）、には、その用に供した日を以て、当該共同利用施設の償却限度額（当該共同利

益償却限度額と特別償却限度額）を算定する。

用施設の取得価額の百分の八に相当する金額をいう。との合計額とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四条の六を削る。

第四十四条の七第一項中「場合」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該再商品化設備等をその用に供した場合を除く。」を加え、同項第二号中「減価償却資産」の下に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二

十条第二項第一号に規定する認定計画に記載された同法第十一條第二項第二号に規定する再生利用事業に係る機械その他の減価償却資産にあつては、製造に関連する機械その他の減価償却資産を含む。」を加え、同条を第四十四条の六とする。

第四十五条第一項中「供したとき」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除く。」を加え、同項の表の第一号を次のように改める。

一次に掲げる地区	製造の事業その他の政令で定める事業	機械及び装置並びに建物及びその附属設備で、政令で定めるもの	百分の十（建物及びその附属設備については、百分の六）
イ 半島振興法第二條第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区	業		
ロ 過疎地域自立促進特別措置法第二條第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区			
ハ 離島振興法第二條第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区及びこれに類する地区として政令で定める地区			
ニ 水源地域対策特別措置法第三條第一項の規定により水源地域として指定された地区のうち政令で定める地区			

第四十五條第一項の表中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第四十五條の二第二項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「場合」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。」を加え、同項第一号中又は第三号を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項を次のように改め

る。

2 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、その有する病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち次に掲げる施設の用に供されている部分を介護保険法第八條第二十五項に規定する介護老人保健施設その他の政令で定める施設（以下この項において「特定施設」という。）とするための増築又は改築（以下この項におい

て「増改築」という。）をし、これを事業の用に供した場合、所有権移転外リース取引により取得した当該特定施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定施設（当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「特定増改築施設」という。）の償却限度額は、法人税法第三十一條第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定増改築施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定増改築施設の基準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設の療養病床等（同項の療養病床以外の病院の病床に係る部分に限る。）のうち政令で定める病床に入院する患者のための施設

二 医療法第七條第二項第四号に規定する療養病床に入院する患者のための施設

第四十五條の二第三項を削り、同条第四項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「場合」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該建替え病院用等建物をその用に供した場合を除く。」を加え、「（第二項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項を」第二項又は第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第一項、第二項又は第四項を」第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削る。

第四十六條第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「附属設備」の下に「（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）」を加える。

第四十六條の二第二項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「建設したもの」の下に「（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該障害者対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える。

（事業所内託児施設等の割増償却）

第四十六條の三 青色申告書を提出する法人で、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十二條第一項又は第三項の規定に基づき同条第一項に規定する一般事業主行動計画（同法第二條に規定する次世代育成支援対策として当該法人の雇用する同法第五條の労働者が利用することができ児童福祉法第三十九條第一項に規定する業務を目的とする施設（以下この項において「託児施設」という。）の設置及び運営に関する事項が定められているものに限る。）を厚生労働大臣に届け出ているもの（次世代育成支援対策推進法第十二條第三項に規定する中小事業主（以下この項において「中小事業主」という。）以外の同条第一項に規定する一般事業主にあつては、政令で定める要件を満たすものに限る。）が、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に当該一般事業主行動計画に従つて当該託児施設を取得し、又は建設し、かつ、適用事業年度終了の日において当該託児施設が事業所内託児施設（その法人の事業所の敷地内その他これに類する場所に設置されていることその他の財務省令で定める基準を満たしている託児施設をいう。）に該当するものとして財務省令で定めるところにより証明がされた場合には、当該適用事業年度終了の日において当該法人が有する当該託児施設（当該託児施設の設置のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。）並びにこれと同時に

取得し、又は製作した遊戯具その他の器具及び備品で財務省令で定めるもの(所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「事業所内託児施設等」という。)に係る償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該事業所内託児施設等の普通償却限度額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の二十(当該法人が中小事業主である場合には、百分の三十)に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

2 前項に規定する適用事業年度とは、同項に規定する事業所内託児施設等をその用に供した日から同日を含む事業年度開始の日(その用に供した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日)以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各事業年度(連結事業年度に該当する事業年度を除く。)をいう。

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十七条の見出しを「優良賃貸住宅の割増償却」に改め、同条第一項中「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該中心市街地優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。)」を加え、同条第三項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優

良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。)」を加え、「百分の三十六」を「百分の二十八」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中、「第三項又は前項を」又は「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第四十七条の二第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加える。

第四十八条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加える。

第五十二条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第五十二条の二第二項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に、「第四十五条の二第二項」を「第四十六条」に改め、同条第五項中「第四十五条の二第二項」を「第四十六条」に改める。

第五十二条の三第二項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、同条第四項中「第四十五条の二第二項」を「第四十六条」に改め、同条第十二項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、同条第十三項中「第四十五条の二第二項」を「第四十六条」に改める。

第五十五条の六第一項及び第九項並びに第五十七条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第五十七条の五第一項第七号中「中小企業等協同組合法」の下に「(昭和二十四年法律第百八十一号)」を加える。

第五十七条の十第二項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め

る。

第五十八条第一項及び第二項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十条第一項の表中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第六十一条第一項中、「事業協同小組合」を「及び事業協同小組合(中小企業等協同組合法第九条の二第七項に規定する特定共済組合を除く。)」に、「中小企業等協同組合法」を「同法」に改め、「行方協同組合連合会」の下に「及び同条第四項に規定する特定共済組合連合会」を加え、「及び」を「並びに」に、「出資総額」を「出資金の額」に、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第三章第四節の二を次のように改める。

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例

(農業経営基盤強化準備金)

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で、農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二条第七項に規定する農業生産法人(以下この項及び第三項において「認定農業生産法人」という。)、農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の規定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程(第三項において「特定農用地利用規程」という。)に定める同条第四項に規定する特定農業法人(認定農業生産法人を除く。又は農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第二項第一号ロに掲げるもの(第三項において「認定農業生産法人等」という。))に該当するものが、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)の指定期間内において、同法第三条第一項又は第四

条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金(以下この項において「交付金等」という。)の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画その他これに類する計画として政令で定める計画(第三項において「認定計画等」という。)の定めるところに従って行う農業経営基盤強化(同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。)に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたとき(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該交付金等の額のうち農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるものとして政令で定める金額

二 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項の規定の適用を受けた法人(第六十八条の六十四第一項の規定の適用を受けたものを含む。)の各事業年度終了の日において、前事業年度(当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度」という。)から繰り越された農業経営基盤強化準備金の金額(当該各事業年度終了の日において同条第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の農業経営基盤強化準備金の金額)以下この項において「連結農業経営基盤強化準備

金の金額」という。がある場合には当該連結農業経営基盤強化準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額(同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額(同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む)がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)のうちにその積み立てられた事業年度(連結農業経営基盤強化準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。次項において「積立事業年度」という。終了の日の翌日から五年を経過したものがあつた場合には、その五年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額は、その五年を経過した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3

第一項の農業経営基盤強化準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む)を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合(当該法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度(第四号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第六号に掲げる場合に該当することときは、同号に規定する農業経営基盤強化準備金の金額をその積み立てられた積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積み立てられた積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 認定農業生産法人等に該当しないこととなつた場合 その該当しないこととなつた

日における農業経営基盤強化準備金の金額

二 認定計画等の認定が取り消された場合又は特定農用地利用規程の認定が取り消された場合(当該認定が取り消された特定農用地利用規程に定める法人が認定農業生産法人である場合を除く。)その取消しの日における農業経営基盤強化準備金の金額

三 特定農用地利用規程の農業経営基盤強化促進法第二十三条第九項に規定する有効期間が経過した場合(当該有効期間が経過した特定農用地利用規程に定める法人が認定農業生産法人である場合を除く。)その経過した日における農業経営基盤強化準備金の金額

四 当該法人が被合併法人となる合併が行われた場合 その合併直前における農業経営基盤強化準備金の金額

五 解散した場合(合併により解散した場合を除く。)その解散の日における農業経営基盤強化準備金の金額

六 前項、前各号、次項及び第五項の場合以外の場合において農業経営基盤強化準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

第一項の農業経営基盤強化準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む)を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における農業経営基盤強化準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年

度(当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日(以下この項において「二年経過日」という。)を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該農業経営基盤強化準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

第一項の農業経営基盤強化準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む)を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む)は、当該事業年度終了の日における農業経営基盤強化準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項及び第七項の規定は、適用しない。

第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段の規定は、第一項の農業経営基盤強化準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む)を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合第六十八条の六十四第六項前段に規定する場合を除く。について準用する。この場合において、

て、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第三十項」とあるのは「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は第六十一条の二第一項に規定する認定農業生産法人等でないとき」と、同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第三十項」とあるのは「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三十項」とあるのは「第六十一条の二第二項」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替へるものとする。

第六項に定めるもののほか、第一項から第五項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(農用地等取得した場合の課税の特例)

第六十一条の三 前条第一項の農業経営基盤強化準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む)の金額(前条第四項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く)を有する法人(同条第一項の規定の適用を受けることができる法人を含む)が、各事業年度において、同条第一項に規定する認定計画等の定めるところにより、農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地(当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。)の取得(贈与、交換、出資又は適格事後設立によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)をし、又はその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない農業用の機械その他の減価償却資産(以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。)の取得をし、若しくは特定農業用機械等の製作若しくは建設をして、当該農用地又は特定農業用機械等(以下この項及び第五項において「農用地等」とい

第十六号」を「第四項第十二号から第十五号までの造成又は同項第十六号若しくは第十七号」に、「同項第十一号から第十六号まで」を「同項第十二号から第十七号まで」に改め、同条第八項中「第四項第十一号から第十六号まで」を「第四項第十二号から第十七号まで」に、「第四十二條の六第六項及び第七項、第四十二條の七第六項及び第七項」を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項」に、「第四十二條の十第六項及び第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に、「並びに第六十八條第一項」を「及び第六十八條第一項」に改め、同条第十一項第二号中「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「前条第二項、第三項及び第五項」に改める。

第六十三條第一項中「第四十二條の六第六項及び第七項、第四十二條の七第六項及び第七項」を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項」に、「第四十二條の十第六項及び第七項、第四十二條の十一第六項及び第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に改める。

第六十四條第一項中「取得（の下に）所有権移転外リース取引による取得を除き」を加える。

第六十五條の三第一項第四号中「独立行政法人国立博物館」を「独立行政法人国立文化財機構」に改め、同条第二項中「前項第一号から第二号の二まで」を「前項各号」に改め、同条第三項中「第一項第一号から第二号の二まで」を「第一項各号」に改める。

第六十五條の四第一項第三号中「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改め、同項第八号中「第二百八十九條第一項」を「第三百條第一項」に改め、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「特定旅客施設（高齢者移動等円滑化法第二條第六号に規定する特定旅客施設をいう）」、一

般交通用施設（高齢者移動等円滑化法第二條第二十一号に規定する一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号に規定する生活関連施設との間の移動が通常徒歩で行われる経路を構成するものをいう。）又は公共用施設（高齢者移動等円滑化法第三十九條第一項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）を「同項に規定する生活関連施設又は一般交通用施設」に、「特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設」を「生活関連施設又は一般交通用施設」に改め、同条第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 地方公共団体又は都市再生特別措置法第七十三條第一項に規定する都市再生整備推進法人（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第四十六條第一項に規定する都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該都市再生整備推進法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該都市再生整備計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四條第一項第二号若しくは第三号の六、第六十五條第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第七号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。）

第六十五條の四第二項及び第三項中「第六号から第十五号まで、第十八号又は第二十一号」を「第六号から第十六号まで、第十九号又は第二十二号」に改める。
第六十五條の五第一項第一号及び第二号中「前条第一項第二十四号」を「前条第一項第二十

五号」に改め、同項第四号中「第二十四号」を「第二十五号」に改める。
第六十五條の七第一項中「第十六号の」を「第十七号の」に、「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に、「第十八号」を「第十九号」に改め、同項の表の第一号中「第十

十六 防災再開発促進地区内にある土地等、建物又は構築物で、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第八條に規定する認定建替計画（政令で定める基準に適合するものに限る。以下この号において「認定建替計画」という。）に係る建築物の建替えを行う事業の用に供するために譲渡をされるもの

第六十五條の七第四項、第九項及び第十二項中「第十八号」を「第十九号」に改め、同条第十五項第一号中「及び法人税法第二條第二十九號の二に規定する特定目的信託の信託契約に基づく資産の信託による当該資産の移転」を削り、同項第二号中「第十六号」を「第十七号」に改め、「よるもの」の下に、「所有権移転外リース取引によるもの」を加える。

第六十五條の八第一項中「第十六号」を「第十七号」に、「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に、「第十八号」を「第十九号」に改め、同条第二項第二号、第四項第二号及び第三号、第七項、第八項、第十四項並びに第十五項中「第十八号」を「第十九号」に改める。

第六十五條の九中「第十六号」を「第十七号」に、「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第六十五條の十三第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第三章第七節の二の節名中「課税の特例」を「課税の特例等」に改める。

第六号」を「第十七号」に改め、同表の第十五号中「この号」の下に「及び次号」を加え、同表の第十八号を同表の第十九号とし、同表の第十七号を同表の第十八号とし、同表の第十六号を同表の第十七号とし、同表の第十五号の次に次の一号を加える。

当該防災再開発促進地区内にある土地等、建物又は構築物で、当該認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業に伴い取得をされるもの

第六十六條の四第六項中、「当該国外関連者と特殊の関係のある内国法人並びに当該国外関連者と特定信託（法人税法第二條第二十九號の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の信託財産との間に第六十八條の三の五第一項に規定する特殊の関係がある場合における当該特定信託の受託者である内国法人及び外国法人（当該特定信託の信託財産に係る当該取引を行う場合に限り。）を」と及び当該国外関連者と特殊の関係のある内国法人」に改め、同条第十九項中「この項」の下に「及び次条第一項」を加え、第三章第七節の二中同条の次に次の一条を加える。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）

第六十六條の四の二 内国法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る条約相手国の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合を含む。）には、税務署長等（国税通則法第四十六條第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条におい

ハ 議決権の数が一個でない株式等及び請求権の内容が異なる株式等を発行している法人 イ又はロに定める割合のいずれか高い割合

二 直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合が百分の五以上である一の同族株主グループに属する内国法人（前号に掲げる内国法人を除く。）

第六十六条の六第二項第一号を次のように改める。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式又は出資（その有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額のうちに居住者（第二項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号及び第六号において同じ。）及び内国法人並びに特殊関係非居住者（居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある同項第一号の二に規定する非居住者をいう。以下この号において同じ。）が有する直接及び間接保有の株式等の数の合計数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか高い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権の数が一個でない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。） 当該外国法人の議決権の総数のうちに居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者が有する当該外国法人の直接及び間接保有の議決権の数の合計数の占める割合

ロ 請求権の内容が異なる株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。） 当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額のうちに居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者が有する当該外国法人の直接及び間接保有の請求権に基づく剰余

金の配当等の額の合計額の占める割合

ハ 議決権の数が一個でない株式等及び請求権の内容が異なる株式等を発行している法人 イ又はロに定める割合のいずれか高い割合

第六十六条の六第二項第三号中「株式等」を「株式等の数」に、「若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として」を「又は内国法人が」に改め、「又は第六十六条の九の二第二項第一号に規定する外国信託」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 直接及び間接保有の議決権の数 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の議決権の数及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の議決権の数の合計数をいう。

第六十六条の六第二項に次の二号を加える。
五 直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額及び他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額として政令で定めるものの合計額をいう。

六 同族株主グループ 外国関係会社の株式等を直接又は間接に保有する者のうち、一の居住者又は内国法人及び当該一の居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

第六十六条の六第四項第一号中「当該特定外国子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）を削り、同条第六項を次のように改める。
6 第三項又は第四項の規定は、確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存している場合に限り、適用する。
第六十六条の六に次の二項を加える。
7 内国法人が外国信託投資信託及び投資法人に関する法律第二十二項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の第三項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に保有する場合には、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者となし、この条第三項、第四項及び前項を除く。）から第六十六条の九までの規定を適用する。
8 法人税法第四条の六第二項及び第四条の七の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
第六十六条の八第一項中「当該内国法人に」を「又は当該内国法人に」に改め、「又は当該内国法人に係る第六十六条の九の二第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第四号に掲げる事実が生じた場合」を削り、「当該外国関係会社又は当該外国関係信託を」又は当該外国関係会社社に改め、同項第四号を削り、同条第三項中「（以下この項において「被合併法人等」という。）」を削り、「直接及び間接保有の株式等」を「直接及び間接保有の株式等の数」に改め、同条第五項中「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める。
第三章第七節の四第二款を次のように改める。

第二款 削除

第六十六条の九の二から第六十六条の九の五まで 削除

第三章第七節の四に次の一款を加える。

第三款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例

（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入）
第六十六条の九の六 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内国法人との間に当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項及び次項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）を間接に保有する関係として政令で定める関係（次項において「特定関係」という。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この款において「外国関係法人」という。）のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係法人に該当するもの（以下この款において「特定外国法人」という。）が、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この

項において「剰余金の配当等」という。の額に關する調整を加えた金額(以下この条において「適用対象留保金額」という。)を有するとき、その適用対象留保金額のうち当該特殊關係株主等である内国法人の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に對應するものとしてその株式等の請求権、剰余金の配当等、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利をいう。の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額(以下この款において「課税対象留保金額」という。)に相当する金額は、当該特殊關係株主等である内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定株主等 特定關係が生ずることとなる直前に特定内国法人(当該直前に株主等(法人税法第二十四条に規定する株主等をいう。))の五人以下並びにこれらと政令で定める特殊の關係のある個人及び法人によつて発行済株式等の百分の八十以上の数又は金額の株式等を保有される内国法人をいう。次号において同じ。の株式等を有する個人及び法人をいう。

二 特殊關係内国法人 特定内国法人又は特定内国法人からその資産及び負債の大部分の移転を受けたものとして政令で定める内国法人をいう。

三 未処分所得の金額 特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整

を加えた金額をいう。

四 直接及び間接保有の株式等の数 第二条第一項第一号の二に規定する居住者又は内国法人が直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の合計数又は合計額をいう。

3 特殊關係株主等である内国法人に係る特定外国法人(株式出資を含む。)若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に關する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に關する使用権を含む。)若しくは著作権、出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合(次項において「固定施設を有するものである場合」という。)における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国法人の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

4 第一項及び前項の規定は、特殊關係株主等である内国法人に係る同項に規定する特定外国法人がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行つた主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業、その事業を主として当該特定外国法人に係る特殊關係内国法人、特殊關係株主等その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてゐる場合として政令で定める場合

二 前号に掲げる事業以外の事業、その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域(当該国又は地域に係る水域で第六十六条の六第四項第二号に規定する政令で定めるものを除く。)において行つてゐる場合として政令で定める場合

5 特殊關係株主等である内国法人は、当該内国法人に係る特定外国法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各事業年度の確定申告書(法人税法第二十一条第一号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。)に添付しなければならない。

6 第三項又は第四項の規定は、確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存している場合に限り、適用する。

7 特殊關係株主等である内国法人に係る外国關係法人が第六十六条の六第二項第一号に規定する外国關係会社に該当し、かつ、当該特殊關係株主等である内国法人が同条第一項各号に掲げる内国法人に該当する場合には、第一項の規定は、適用しない。

8 特殊關係株主等である内国法人が外国信託(投資信託及び投資法人に關する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。)の受益権を直接又は間接に保有する場合に、当該外国信託の受託者は、当該外

国信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。)及び固有資産等(外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。以下、それぞれ別の者とみなして、この条(第三項、第四項及び第六項を除く。)から第六十六条の九の九までの規定を適用する。

9 法人税法第四条の六第二項及び第四条の七の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十六条の九の七 特殊關係株主等である内国法人が前条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国法人の所得に對して課される外国法人税(法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。)の額のうち当該特定外国法人の課税対象留保金額に對應するもの(当該課税対象留保金額に相當する金額を限度とする。)として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額(同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この款において同じ。)とみなして、同法第六十九条第一項から第七項まで、第十項及び第十五項から第十八項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「うち第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額及び租税特別措置法第六十六条の九の七第一項(特定外国法人の課税対象留保金額に係る外国税額の控除)に規定する特定外国法人の所得に對して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「うち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金

額」とあるのは「うち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額及び同法第六十八条の九十三の七第一項特定外国法人の個別課税対象留保金額に係る外国税額の控除」に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「同条第一項から第三項まで」とあるのは「第八十一條の十五第一項から第三項まで」とする。

2 特殊関係株主等である内国法人が各連結事業年度において当該内国法人に係る第六十八條の九十三の六第一項に規定する特定外国法人の同項に規定する個別課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度の期間において当該特定外国法人の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該特定外国法人の当該個別課税対象留保金額は前項に規定する特定外国法人の課税対象留保金額と、同条第一項に規定する特定外国法人の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 特殊関係株主等である内国法人が前条第一項の規定の適用に係る特定外国法人の課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第六十九條第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十六條の九の八 第六十六條の九の六第一項の規定の適用を受けた特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人につき第一号

若しくは第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該内国法人に係る外国関係法人当該特定外国法人から法人税法第二十三條第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係法人のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該内国法人のこれらの事実が生じた日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度（以下この条において「前十年以内の各事業年度」という。）において当該特定外国法人の課税対象留保金額で第六十六條の九の六第一項の規定により前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前十年以内の各事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下この条及び次条において「課税済留保金額」という。）があるときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国法人又は当該外国関係法人につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該内国法人に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該内国法人のその事実が生じた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 剰余金の配当等の支払 その支払う剰余金の配当等の額
二 法人税法第二十四條第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額
三 当該内国法人に対する剰余金の配当等の支払又は法人税法第二十四條第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交

2 特殊関係株主等である内国法人の前項各号に掲げる事実が生じた日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別課税済留保金額（第六十八條の九十三の八第一項に規定する個別課税済留保金額をいう。以下この項において同じ。）があるとき

は、前項の規定の適用については、その個別課税済留保金額は、当該連結事業年度の期間に対応する前十年以内の各事業年度の課税済留保金額とみなす。
3 第六十六條の八第三項から第六項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六條の八第三項		内国法人が適格合併により被合併法人		第六十六條の九の六第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である内国法人が適格合併	
第六十六條の八第三項第一号	個別課税済留保金額	第一項の課税済留保金額とみなす	第六十六條の九の八第一項の課税済留保金額（同項に規定する課税済留保金額をいう。以下第六項までにおいて同じ。）とみなす	個別課税済留保金額（第六十八條の九十三の八第一項に規定する個別課税済留保金額をいう。以下第六項までにおいて同じ。）	特定外国法人
第六十六條の八第三項第二号及び第三号	特定外国子会社等	第六十六條の六第一項	特定外国子会社等	特定外国法人	第六十六條の九の六第一項

第六十六條の八第四項			前項又は第六十八條の九十二第二項
三項			第六十六條の九の八第三項において準用する前項又は第六十八條の九十三の八第三項において準用する第六十八條の九十二第三項
第一項の			第六十六條の九の八第一項の
前項の			同条第三項において準用する前項の
同条第三項			第六十八條の九十三の八第三項において準用する第六十八條の九十二第三項
同条第一項			第六十八條の九十三の八第一項
第六十六條の八第五項			第六十六條の九の八第一項
第六十六條の八第六項			第六十六條の九の八第一項
前項			同条第三項において準用する前項

4 第六十六條の八第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた特殊関係株主等である内国法人の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

第六十六條の九の九 特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に第六十六條の九の六第一項に規定する特定関係があるかどうかの判定に関する事項、第六十六條の九の七第一項の規定により特殊関係株主等である内国法人が納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものの処理その他前三條の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六條の十第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日(第二号に掲げる法人については、平成二十年六月三十日)」に改め、同項第二号中「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」の下に「(平成十年法律第五十九号)」を加え、同条第二項中

「添附」を「添付」に改める。

第六十六條の十二第二項ただし書中「及び設備廃棄等欠損金額」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「に定めるもののほか、第一項に規定する設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十條」を削り、同項を同条第二項とし、同条を第六十六條の十三とする。

第六十六條の十一の二の次の一條を加える。

(特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例)
第六十六條の十二 法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうち特定地域雇用会社(地域再生法第十四條第一項に規定する特定地域雇用会社をいう。)に対する当該特定地域雇用会社が行う同法第五條第三項第二号に規定する事業に充てられることが確実である寄附金として政令で定める寄附金(同法第十四條第三項に規定する指定の有効期間内に支出された金銭に限る。)の額がある場合における

る法人税法第三十七條の規定の適用については、同条第四項中「の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「及び特定地域雇用会社(租税特別措置法第六十六條の十二第一項(特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例)に規定する特定地域雇用会社をいう。)に対する同条第一項に規定する寄附金の額があるときは、これらの寄附金」とする。

2 地域再生法第八條第一項に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうち、同法第十九條第一項に規定する特定地域雇用等促進法人(当該認定地域再生計画に記載されている同法第五條第三項第三号に規定する事業を行うものとして同法第十九條第一項の規定により同項の認定地方公共団体が指定したものに限る。)に対する当該特定地域雇用等促進法人の行う同号に規定する事業に関連する寄附金(同法第十九條第二項に規定する指定の有効期間内に支出された金銭に限る。)の額がある場合における法人税法第三十七條の規定の適用については、同条第四項中「の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「及び特定地域雇用等促進法人(租税特別措置法第六十六條の十二第二項(特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例)に規定する特定地域雇用等促進法人をいう。)に対する同条第二項に規定する寄附金(前項第二号に規定する寄附金に該当するものを除く。)の額があるときは、これらの寄附金」とする。

3 前二項に規定する場合において、法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうち前条第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対する同条第二項の寄附金の額があるときは、法人税法第三十七條の規定の適用については、同項及び前二項の規定にかかわらず、同条第四項中「の額があるときは、当該

寄附金」とあるのは、「並びに認定特定非営利活動法人(租税特別措置法第六十六條の十一の二第三項(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例)に規定する認定特定非営利活動法人をいう。)に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二條第一項(定義)に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金、特定地域雇用会社(租税特別措置法第六十六條の十二第一項(特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例)に規定する特定地域雇用会社をいう。)に対する租税特別措置法第六十六條の十二第二項に規定する寄附金及び特定地域雇用等促進法人(同条第二項に規定する特定地域雇用等促進法人をいう。)に対する同条第二項に規定する寄附金(前項第二号に規定する寄附金に該当するものを除く。)の額があるときは、これらの寄附金」とする。

4 地域再生法第五條第三項第三号に規定する事業を行う法人税法第二條第六号に規定する公益法人等が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する業務を行うものである場合における同法第三十七條第四項に規定する寄附金の取扱いその他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七條の四第二項中「取得」の下に「所有権移転外リース取引による取得を除き、」を加える。
第六十七條の六第一項中「同項第四号」を「同項第三号」に改める。
第六十七條の十二の前の見出しを「(組合事業等による損失がある場合の課税の特例)」に改め、同条第一項中「に該当する」を「又は特定受益者(信託法人税法第二條第二十九号に規定する集団投資信託及び法人課税信託を除く。以下この条において同じ。)の同法第十二條第一項に規定する受益者(同条第二項の規定により同

条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。をいう。第四項において同じ。に該当する」に改め、「係る組合事業」の下に「又は当該信託」を、「財産」の下に「又は信託財産を加え、「組合損失額」を「組合等損失額」に、「組合事業による」を「組合事業又は当該信託による」に改め、「出資の価額」の下に「又は当該信託の信託財産の帳簿価額」を、「（当該組合事業）の下に」又は当該信託財産に帰せられる損益を加え、「組合損失超過額」を「組合等損失超過額」に改め、同条第二項中「組合損失超過合計額」を「組合等損失超過合計額」に改め、「組合事業」の下に「又は信託」を加え、同条第三項第四号中「組合損失超過合計額」を「組合等損失超過合計額」に、「おける組合等損失超過額」に、「連結組合損失超過額」を「連結組合等損失超過額」に、「当該組合損失超過額」を「当該組合等損失超過額」に、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改め、「組合事業」の下に「又は各信託」を加え、同条第四項中「特定組合

員」の下に「又は特定受益者」を、「係る組合員」の下に「又は信託の受益者」を加える。
第六十七條の十三第三項中「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める。
第六十七條の十四第一項第一号(1)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「勧誘」を「取得勧誘」に、「特定社債券」を「特定社債」に、「第二條第九項」を「第二條第七項」に改め、「につき発行をした債券」を削り、同号(2)中「特定社債券が証券取引法」を「特定社債が金融商品取引法」に改め、同号(3)中「優先出資証券」を「優先出資」に、「第二條第九項」を「第二條第五項」に改め、同号(4)中「優先出資証券」を「優先出資」に改め、同号(5)中「特定社債券及び優先出資証券」を「特定社債及び優先出資」に改め、同項第二号二中「同族会社」の下に「のうの政令で定めるもの」を加え、同号(6)中「特定社債券」を「特定社債」に改め、同条第二項の表第六十七條第五項の項を次のように改める。

第六十七條第一項	となるもの(資本金の額又は出資金の額が一億円以下であるものを除く。)	となるもの
----------	------------------------------------	-------

第六十七條の十五第一項中「第二條第十九項」を「第二條第十二項」に改め、同項第一号(1)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「勧誘」を「取得勧誘」に、「第二條第二十一項」を「第二條第十四項」に改め、同号(2)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同項第二号(2)中「投資信託委託業者(投資法人法第二百二十三條の三第二項の規定により投資信託委託業者とみなされる同条第二項各号に規定する認可投資顧問業者を含む。)」を「資産運用会社」に改め、同号(3)中「第二條第二項各号のいずれかに該当する法人」を「第二條第八項第一項に規定する資産保管会社」に改め、同条第二項中「第二條第十九項」を「第二條第十二項」に、「第一條第二十一項」を「第二條第十四項」に改め、同条第三項の表第二條第十号の項中「第二條第十九項」を「第二條第十二項」に改め、同表第六十六條第二項の項の次に次のように加える。

第六十七條第一項	となるもの(資本金の額又は出資金の額が一億円以下であるものを除く。)	となるもの
----------	------------------------------------	-------

第六十七條の十五第三項の表第六十七條第五項の項を削り、同条第四項の表第五十七條の十第一項の項中「第二條第十九項」を「第二條第十二項」に改め、同条第九項から第十一項までを削る。
第六十七條の十六第一項中「振替国債」の下に「又は同項に規定する振替地方債」を加える。
第六十八條の三中「平成十九年三月三十一日」

を「平成二十二年三月三十一日」に、「第六十八條の三」を「第六十八條の二(二)」に改め、同条第四号中「森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第二條の規定により同法第四條第二項の認定を受けて行われる」を削り、同条を第六十八條の二(二)とし、同条の次に次の二条を加える。

(適格合併等の範囲に関する特例)

第六十八條の二(三) 内国法人の行う合併が特定グループ内合併(次の各号のいずれにも該当する合併をいい、被合併法人の合併前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業と合併法人の当該合併前に営む事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件に該当するものを除く。)に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二條第十二号の八イからハまでの規定中「その合併」とあるのは、「その合併(租税特別措置法第六十八條の二(三)第一項(適格合併等の範囲に関する特例)に規定する特定グループ内合併に該当するものを除く。)」とする。

一 被合併法人と合併法人との間に特定支配関係があること。

二 被合併法人の株主等(法人税法第二條第十四号に規定する株主等をいう。次項及び次条第二項において同じ。)に同法第二條第十二号の八に規定する合併親法人株式(特定軽減課税外国法人に該当する外国法人の株式)出資を含む。以下この条において同じ。)に限る。が交付されること。

2 内国法人の行う分割が特定グループ内分割

(次の各号のいずれにも該当する分割をいい、分割法人の分割前に営む事業のうち当該分割により分割承継法人において営まれることとなるものと分割承継法人の当該分割前に営む事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件に該当するものを除く。)に該当する場合における法人

税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二條第十二号の十一イからハまでの規定中「その分割」とあるのは、「その分割(租税特別措置法第六十八條の二(三)第二項(適格合併等の範囲に関する特例)に規定する特定グループ内分割に該当するものを除く。)」とする。

一 分割法人の資産及び負債の大部分が分割承継法人に移転するものとして政令で定める分割であること。

二 分割法人と分割承継法人との間に特定支配関係があること。

三 分割法人の株主等又は分割法人に法人税法第二條第十二号の十一に規定する分割承継親法人株式(特定軽減課税外国法人に該当する外国法人の株式に限る。)が交付されること。

3 内国法人の行う株式交換が特定グループ内

株式交換(次の各号のいずれにも該当する株式交換をいい、株式交換完全子法人の株式交換前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業と株式交換完全親法人の当該株式交換前に営む事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件に該当するものを除く。)に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二條第十二号の十六イからハまでの規定中「その株式交換」とあるのは、「その株式交換(租税特別措置法第六十八條の二(三)第三項(適格合併等の範囲に関する特例)に規定する特定グループ内株式交換に該当するものを除く。)」とする。

一 株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に特定支配関係があること。

二 株式交換完全子法人の株主に法人税法第二條第十二号の十六に規定する株式交換完全支配親法人株式(特定軽減課税外国法人に該当する外国法人の株式に限る。)が交付されること。

4 内国法人の有する資産又は負債を外国法人に対して移転する現物出資が特定現物出資（内国法人の有する特定外国子法人の株式を当該内国法人に係る特定外国親法人等に対して移転する現物出資をいう。）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二十二号の十四中「次のいずれかに該当する現物出資」とあるのは、「次のいずれかに該当する現物出資（租税特別措置法第六十八條の二の三第四項（適格合併等の範囲に関する特例）に規定する特定現物出資）」とする。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定軽減課税外国法人 その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国法人をいう。

二 特定支配関係 一方の内国法人と他方の内国法人との間にいずれか一方の内国法人が他方の内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいう。

三 特定外国子法人 外国法人で、その現物出資の日を含む当該外国法人の事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日からその現物出資の日までの期間内のいずれかの時において、居住者（第二條第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号において同じ。）、内国法人及び特殊関係非居住者（居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある同項第一号の二に規定する非居住者をいう。）が、その発行済株式等

総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式を有するものうち、特定軽減課税外国法人に該当するものをいう。

四 特定外国親法人等 外国法人で、内国法人との間に、当該外国法人が当該内国法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係のあるもののうち、特定軽減課税外国法人に該当するものをいう。

6 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する特定グループ内合併、第二項に規定する特定グループ内分割、第三項に規定する特定現物出資が行われた場合における法人税法その他の法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）

第六十八條の三 法人が旧株（当該法人が有していた株式（出資を含む。以下この条において同じ。）をいう。）を発行した内国法人の合併（適格合併に該当しないものに限る。）により合併法人との間に当該合併法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。第三項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽減課税外国法人（前条第五項第一号に規定する特定軽減課税外国法人をいう。以下この条において同じ。）の株式に該当するときは、法人税法第六十一條の二第二項（同法第六十二條の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 法人が旧株（当該法人が有していた株式をいう。）を発行した内国法人の行った特定分割（分割法人の株主等に分割承継法人に係る特定外国親法人（法人税法第六十一條の

二第四項に規定する親法人で特定軽減課税外国法人に該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式以外の資産（当該株主等に対する同条第四項に規定する剰余金の配当等として交付された同項に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつた分割型分割（前条第二項第一号に規定する分割で、適格分割型分割に該当しないものに限る。）をいう。）により分割承継法人に係る特定外国親法人の株式の交付を受けた場合における同法第六十一條の二第四項（同法第六十二條の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「交付されなかつたもの」とあるのは、「交付されなかつたもの（租税特別措置法第六十八條の三第二項（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定分割型分割に該当するものを除く。）とする。

3 法人が旧株（当該法人が有していた株式をいう。）を発行した内国法人の行った株式交換（適格株式交換に該当しないものに限る。）により株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽減課税外国法人の株式に該当するときは、法人税法第六十一條の二第九項（同法第六十二條の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4 前三項の規定の適用がある場合の株式の取得価額その他法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の三の二を削る。

当該特定目的信託に係る受託法人同法第四條の七に規定する受託法人（第二條の二第三項において準用する同法第四條の七第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）の第二号に、「計算期間（同法第十五條の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）を「事業年度」に、「計算期間の所得」を「事業年度の所得」に改め、同項第一号ロ(1)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「の発行に係る受益証券」を「による受益証券」に、「勧誘」を「取得勧誘」に、「その受益証券を」を「その受益証券」に改め、同号ロ(2)中「の発行に係る受益証券」を「が行った受益権の募集により受益権」に改め、同号ロ(3)中「の発行に係る受益証券が証券取引法」を「が行った受益権の募集により受益権が金融商品取引法」に改め、同号ハ中「の発行に係る受益証券」を「による受益権」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ 当該事業年度終了の時において法人税法第二條第十号に規定する同族会社に該当しないこと。

第六十八條の三の三第一項第二号ロ中「計算期間」を「事業年度」に改め、同条第二項から第五項までを次のように改める。

2 特定目的信託に係る受託法人に対する法人税法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「内国法人が受ける」とあるのは、「内国法人（第二條第二十九號の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託に係る第四條の七受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。」が受ける」とする。

3 特定目的信託に係る受託法人に対する法人税法第六十九條の規定の適用については、同条第一項中「所得の金額」とあるのは「所得の金額（租税特別措置法第六十八條の三の二第一項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）の規定の適用を受ける第二條第二十九

号の二ホ(定義)に掲げる特定目的信託に係る第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人(第八項において「特定目的信託に係る受託法人」という。)にあつては、同法第六十八條の三の二第一項の規定を適用しないで計算した所得の金額」と、同条第八項中「内国法人が外国子会社」とあるのは「内国法人(特定目的信託に係る受託法人を除く。以下この項及び第十一項において同じ。)が外国子会社」とする。

4 特定目的信託に係る受託法人に対する第六十二條の三第三項の規定の適用については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び第六十八條の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人が行う譲渡で同項第二号(口を除く。)に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの」とする。

5 法人が受ける特定目的信託の利益の分配の額に係る法人税法第二十三條及び第九十三條の規定の適用については、同法第二十三條第一項中「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの及び第二十九號の二ホ(定義)に掲げる特定目的信託の租税特別措置法第六十八條の三の二第一項(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)に規定する利益の分配の額」と、同法第九十三條第二項第二号中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び第二十九號の二ホ(定義)に掲げる特定目的信託の租税特別措置法第六十八條の三の二第一項(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)に規定する利益の分配の額」とする。

第六十八條の三の三第六項から第十項までを削り、同条第十一項中「計算期間の法人税法第二十三條第二号に規定する特定信託確定申告書」を「事業年度の法人税法第二十三條第一号に規定する確定申告書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項を同条第七項とし、同項の次に次の三項を加える。

8 第一項、第二項、第四項及び前二項の規定は、特定目的信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人(第二條の二第三項において準用する同法第四条の七第二号の規定により外国法人としてこの法律の規定を適用するもので、法人税法第四百四十一條第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当するものに限る。)が、同法第四百四十二條の規定により同法第四百四十一條に規定する国内源泉所得に係る所得につき同法の規定に準じて計算する場合について準用する。この場合において、第一項中「で当該特定目的信託」とあるのは「のうち国内において行う事業に係るもの」と、同項中「法人税法第二十三條第一項」とあるのは「法人税法第四百四十二條の規定により同法第二十三條第一項の規定に準じて計算する場合における同項」と読み替えるものとする。

9 内国法人が受ける前項において準用する第一項の特定目的信託の利益の分配の額(以下この項及び次項において「外国特定目的信託の利益分配の額」という。)は法人税法第六十九條第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなし、同項に規定する外国子会社が受ける外国特定目的信託の利益分配の額は同条第十一項に規定する外国孫会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

10 外国法人が受ける外国特定目的信託の利益分配の額(法人税法第四百四十一條第一号から第三号までに掲げる外国法人が受けるもの(同条第二号又は第三号に掲げる外国法人が受けるものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられるものに限る。))に限る。については、同法第四百三十八條第五号イに規定する内国法人から受ける剰余金の配当の額とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定(法人税法第四百四十二條の規定により同法第二十三條第一項の規定に準じて計算する場合における同項の規定を除く。))を適用する。

第六十八條の三の三第十三項中「前二項」を「第六項及び第七項」に、「第十項まで」を「第五項まで及び前三項」に改め、「に係る」の下に「法人税法第四条の七に規定する受託法人の事業年度の所得に対する」を加え、同項を同条第十一項とし、同条を第六十八條の三の二とする。

を適用する。

第六十八條の三の三第十三項中「前二項」を「第六項及び第七項」に、「第十項まで」を「第五項まで及び前三項」に改め、「に係る」の下に「法人税法第四条の七に規定する受託法人の事業年度の所得に対する」を加え、同項を同条第十一項とし、同条を第六十八條の三の二とする。

第六十八條の三の四の見出しを「(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)」に改め、同条第一項中「法人税法第二十九號の三イに掲げる信託」を「投資信託及び投資法人に関する法律(第一号において「投資信託法」という。))第二十三條第三項に規定するもの」に、「この項及び第十項をこの条に」、「で第二号」を「で当該特定投資信託に係る受託法人(法人税法第四条の七に規定する受託法人(第二條の二第三項において準用する同法第四条の七第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。))をいう。次項から第四項までにおいて同じ。の第二号」に、「計算期間(同法第十五條の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。))を「事業年度」に、「計算期間の所得」を「事業年度の所得」に改め、同条第一号イを次のように改める。

イ 投資信託法第四條第一項又は第四十九條第一項の規定による届出が行われていること。

第六十八條の三の四第一項第一号ロ中「受益証券の発行に係る募集が投資信託法第二條第十四項を「受託者(投資信託法第二條第一項に規定する委託者指図型投資信託にあつては、委託者。ハにおいて同じ。))による受益権の募集が同条第九項に改め、同条ハ中「受益証券の発行に係る」を「受託者による受益権の」に改め、同条第二号イを次のように改める。

イ 当該事業年度終了の時に於いて法人税法第二條第十号に規定する同族会社に該当していないこと。

第六十八條の三の四第一項第二号ロ中「計算期間」を「事業年度」に改め、同条第二項から第五項までを次のように改める。

2 特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「内国法人が受ける」とあるのは、「内国法人(租税特別措置法第六十八條の三の三第一項(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に規定する特定投資信託(同項第一号ロ又はハに掲げる要件を満たすものに限る。))に係る第四條の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人を除く。が受ける」とする。

3 特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法第六十九條の規定の適用については、同条第一項中「所得の金額」とあるのは「所得の金額(租税特別措置法第六十八條の三の三第一項(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)の規定の適用を受ける同項に規定する特定投資信託に係る第四條の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人(第八項において「特定投資信託に係る受託法人」という。))にあつては、同法第六十八條の三の三第一項の規定を適用しないで計算した所得の金額」と、同条第八項中「内国法人が外国子会社」とあるのは「内国法人(特定投資信託に係る受託法人を除く。以下この項及び第十一項において同じ。))が外国子会社」とする。

4 特定投資信託に係る受託法人に対する第六十二條の三第三項の規定の適用については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び第六十八條の三の三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人が行う譲渡で同項第二号(口を除く。))に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの」とする。

5 法人が受ける特定投資信託(第一項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすものに限る。))

9 内国法人が受ける前項において準用する第

第六十八條の三の四 分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産の一部のみを当該分割法人の株主等（法人税法第二條第十四号に規定する株主等をいう。）に交付をする分割が行われたときは、分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなして、この章の規定・政令で定める規定を

項 第六十八條の十五第二項から第四項までの第六項及び第七項」を「第六十八條の十四第二

第六十八條の十一の見出しを「中小連結法人が機械等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」に改め、同条第一項中「及び第三項」を削り、「以下第三項まで」を「以下この条」に改め、同条第二項中「この項から第四項まで、第六項及び第七項を」「この項、次項及び第五項」に、「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「次条第二項、第三項及び第五項」に、「第六十八條の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八條の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項」に、「第五項まで」を「第四項まで」に、「第五項において」を「第四項において」に改め、同条第三項

を削り、同条第四項中「減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、「第二項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、「又はリース税額控除限度額」及び「又は第三項」を削り、「単体税額控除限度額等」を「単体税額控除限度額」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第二項又は第三項」に改め、「前項」を削り、「次条第六項及び第七項」を「次条第五項」に、「第六十八條の十四第六項及び第七項、第六十八條の十五第六項及び第七項」を「第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項」に、「並びに第六十八條の百八第一項」を「及び第六十八條の百八第一項」に改め、「前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、中小連結親法人又はその中小連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

第六十八條の十一 第八項中「第四項まで及び第六項」を「第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「及び第三項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四項の」を「第三項の」に、「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に、「第五項に規定する単体税額控除限度額等」を「第四項に規定する単体税額控除限度額」に改め、「又は第三項」を削り、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に、「第四十二條の六第四項」を「第四十二條の六第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二項から第四項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第六十八條

の十一第二項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第六十八條の十一第二項若しくは第三項に、「場合等」を「場合に、及び租税特別措置法第六十八條の十一第二項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八條の十一第二項及び第三項」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第六項又は第七項の」を「第五項の」に、「第六十八條の十一第六項又は第七項機械等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額」を「第六十八條の十一第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」に、「第六十八條の十一第五項」を「第六十八條の十一第五項」に、「並びに租税特別措置法第六十八條の十一第六項及び第七項機械等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額」を「及び租税特別措置法第六十八條の十一第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第六項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の十一 第十四項を削る。
第六十八條の十二の見出しを「事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」に改め、同条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「及び第三項及び」以下この条において「事業基盤強化設備」という。を削り、「以下第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」を「以下この条において「事業基盤強化設備」に、「又は特定事業基盤強化設備」を「又は事業基盤強化設備」に、「当該特定事業基盤強化設備」を「当該事業基盤強化設備」に改め、「。次項において「基準取得価額」という。を削り、同項第一号中「第五号において同じ。」を削り、同項第三号中「該当する連結法人」の下に「で生活衛

生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十六條の三 第一項に規定する振興計画について同項に規定する認定を受けた生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合の組合員であるものを加え、「器具及び備品（当該事業を「当該振興計画に定める同項に規定する振興事業の実施に係る器具及び備品（当該飲食店業」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「及び第八号」を「及び第七号」に改め、同項を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項の次に次の一号を加える。

七 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第七條第二項に規定する認定計画に従つて同法第二條第三項に規定する地域産業資源活用事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する連結法人（大規模法人子会社を除く。）で同法第十一條に規定する認定を受けたもの（前各号に掲げる連結法人に該当するものを除く。）当該認定計画に定める機械及び装置

第六十八條の十二 第一項第八号を削り、同条第二項中「又は第五号」を削り、「政令で定める連結法人」を「政令で定める連結法人を、同項第四号に掲げる連結法人にあつては同号に規定する大規模連結法人をそれぞれに、「特定事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備」に、「この項から第四項まで、第六項及び第七項を「この項、次項及び第五項」に、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「前条第二項、第三項及び第五項」に、「第六十八條の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八條の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八條の十五第六項及び第七項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項」に、「第五項まで」を「第四項まで」に、「基準取得価額」を「取得価額」に、「第五項において」を「第四項において」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項又は」を削り、同

項を同条第三項とし、同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、「又はリース税額控除限度額」及び「又は第三項」を削り、「単体税額控除限度額等」を「単体税額控除限度額」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第二項又は第三項」に改め、「前項」を削り、「前条第六項及び第七項」を「前条第五項」に、「第六十八條の十四第六項及び第七項、第六十八條の十五第六項及び第七項」を「第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項」に、「並びに第六十八條の百八第一項」を「及び第六十八條の百八第一項」に改め、「前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等が所有権移転外リース取引により取得した事業基盤強化設備については、適用しない。

第六十八條の十二 第八項中「第四項まで及び第六項」を「第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「及び第三項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四項の」を「第三項の」に、「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に、「第五項に規定する単体税額控除限度額等」を「第四項に規定する単体税額控除限度額」に改め、「又は第三項」を削り、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に、「第四十二條の七第四項」を「第四十二條の七第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二項から第四項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第六十八條の十二第二項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第六十八條の十二第二項若しくは第三項」

に、「場合等」を「場合」に、「及び租税特別措置法第六十八條の十二第二項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八條の十二第二項及び第三項」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第六項又は第七項」を「第五項」に、「第六十八條の十二第六項又は第七項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなかつた場合等の法人税額）」を「第六十八條の十二第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」に、「第六十八條の十二第五項」に、「並びに租税特別措置法第六十八條の十二第六項及び第七項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなかつた場合等の法人税額）」を「及び租税特別措置法第六十八條の十二第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第六項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の十二第十四項を削る。

第六十八條の十三第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「第六十八條の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八條の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項」に改め、同条第三十二項中「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に改め、同条第四項中「第六十八條の十一第六項及び第七項、前条第六項及び第七項、次条第六項及び第七項、第六十八條の十五第六項及び第七項」を「第六十八條の十一第五項、前条第五項、次

条第五項、第六十八條の十五第五項」に、「並びに第六十八條の百八第一項」を「及び第六十八條の百八第一項」に改め、同条第七項中「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める。

第六十八條の十四の見出しを「（沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「及び第三項」と及び「（以下この条において「経営革新設備等」という。）」を削り、「第三項までにおいて「特定経営革新設備等」を「以下この条において「経営革新設備等」に、「又は特定経営革新設備等」を「又は経営革新設備等」に、「当該特定経営革新設備等」を「当該経営革新設備等」に改め、同条第二項中「特定経営革新設備等」を「経営革新設備等」に、「この項から第四項まで、第六項及び第七項」を「この項、次項及び第五項」に、「第六十八條の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八條の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十二第二項、第三項及び第五項」に、「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「次条第二項、第三項及び第五項」に、「第五項まで」を「第四項まで」に、「第五項において」を「第四項において」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に改め、「又はリース税額控除限度額及び」又は「第三項」を削り、「単体税額控除限度額等」を「単体税額控除限度額」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第二項又は第三項」に改め、「前項」を削り、「第六十八條の十一第六項及び第七項、第六十八條の十二第六項及び第七項」を「第六十八條の十一第五項、第六

十八條の十二第五項に、「次条第六項及び第七項」を「次条第五項」に、「並びに第六十八條の百八第一項」を「及び第六十八條の百八第一項」に改め、「（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した経営革新設備等については、適用しない。

第六十八條の十四第八項中「第四項まで及び第六項」を「第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「及び第三項」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四項の」を「第三項の」に、「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に、「第五項に規定する単体税額控除限度額等」を「第四項に規定する単体税額控除限度額」に改め、「又は第三項」を削り、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に、「第四十二條の十第四項」を「第四十二條の十第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二項から第四項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第六十八條の十四第二項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第六十八條の十四第二項若しくは第三項」に、「場合等」を「場合」に、「及び租税特別措置法第六十八條の十四第二項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八條の十四第二項及び第三項」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第六項又は第七項」を「第五項」に、「第六十八條の十四第六項又は第七項（経営革新設備を事業の用に供しなかつた場合等の法人税額）」を「第六十八條の十四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第六項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の十四第十四項を削る。

第六十八條の十五の見出しを「（情報基盤強化設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「以下第三項まで」を「以下この項及び次項」に改め、「及び第三項」を削り、同条第二項中「この項から第四項まで、第六項及び第七項」を「この項、次項及び第五項」に、「第六十八條の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八條の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十二第二項、第三項及び第五項」に、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「前条第二項、第三項及び第五項」に、「第五項まで」を「第四項まで」に、「第五項において」を「第四項において」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に改め、「又はリース税額控除限度額及び」又は「第三項」を削り、「単体税額控除限度額等」を「単体税額控除限度額」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第二項又は第三項」に改め、「前項」を削り、「第六十八條の十一第六項及び第七項、第六十八條の十二第六項及び第七項」を「第六十八

八条の十一第五項、第六十八條の十二第五項に、「前条第六項及び第七項を」「前条第五項に」、「並びに第六十八條の百八第一項を」及び第六十八條の百八第一項に改め、「前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した情報基盤強化設備等については、適用しない。この場合において、他の情報基盤強化設備等につき同項の規定の適用を受けようとするときは、当該所有権移転外リース取引により取得した情報基盤強化設備等の取得価額は、同項に規定する情報基盤強化設備等の取得価額の合計額に含まれないものとする。

第六十八條の十五第五項中「第四項まで及び第六項を」「第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「及び第三項を削り、」これらの「を」同項の「に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四項の」を「第三項の」に、「第二

条第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に、「第五項に規定する単体税額控除限度額等」を「第四項に規定する単体税額控除限度額」に改め、「又は第三項を削り、」同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に、「第四十二條の十一第四項を」「第四十一條の十一第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二項から第四項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第六十八條の十五第二項から第四項までを」又は租税特別措置法第六十八條の十五第二項若しくは第三

項に、「場合等」を「場合」に、「及び租税特別措置法第六十八條の十五第二項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八條の十五第二項及び第三項」に、「同条第二項から第四項ま

で」を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第六項又は第七項の」を「第五項の」に、「第六十八條の十五第六項又は第七項(情報基盤強化設備等を取

得した場合等の法人税額の特別控除」を「第六十八條の十五第五項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」に、「第六十八條の十五第六項又は第七項」を「第六十八條の十五第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第六項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の十五第十四項を削る。

第六十八條の十五の二第二項中「第六十八條の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八條の十二第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十二第二項、第三項及び第五項」に、「第六十八條の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項並びに前条第二項、第三項及び第五項」に改める。

第六十八條の十六第一項中「場合」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該特定設備等をその用に供した場合又は」を加える。

第六十八條の十七第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。)」を加え、「百分の二十四」を「百分の二十」に、「百分の十二」を「百分の十」に改める。

第六十八條の十八第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該保全事業等資産をその

用に供した場合を除く。)」を加え、「百分の十三」を「百分の十一」に改める。

第六十八條の十九第一項中「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその用に供した場合を除く。)」を加え、同項の表の第一号中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第六十八條の二十を次のように改める。

(集積区域における集積産業用資産の特別償却)

第六十八條の二十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第七条第一項に規定する同意基本計画(以下この項において「同意基本計画」という。)に定められた同法第四条第二項第二号に規定する集積区域(以下この項において「集積区域」という。)内において、同法の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間に、同法第十四条第一項の承認(同法第十五条第一項の承認を含む。)を受けた同法第十四条第一項に規定する企業立地計画に定められた機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備(以下この項において「集積産業用資産」という。)

で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は集積産業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該集積区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の営む指定集積事業(当該同意基本計画に定められた同法第十九条に規定する指定集積業種に属する事業をいう。)の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該集積産業用資産をその用に供した場合を除く。))において、その用に供した当該集積産業用資産が政令で定める要件を満たすものであるときは、その用に供した日を含む連結事業年度の当該集積産業用資産の

償却限度額は、法人税法第八十一条の第三一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該集積産業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該集積産業用資産の取得価額の百分の十五(建物及びその附属設備については、百分の八)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 第六十八條の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八條の二十一第一項中「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第二十六号)の施行の日から平成十九年三月三十一日まで」を「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十九年法律第号)の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「第二條第五項を」「第二條第八項」に改め、「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該事業革新設備をその事業の用に供した場合を除く。)」を加え、「百分の二十四(当該事業革新設備が、第四十四條の三第一項第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、同項第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。)」を「百分の二十(当該事業革新設備が、産業活力再生特別措置法第二條第十項に規定する特定事業革新設備である場合又は第四十四條の三第一項第四号若しくは第五号に掲げる計画に記載されたものである場合には、百分の三十)」に改める。

第六十八條の二十三第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「製作若しくは」を「製作又は」に、「取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設して」を「取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。))をして」に改め、「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該特定電気通信設

備等をその事業の用に供した場合を除く。)を加え、同項の表の第三号中「百分の十五」の下に「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十三とし、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十とする。」を加える。

第六十八条の二十四及び第六十八条の二十五を次のように改める。

リース取引により取得した当該再商品化設備等をその用に供した場合を除く。)を加える。

第六十八条の二十四 連結親法人で、生活衛生同業組合(出資組合であるものに限る。)又は生活衛生同業小組合であるものが、平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十六条の三第一項の認定を受けた同項に規定する振興計画に係る共同利用施設(以下この項において「共同利用施設」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人の事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該共同利用施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該共同利用施設の取得価額の百分の八に相当する金額をいう。)との合計額とする。

第六十八条の二十九第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。)」を加え、同項第一号中「又は第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項を次のように改める。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、医療保健業を営むものが、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、その有する病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち第四十五条の二第二号各号に掲げる施設(以下この項において「特定施設」という。)とするための増築又は改築(以下この項において「増改築」という。)をし、これを事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定施設をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定施設(当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「特定増改築施設」という。)の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定増改築施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定増改築施設の基準取得価額(取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。)の百分の十五に相当する金額をいう。)との合計額とする。

第六十八条の二十九第三項を削り、同条第四項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該建替え病院用等建物をその用に供した場合を除く。)」を加え、「(第二項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、「第四十五条の二第四項」を「第四十五条の二第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に、「第四十五条の二第五項」を「第四十五条の二第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第一項、第二項又は第四項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削る。

第六十八条の三十第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「附属設備」の下に「(所有権移転外リース取引により取得したものを除く。)」を加える。

第六十八条の三十一第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「建設したもの」の下に「(所有権移転外リース取引により取得したものを除く。)」を加え、同条第二項中「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該障害者対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加える。

第六十八条の三十二を次のように改める。

(事業所内託児施設等の割増償却)

第六十八条の三十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次世代育成支援対策推進法第十二条第一項又は第三項の規定に基づき同条第一項に規定する一般事業主行動計画(同法第二条に規定する次世代育成支援対策として当該連結親法人又はその連結子法人の雇用する同法第五条の労働者が利用することができる児童

福祉法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設(以下この項において「託児施設」という。)の設置及び運営に関する事項が定められているものに限る。)を厚生労働大臣に届け出ているもの(次世代育成支援対策推進法第十二条第三項に規定する中小事業主(以下この項において「中小事業主」という。))以外の同条第一項に規定する一般事業主にあつては、政令で定める要件を満たすものに限る。が、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に当該一般事業主行動計画に従つて当該託児施設を取得し、又は建設し、かつ、適用連結事業年度終了の日において当該託児施設が事業所内託児施設(その連結親法人又はその連結子法人の事業所の敷地内その他これに類する場所に設置されていることその他の財務省令で定める基準を満たしている託児施設をいう。)に該当するものとして財務省令で定めるところにより証明がされた場合には、当該適用連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人が有する当該託児施設(当該託児施設の設置のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。)並びにこれと同時に取得し、又は製作した遊戯具その他の器具及び備品で財務省令で定めるもの(所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「事業所内託児施設等」という。)に係る償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該事業所内託児施設等の普通償却限度額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の二十(当該連結親法人

額をいう。)との合計額とする。

第六十八条の三十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次世代育成支援対策推進法第十二条第一項又は第三項の規定に基づき同条第一項に規定する一般事業主行動計画(同法第二条に規定する次世代育成支援対策として当該連結親法人又はその連結子法人の雇用する同法第五条の労働者が利用することができる児童

第六十八条の三十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次世代育成支援対策推進法第十二条第一項又は第三項の規定に基づき同条第一項に規定する一般事業主行動計画(同法第二条に規定する次世代育成支援対策として当該連結親法人又はその連結子法人の雇用する同法第五条の労働者が利用することができる児童

第六十八条の三十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次世代育成支援対策推進法第十二条第一項又は第三項の規定に基づき同条第一項に規定する一般事業主行動計画(同法第二条に規定する次世代育成支援対策として当該連結親法人又はその連結子法人の雇用する同法第五条の労働者が利用することができる児童

又はその連結子法人が中小事業主である場合には、百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 前項に規定する適用連結事業年度とは、同項に規定する事業所内託児施設等をその用に供した日から同日を含む連結事業年度開始の日（その用に供した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度をいう。

3 第六十八条の十六第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の三十四の見出しを「優良賃貸住宅の割増償却」に改め、同条第一項中「供した場（所有権移転外リース取引により取得した当該中心市街地優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）を加え、同条第三項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「供した場合」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。」を加え、「百分の三十六」を「百分の二十八」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第三項又は前項」を「又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第六十八条の三十五第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「供した場合」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその事業の用に供した場合を除く。」を加え

る。

第六十八条の三十六第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「供した場合」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。」を加える。

第六十八条の三十八第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで」を「第六十八条の二十三、第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」に改め、同条第二項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に、「第六十八条の二十九第二項」を「第六十八条の三十」に改め、同条第三項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、同条第五項中「第六十八条の二十九第二項」を「第六十八条の三十」に改める。

第六十八条の四十一第二項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、同条第四項中「第六十八条の二十九第二項」を「第六十八条の三十」に改め、同条第九項及び第十二項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め、同条第十三項中「第六十八条の二十九第二項」を「第六十八条の三十」に改める。

第六十八条の四十二第二項中「第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで」を「第六十八条の二十三、第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」に改める。

第六十八条の四十五第一項及び第八項、第六十八条の五十第一項並びに第六十八条の五十九第二項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十一第一項及び第二項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十三第一項中「各連結事業

年度」を「で、各連結事業年度」に改め、同項の表中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第三章第十五節を次のように改める。

第十五節 連結法人である認定農業者

産法人等の課税の特例

（農業経営基盤強化準備金）

第六十八条の六十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、認定農業者生産法人等（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二条第七項に規定する農業生産法人（以下この項及び第三項において「認定農業者生産法人」という。）又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人（認定農業者生産法人を除く。）をいう。第三項において同じ。）に該当するものが、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度の指定期間内において、第六十一条の二第一項に規定する交付金等（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画その他これに類する計画として政令で定める計画（第三項において「認定計画等」という。）の定めるところに従って行う第六十二条の二第一項に規定する農業経営基盤強化（以下この項において「農業経営基盤強化」という。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたとき当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金

の処分により積立金として積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該交付金等の額のうち農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるものとして政令で定める金額

二 当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（第六十一条の二第一項の規定の適用を受けたものを含む。）の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された農業経営基盤強化準備金の金額（当該各連結事業年度終了の日において同条第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の農業経営基盤強化準備金の金額（以下この項において「単体農業経営基盤強化準備金の金額」という。）がある場合には当該単体農業経営基盤強化準備金の金額を含むものとし、当該各連結事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とす

る。以下この条において同じ。のうちにその積み立てられた連結事業年度(単体農業経営基盤強化準備金の金額にあつては、その積み立てられた事業年度。次項において「積立事業年度」という。終了の日の翌日から五年を経過したものがある場合には、その五年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額は、その五年を経過した日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の農業経営基盤強化準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第六十一条の二第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合(当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度(第四号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第六号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する農業経営基盤強化準備金の金額をその積み立てられた積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積み立てられた積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 認定農業生産法人等に該当しないこととなつた場合 その該当しないこととなつた日における農業経営基盤強化準備金の金額は特定農用地利用規程の認定が取り消された場合又は認定計画等の認定が取り消された場合又は特定農用地利用規程の認定が取り消された場合当該認定が取り消された特定農用地利用規程に定める連結親法人又はその連結子法人が認定農業生産法人である場合を除く。その取消しの日における農業経営

基盤強化準備金の金額

三 特定農用地利用規程の農業経営基盤強化促進法第二十三条第九項に規定する有効期間が経過した場合(当該有効期間が経過した特定農用地利用規程に定める連結親法人又はその連結子法人が認定農業生産法人である場合を除く。)その経過した日における農業経営基盤強化準備金の金額

四 当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる合併(連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日(第六項において「連結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該合併に限る。)が行われた場合 その合併直前における農業経営基盤強化準備金の金額

五 解散した場合(合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。)その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する農業経営基盤強化準備金の金額

六 前項及び前各号の場合以外の場合において農業経営基盤強化準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における農業経営基盤強化準備金のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の規定は、同項に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

5 第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
6 第六十八条の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の農業経営基盤強化準備金(連結事業年度に該当しない事業年度にお

いて積み立てた第六十一条の二第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。)が行われた場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項前段中「第五十五条第十一項」とあるのは「第六十一条の二第七項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の六十四第二項」と、「同条第十一項」とあるのは「第六十一条の二第七項において準用する第五十五条第十一項」と読み替へるものとする。

7 前項において準用する第六十八条の四十三第十項又は第六十一条の二第七項において準用する第五十五条第十一項の場合において、これらの規定に規定する適格合併に係る合併法人(当該適格合併後において連結親法人に該当するものに限り、)が第一項に規定する認定農業生産法人等でないときは、当該適格合併の日を含む連結事業年度終了の日における農業経営基盤強化準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8 第一項から第三項まで及び前項の規定による損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(農用地等取得した場合の課税の特例)
第六十八条の六十五 前条第一項の農業経営基盤強化準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第六十一条の二第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。)の金額を有する連結親法人又はその連結子法人(連結親法人又は当該連結親法人による連結

完全支配関係にある連結子法人で、前条第一項の規定の適用を受けることができるものを含む。)が、各連結事業年度において、同項に規定する認定計画等の定めるところにより、農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地(当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。)の取得(贈与、交換、出資又は適格事後設立によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)をし、又はその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない農業用の機械その他の減価償却資産(以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。)の取得をし、若しくは特定農業用機械等の製作若しくは建設をして、当該農用地又は特定農業用機械等(以下この項及び第五項において「農用地等」という。)を当該連結親法人又はその連結子法人の農業の用に供した場合においては、当該農用地等につき、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額(以下この項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算(法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、当該連結親法人又はその連結子法人の同項に規定する期間に係る決算。以下この章において同じ。)において積立金として積み立てる方法(当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
一次に掲げる金額の合計額

イ 前連結事業年度等（前条第二項に規定する前連結事業年度等をいう。以下この号において同じ。）から繰り越された同条第一項の農業経営基盤強化準備金の金額（第六十一条の二第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の農業経営基盤強化準備金の金額を含むものとし、前連結事業年度等の終了の日までに前条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額（第六十一条の二第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち、当該連結事業年度において前条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額に相当する金額

ロ 当該連結事業年度において交付を受けた前条第一項に規定する交付金等の額のうち同項の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかつた金額として政令で定める金額

二 当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限る、適用する。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについて

てやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合限り、第一項の規定を適用することができ

4 第一項の規定の適用を受けた特定農業用機械等については、第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定（第六十八条の三十三及び第六十八条の三十一第一項並びにこれらの規定に係る第六十八条の四十一の規定を除く。）は、適用しない。

5 第一項の規定の適用を受けた農用地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合における当該農用地等の取得価額の計算、同項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の六十七第一項中「第六十八条の十一第六項及び第七項を、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第五項に、第六十八条の十四第六項及び第七項を、第六十八条の十五第六項及び第七項を」を「第六十八条の十四第五項、第六十八

第十一号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号を」を「同条第四項第十二号から第十五号までの造成又は同項第十六号若しくは第十七号に、同条第四項第十一号から第十六号まで」を「同条第四項第十二号から第十七号まで」に改め、同条第八項中「同条第四項第十一号から第十六号まで」を「同条第四項第十二号から第十七号まで」に、第六十八条の十二第六項及び第七項を、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第五項に、第六十八条の十四第六項及び第七項を、第六十八条の十五第六項及び第七項を、第六十八条の十四第五項、第六十八

び第七項を」を「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」に改める。

第六十八條の七十第一項中「取得」の下に「所有権移転外リース取引による取得を除き、」を加える。

第六十八條の七十四第二項及び第三項中「第六十五條の三第一項第一号から第二号の二まで」を「第六十五條の三第一項各号」に改める。

第六十八條の七十五第二項及び第三項中「第六号から第十五号まで、第十八号又は第二十一号」を「第六号から第十六号まで、第十九号又は第二十二号」に改める。

第六十八條の七十六第一項中「第二十四号」を「第二十五号」に改める。

第六十八條の七十八第一項中「第十六号」を「第十七号」に、平成十八年十二月三十一日を「平成二十年十二月三十一日」に、「第十八号」を「第十九号」に改め、同項の表の第一号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同表の第十八号を同表の第十九号とし、同表の第十六号を同表の第十七号とし、同表の第十五号の次に次の一号を加える。

同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産

第十六條の七十五條の七第二項の表の第十六号の上欄に掲げる資産

第六十八條の七十八第四項、第九項及び第十二項中「第十八号」を「第十九号」に改め、同条第十五項第一号中「及び法人税法第二條第二十九号の二に規定する特定目的信託の信託契約に基づく資産の信託による当該資産の移転」を削り、同項第二号中「第十六号」を「第十七号」に改め、「よるもの」の下に「、所有権移転外リース取引によるもの」を加える。

第六十八條の七十九第一項中「第十六号」を「第十七号」に、平成十八年十二月三十一日を「平成二十年十二月三十一日」に、「第十八号」を「第十九号」に改め、同条第三項第二号、第五項

第二号及び第三号、第八項、第九項、第十五項並びに第十六項中「第十八号」を「第十九号」に改める。

第六十八條の八十中「第十六号」を「第十七号」に、平成十八年十二月三十一日を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第六十八條の八十四第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第三章第二十二節の節名中「課税の特例」を「課税の特例等」に改める。

第六十八條の八十八第五項中「、当該外国関

連者と特殊の関係のある内国法人及び当該国外
関連者と特定信託（法人税法第二十九条の
三に規定する特定信託をいう。以下この項に
において同じ。）の信託財産との間に第六十八条の
三の五第一項に規定する特殊の関係がある場合
における当該特定信託の受託者である法人（当
該特定信託の信託財産に係る当該取引を行う場
合に限る。）を「及び当該国外関連者と特殊の関
係のある内国法人」に改め、同条第十四項中「第
二条第三十一号の三」を「第二条第三十一号」に
改め、同条第十九項中「この項の下に」及び次
条第一項を加え、第三章第二十二節中同条の
次に次の一条を加える。

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税
の特例に係る納税の猶予）

第六十八条の八十八の二 連結親法人が租税条
約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税
条約に規定する申立てをした場合には、税務
署長等（国税通則法第四十六条第一項に規定
する税務署長等をいう。以下この条において
同じ。）は、当該申立てに係る前条第十六項第
一号に掲げる更正決定により納付すべき法人
税の額（当該申立てに係る条約相手国との間
の租税条約に規定する協議の対象となるもの
に限る。）及び当該法人税の額に係る同法第六
十九条に規定する加算税の額として政令で定
めるところにより計算した金額を限度とし
て、当該申立てをした者の申請に基づき、そ
の納期限（同法第三十七条第一項に規定する
納期限をいい、当該申請が当該納期限後であ
るときは当該申請の日とする。）から当該条約
相手国の権限ある当局との間の合意に基づき
同法第二十六条の規定による更正があつた日
（当該合意がない場合その他の政令で定める
場合にあつては、政令で定める日）の翌日か
ら一月を経過する日までの期間（第七項にお
いて「納税の猶予期間」という。）に限り、その
納税を猶予することができる。ただし、当該
申請を行う者につき当該申請の時ににおいて当

該法人税の額以外の国税の滞納がある場合
は、この限りでない。

2 税務署長等は、前項の規定による納税の猶
予（以下この条において「納税の猶予」とい
う。）をする場合には、その猶予に係る金額に
相当する担保を徴さなければならない。ただ
し、その猶予に係る税額が五十万円以下であ
る場合又は担保を徴することができない特別
の事情がある場合は、この限りでない。

3 国税通則法第四十六条第六項の規定は、前
項の規定により担保を徴する場合について準
用する。

4 国税通則法第四十七条及び第四十八条の規
定は、納税の猶予をする場合又は納税の猶予
を認めない場合について準用する。この場合
において、同法第四十七条第二項中「前条第
一項から第三項まで又は第七項」とあるのは、
「租税特別措置法第六十八条の八十八の二第
一項（連結法人の国外関連者との取引に係る
課税の特例に係る納税の猶予）」と読み替える
ものとする。

5 納税の猶予を受けた者が次の各号のいずれ
かに該当する場合には、税務署長等は、その
猶予を取り消すことができる。この場合にお
いては、国税通則法第四十九条第二項及び第
三項の規定を準用する。

- 一 第一項の申立てを取り下げたとき。
- 二 第一項の協議に必要な書類の提出につき
協力しないとき。
- 三 国税通則法第三十八条第一項各号のいず
れかに該当する事実がある場合において、
その者がその猶予に係る法人税を猶予期間
内に完納することができないと認められる
とき。
- 四 その猶予に係る法人税につき提供された
担保について税務署長等が国税通則法第五
十一条第一項の規定によつてした命令に応
じないとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、その者の財

産の状況その他の事情の変化によりその猶
予を継続することが適当でないと認められ
るとき。

6 納税の猶予を受けた法人税についての国税
通則法及び国税徴収法の規定の適用について
は、国税通則法第二条第八号中「納税の猶予
又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措
置法第六十八条の八十八の二第一項（連結法
人の国外関連者との取引に係る課税の特例に
係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を
含む。又は」と、同法第五十二条第一項中「及
び納税の猶予」とあるのは「及び納税の猶予（租
税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項
（連結法人の国外関連者との取引に係る課税
の特例に係る納税の猶予）の規定による納税
の猶予を含む。以下この項において同じ。）」
と、同法第五十五条第一項第一号及び第七十
三条第四項中「納税の猶予」とあるのは「納
税の猶予（租税特別措置法第六十八条の八十八
の二第一項（連結法人の国外関連者との取引
に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定
による納税の猶予を含む。）」と、国税徴収法
第二条第九号及び第十号中「納税の猶予又は」
とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六
十八条の八十八の二第一項（連結法人の国外
関連者との取引に係る課税の特例に係る納税
の猶予）の規定による納税の猶予を含む。又は
）」と、同法第一百五十一条第一項中「納税の猶
予」とあるのは「納税の猶予（及び租税特別措
置法第六十八条の八十八の二第一項（連結法
人の国外関連者との取引に係る課税の特例に
係る納税の猶予）」とする。

7 納税の猶予をした場合には、その猶予をし
た法人税に係る延滞税のうち納税の猶予期間
（第一項の申請が同項の納期限以前である場
合には、当該申請の日を起算日として当該納
期限までの期間を含む。）に対応する部分の金
額は、免除する。ただし、第五項の規定によ
る取消しの基因となるべき事実が生じた場合

には、その生じた日後の期間に対応する部分
の金額については、税務署長等は、その免除
をしないことができる。

8 納税の猶予に関する申請の手續に關し必要
な事項は、政令で定める。

第六十八条の八十九第四項第三号中「法人税
の課税対象所得に含まれる」を「課税対象所得に
含まれるものその他同項第三号に規定する政令
で定める」に改め、同項第四号中「ものとし、当
該国外支配株主等の法人税の課税対象所得に含
まれる負債の利子等に係るものを除く」を削り、
同項第九号中「法人税の」を削る。

第六十八条の九十一第一項中「剰余金の分配」の
下に「（以下この項において「剰余金の配当等」と
いう。）を加え、「直接及び間接保有の株式等
に」を「直接及び間接保有の株式等の数に」に、
「第六十六条の六第一項に規定する請求権」を
「請求権（第六十六条の六第一項に規定する請求
権をいう。第一号において同じ。）」に改め、同
項各号を次のように改める。

一 その有する外国関係会社の直接及び間接
保有の株式等の数の当該外国関係会社の発
行済株式又は出資（当該外国関係会社が有
する自己の株式等を除く。）の総数又は総額
のうちに占める割合（当該外国関係会社が
次のイからハまでに掲げる法人である場合
には、当該割合とそれぞれイからハまでに
定める割合のいずれか高い割合。次号にお
いて「直接及び間接の外国関係会社株式等
の保有割合」という。）が百分の五以上であ
る連結法人

イ 議決権（剰余金の配当等に関する決議
に係るものに限る。以下この号において
同じ。）の数が一個でない株式等を発行し
ている法人（ハに掲げる法人を除く。）
その有する当該外国関係会社の直接及び
間接保有の議決権の数の当該外国関係会
社の議決権の総数のうちに占める割合
ロ 請求権の内容が異なる株式等を発行し

ている法人（ハに掲げる法人を除く。）

その有する当該外国関係会社の直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額の当該外国関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額のうちに占める割合

ハ 議決権の数が一個でない株式等及び請求権の内容が異なる株式等を発行している法人 イ又はロに定める割合のいずれか高い割合

二 直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合が百分の五以上である一の同族株主グループに属する連結法人（前号に掲げる連結法人を除く。）

第六十八条の九第十二項第三号中「株式等」を「株式等の数」に改め、同項第四号中「第六十六条の六第二項第四号」を「第六十六条の六第二項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 直接及び間接保有の議決権の数 第六十六条の六第二項第四号に規定する直接及び間接保有の議決権の数をいう。

五 直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額 第六十六条の六第二項第五号に規定する直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額をいう。

第六十八条の九第四項第一号中「当該特定外国子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）」を削り、同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十一号」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第三項又は第四項の規定は、連結確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を連結法人又は当該連結法人に係る連結親法人が保存している場合に限り、適用する。

第六十八条の九に次の二項を加える。

7 連結法人が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二十二項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の第三項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に保有する場合には、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。ことに、それぞれ別の者とみなして、この条第三項、第四項及び前項を除く。）から第六十八条の九十三までの規定を適用する。

8 法人税法第四十条の六第二項及び第四条の七の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の九十二第一項中「当該連結法人に」を「又は当該連結法人に」に改め、「又は当該連結法人に係る第六十八条の九十三の第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第四号に掲げる事実が生じた場合を削り、「当該外国関係会社又は当該外国関係信託を」又は「当該外国関係会社」に改め、同項第四号を削り、同条第三項中「以下この項において「被合併法人等」という。」を削り、「直接及び間接保有の株式等」を「直接及び間接保有の株式等の数」に改め、同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める。

第三章第二十四節第一款を次のように改める。

第二款 削除

三の五まで 削除

第三章第二十四節に次の一款を加える。

第三款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例

（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入）

第六十八条の九十三の六 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この項において同じ。）と特殊関係内国法人との間に特定関係（当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式又は出資を間接に保有する関係として政令で定める関係をいう。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この項において「外国関係法人」という。）のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係法人に該当するもの（以下この項において「特定外国法人」という。）が、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものと、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。）の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有するときは、その適用対象留保金額のうち当該特殊関係株主等である連

結法人の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式又は出資の第六十六条の九の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「個別課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 この項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定株主等 第六十六条の九の六第二項第一号に規定する特定株主等をいう。

二 特殊関係内国法人 第六十六条の九の六第二項第二号に規定する特殊関係内国法人をいう。

三 未処分所得の金額 特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

四 直接及び間接保有の株式等の数 第六十六条の九の六第二項第四号に規定する直接及び間接保有の株式等の数をいう。

3 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）がその本店又は主た

る事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合（次項において「固定施設を有するものである場合」という。）における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国法人の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

4 第一項及び前項の規定は、特殊関係株主等である連結法人に係る同項に規定する特定外国法人がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてゐる場合として政令で定める場合

二 前号に掲げる事業以外の事業 その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（当該国又は地域に係る水域で第六十六条の六第四項第二号に規定する政令で定めるものを含む。）において行つてゐる場合として政令で定める場合

5 特殊関係株主等である連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人に係る特定外国法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年

度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二十三条第二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。）に添付しなければならない。

6 第三項又は第四項の規定は、連結確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を特殊関係株主等である連結法人又は当該連結法人に係る連結親法人が保存している場合に限り、適用する。

7 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人が第六十八条の九第二項第一号に規定する外国関係会社に該当し、かつ、当該特殊関係株主等である連結法人が同条第一項各号に掲げる連結法人に該当する場合には、第一項の規定は、適用しない。

8 特殊関係株主等である連結法人が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の第三項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に保有する場合においては、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この条第三項、第四項及び第六項を除く。から第六十八条の九三の九までの規定を適用する。

9 法人税法第四条の六第二項及び第四条の七の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の九三の七 特殊関係株主等である連結法人が前条第一項の規定の適用を受け

る場合には、当該連結法人に係る特定外国法人の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国法人の個別課税対象留保金額に対応するもの（当該個別課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別課税対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別課税対象外国法人税の額をいう。以下この款において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五第一項から第七項まで、第十項及び第十五項から第十七項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは、「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額及び租税特別措置法第六十八条の九三の七第一項（特定外国法人の個別課税対象留保金額に係る外国税額の控除に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額）」と、「うち同条第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、うち同条第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち同条第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額及び同法第六十六条の九の七第一項（特定外国法人の課税対象留保金額に係る外国税額の控除に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額）」と、同条第一項から第三項まで」とする。

において当該内国法人に係る第六十六条の九の六第一項に規定する特定外国法人の同項に規定する課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該特定外国法人の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該特定外国法人の当該課税対象留保金額は前項に規定する特定外国法人の個別課税対象留保金額と、同条第一項に規定する特定外国法人の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 特殊関係株主等である連結法人が前条第一項の規定の適用に係る特定外国法人の個別課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別課税対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の九三の八 第六十八条の九三の六第一項の規定の適用を受けた特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人につき第一号若しくは第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該連結法人に係る外国関係法人（当該特定外国法人から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係法人のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該連結法人のこれらの事実が生じた日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結

額に相当する金額

三 当該連結法人に対する剰余金の配当等の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う剰余金の配当等の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

2 特殊関係株主等である連結法人の前項各号に掲げる事実が生じた日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る課税済留保金額(第六十六条の九の八第一項に規定する課税済留保金額をいう。以下この項において同じ。)があるときは、前項の規定の適用については、その課税済留保金額は、当該事業年度の期間に対応する前十年以内の各連結事業年度の個別課税済留保金額とみなす。

3 第六十八条の九十二第三項から第六項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

									の六第二項第三号	人(以下この項において「特定外国法人」という。)の同条第二項第四号
									第一項の	第六十八條の九十三の八第一項の
									個別課税済留保金額とみなす	個別課税済留保金額(同項に規定する個別課税済留保金額をいう。以下第六項までにおいて同じ。)とみなす
第六十八條の九十二第三項第一号									又は課税済留保金額	又は課税済留保金額(第六十六條の九の八第一項に規定する課税済留保金額をいう。以下第六項までにおいて同じ。)
第六十八條の九十二第三項第二号及び第三号	特定外国子会社等								特定外国法人	特定外国法人
第六十八條の九十二第四項	第六十六條の六第一項								第六十六條の九の六第一項	第六十六條の九の六第一項
	前項又は第六十六條の八第三項								第六十八條の九十三の八第三項において準用する前項又は第六十六條の九の八第三項において準用する第六十六條の八第三項	第六十八條の九十三の八第三項において準用する前項又は第六十六條の九の八第三項において準用する第六十六條の八第三項
	第一項の								第六十八條の九十三の八第一項の	第六十八條の九十三の八第一項の
	前項の								同条第三項において準用する前項の	同条第三項において準用する前項の
	同条第三項								第六十六條の九の八第三項において準用する第六十六條の八第三項	第六十六條の九の八第三項において準用する第六十六條の八第三項
	同条第一項								第六十六條の九の八第一項	第六十六條の九の八第一項
第六十八條の九十二第五項	第一項								第六十八條の九十三の八第一項	第六十八條の九十三の八第一項
第六十八條の九十二第六項	第一項								第六十八條の九十三の八第一項	第六十八條の九十三の八第一項
	前項								同条第三項において準用する前項	同条第三項において準用する前項

4 第六十八條の九十二第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた特殊関係株主等である連結法人の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

第六十八條の九十三の九 特殊関係株主等と特

殊関係内国法人との間に第六十八條の九十三の六第一項に規定する特定関係があるかどうかの判定に関する事項、第六十八條の九十三の七第一項の規定により特殊関係株主等である連結法人が納付したとみなされる個別控除

対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された個別課税済留保金額に係るものの処理その他前三条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の九十四第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日（同項第二号に掲げるものについては、平成二十年六月三十日）」に改める。

第六十八條の九十六の次に次の一条を加える。

（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例）

第六十八條の九十六の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額のうちに特定地域雇用会社、地域再生法第十四条第一項に規定する特定地域雇用会社をいう。）に対する当該特定地域雇用会社が行う同法第五条第三項第二号に規定する事業に充てられることが確実である寄附金として政令で定める寄附金（同法第十四条第三項に規定する指定の有効期間内に支出された金銭に限る。）の額がある場合における法人税法第八十一条の六の規定の適用については、同条第四項中「寄附金の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「寄附金及び特定地域雇用会社（租税特別措置法第六十八條の九十六の二第一項（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する特定地域雇用会社をいう。）に対する同法第六十八條の九十六の二第二項に規定する寄附金の額があるときは、これらの寄附金」とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、地域再生法第八條第一項に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有するものが各連結事業年度において支出した寄附金の

額のうちに、同法第十九條第一項に規定する特定地域雇用等促進法人（当該認定地域再生計画に記載されている同法第五条第三項第三号に規定する事業を行うものとして同法第十九條第一項の規定により同項の認定地方公共団体が指定したものに限る。）に対する当該特定地域雇用等促進法人が行う同号に規定する事業に關連する寄附金（同法第十九條第二項に規定する指定の有効期間内に支出された金銭に限る。）の額がある場合における法人税法第八十一条の六の規定の適用については、同条第四項中「寄附金の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「寄附金及び特定地域雇用等促進法人（租税特別措置法第六十八條の九十六の二第二項（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する特定地域雇用等促進法人をいう。）に対する同法第六十八條の九十六の二第二項に規定する寄附金（前項に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、これらの寄附金」とする。

3 前二項に規定する場合において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額のうちに前条第一項に規定する認定特定非営利活動法人に対する同項の寄附金の額があるときは、法人税法第八十一条の六の規定の適用については、同項及び前二項の規定にかかわらず、同条第四項中「寄附金の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「寄附金並びに認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十八條の九十六の二第一項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に關連する寄附金、特定地域雇用会社（租税特別措置

法第六十八條の九十六の二第一項（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する特定地域雇用会社をいう。）に対する租税特別措置法第六十八條の九十六の二第二項に規定する寄附金及び特定地域雇用等促進法人（同条第二項に規定する特定地域雇用等促進法人をいう。）に対する同条第二項に規定する寄附金（前項に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、これらの寄附金」とする。

4 前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の百二第二項中「取得（の下に）所有権移転外リース取引による取得を除き、」を加える。

第六十八條の百五の二の前の見出しを「（連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例）」に改め、同条第一項中「に該当する」を「又は特定受益者（同条第一項に規定する特定受益者をいう。第四項において同じ。）に該当する）」に、「同じ。」につき「同じ。」又は信託（第六十七條の十二第二項に規定する信託に限る。以下この条において同じ。）につき「改め、」を「いう。」の下に「又は信託財産」を加え、「連結組合損失額」を「連結組合等損失額に、「組合事業による」を「組合事業又は当該信託による」に改め、「出資の価額」の下に「又は当該信託の信託財産の帳簿価額」を、「（当該組合事業）」の下に「又は当該信託財産に帰せられる損益」を加え、「連結組合損失超過額」を「連結組合等損失超過額」に改め、同条第二項中「連結組合損失超過合計額」を「連結組合等損失超過合計額」に改め、同条第三項中「連結組合損失超過合計額」を「連結組合等損失超過合計額」に、「連結組合損失超過額」を「連結組合等損失超過額」に、「規定する組合損失超過額」を「規定する組合等損失超過額」に、「（第二條第三十一號の三）を「第二條第三十二號」に改め、「組合事業」の下に「又は各信託」

を加え、同条第四項中「特定組合員」の下に「又は特定受益者」を、「規定する組合員」の下に「又は信託の受益者」を加える。

第六十八條の百五の三第三項中「第二條第三十一號の三」を「第二條第三十二號」に改める。

第六十八條の百九第二項中「第二條第三十一號の三」を「第二條第三十二號」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）

第六十八條の百九の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧株（これらの法人が有していた株式（出資を含む。以下この条において同じ。）をいう。）を発行した内国法人の合併（適格合併に該当しないものに限る。）により合併法人との間に当該合併法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。第三項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定輕課税外国法人（第六十八條の二の三第五項第一号に規定する特定輕課税外国法人をいう。以下この条において同じ。）の株式に該当するときは、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の二第二項の規定は、適用しない。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧株（これらの法人が有していた株式をいう。）を発行した内国法人の行った特定分割型分割（分割法人の株主等に分割承継法人に係る特定外国親法人（法人税法第六十一条の二第四項に規定する親法人で特定輕課税外国法人に該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式以外の資産（当該株主等に対する同条第四項に規定する剰余金の配当等として交付され

た同項に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。が交付されなかつた分割型分割(第六十八條の二の三第二項第一号に規定する分割で、適格分割型分割に該当しないものに限る。)をいう。により分割承継法人に係る特定外国親法人の株式の交付を受けた場合における同法の規定の適用については、同法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一條の二第四項中「交付されなかつたもの」とあるのは、「交付されなかつたもの(租税特別措置法第六十八條の百九の二第二項(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例)に規定する特定分割型分割に該当するものを除く。）」とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧株(これらの法人が有していた株式をいう。)を発行した内国法人の行つた株式交換(適格株式交換に該当しないものに限る。)により株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽減課税外国法人の株式に該当するときは、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一條の二第九項の規定は、適用しない。

4 前三項の規定の適用がある場合の株式の取得価額その他法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の百十中「第六十八條の三の三第一項を」第六十八條の三の二第二項に、「は、法人税法第八十一條の四第一項に規定する配当等の額に該当しないものとみなす」に係る法人税法第八十一條の四の規定の適用については、同条第一項中「配当等の額」とあるのは、

「配当等の額(第二條第二十九號の二ホ(定義)に掲げる特定目的信託の租税特別措置法第六十八條の三の二第一項(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)に規定する利益の分配の額を除く。とする)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八條の三の二第九項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額(以下この項において「外国特定目的信託の利益の分配の額」という。は法人税法第八十一條の十五第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなし、同項に規定する外国子会社が受ける外国特定目的信託の利益の分配の額は同条第十一項に規定する外国孫会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

第六十八條の百十一中「第六十八條の三の四第十項を」第六十八條の三の三第五項に、「は、法人税法第八十一條の四第一項に規定する配当等の額に該当しないものとみなす」に係る法人税法第八十一條の四の規定の適用については、同条第一項中「配当等の額」とあるのは、「配当等の額(租税特別措置法第六十八條の三の三第五項(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する利益の分配の額を除く。とする)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八條の三の三第九項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額(以下この項において「外国特定投資信託の収益の分配の額」という。は法人税法第八十一條の十五第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなし、同項に規定する外国子会社が受ける外国特定投資信託の収益の分配の額は同条第十一項に規定する外国孫会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

第六十九條の四第九項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前項ただし書」を「第四項ただし書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定は、同項の相続に係る被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者(当該被相続人から相続税法第二十一條の九第三項(第七十條の三第一項又は第七十條の三の三第三項)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。が第七十條の三の三第一項又は第七十條の三の四第一項の規定の適用を受け、又は受けている場合には、適用しない。

第六十九條の五第二項第一号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、同項第三号及び第五号中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、同項第七号(1)中「当該特定株式の当該相続開始の時における一株当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た」を「相当する金額として財務省令で定める」に改め、同号(2)中「総口数に当該特定出資の当該相続開始の時における一口当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た」を「総額として財務省令で定める」に改め、同項第八号(1)中「当該特定受贈株式又は特定保有株式の当該贈与の時における一株当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た」を「相当する金額として財務省令で定める」に改め、同項第九号(2)中「総口数に当該特定受贈出資又は特定保有出資の当該贈与の時における一口当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た」を「総額として財務省令で定める」に改め、同条第四項中「第一項の下に」に「相続に係る被相続人から同項の」を加え、同条第六項中「相続の下に」に係る被相続人から同項の相続」を加え、「前条第一項の」を「次に掲げる」に、「受ける」を「受け、又は受けている」に改

め、同項に次の各号を加える。

一 前条第一項

二 第七十條の三の三第一項

三 第七十條の三の四第一項

第六十九條の五第七項中「前項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加える。

第七十條第一項中「第三條の二」を「第四條」に改め、同条第三項中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第六十六條」を「第一條」に、「信託終了」を「信託の終了」に改め、同条に次の二項を加える。

11 第一項、第二項及び第五項から第九項までの規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者(地域再生法第八條第一項に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に住所を有する者その他の政令で定めるものに限る。)が、当該取得した財産に属する金銭を第一項に規定する申告書の提出期限までに同法第十九條第一項に規定する特定地域雇用等促進法人(当該認定地域再生計画に記載されている同法第五條第三項第三号に規定する事業を行うものとして同法第十九條第一項の規定により同項の認定地方公共団体が指定したものに限る。)に対し、当該特定地域雇用等促進法人の行う同号に規定する事業に關連する贈与(同条第二項に規定する指定の有効期間内にされたものに限る。)をした場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の規定」とあるのは「第十一項において準用する前項の規定」と、第五項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十一項において準用する第三項」と、同項の贈与又は第三項の支出」とあるのは「第十一項の贈与」と読み替へるものとする。

12 地域再生法第五條第三項第三号に規定する事業を行う法人税法第二條第六号に規定する公益法人等が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する業務を行うものである場合に

5 特定同族株式等について第一項の規定の適

用を受けた特定受贈者が、確認日の翌日から二月を経過する日の前日(以下第七項までにおいて「提出期限」という。)までに確認書を納税地の所轄税務署長に提出しないときその他の政令で定める事由に該当するときは、第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合であつても当該届出書を提出していなかったものとみなす。この場合において、当該特定受贈者は、当該提出期限までに同条第一項の規定の適用を受けたものに係る各年分の贈与税についての修正申告書(国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。)を提出し、かつ、当該提出期限までに当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

6 前項の場合において、同項の特定受贈者に当該特定同族株式等の贈与をした者(以下この項及び次項において「特定贈与者」という。)からの贈与により取得をした財産(当該特定贈与者が当該財産の贈与をした年の一月一日において六十五歳以上である場合における当該特定贈与者からの贈与により取得をした当該財産に限る。以下この項において「特定財産」という。)があるときは、当該特定受贈者は、当該特定財産に係る相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出期限までに選択年の年分の修正申告書に添付して提出することができる。この場合において、当該届出書は、当該特定財産の贈与があつた最初の年分の贈与税に係る同項の期間内に提出されたものとみなす。

7 第五項の場合において、選択年の翌年一月一日以後に特定贈与者からの贈与により取得をした第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金(当該特定贈与者が当該住宅取得等資金の贈与をした年の一月一日において六十五歳未満である場合における当該特定贈与者からの前条第一項の規定の適用を受け

る贈与により取得をした当該住宅取得等資金に限る。)があるときは、当該特定受贈者は、当該住宅取得等資金に係る第七十条の三第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出期限までに選択年の年分の修正申告書に添付して提出することができる。この場合において、当該届出書は当該住宅取得等資金の贈与があつた最初の年分の贈与税に係る同項の期間内に提出されたものと、当該特定受贈者は第七十条の三第一項の規定の適用を受ける同条第三項第一号に規定する特定受贈者とみなす。

8 第五項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた贈与税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

9 第五項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法及び相続税法第三十六条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第五項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第五項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十条の三の三第五項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正

申告書及び更正(選択年の翌年一月一日以後に贈与により取得した財産に係る各年分の贈与税について同法第十八条第二項に規定する期限後申告書の提出又は同法第二十五条に規定する決定があつたときにおける当該各年分に係る贈与税についての当該修正申告書及び更正を除く。)には、適用しない。

四 相続税法第三十六条第一項及び第二項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあり、並びに同条第三項中「申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の三の三第五項(特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)に規定する修正申告書の提出期限」とする。

10 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

11 第五項から第七項まで又は前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)

第七十条の三の四 特定受贈者(次の各号のいずれかに該当する者に限る。)が、平成十九年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に贈与により特定同族株式等の取得をした場合(前条第一項の規定の適用を受けない場合)にあつては、特定同族株式等の取得(その年中に取得をした一の特定同族法人に係る特定同族株式等の価額の合計額が五百万円以上となる場合の当該取得に限る。)をし、かつ、その年十二月三十一日において当該特定同族株式等に係る特定同族法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有する

場合において、確認日の翌日から二月以内に確認書を納税地の所轄税務署長に提出することが確実であると見込まれるときに限る。)には、その年における当該特定受贈者の当該特定同族株式等の贈与をした者(以下この条において「同族株式等贈与者」という。)からの贈与により取得をした財産に対する贈与税については、当該財産に係る贈与税の課税価格から五百万円を控除する。この場合において、相続税法第二十一条の十二第一項の規定の適用については、同項中「課税価格から」とあるのは、「課税価格(租税特別措置法第七十条の三の四第一項 特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)に規定する同族株式等贈与者に係る贈与税の課税価格にあつては、当該課税価格から五百万円を控除した残額。以下この項及び次条において同じ。から」とする。

一 同族株式等贈与者に係る相続税法第二十一条の九第五項(第七十条の三第一項又は前条第一項において準用する場合を含む。)に規定する相続時精算課税適用者

二 同族株式等贈与者からの贈与により取得をした特定同族株式等について、相続税法第二十一条の九第二項(前条第一項において準用する場合を含む。)の届出書を提出する者

2 前項の規定は、特定受贈者が同族株式等贈与者からの贈与により取得をした特定同族株式等について既に同項の規定の適用を受けている場合には、当該特定同族株式等の贈与及び当該同族株式等贈与者からの贈与については、適用しない。

3 特定同族株式等について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、確認日の翌日から二月を経過する日の前日(以下この項において「提出期限」という。)までに確認書を納税地の所轄税務署長に提出しないときその他の政令で定める事由に該当するときは、第一項の

規定は、適用しない。この場合において、当該特定受贈者は、当該提出期限までに同項の規定の適用を受けた年分の贈与税についての修正申告書(国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。)を提出し、かつ、当該提出期限までに当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

4 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた贈与税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

5 第三項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法及び相続税法第三十六条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第三項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第三項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十条の三の四第三項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

四 国税通則法第二条第六号ハの規定の適用については、同号ハ(3)中「控除した残額」とあるのは、「控除した残額又は租税特別措

置法第七十条の三の四の規定により同条の規定の適用を受けて控除した五百万円」とする。

五 相続税法第三十六条第一項及び第二項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあり、並びに同条第三項中「申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の三の四第三項(特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)に規定する修正申告書の提出期限」とする。

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

7 税務署長は、前項の記載又は添付がない相続税法第二十八条の規定による申告書の提出があつた場合において、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

8 第三項又は第六項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十一条の十七第一項中「森林組合合併助成法」の下に「(昭和三十八年法律第五十六号)」を加える。

第七十二条の二及び第七十三条中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第七十四条中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「若しくは取得」を「又は取得(以下この条において「住宅用家屋の新築等」という。)」に、「以下この条におい

て同じ。)が」に、「賦払の方法によりその対価の支払が」を「対価の支払が賦払の方法により」に改め、「に係る債権(当該保証に係る求償権を含む。)」を削り、「を担保するために」を「で次の各号に掲げるものを担保するために当該各号に定める者が」に、「新築又は取得」を「住宅用家屋の新築等」に改め、同条に次の各号を加える。

一 住宅用家屋の新築等をするための資金の貸付けに係る債権 当該債権に係る貸付けを行った者

二 住宅用家屋の新築等をするための資金の貸付けに係る債務の保証に基づく求償権 当該債務の保証を行った者

三 住宅用家屋の新築等をするための対価の支払が賦払の方法により行われる場合における当該賦払金に係る債権 当該賦払の方法により当該対価の支払を受けた者

四 住宅用家屋の新築等をするための資金の貸付けに係る債権で独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項第一号の業務により金融機関から譲り受けた貸付債権 独立行政法人住宅金融支援機構

第七十四条の次に次の一条を加える。
(独立行政法人住宅金融支援機構が受ける抵当権の設定登記の免税)

第七十四条の二 独立行政法人住宅金融支援機構が、独立行政法人住宅金融支援機構法第十三条第一項第一号の業務により金融機関から譲り受けた貸付債権(個人が住宅の用に供する家屋の新築又は取得をするための資金の貸付けに係るものに限る。以下この条において「住宅資金債権」という。)で当該金融機関が平成十九年三月三十一日までに当該資金の貸付けの申込みを受理したもの(同法附則第十条による廃止前の住宅金融公庫法(昭和二十五

の業務により独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項に規定する公庫が金融機関から譲り受けた住宅資金債権で同項の規定の適用により独立行政法人住宅金融支援機構が承継したものを含む。)を担保するため、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に受ける当該家屋を目的とする抵当権の設定の登記については、財務省令で定めるところにより当該家屋の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第七十六条第二項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第七十七条中「農業を営む者」の下に「で政令で定めるもの」を加え、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第七十八条中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年九月三十日」に改める。

第七十八条の二第三項及び第四項を削る。

第七十八条の三の見出しを「(信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「昭和四十八年改正法」を「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。次項において「昭和四十八年改正法」という。)」に、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、「抵当権」の下に「(企業担保権を含む。次項において同じ。)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十条第一項中「第四条第二項」を「第六条第二項」に改め、「事業革新」という。(以下この項において「事業革新」という。)を加え、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条の二第二項」を「第八条第二項」に、「第五条第一項」を「第七条第二項」に、「第五条の二第二項の認定又は同法第七条第二項」を「第八条第一項の認定、同法

第十條第二項に、「第六條第一項」を「第九條第一項」に、「第七條第一項の認定を」を「第十條第一項の認定、同法第十二條第二項に規定する認定技術活用事業革新計画（組織の再編成で政令で定めるもの及び事業革新について記載があるものに限る。）に係る同法第十一條第一項若しくは第十二條第一項の認定又は同法第十四條第二項に規定する認定経営資源融合計画に係る同法第十三條第一項若しくは第十四條第一項の認定」に、「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十六号）の施行の日」を「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日」に、「第五條第二項第三号」を「第七條第二項第三号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項（を）前項（に）改め、」及び前項を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第八十一條第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 株式会社等が、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行った場合の登録免許税法第七條第二項の規定の適用については、同項中「合併により消滅した場合にあつては、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人」とあるのは「新設分割又は吸収分割をした場合にあつては、当該新設分割により設立された株式会社又は当該吸収分割により事業を承継した株式会社」と、「当該存続する法人又は当該設立された法人である場合にあつては、合併」とあるのは「当該設立された株式会社又は当該承継した株式会社である場合にあつては、分割」と、「法律」とあるのは「法律及び租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第八十一條（会社分割に伴う不動

産の所有権の移転登記等の税率の軽減）」とする。

第八十三條の見出しを「（認定民間都市再生事業計画等に基づき建築物を建築した場合等の所有権の保存登記等の税率の軽減）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「認定民間都市再生事業計画に基づき当該認定民間都市再生事業計画に係る同法第二十一條第一項又は第二十四條第一項の規定による国土交通大臣による」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に同法第二十一條第一項又は第二十四條第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた同法第二十五條に規定する認定計画に基づき当該」に改め、「特定民間都市再生事業の下に（同条に規定する都市再生事業のうち政令で定めるものをいう。）を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「次項において「都市再生特別措置法等の一部改正法」という。」を削り、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「に基づき」の下に「当該認定民間都市再生整備事業計画に係る同法第六十四條第一項又は第六十六條第一項の規定による国土交通大臣の認定の日から三年以内に」を加え、「千分の一・五」を「千分の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「千分の八」を「千分の十（平成二十一年三月三十一日までに第二項に規定する認定を受けた認定民間都市再生整備事業計画に基づき取得をする土地の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」に改め、同項を同条第四項とする。

第八十三條の三第二項中「第四條を」を「第三條」に、「第二十五條第一項又は第四十九條の四第一項を」を「第四條第一項又は第四十九條第一項」に改め、同項第一号中「同条第十八項」を「同条第十一項」に、「投資信託委託業者」を「投資信託委託会社」に改め、同号ハ中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条第三項中「第二

条第十九項」を「第二條第十二項」に改め、同項第一号ハ中「第二條第十八項」を「第二條第十九項」に、「投資信託委託業者」を「資産運用会社」に改め、同号二中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

引法に改める。

第八十四條中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

第八十四條の三第一項の表中

輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二十一條及び第三條第一項）を	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	
	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二十一條及び第三條第一項）を	独立行政法人住宅金融支援機構	独立行政法人住宅金融支援機構
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人日本原子力研究開発機構

融支援機構法附則第三條第一項及び第六條第一項及び第三條第一項十号。以下に改める。

に改め、同条第四項中「以下」を「平成十四年法律第百八

第五章中第八十四條の五を第八十四條の六とし、第八十四條の四の次に次の一條を加える。

（電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除）

第八十四條の五 登記を受ける者が、平成二十一年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三條第一項の規定又は不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八條の規定により電子情報処理組織を使用して次に掲げる登記の申請を行う場合における当該登記に係る登録免許税の額は、当該登記につき登録免許税法その他登録免許税に関する法令の規定（この条の規定を除く。）により計算した金額から当該金額に百分の十を乗じて算出した金額（当該金額が五千円を超える場合には、五千円）を控除した額とする。

一 不動産の所有権の保存若しくは移転の登記又は抵当権の設定の登記

二 株式会社その他の政令で定める法人の設立の登記

第八十六條の四及び第八十六條の五を削る。

第八十六條の六第一項中「課税期間」の下に「（同法第十九條に規定する課税期間をいう。）」を加え、第六章第一節中同条を第八十六條の四とし、同条の次に次の一條を加える。

（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）

第八十六條の五 消費税法第十五條第一項に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る同法第十四條第一項本文に規定する資産等取引をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び同法第十四條第一項本文に規定する資産等取引をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、第八十五條から前条までの規定を適用する。

2 消費税法第十五条第二項から第十五項までの規定は、前項の規定を第八十五条から前条までにおいて適用する場合について準用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十七条の五第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条 削除

第九十条の四の二第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第九十条の四の三第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第九十条の六の二第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第九十条の八第一項から第四項までの規定中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項から第六項までの規定中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第九十条の十第三項中「道路運送車両法」の下に「(昭和二十六年法律第百八十五号)」を加える。

第九十一条中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第九十一条の三を次のように改める。

第九十一条の三 削除

第九十一条の四第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「第七十五条第一項」を「第六十七条の

十一第一項」に、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第九十七条の表都道府県の項中「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ及び第十六号ニ」に、「第三十四条の二第二項第十一号及び第十三号」を「第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号」に、「第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」を「第六十二条の三第四項第十五号ハ及び第十六号ニ」に、「第六十五条の四第一項第十一号及び第十三号」を「第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号」に改め、同表市町村の項中「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改め、第八章中同条を第九十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

(電子申請等証明書の交付)

第九十七条 税務署長等(税務署長、国税局長、国税庁長官その他政令で定める者)をいう。以下この条において同じ。は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して税務署長等に対する申請等(同法第二条第六号に規定する申請等をいう。)が行われた場合において、当該申請等が行われた旨の証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十三条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。第十六条第一項中「第三項まで」を「この項及

び次項に改め、同条第三項中「特例適用年」を「再建特例適用年(同項に規定する特例適用年をいう。)」に、「租税特別措置法第四十一条第一項」を「同法第四十一条第一項」に、「適用年に係る」を「適用年又は同条第三項に規定する特例適用年に係る」に、「金額を」を「金額又は同法第四十一条の三の二第二項に規定する住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等(当該増改築等をした家屋に係る同項に規定する増改築等特例適用年に係るものに限る。以下この項において「増改築等住宅借入金」という。)(金額を)」に、「当該特例適用年を」に、「当該再建特例適用年」に、「金額」を「金額とし、同法第四十一条第三項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等(以下この項において「特例住宅借入金」という。)(金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。又は当該増改築等住宅借入金等の金額」に改め、同条第五項中「又は居住日が同条第一項」を「居住日が同条第一項」に、「内の日である場合には十三年内」を「内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内」に、「場合には八年内とする。」とあるのは「四年内」と、「同条第一項の」を「場合(居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。)」には八年内とする。」とあるのは「四年内」と、「第四十一条第一項」を「場合(居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。)」には八年内とする。」とあるのは「四年内」と、「同条第一項」に改め、同条第六項中「同条第十項」を「同条第十二項」に改める。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一次に掲げる規定 平成十九年五月一日

イ 第一条中所得税法第五十七条の四第一項の改正規定及び同法第五十七條第四項の改正規定(合併の下に(法人課税信託に係る信託の併合を含む。))を、「分割」の下に(法人課税信託に係る信託の分割を含む。))を加える部分及び「株主若しくは社員」を「株主等」に改める部分を除く。並びに附則第十一条及び第十六条第一項の規定(第二条中法人税法第二十一条第十二号の八の改正規定、同条第十二号の十一の改正規定、同条第十二号の十六の改正規定(同号ロ(1)に係る部分を除く。))、同法第五十七條の改正規定、同法第五十八條の改正規定、同法第六十一条の二第二項の改正規定、同法第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条第十五項を同条第二十項とし、同項の次に二項を加える改正規定(第二十二項に係る部分に限る。))、同条第八項の改正規定(同項を同条第十一項とする部分を除く。))、同条第七項

及び同法第二編第二章第二節中第七款の次に二款を加える改正規定(第八款に係る部分に限る。)並びに附則第十二条及び第十三条の規定

ロ 第二条中法人税法第四十七条第一項の改正規定、同法第四十八条の改正規定、同法第六十三条の改正規定、同法第二編第一章第一節中第七款の次に二款を加える改正規定(第八款に係る部分に限る。)及び同法第二百二条第二項の改正規定(「及び第四款」を「、第四款及び第七款」に改める部分に限る。)並びに附則第三十五条、第四十三条及び第四十四条の規定

ハ 第六条中消費税法第十六条の改正規定
ニ 第十二条中租税特別措置法第十条の二の改正規定、同法第十条の三(見出しを含む。)の改正規定、同法第十条の四の見出しの改正規定、同法第一項の改正規定(「及び第四項及び(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)を削り、「以下第四項まで及び第七項において「特定事業基盤強化設備」を(以下この条において「事業基盤強化設備」に、「又は特定事業基盤強化設備」を又は事業基盤強化設備に、「当該特定事業基盤強化設備」を当該事業基盤強化設備に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同条第五項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第六項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第十項の改正規定、同条第十一項から第十四項までを削る改正規定、同法第十条の五(見出しを含む。)の改正規定(同条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第十条の六(見出しを含む。)

の改正規定、同法第十一条第一項の改正規定、同法第十一条の二第一項の改正規定(同項の表の第一号に係る部分を除く。)、同法第十一条の三第一項の改正規定(「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該事業革新設備をその事業の用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第十一条の四第一項の改正規定(「場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該特定電気通信設備等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第十一条の七第一項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)、同法第十二条第一項の改正規定(「供したとき」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第十二条の二第一項の改正規定(「場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第十二条の三第三項の改正規定(「場合」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該建替え病院用等建物をその用に供した場合を除き、」を加える部分に限る。)、同法第十三条第一項の改正規定(「建設したもの」の下に「所有権移転外リース取引により取得したもの」を除く。)、同法第十三条第三項の改正規定、同法第十三条の二第一項の改正規定、同法第十三条の三第一項の改正規定(「附属設備」の下に「所有権移転外リース取引により取得したものを除く。)」を加える部分に限る。)、同法第十四条第一項の改正規定(「第五項」を「第三項」に改める部分を除く。)、同条第一項の改正規定(「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第十四

条の二第一項の改正規定(「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第十五条第一項の改正規定(「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第二十八条の三第三項の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定、同法第三十七条第一項の改正規定(「交換によるもの」の下に「所有権移転外リース取引によるもの」を加える部分に限る。)、同法第三十七条の五第一項の改正規定(「又は交換を」を「交換又は所有権移転外リース取引」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の四の改正規定(同条第十一項及び第十四項に係る部分を除く。)、同法第四十二条の五の改正規定(同条第四項に係る部分及び同条第八項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。)、同法第四十二条の六(見出しを含む。)の改正規定(同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分及び同条第十項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。)、同法第四十二条の七の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(「及び第三項及び(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)を削り、「以下第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」を(以下この条において「事業基盤強化設備」に、「又は特定事業基盤強化設備」を又は事業基盤強化設備に、「当該特定事業基盤強化設備」を当該事業基盤強化設備に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定(「又は第五号」を削り、「政令で定める法人を」を「政令で定める法人を、同条第四号に掲げる法人にあつては同号に規

定する大規模法人をそれぞれ」に改める部分及び「基準取得価額を」取得価額に改める部分を除く。)、同条第三項を削る改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第三項とする改正規定、同条第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。)、同項を同条第四項とする改正規定、同条第六項を削る改正規定、同条第七項の改正規定、同項を同条第五項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項を同条第七項とする改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第八項とする改正規定、同条第十項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。)、同項を同条第九項とする改正規定、同条第十一項の改正規定、同項を同条第十項とする改正規定、同条第十二項を削る改正規定、同条第十三項を削る改正規定、同法第四十二条の九第一項の改正規定(「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同条第四項の改正規定、同法第四十二条の十(見出しを含む。)の改正規定(同条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分、同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分及び同条第十項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。)、同法第四十二条の十一(見出しを含む。)の改正規定(同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分及び同条第十項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。)、同法第四十二条の十二第一項の改正規定、同法第四十二条の十三第一項の改正規定、同法第四十三条の二第一項の改正規定(「場合」の下

を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定、同法第六十八條の十四（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分、同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分並びに同条第十一項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の十五（見出しを含む。）の改正規定（同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分並びに同条第十一項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の十五の二第二項の改正規定、同法第六十八條の十六第一項の改正規定、同法第六十八條の十七第一項の改正規定（供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の十八第一項の改正規定（供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該保全事業等資産をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の十九第一項の改正規定（同項の表の第一号に係る部分を除く。）、同法第六十八條の二十一第一項の改正規定（供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該事業革新設備をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の二十三第一項の改正規定（供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該特定電気通信設備等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える

部分に限る。)、同法第六十八條の二十六第一項の改正規定(「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該再商品化設備等をその用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第六十八條の二十七第一項の改正規定、同法第六十八條の二十九第一項の改正規定(「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第四項の改正規定(「場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該建替え病院用等建物をその用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第六十八條の三十一第一項の改正規定(「建設したもの」の下に「(所有権移転外リース取引により取得したものを除く。)」を加える部分に限る。)、同法第二項の改正規定、同法第六十八條の三十四第一項の改正規定、同法第三項の改正規定(「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第六十八條の三十五第一項の改正規定(「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第六十八條の三十六第一項の改正規定(「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第六十八條の六十七の改正規定、同法第六十八條の六十八第一項の改正規定、同法第六十八條の改正規定(同法第四項第十一号から第十六号まで)を「同法第四項第十二号から第十七号まで」に改める部分を除く。)、同法第十一項第二号の改正規定、同法第六十八條の六十九第一項の改正規定、同法第六十八條の七十第一項の改正規定、同法第六十八條の七十八第十五項第二号の改正規定(「よるもの」の下に「、所有権移転外リース取引によるもの」を加える部分に限る。)、及び同法第六十八條の百二第二項の改正規定並びに附則第六十五條、第六十六條、第六十七條第四項、第六十八條、第六十九條、第七十條第一項、第八項、第十三項及び第十六項、第七十二條、第七十四條第三項、第十三項及び第十四項、第八十八條、第八十九條、第九十條第六項、第九十一條、第九十二條、第九十三條第一項、第十一項、第十六項及び第十九項、第九十七條第一項及び第七項、第九十四條、第九十二條、第九十三條、第九十四條第六項、第九十五條、第九十六條、第九十七條第一項、第十一項、第十六項及び第十九項並びに第九十六條の規定、第七次に掲げる規定 信託法(平成十八年法律第七十八号)の施行の日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定、同法第二条第一項第八号の次に二号を加える改正規定(第八号の三に係る部分に限る。)、同項第十一号の改正規定(同法第二十八項を「同法第二十二項」に改める部分を除く。)、同項第十五号の改正規定(第二十二項を「第二十一項」に改める部分を除く。)、同項第十五号の三の改正規定(「受益証券」を「受益権」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「勧誘」を「取得勧誘」に改める部分を除く。)、同項第十五号の四の次に一号を加える改正規定、同法第五章の改正規定、同法第一編第二章の次に一章を加える改正規定、同法第七條第一項第五号の改正規定、同法第十條第一項第三

号の改正規定、同法第十一條の改正規定(「同法第一項中「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。)、同法第十三條の改正規定、同法第十四條第一項の改正規定、同法第十七條の改正規定、同法第二十四條第一項の改正規定、同法第二十五條第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、同法第三十六條第三項の改正規定、同法第二編第二章第二節中第八款を第十款とし、第七款の次に二款を加える改正規定(第八款に係る部分を除く。)、同法第七十八條第三項の改正規定、同法第九十二條の改正規定、同法第九十五條第七條第四項の改正規定(「合併」の下に「法人課税信託に係る信託の併合を含む。)」を、「分割」の下に「法人課税信託に係る信託の分割を含む。)」を加える部分に限る。)、同法第六十一條第五号口の改正規定、同法第六十九條第二号の改正規定、同法第七十六條の改正規定(同法第一項中「又は出資」を「、出資又は匿名組合契約に基づく権利」に改める部分及び「第二十三條第一項(利子所得)に規定する利子等又は第二十四條第一項(配当所得)に規定する配当等」を「利子等、配当等又は第七十四條第九号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利益の分配」に、「又は配当等」を「、配当等又は利益の分配」に改める部分を除く。)、同法第八十條第一項第一号の改正規定、同法第八十條の二の改正規定(同法第一項中「又は第五号(国内源泉所得)」を「、第五号又は第十二号に改める部分を除く。)、同法第八十一條第二項の改正規定、同法第二百十二條の改正規定、同法第二百二十四條第一項及び第二項の改正規定、同法第二百二十四條の三第二項第六号の改正規定、同法第二百二十四條の四の改正規定(同法第二号に係る部分を除く。)、同法第二百二十五條第一項の改正規定(同項第一

号に係る部分及び同項第二号中「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。)、同法第二項の改正規定、同法第二百二十七條の改正規定、同法第二百二十八條の四の改正規定(「信託に関する計算書」を「(信託の計算書)」に改める部分に限る。)、同法第二百三十四條第一項第二号の改正規定並びに同法第二百四十二條第五号の改正規定並びに附則第三條から第十條まで、第十四條、第十五條、第十六條第二項、第十七條、第十九條第一項から第三項まで、第五項から第八項まで及び第十項、第二十條、第二十二條、第二十三條、第二十四條第二項、第二十五條、第二十六條第一項並びに第二十八條の規定

ロ 第二条中法人税法の目次の改正規定(「第六十一條」を「第六十條の三」に、「第一目 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益(第六十一條の二)第六十一條の四」を「第一目 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益(第六十一條)」と改める部分を除く。)、同法第二十九號の三、第三十一號の四及び第三十二號を削り、同法第三十一號の三を同法第三十二號とする改正規定、同法第三十三號及び第三十四號の改正規定、同法第四十號の改正規定、同法第四十一號の改正規定、同法第四條(見出しを含む。))の改正規定、同法第一編第二章の二の次に一章を加

える改正規定、同法第七條の二を削る改正規定、同法第八條の改正規定、同法第十條の二を削る改正規定、同法第十條の三の改正規定、同編第三章中同條を第十條の二とする改正規定、同法第十二條の改正規定、同法第十五條の三を削る改正規定、同法第十七條の次に一條を加える改正規定、同法第十八條第一項の改正規定、同法第二編の編名の改正規定、同法第二十三條第一項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く）、同法第三十七條第六項の改正規定、同法第三十八條第二項第一号の改正規定、同法第三十九條第二項第一号の改正規定、同法第五十四條第一項の改正規定、同法第六十一條の二第二項を同法第十四項とし、同項の次に二項を加える改正規定（同法第十一項を同法第十四項とする部分を除く）、同編第一章第一節中第八條を第十條とし、第七條の次に二條を加える改正規定（第八條に係る部分を除く）、同法第六十六條に一項を加える改正規定、同法第七十二條の改正規定（同法第三項に係る部分を除く）、同法第八十一條の三第一項の改正規定、同法第八十一條の十二に一項を加える改正規定、同編第一章の三を削る改正規定、同法第九十二條の改正規定、同法第一百一十一條の改正規定、同法第一百一十二條第三項及び第四項を削る改正規定、同法第一百三十三條の改正規定、同法第二百二十四條の改正規定、同法第二百二十五條第二項及び第三項を削る改正規定、同法第二百二十六條の改正規定、同法第二百二十七條の改正規定、同法第二百二十八條第二項を削る改正規定、同法第二百三十四條の三及び第二百三十四條の四を削る改正規定、同法第三編の編名の改正規定、同法第三百三十八條第五号口の改正規定、同法第三百三十八條第五号口の改正規定、同法第四百三十一條の改正規定、同法第四百三十一條の二を削る改正規定、同編第二章の二を削る改正規定、同編第三章第一節中第四百五十五條の九を第四百五十五條の二とし、第四百五十五條の十を第四百五十五條の三とする改正規定、同章第二節中第四百五十五條の十一を第四百五十五條の四とする改正規定、同法第四百五十五條の十二の改正規定、同章第三節中同條を第四百四十五條の五とする改正規定、同法第四百四十六條第一項の改正規定、同法第四百四十七條の改正規定、同法第四百四十八條に一項を加える改正規定、同法第四百四十八條の二を削る改正規定、同法第四百四十九條の二を加える改正規定、同法第四百四十九條に一項を加える改正規定、同法第五百一十一條を加える改正規定、同法第五百一十一條の改正規定、同法第五百二十九條第一項の改正規定、同法第六十條の改正規定、同法第六十一條の改正規定、同法第六十二條第一号の改正規定、同法第六十四條第一項の改正規定、同法附則第十九條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第二十條第二項の改正規定並びに附則第三十四條、第四十八條、第三百三十五條、第三百三十六條及び第四百四十一條の規定並びに附則第五百四十四條中株式等の取引に係る決済の合理化を図るための杜債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）附則第八十九條の改正規定

ハ 第三條の規定（相続税法第十條第一項第五号の改正規定、同法第十九條の二の改正規定、同法第四十一條第三項の改正規定（同項第五号中「資産の流動化に関する法律」の下に「平成十年法律第五号」を加える部分を除く）、同法第五十九條の改正規定及び同法第六十四條第四項の改正規定を除く）並びに附則第四十九條第一項から第三項まで、第五項及び第九項の規定

ニ 第四條の規定（地価税法第三十二條第四項の改正規定を除く）並びに附則第五十條第一項及び第三項の規定

ホ 第五條中登録免許税法第十四條第一項の改正規定、同法別表第一第三号の改正規定、同表第二十八號の次に次のように加える改正規定、同表第三十五號（九）の改正規定、同表第三十八號の改正規定及び同表第三十九號の改正規定

ヘ 第六條中消費税法第九條第四項の改正規定、同法第十四條及び第十五條の改正規定、同法附則第十九條の次に一條を加える改正規定、同法別表第一第三号の改正規定並びに同法別表第三第一号の表の改正規定（国民年金基金及び国民年金基金連合会の項を次のように改める部分に限る。）並びに附則第五十二條の規定及び附則第五百四十四條中株式等の取引に係る決済の合理化を図るための杜債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律附則第一百四條の改正規定ト 第八條中印紙税法別表第一第四号の改正規定

チ 第九條中国税通則法第二条第六号ハ（二）の改正規定、同法第七條の次に一條を加える改正規定、同法第九條の二の改正規定、同法第十五條第二項第三号の改正規定、同法第十八條第一項の改正規定、同法第十九條の改正規定（同法第二項中「同條」を「第二十六條」に改める部分を除く）、同法第三十八條第一項の改正規定（「一」を「いずれか」に改める部分を除く）、同法第五十七條第一項の改正規定及び同法第六十五條第三項第二号口の改正規定並びに附則第五十三條の規定

リ 第十條中国税徴収法第三十四條の改正規定（「この條」を「この項」に改める部分及び同條に一項を加える部分に限る。）及び同法第三百三十九條に二項を加える改正規定並びに附則第五十四條及び第四百四十條の規定

ヌ 第十條中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第二条の次に一條を加える改正規定

定、同法第三條の二の改正規定（同法第十四項及び第二十項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める部分を除く）及び同法第七條第二項の改正規定並びに附則第五十六條第一項から第三項までの規定

ル 第十二條中租税特別措置法の目次の改正規定（「第一条・第二条」を「第一条・第二条の二」に改める部分及び「第八十六條の六」を「第八十六條の五」に改める部分に限る。）、「同法第二條の改正規定、同法第一章中同條の次に一條を加える改正規定、同法第三條の二の改正規定（「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改め、「規定する配当等」の下に「（同項に規定する剰余金の配当を除く。）」を加える部分に限る）、同法第三條の三第五項の改正規定、同法第六條第三項の改正規定、同法第八條の二第二項の改正規定（同項中「配当等」を「剰余金の配当」に改める部分及び同項第二号中「第二百三十條第四号」を「第二百三十條第一項第四号」に改める部分に限る）、同法第八條の三第一項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く）、同法第二項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く）、同法第五項の改正規定、同法第九條第一項の改正規定（同項第一号中「受益証券」を「受益権」に改める部分、同項第二号中「受益証券」を「受益権」に改める部分、「受益証券」を「受益権」に改める部分、同項第四号に係る部分及び同項第八号に係る部分を除く）、同法第三項の改正規定、同法第九條の二第四項の改正規定、同法第九條の四第一項の改正規定（「特定目的信託」を「若しくは特定受益証券発行信託の受益権、杜債的受益権」に改める部分に限る）、同法第二項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分

号」に改める部分に限る。）、同法第六十八
条の十二第五項の改正規定（「第二条第三
十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める
部分に限る。）、同条第十一項の改正規定
（「第二条第三十一号の三」を「第二条第三
十二号」に改める部分及び「同条第三十一号の
三」を「同条第三十二号」に改める部分に限
る。）、同法第六十八条の十三第三項の改正
規定、同条第七項の改正規定、同法第六十
八条の十四第五項の改正規定（「第二条第三
十一号の三」を「第二条第三十二号」に改め
る部分に限る。）、同条第十一項の改正規定
（「第二条第三十一号の三」を「第二条第三
十二号」に改める部分及び「同条第三十一号の
三」を「同条第三十二号」に改める部分に限
る。）、同法第六十八条の十五第五項の改正
規定（「第二条第三十一号の三」を「第二条第
三十二号」に改める部分に限る。）、同条第
十一項の改正規定（「第二条第三十一号の
三」を「第二条第三十二号」に改める部分及
び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二
号」に改める部分に限る。）、同法第六十八
条の四十第二項の改正規定（「第二条第三十
一号の三」を「第二条第三十二号」に改める
部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同
法第六十八条の四十一第二項の改正規定、
同条第九項及び第十二項の改正規定、同法
第六十八条の六十八第二項第一号口の改正
規定、同法第六十八条の七十八第十五項第
一号の改正規定、同法第六十八条の八十八
第五項の改正規定、同条第十四項の改正規
定、同法第六十八条の九十四第四項第一号
の改正規定、同条第五項の改正規定、同条
に二項を加える改正規定、同法第六十八条
の九十二第二項の改正規定、同条第五項の改
正規定、同章第二十四節第二款の改正規
定、同法第六十八条の百五の二の前の見出
しの改正規定、同条の改正規定、同法第六
十八条の百五の三第三項の改正規定、同法

第六十八條の百九第二項の改正規定、同法第六十八條の百十の改正規定、同法第六十八條の百十一の改正規定、同法第七十條第三項の改正規定、同法第八十六條の四及び第八十六條の五を削る改正規定、同法第八十六條の六第一項の改正規定、同法第六章第一節中同條を第八十六條の四とし、同條の次に一條を加える改正規定並びに同法第九十條の十第三項の改正規定並びに附則第五十七條、第五十九條、第六十一條から第六十四條まで、第七十四條第二項、第七十五條第一項、第三項及び第五項から第八項まで、第八十一條第二項、第八十二條、第八十四條、第九十九條第二項、第一百條、第一百五條、第一百一十一條、第二百二十七條、第二百二十九條、第二百三十條、第二百三十三條並びに第二百三十九條の規定並びに附則第五十二條中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第六十五号)附則第九條第二項の改正規定(「障害者等に」と「障害者等」と)、「又は収益の分配の」とあるのは、「収益の分配又は剰余金の配当(第二十四條第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当をいう。以下この号において同じ。の」と、「対応する利子又は収益の分配」とあるのは「対応する利子、収益の分配又は剰余金の配当」に改める部分に限る。及び同條第五項の改正規定(「又は収益の分配」を「、収益の分配又は第二十四條第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当」と、同條第三項中「信託法」とあるのは「公益信託ニ関スル法律」と、「第六十六條」とあるのは「第一條」に改める部分に限る。)八次に掲げる規定、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日

イ 第一條中所得税法第二條第一項第十一号の改正規定(同條第二十八項を「同條第二十二項」に改める部分に限る。)、同項第十五号の改正規定(第二條第二十一項を「第二條第十四項」に改める部分に限る。)、同項第十五号の三の改正規定(「受益証券」を「受益権」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「勧誘」を「取得勧誘」に改める部分に限る。)、同項第十七号の改正規定、同法第十條第一項の改正規定(「又は証券業者を、金融商品取引業者又は登録金融機関」に、「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。)、同法第十一條第一項の改正規定(「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。)、同法第二十五條第一項第四号の改正規定、同法第四十五條第一項第十号の改正規定、同法第二百二十四條の三第一項第二号の改正規定、同條第二項第一号の改正規定、同項第五号の改正規定、同法第二百二十四條の四の改正規定(同條第二号に係る部分に限る。)、同法第二百二十五條第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定(「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。及び同法別表第一第一号の表の改正規定(証券業協会の項を削り、投資者保護基金の項を次のように改める部分及び農業共済組合及び農業共済組合連合会の項の前に次のように加える部分に限る。)

ロ 第二條中法人税法第二條第二十一号の改正規定、同條第二十六号の改正規定(同條第二十八項を「同條第二十二項」に改める部分に限る。)、同法第二十三條第一項の改正規定(「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。)、同法第二十四條第一項第四号の改正規定(第六十一條の二第二十一項第一号を「第六十一條の二第十四項第一号」に改める部分を除く。)、同法第三十四條第一項第三号イの改正規定、同法第五十五條第四項第四号の改正規定、同法第六十一條の二第十五項の改正規定(同項を同條第二十二項とする部分を除く。)、同法第六十一條の四第一項の改正規定(「証券取引法第二條第八項第四号」を「金融商品取引法第二條第八項第六号」に改める部分に限る。)、同法第八十一條の四第一項の改正規定及び同法別表第二第一号の表の改正規定(証券業協会の項を削り、投資者保護基金の項を次のように改める部分及び日本弁理士会の項の次に次のように加える部分(認可金融商品取引業協会に係る部分に限る。))に限る。)

ハ 第三條中相続税法第四十一條第三項の改正規定(同項第五号中「資産の流動化」に関する法律」の下に「平成十年法律第百五号」)を加える部分を除く。)

ニ 第六條中消費税法別表第一第二号の改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定(証券業協会の項を削り、投資者保護基金の項を次のように改める部分及び農業共済組合及び農業共済組合連合会の項の前に次のように加える部分に限る。)

ホ 第八條中印紙税法別表第一第十七号の改正規定

ヘ 第十二條中租税特別措置法第三條の二の改正規定(「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改め、「規定する配当等」の下に「(同項に規定する剰余金の配当を除く。)」を加える部分を除く。)、同法第三條の三第一項の改正規定、同條第六項の改正規定、同法第四條第一項の改正規定、同法第四條の二第一項の改正規定(「証券業者」を「金融商品取引業者」に改める部分に限る。)、同法第五條の二第二項の改正規定(「振替国債」の下に「及び振替地方債」を加える部分を除く。)、同條第五項第七号の改正規定、同條第十四項第一号の改正規定(「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める部分に限る。)、同法第六條第八項の改正規定、同條第九項第二号ロの改正規定、同法第八條の改正規定、同法第八條の

二第一項の改正規定(同項中「配当等」を「剰余金の配当」に改める部分及び同項第二号中「第二百三十條第四号」を「第二百三十條第一項第四号」に改める部分を除く。)、同法第八條の三第一項の改正規定(「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。)、同條第二項の改正規定(「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。)、同法第八條の五の改正規定(同條第四項に係る部分を除く。)、同法第九條第一項の改正規定(同項第一号中「受益証券」を「受益権」に、「第二條第二十八項」を「第二條第二十二項」に改める部分、同項第二号中「受益証券」を「受益権」に改める部分、同項第四号に係る部分及び同項第八号に係る部分に限る。)、同法第九條の三第一項の改正規定、同法第九條の四第一項第一号の改正規定、同條第二項の改正規定(「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。)、同法第九條の五(見出しを含む)の改正規定、同法第九條の六第一項の改正規定(平成十九年三月三十一日)を「平成二十一年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第二十九條の二の改正規定、同法第三十二條第三項の改正規定(同項第二号中「第二條第十九項」を「第二條第二十一項」に改める部分及び「第二條第二十一項」を「第二條第十四項」に改める部分に限る。)、同法第三十七條の十の改正規定(同條第一項に係る部分、同條第二項に係る部分(同項第六号に係る部分を除く。及び同條第三項第四号に係る部分に限る。)、同法第三十七條の十の二第一項の改正規定、同法第三十七條の十一第一項の改正規定(同項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める部分及び「同條第四項」を「同項第五号」に改め、「株式等証券投資信託」の下に「第三條の二に規定する特定株式投資信託を除く。)」を加える部分並

びに同項第四号中「第四項」を「第四項各号」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「譲渡」の下に「その他これに類する上場株式等の譲渡として政令で定めるもの」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第三十七号の十一の三の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第三項第一号中「その口座に保管の委託」を「その口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその口座に保管の委託」に、「保管の委託又は」を「振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は」に改める部分及び同項第二号中「上場株式等の保管の委託」を「上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託」に、「当該保管の委託」を「当該記載若しくは記録又は保管の委託」に、「に保管の委託」に「記載若しくは記録又は保管の委託」に、「において保管の委託」を「振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託」に改める部分を除く。）、同法第三十七号の十一の四の改正規定（同条第二項に係る部分及び同条第五項に係る部分を除く。）、同法第三十七号の十三の二の第一項の改正規定、同法第三十七号の十三の三の第一項の改正規定、同項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第三十七号の十四の第一項の改正規定（同項第三号中「第四項」を「第四項各号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「譲渡」の下に「その他これに類する特定上場株式等の譲渡として政令で定めるもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第三十七号の十五の改正規定、同法第四十

一条の九第二項の改正規定、同法第四十一条の十二第九項の改正規定、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十二条の二第四項第二号イの改正規定、同法第六十二条の三第二項第一号ロの改正規定（第二十九条第十九項）を「第二十九条第二項に改める部分及び第二十九条第二十一項を」第二十九条第十四項に改める部分に限る。）、同法第六十七号の十四の第一項第一号の改正規定、同項第二号ホの改正規定、同法第六十七条の十五第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の表第二十条第十項の改正規定、同条第四項の表第五十七号の十第一項の改正規定、同法第六十八号の三の三第一項第一号の改正規定、同法第六十八号の三の四第一項第一号の改正規定、同法第六十九号の五第二項第一号の改正規定、同法第八十三号の三の改正規定並びに同法第九十一条の四の改正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十一年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに附則第八十五条及び第九百三十四条の規定並びに附則第九百五十二条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第九条第一項の改正規定（「障害者等」に「障害者等」と）、「又は収益の分配」とあるのは、「収益の分配又は剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。以下この号において同じ。）」のと、「対応する利子又は収益の分配」とあるのは「対応する利子、収益の分配又は剰余金の配当」に改める部分を除く。）、同条第五項の改正規定（「又は収益の分配」を「収益の分配又は剰余金の配当」と、同条第三項中「信託法」とあるのは「公益信託ニ関スル法律」と、「第六十六条」とあるのは「第一条」に改め

る部分を除く。）、同法附則第十条第二項の改正規定及び同条第十五項に後段として次のように加える改正規定
九 次に掲げる規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十五号）の施行の日
イ 第一条中所得税法別表第一第一号の表の改正規定（沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える部分に限る。）
ロ 第二条中法人税法別表第二第一号の表の改正規定（証券業協会の項を削り、投資者保護基金の項を次のように改める部分、日本弁理士会の項の次に次のように加える部分及び保険契約者保護機構の項の次に次のように加える部分を除く。）
ハ 第六条中消費税法別表第三第一号の表の改正規定（沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える部分に限る。）
十 第十二条中租税特別措置法第四条の二第一項の改正規定（「証券業者」を「金融商品取引業者」に改める部分を除く。）、同法第四条の三第一項の改正規定、同法第二十九条第三項の改正規定（第九条第一項第一号）を「第九条第一項」に改める部分に限る。）、同法第二十九条の三の改正規定及び同法第四十一条の七の改正規定並びに附則第七十三条の規定並びに附則第一百五十二条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第十条第五項に後段として次のように加える改正規定及び同条第八項に後段として次のように加える改正規定 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日
十一 第十二条中租税特別措置法第十条の四第一項の改正規定（同項第六号の次に一号を加える部分に限る。）、同法第四十二条の七第一項の改正規定（同項第六号の次に一号を加える部分に限る。）、及び同法第六十八号の十二第二項の改正規定（同項第六号の次に一号を加

える部分に限る。）、並びに附則第六十七条第三項、第九十条第五項及び第九百三十四条第五項の規定 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日
十二 第十二条中租税特別措置法第十一条の五の改正規定、同法第三十四条の二第二項第十二号イの改正規定、同法第四十四条の二の改正規定及び同法第六十八号の二十の改正規定並びに附則第七十条第四項、第九十三条第四項及び第九百七十七号第四項の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日
十三 第十二条中租税特別措置法第十一条の七第一項第二号の改正規定及び同法第四十四条の七第一項第二号の改正規定並びに附則第七十条第七項、第九十三条第十項及び第九百七十七号第十項の規定 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日
十四 第十二条中租税特別措置法第三十一条の二の改正規定（同条第四項に係る部分を除く。）、同法第三十四条の二の改正規定（同条第二項第八号に係る部分、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げる部分、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げる部分、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に一号を加える部分及び同条第三項に係る部分に限る。）、同法第三十四号の三第二項の改正規定、同法第三十七号第一項の改正規定（平成十八年十二月三十一日）を「平成二十一年十二月三十一日」に改める部分及び「交換によるもの」の下に「所有権移転外リース取引によるもの」を加える部分を除く。）、同条第三項及

び第四項並びに同法第三十七條の四の改正規定（第十五号）を「第十六号」に改める部分に限る。）、同法第三十七條の五の改正規定（同法第二項の表第三十七條第四項の項中「第十五号」を「第十六号」に改める部分に限る。）、同法第六十二條の三第四項の改正規定、同法第五項の改正規定、同法第七項の改正規定、同法第八項の改正規定（第四項第十一号から第十六号まで）を「第四項第十二号から第十七号まで」に改める部分に限る。）、同法第六十五條の四の改正規定（同法第一項第八号に係る部分、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げる部分、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号の次に一号を加える部分並びに同法第二項及び第三項に係る部分に限る。）、同法第六十五條の五第一項の改正規定、同法第六十五條の七第一項の改正規定（平成十八年十二月三十一日）を「平成二十年十二月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四項、第九項及び第十二項の改正規定、同法第十五項第二号の改正規定（第十六号）を「第十七号」に改める部分に限る。）、同法第六十五條の八の改正規定（同法第一項中「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十五條の九の改正規定（第十六号）を「第十七号」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の六十八第七項の改正規定、同法第八項の改正規定（同法第四項第十一号から第十六号まで）を「同法第四項第十二号から第十七号まで」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の七十五第二項及び第三項の改正規定、同法第六十八條の七十六第一項の改正規定、同法第六十八條の七十八第一項の改正規定（平成十八年十二月三十一日）を「平成二十年十二月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四

項、第九項及び第十二項の改正規定、同法第十五項第二号の改正規定（第十六号）を「第十七号」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の七十九の改正規定（同法第一項中「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の八十の改正規定（第十六号）を「第十七号」に改める部分に限る。）、並びに同法第九十七條の表の改正規定並びに附則第七十四條第一項、第六項及び第十二項、第九十七條第四項及び第六項、第二百二十條第四項及び第六項並びに第三百三十八條の規定、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日

第三條 新所得税法第二條第一項第十一号及び第十五号の三の規定は、附則第一條第七号に定める日（以下「信託法施行日」という。）以後に効力が生ずる信託（遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限る。）、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三條第一項、第六條第一項、第十一條第二項、第十五條第二項、第二十六條第一項、第三十條第二項又は第五十六條第二項の規定により同法第三條第一項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託（遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含む。）、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。

第五條 新所得税法第二章の二の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる法人課税信託（遺言によつてされた信託に該当するものにあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限る。）、新法信託に該当するものを含む。）について適用する。

2 信託法施行日前に効力が生じた信託（遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含む。）、旧所得税法第十三條第一項ただし書に規定する信託を除く。以下この条において「旧信託」という。）が信託法施行日以後に法人課税信託（法人税法第二條第二十九号の二に掲げる信託を除く。）に該当することとなつた場合には、当該旧信託を新所得税法第六條の三第六号に規定する受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。

3 旧信託が信託法施行日以後に法人課税信託（法人税法第二條第二十九号の二に掲げる信託に限る。）に該当することとなつた場合には、当該旧信託を新所得税法第六條の三第七号に規定する受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。

十六 第十二條中租税特別措置法第八十條の改正規定及び附則第三百二十二條第八項の規定、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日

十七 附則第三百二十二條第六項及び第七項の規定、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第 号）の施行の日

2 新所得税法第五條第三項の規定は、内国法人が信託法施行日以後に支払を受けるべき内国法人課税所得又は外国法人課税所得について適用し、内国法人が信託法施行日前に支払を受けるべき第一條の規定による改正前の所得税法（以下附則第三十條までにおいて「旧所得税法」という。）第五條第三項に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金については、なお従前の例による。

3 新所得税法第五條第四項の規定は、外国法人が信託法施行日以後に支払を受けるべき外国法人課税所得又は内国法人課税所得について適用し、外国法人が信託法施行日前に支払を受けるべき旧所得税法第五條第四項に規定する国内源

第六條 新所得税法第十三條第一項本文の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託（遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限る。）、新法信託を含む。）の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用について

第一類第五号 財務金融委員會議録第三号 平成十九年二月二十七日

（合同運用信託等の定義に関する経過措置）

（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属に関する経過措置）

（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属に関する経過措置）

適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託（遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）の信託財産に帰せられる収入及び支出については、なお従前の例による。
（無記名公社債の利子等の帰属に関する経過措置）

第七條 新所得税法第十四條の規定は、信託法施行日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する利子等について適用し、信託法施行日前に支払を受けるべき旧所得税法第十四條第一項に規定する利子等については、なお従前の例による。

（配当所得に関する経過措置）
第八條 新所得税法第二十四條の規定は、信託法施行日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する配当等について適用し、信託法施行日前に支払を受けるべき旧所得税法第二十四條第一項に規定する配当等については、なお従前の例による。

（配当等とみなす金額に関する経過措置）
第九條 新所得税法第二十五條（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、同号に規定する法人の合併により交付を受ける金銭その他の資産で当該合併が信託法施行日以後であるものについて適用し、旧所得税法第二十五條第一項第一号に規定する法人の合併により交付を受ける金銭その他の資産で当該合併が信託法施行日前であるものについては、なお従前の例による。

（収入金額に関する経過措置）
第十條 新所得税法第三十六條第三項の規定は、信託法施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する剰余金の配当又は収益の分配について適用し、信託法施行日前に支払を受けるべき旧所得税法第三十六條第三項に規定する剰余金の配当又は収益の分配については、なお従前の例による。
（株式交換等に係る譲渡所得等の特例に関する経過措置）

第十一條 新所得税法第五十七條の四第一項の規定は、個人が平成十九年五月一日以後に行う同項に規定する株式交換による同項に規定する旧株の譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧所得税法第五十七條の四第一項に規定する株式交換による同項に規定する旧株の譲渡については、なお従前の例による。

（延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）
第十二條 新所得税法第六十五條の規定は、平成二十年四月一日以後に締結される契約に係る同条第三項に規定する延払条件付販売等に該当する同条第一項に規定する資産の販売等に係る収入金額及び費用の額並びに同日以後に締結される契約に係る同条第二項に規定するリース譲渡に係る収入金額及び費用の額について適用し、同日前に締結された契約に係る旧所得税法第六十五條第二項に規定する延払条件付販売等に該当する同条第一項に規定する資産の販売等に係る収入金額及び費用の額については、なお従前の例による。

（リース取引に係る所得の金額の計算に関する経過措置）
第十三條 新所得税法第六十七條の二の規定は、平成二十年四月一日以後に締結される契約に係る同条第三項に規定するリース取引について適用する。
（信託に係る所得の金額の計算に関する経過措置）

第十四條 新所得税法第六十七條の三の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託（遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限る、新法信託を含む。）について適用する。
（配当控除に関する経過措置）

第十五條 新所得税法第九十二條の規定は、居住者が信託法施行日以後に同条第一項に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、居住者が信託法施行日前に旧所得税法第九

十二條第一項に規定する配当所得を有することとなつた場合については、なお従前の例による。

（同族会社等の行為又は計算の否認等に関する経過措置）

第十六條 新所得税法第五十七條第四項（同項に規定する合併等に係る部分に限る。）の規定は、法人（新所得税法第二條第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第五十條までにおいて同じ。）が平成十九年五月一日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が同日前に行つた行為又は計算については、なお従前の例による。

2 新所得税法第五十七條第四項（法人課税信託に係る信託の併合及び信託の分割に係る部分に限る。）の規定は、法人が信託法施行日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が信託法施行日前に行つた行為又は計算については、なお従前の例による。

（国内源泉所得等に関する経過措置）

第十七條 新所得税法第六十一條第五号及び第六十九條第二号の規定は、信託法施行日以後に支払を受けるべき新所得税法第六十一條第五号に規定する配当等について適用し、信託法施行日前に支払を受けるべき旧所得税法第六十一條第五号に規定する配当等については、なお従前の例による。

（匿名組合契約等に基づく利益の分配に対する所得税に関する経過措置）

第十八條 新所得税法第七十四條第九号の規定は、平成二十年一月一日以後に支払を受けるべき同号に掲げる利益の分配について適用し、同日前に支払を受けるべき旧所得税法第七十四條第九号に掲げる利益の分配については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百十條の規定は、平成二十年一月一日以後に支払うべき同条に規定する利益の分配について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百十條に規定する利益の分配につ

いては、なお従前の例による。

3 新所得税法第二百二十五條第一項第三号（新所得税法第二百十條に規定する利益の分配に係る部分に限る。）の規定は、平成二十年一月一日以後に提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に提出した旧所得税法第二百二十五條第一項に規定する調書については、なお従前の例による。

（信託財産に係る利子等の課税の特例に関する経過措置）

第十九條 新所得税法第七十六條第一項の規定は、同項に規定する内国信託会社（以下第四項までにおいて「内国信託会社」という。）が信託法施行日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する利子等又は配当等について適用し、旧所得税法第七十六條第一項に規定する信託会社（以下第五項までにおいて「信託会社」という。）が信託法施行日前に同条第一項第一号に規定する証券投資信託につき支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

2 信託会社が旧所得税法第七十六條第一項第一号に規定する特定目的信託（新法信託に該当するものを除く。）につき支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

3 新所得税法第七十六條第二項の規定は、内国信託会社が信託法施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等について適用し、信託会社が信託法施行日前に旧所得税法第七十六條第一項第二号に掲げる信託につき支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

4 新所得税法第七十六條第二項の規定は、内国信託会社が平成二十年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する利益の分配について適用し、信託会社が同日前に支払を受けるべき旧所得税法第七十六條第二項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例によ

る。

5 新所得税法第七十六條第三項及び第四項の規定は、内国法人がその引き受けた同条第三項に規定する集団投資信託の信託財産について信託法施行日以後に納付すべき同項に規定する所得税の額について適用し、信託会社がその引き受けた旧所得税法第七十六條第二項に規定する合同運用信託又は投資信託の信託財産について信託法施行日前に納付すべき同項に規定する所得税の額については、なお従前の例による。

6 新所得税法第八十條の二第一項の規定は、同項に規定する外国信託会社（以下この条において「外国信託会社」という。）が信託法施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する国内源泉所得について適用し、旧所得税法第八十條の二第一項に規定する信託会社（以下この条において「信託会社」という。）が国内にある同項に規定する営業所（以下この条において「営業所」という。）に信託された同項に規定する信託旧所得税法第七十六條第一項第一号に規定する証券投資信託に限る。）につき信託法施行日前に支払を受けるべき旧所得税法第八十條の二第一項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

7 信託会社が国内にある営業所に信託された旧所得税法第八十條の二第一項に規定する信託（旧所得税法第七十六條第一項第一号に規定する特定目的信託に限るものとし、新法信託に該当するものを除く。）につき支払を受けるべき旧所得税法第八十條の二第一項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

8 新所得税法第八十條の二第二項の規定は、外国信託会社が信託法施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する国内源泉所得について適用し、信託会社が国内にある営業所に信託された旧所得税法第八十條の二第一項に規定する信託（旧所得税法第七十六條第一項第二号に掲げる信託に限る。）につき信託法施行日前に支払を受けるべき旧所得税法第八十條の二第一

項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

9 新所得税法第八十條の二第二項の規定は、外国信託会社が平成二十年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する国内源泉所得（新所得税法第六十一條第二号に掲げる国内源泉所得に限る。）について適用し、信託会社が同日前に支払を受けるべき旧所得税法第八十條の二第二項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

10 新所得税法第八十條の二第三項及び第四項の規定は、外国法人がその引き受けた同条第三項に規定する集団投資信託の信託財産について信託法施行日以後に納付すべき同項に規定する所得税の額について適用し、信託会社がその引き受けた旧所得税法第八十條の二第二項に規定する合同運用信託又は投資信託の信託財産について信託法施行日前に納付すべき同項に規定する所得税の額については、なお従前の例による。

（源泉徴収に関する経過措置）
第二十條 新所得税法第八十一條第二項の規定は、信託法施行日以後に支払うべき同項に規定する配当等について適用し、信託法施行日前に支払うべき旧所得税法第八十一條第二項に規定する配当等については、なお従前の例による。

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書等に関する経過措置）
第二十一條 新所得税法第九十八條第二項から第五項までの規定は、同条第二項の所轄税務署長の承認を受けている同項の給与等の支払者に

対し、平成十九年七月一日以後に提出する新所得税法第九十四條から第九十六條までの規定による申告書について適用する。

2 新所得税法第二百三條第四項から第七項までの規定は、同条第四項の所轄税務署長の承認を受けている同項の退職手当等の支払者に対し、平成十九年七月一日以後に提出する同条第一項

の規定による申告書について適用する。

3 新所得税法第二百三條の五第四項から第七項までの規定は、同条第四項の所轄税務署長の承認を受けている同項の公的年金等の支払者に対し、平成十九年七月一日以後に提出する同条第一項の規定による申告書について適用する。

（源泉徴収義務に関する経過措置）
第二十二條 新所得税法第二百二條第一項の規定は、外国法人に対し信託法施行日以後に支払うべき同項に規定する国内源泉所得について適用し、外国法人に対し信託法施行日前に支払うべき旧所得税法第二百二條第一項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百二條第三項の規定は、内国法人に対し信託法施行日以後に支払うべき同項に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金について適用し、内国法人に対し信託法施行日前に支払うべき旧所得税法第二百二條第三項に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金については、なお従前の例による。

（利子、配当、償還差益等の受領者の告知に関する経過措置）
第二十三條 新所得税法第二百二十四條第一項の規定は、信託法施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等について適用し、信託法施行日前に支払を受けるべき旧所得税法第二百二十四條第一項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百二十四條第二項の規定は、信託法施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する剰余金の配当又は利益の分配について適用し、信託法施行日前に支払を受けるべき旧所得税法第二百二十四條第二項に規定する剰余金の配当又は利益の分配については、なお従前の例による。

（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に関する経過措置）
第二十四條 新所得税法第二百二十四條の第三項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる同条第二項に規定する株式等の譲渡又は同条第三項に規定する金銭等の交付について適用し、施行日前に行われた旧所得税法第二百二十四條の第三項に規定する株式等の譲渡又は同条第三項に規定する金銭等の交付については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百二十四條の三（第二項第六号に係る部分に限る。）の規定は、信託法施行日以後に行われる同項に規定する株式等の譲渡について適用し、信託法施行日前に行われた旧所得税法第二百二十四條の三第二項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に関する経過措置）
第二十五條 新所得税法第二百二十四條の四（第二号に係る部分を除く。）の規定は、信託法施行日以後に行われる同条に規定する信託受益権の譲渡について適用し、信託法施行日前に行われた旧所得税法第二百二十四條の四に規定する信託受益権の譲渡については、なお従前の例による。

（支払調書及び支払通知書に関する経過措置）
第二十六條 新所得税法第二百二十五條第一項の規定は、信託法施行日以後に支払うべき同項第二号に規定する配当等又は同項第八号に規定する国内源泉所得（新所得税法第六十一條第五号に掲げるものに限る。）に係る同項に規定する調書について適用し、信託法施行日前に支払うべき旧所得税法第二百二十五條第一項第二号に規定する配当等又は同項第八号に規定する国内源泉所得（旧所得税法第六十一條第五号に掲げるものに限る。）に係る同項に規定する調書については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百二十五條第三項及び第四項の規定は、平成二十年一月一日以後に交付する

同条第二項の通知書について適用する。
(退職手当等又は公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置)

第二十七条 新所得税法第二百二十六条第四項及び第五項の規定は、平成二十年一月一日以後に交付する同条第二項の退職手当等又は同条第三項の公的年金等の源泉徴収票について適用する。

(信託の計算書に関する経過措置)

第二十八条 新所得税法第二百二十七条の規定は、信託法施行日以後に提出する同条に規定する計算書について適用し、信託法施行日前に提出した旧所得税法第二百二十七条に規定する計算書については、なお従前の例による。
(有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書に関する経過措置)

第二十九条 新所得税法第二百二十七条の二の規定は、平成二十年一月一日以後に提出する同条に規定する計算書について適用し、同日前に提出した旧所得税法第二百二十七条の二に規定する計算書については、なお従前の例による。
(名義人受領の配当所得等の調書に関する経過措置)

第三十条 新所得税法第二百二十八条第一項の規定は、平成二十年一月一日以後に提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に提出した旧所得税法第二百二十八条第一項に規定する調書については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百二十八条第二項の規定は、平成二十年一月一日以後に提出する同項に規定する調書について適用する。

3 新所得税法第二百二十八条の四(新所得税法第二百二十七条の二及び第二百二十八条第二項に規定する調書に係る部分に限る。)の規定は、平成二十年一月一日以後に提出する新所得税法第二百二十八条の四に規定する光ディスク等について適用し、同日前に提出した旧所得税法第二百二十八条の四に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(退職手当等又は公的年金等の支払明細書に関する経過措置)

第三十一条 新所得税法第二百三十一条第二項及び第三項の規定は、平成二十年一月一日以後に交付する同条第一項の退職手当等又は公的年金等の支払明細書について適用する。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第三十二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定(附則第一条第七号ロに掲げる改正規定を除く。)による改正後の法人税法(以下附則第四十七条までにおいて「新法人税法」という。)の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の施行日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税及び法人の施行日以後の解散合併による解散を除く。以下この条において同じ。)による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の施行日前に開始した計算期間の所得に対する法人税及び法人の施行日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(適格合併等の定義に関する経過措置)

第三十三条 新法人税法第二条第十二号の八、第十二号の十一及び第十二号の十六(同号ロ(1)に係る部分を除く。)の規定は、平成十九年五月一日以後に行われる合併、分割又は株式交換について適用し、同日前行われた合併、分割又は株式交換については、なお従前の例による。
2 新法人税法第二条第十二号の十六(同号ロ(1)に係る部分に限る。)及び第十二号の十七の規定

は、施行日以後に行われる株式交換又は株式移転について適用し、施行日前に行われた株式交換又は株式移転については、なお従前の例による。

(合同運用信託の定義等に関する経過措置)

第三十四条 第二条の規定(附則第一条第七号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正後の法人税法の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含む。)について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。

2 信託法施行日前に効力が生じた信託 遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含む、第二条の規定による改正前の法人税法(以下附則第四十八条までにおいて「旧法人税法」という。)第十二条第一項ただし書に規定する信託を除く。以下この項において「旧信託」という。)が信託法施行日以後に法人課税信託に該当することとなった場合には、当該旧信託を第二条の規定による改正後の法人税法第四条の七第九号に規定する受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。

(保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する経過措置)

第三十五条 新法人税法第四十七条第一項の規定は、法人が平成二十年四月一日以後に締結する同項に規定するリース取引に係る契約について適用し、法人が同日前に締結した旧法人税法第四十七条第一項に規定する代替資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。
(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置)

は、法人が平成十九年五月一日以後に当該法人を同項第一号に規定する合併法人等とする同号に規定する適格合併等を行う場合の同号に掲げる未処理欠損金額及び法人が同日以後に当該法人を合併法人又は分割承継法人とする同項第二号に規定する適格合併又は適格分割を行う場合の同号に掲げる欠損金額について適用する。

2 新法人税法第五十八条第五項の規定は、法人が平成十九年五月一日以後に当該法人を同項に規定する合併法人等とする同項に規定する適格合併等を行う場合の同項に規定する未処理災害損失欠損金額について適用する。
(短期売買商品の譲渡損益の計上時期に関する経過措置)

第三十七条 法人が改正事業年度(施行日以後最初に開始する事業年度をいう。以下この条において同じ。)前の事業年度において新法人税法第六十一条第一項に規定する短期売買商品の譲渡に係る契約をし、かつ、改正事業年度以後の事業年度におけるその譲渡に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額は、同項の規定にかかわらず、その引渡しの日属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、改正事業年度前の事業年度においてその譲渡に係る契約をし、かつ、その契約をした日の属する事業年度においてその譲渡に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入したものについては、この限りでない。
(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する経過措置)

第三十八条 新法人税法第六十一条の二第二項、第四項及び第九項の規定は、平成十九年五月一日以後に合併、分割型分割又は株式交換が行われる場合について適用し、同日前に合併、分割型分割又は株式交換が行われた場合については、なお従前の例による。
2 新法人税法第六十一条の二第五項及び第六項

の規定は、法人が平成十九年五月一日以後に行う適格合併又は適格分割型分割について適用し、法人が同日以前に行った適格合併又は適格分割型分割については、なお従前の例による。

3 新法人税法第六十一条の二第七項、第八項及び第十項の規定は、法人が平成十九年五月一日以後に行う適格合併、適格分割又は適格株式交換について適用する。

4 新法人税法第六十一条の二第二十二項の規定は、法人が平成十九年五月一日以後に行う合併、分割又は株式交換について適用する。

(連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益に関する経過措置)

第三十九条 新法人税法第六十一条の十一第一項第四号及び第六十一条の十二第一項第二号の規定は、平成十九年五月一日以後に行われる適格株式交換に係るこれらの規定に掲げる法人について適用し、同日以前に行われた適格株式交換に係る旧法人税法第六十一条の十一第一項第四号及び第六十一条の十二第一項第二号に掲げる法人については、なお従前の例による。

(適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額の引継ぎに関する経過措置)

第四十条 新法人税法第六十二条の二第二項及び第三項の規定は、法人が平成十九年五月一日以後に行う適格合併又は適格分割型分割について適用し、法人が同日以前に行った適格合併又は適格分割型分割については、なお従前の例による。

(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入に関する経過措置)

第四十一条 新法人税法第六十二条の七第七項の規定は、法人が平成十九年五月一日以後に同項に規定する特定適格合併等を行う場合について適用する。

(非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等に関する経過措置)

第四十二条 新法人税法第六十二条の八第四項、第六項及び第七項の規定は、法人が施行日以後

に行う自己を被合併法人とする合併について適用し、法人が施行日前に行った自己を被合併法人とする合併については、なお従前の例による。

(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)

第四十三条 新法人税法第六十三条の規定は、平成二十年四月一日以後に締結される契約に係る同条第六項に規定する長期割賦販売等に該当する同条第一項に規定する資産の販売等に係る収益の額及び費用の額並びに同日以後に締結される契約に係る同条第二項に規定するリース譲渡に係る収益の額及び費用の額について適用し、同日以前に締結された契約に係る旧法人税法第六十三条第五項に規定する長期割賦販売等に該当する同条第一項に規定する資産の販売等に係る収益の額及び費用の額については、なお従前の例による。

(リース取引に係る所得の金額の計算に関する経過措置)

第四十四条 新法人税法第六十四条の二の規定は、平成二十年四月一日以後に締結される契約に係る同条第三項に規定するリース取引について適用する。

(特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用に関する経過措置)

第四十五条 新法人税法第八十一条の九の二第二項から第四項までの規定は、同条第二項に規定する欠損等連結法人である連結親法人が施行日以後に同項第一号に規定する適格合併等を行う場合における同号に規定する被合併法人等の新法人税法第八十一条の九第二項第三号に規定する未処理欠損金額又は同号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額、新法人税法第八十一条の九の二第三項に規定する連結親法人又は連結子法人の同項に規定する最初連結親法人事業年度開始の日が施行日以後の日である場合における当該連結親法人又は連結子法人の同項に規定する適

用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた新法人税法第八十一条の九第二項第一号に規定する欠損金額又は同項第二号に規定する欠損金額若しくは同号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額及び新法人税法第八十一条の九の二第四項に規定する連結親法人が施行日以後に同項に規定する適格合併等を行う場合における同項に規定する非支配法人の同項に規定する適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた新法人税法第八十一条の九第二項第三号に規定する未処理欠損金額又は同号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額について適用し、旧法人税法第八十一条の九の二第二項に規定する欠損等連結法人である連結親法人が施行日前に同項第一号に規定する適格合併等を行った場合における同号に規定する被合併法人等の旧法人税法第八十一条の九第二項第三号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額、旧法人税法第八十一条の九の二第三項に規定する連結親法人又は連結子法人の同項に規定する最初連結親法人事業年度開始の日が施行日前の日であった場合における当該連結親法人又は連結子法人の同項に規定する適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた旧法人税法第八十一条の九第二項第一号又は第二号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額及び旧法人税法第八十一条の九の二第四項に規定する連結親法人が施行日前に同項に規定する適格合併等を行った場合における同項に規定する非支配法人の同項に規定する適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた旧法人税法第八十一条の九第二項第三号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、なお従前の例による。

(連結特定同族会社の特別税率に関する経過措置)

第四十六条 新法人税法第八十一条の十三の規定

は、同条第一項の連結法人の新法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、旧法人税法第八十一条の十三第一項の連結法人の旧法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(組織再編成に係る行為又は計算の否認に関する経過措置)

第四十七条 新法人税法第三百三十二条の二の規定は、法人が平成十九年五月一日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が同日以前に行つた行為又は計算については、なお従前の例による。

(国内源泉所得に対する法人税に関する経過措置)

第四十八条 第二条の規定による改正後の法人税法第三百三十八条第五号の規定は、信託法施行日以後に支払を受けるべき同号に規定する配当等について適用し、信託法施行日前に支払を受けるべき旧法人税法第三百三十八条第五号に規定する配当等については、なお従前の例による。

(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十九条 第三条の規定による改正後の相続税法(以下この条において「新相続税法」という。)第一章第三節の規定(新相続税法第九条の三第一項に規定する受益者連続型信託に係る部分を除く。は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含む。))について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。))については、なお従前の例による。

2 新相続税法第一章第三節の規定(新相続税法第九条の三第一項に規定する受益者連続型信託

に係る部分に限る。は、信託法施行日以後に信託に関する権利(当該権利に係る利益及び当該信託に係る残余財産を含む。以下この項において同じ。)を取得する場合について適用し、信託法施行日前に信託に関する権利を取得した場合については、なお従前の例による。

3 前項の規定により信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。)について新相統税法第九條の二及び第九條の三の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、新相統税法第九條の二第一項中「受益者等(受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「受益者等(受益者としての権利を現に有する者(その者が存しない場合にあつては、委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。))と、新相統税法第九條の三第一項中「前条第五項に規定する特定委託者」とあるのは「委託者」とする。

4 新相統税法第十條第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)又は贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。)により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

5 新相統税法第十條第一項(第九号に係る部分に限る。)の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限る、新法信託を含む。)について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。

6 新相統税法第十九條の二の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

7 新相統税法第五十九條第二項の規定は、平成十九年十月一日以後に同項各号に掲げる事由が生ずる場合について適用し、同日前に第三條の規定による改正前の相統税法第五十九條第一項第三号に掲げる信託会社が信託を引き受けたことにより提出すべき同号に定める調書については、なお従前の例による。

8 新相統税法第六十四條第四項の規定は、法人が平成十九年五月一日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が同日前行った行為又は計算については、なお従前の例による。

9 新相統税法第六十四條第五項の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限る、新法信託を含む。)に係る受益者又は新相統税法第九條の二第一項に規定する受益者等について適用する。

(地価税法の一部改正に伴う経過措置)
第五十條 第四條の規定による改正後の地価税法(以下この条において「新地価税法」という。)第九條の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限る、新法信託を含む。)について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。

2 新地価税法第三十二條第四項の規定は、法人が平成十九年五月一日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が同日前行った行為又は計算については、なお従前の例による。

3 新地価税法第三十二條第五項の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限る、新法信託を含む。)については、なお従前の例による。

てされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限る、新法信託を含む。)に係る受益者又は新地価税法第九條第一項に規定する受益者(同条第二項において当該受益者とみなされる者を含む。)について適用する。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)
第五十一條 第五條の規定による改正後の登録免許税法(第十四條第一項、別表第一第三号、同表第二十八號の二、同表第三十五號(九)及び同表第三十八號を除く。)の規定は、施行日以後に受ける登記、登録又は認定に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記、登録又は認定に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)
第五十二條 第六條の規定(附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の消費税法の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限る、新法信託を含む。)について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)
第五十三條 第九條の規定(附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国税通則法の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限る、新法信託を含む。)について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。

(清算人等の第二次納税義務等に関する経過措置)
第五十四條 第十條の規定(附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国税徴収法の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限る、新法信託を含む。)について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。

に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国税徴収法の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限る、新法信託を含む。)について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。

(公売保証金等に関する経過措置)
第五十五條 第十條の規定による改正後の国税徴収法(第百條、第百六條第一項、第百十五條第二項及び第百七十一條第三項の規定は、施行日以後に同法第九十五條の規定により行う公告に係る公告について適用し、施行日前に第十條の規定により行つた公告に係る公告については、なお従前の例による。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第五十六條 第十一條の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約実施特例法」という。)第二條の二の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる同条第一項に規定する法人課税信託(遺言によつてされた信託に該当するものにあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限る、新法信託に該当するものを含む。)について適用する。

2 新租税条約実施特例法第三條の二第一項から第八項までの規定は、これらの規定に規定する相手国居住者等、非居住者又は外国法人が信託法施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手国団体配当等又は第三国団体配当等について適用し、第十一條の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条に

において「旧租税条約実施特例法」という。第三條の二第二項から第八項までに規定する相手国居住者等、非居住者又は外国法人が信託法施行日前に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手国団体配当等又は第三国団体配当等については、なお従前の例による。

3 新租税条約実施特例法第三條の二第十三項の規定は、同項に規定する非居住者又は外国法人が信託法施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する第三国団体配当等に係る所得税について適用し、旧租税条約実施特例法第三條の二第十三項に規定する非居住者又は外国法人が信託法施行日前に支払を受けるべき同項に規定する第三国団体配当等に係る所得税については、なお従前の例による。

4 新租税条約実施特例法第五條の二第一項の規定は、同項に規定する居住者が施行日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

5 新租税条約実施特例法第五條の二第三項、第五項及び第六項の規定は、これらの規定に規定する非居住者が施行日以後に支払う又は控除される同条第三項に規定する特定社会保険料について適用する。

6 新租税条約実施特例法第五條の三第一項の規定は、同項に規定する道府県民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

7 新租税条約実施特例法第五條の三第三項の規定は、同項に規定する市町村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

8 新租税条約実施特例法第七條第一項の規定は、施行日以後に同項の更正の請求が行われる場合について適用し、施行日前に旧租税条約実施特例法第七條第一項の更正の請求が行われた場合については、なお従前の例による。

9 新租税条約実施特例法第七條第三項の規定

は、施行日以後に受ける同条第一項の更正について適用する。

(法人課税信託の受託者等に関する租税特別措置法の適用に関する経過措置)

第五十七條 第十二條の規定による改正後の租税特別措置法(以下附則第百三十三條までにおいて「新租税特別措置法」という。第二條の二の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる同条第一項に規定する法人課税信託(遺言によつてされた信託に該当するものにあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限り、新法信託に該当するものを含む。)について適用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第五十八條 新租税特別措置法第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十九年分以後の所得税について適用し、平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例に関する経過措置)

第五十九條 新租税特別措置法第三條の二の規定は、信託法施行日以後に支払うべき同条に規定する利子等又は配当等について適用し、信託法施行日前に支払うべき第十二條の規定による改正前の租税特別措置法(以下附則第百三十三條までにおいて「旧租税特別措置法」という。第三條の二に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

(振替国債等の利子の課税の特例に関する経過措置)

第六十條 新租税特別措置法第五條の二第二項(同項に規定する振替地方債に係る部分に限る。)の規定は、同項に規定する非居住者又は外国法人が平成二十年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替地方債の利子について適用する。

(国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置)

第六十一條 新租税特別措置法第八條の三の規定は、信託法施行日以後に同条第二項に規定する交付を受けるべき同項に規定する国外投資信託等の配当等について適用し、信託法施行日前に旧租税特別措置法第八條の三第二項に規定する交付を受けるべき同項に規定する国外投資信託等の配当等については、なお従前の例による。

(配当控除の特例に関する経過措置)

第六十二條 新租税特別措置法第九條の規定は、個人が信託法施行日以後に同条第一項に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、個人が信託法施行日前に旧租税特別措置法第九條第一項に規定する配当所得を有することとなった場合については、なお従前の例による。

(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例に関する経過措置)

第六十三條 新租税特別措置法第九條の四第一項の規定は、同条各号に掲げる法人が信託法施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等について適用し、旧租税特別措置法第九條の四第一項各号に掲げる法人が信託法施行日前に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九條の四第二項の規定は、同項に規定する内国信託会社が信託法施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等について適用し、旧租税特別措置法第九條の四第二項に規定する内国法人である信託会社が信託法施行日前に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第九條の四第三項の規定は、同項に規定する特定目的信託の同項に規定する受託法人が信託法施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等について適用する。

4 新租税特別措置法第九條の四第五項の規定

は、同項に規定する特定目的信託の同項に規定する受託法人が信託法施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する特定国内源泉所得について適用する。

(外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例に関する経過措置)

第六十四條 新租税特別措置法第九條の五の二の規定は、非居住者又は外国法人が信託法施行日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する外国特定目的信託の利益の分配(信託法施行日以後に効力が生ずる新租税特別措置法第六十八條の三の二第一項に規定する特定目的信託(新法信託を含む。))に係るものに限る。又は外国特定投資信託の収益の分配(信託法施行日以後に効力が生ずる新租税特別措置法第六十八條の三の二第一項に規定する特定投資信託(新法信託を含む。))に係るものに限る。について適用する。

(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十五條 個人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第十條の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

(中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十六條 個人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第十條の三第一項各号に掲げる減価償却資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十七條 新租税特別措置法第十條の四第一項第三号に係る部分に限る。の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同号に定める器具及び備品について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をし

特別措置法第十三条第二項(新租税特別措置法第十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新租税特別措置法第十三条第二項中「又は次条第一項」とあるのは「若しくは次条第一項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第○号)附則第七十条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の

15 前項の規定の適用がある場合における新租税

過措置)

3 新租税特別措置法第三十二条第一項の規定

三十一日までの間に行う同項に規定する譲渡資

係る部分に限る。の規定は、個人が平成二十年四月一日以後に締結する同項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、個人が同日前に締結した旧租税特別措置法第三十七条の五第一項に規定する買換資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

係る契約については、なお従前の例による。
(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第七十五條 新租稅特別措置法第三十七條の十第二項第六号の規定は、個人が信託法施行日以後に行う同項に規定する株式等の同条第一項の譲渡による所得について適用し、個人が信託法施行日以前に行った旧租稅特別措置法第三十七條の十第二項に規定する株式等の同条第一項の譲渡による所得については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十第三項第一

号(新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。)の規定(信託の合併に係る部分を除く。)は、個人が同号に規定する合併により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該合併が平成十九年五月一日以後であるものについて適用し、個人が旧租税特別措置法第三十

七条の十第三項第一号(旧租税特別措置法第三十七條の十二第四項において準用する場合を含む。)に規定する合併により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該合併が同日前であるものについては、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十七條の十第三項第一

号(新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。)の規定(信託の合併に係る部分に限る。)は、個人が同号に規定する合併により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該合併が信託法施行日以後であるものについて適用し、個人が旧租税特別措置法第三十七条の

十第三項第一号(旧租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。)に

規定する合併により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該合併が信託法施行日前であるものについては、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十七条の十第三項第二号(新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。)の規定(信託の分割に係る部分を除く。)は、個人が同号に規定する分割により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該分割が平成十九年五月一日以後であるものについて適用し、個人が旧租税特別措置法第三十七条の十第三項第二号(旧租税特別措置法第三十七

7 新租税特別措置法第三十七条の十第四項第一号の規定は、信託法施行日以後の同号に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、信託法施行日前の旧租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

旧租税特別措置法第三十七条の十第三項第三号(旧租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。)に規定する資本の払戻しにより交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該資本の払戻しが信託法施行日前であるものについては、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第三十七条の十第四項第一号の規定は、信託法施行日以後の同号に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、信託法施行日前の旧租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第三十七条の十第四項第二号の規定は、信託法施行日以後の同号に規定する信託の分割について適用する。
(合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例に関する経過措置)
第七十六条 新租税特別措置法第三十七条の十四の二第一項から第三項まで及び第七項の規定は、平成十九年五月一日以後に同条第一項から第三項までに規定する特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換が行われる場合について適用する。

5 新租税特別措置法第三十七条の十第三項第二号(新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。)の規定(信託の分割に係る部分に限る。)は、個人が同号に規定する分割により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該分割が信託法施行日以後であるものについて適用し、個人が旧租税特別措置法第三十七条の十第三項第二号(旧租税特別措置法第三十七

2 新租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項の規定は、平成十九年五月一日以後に同項に規定する国内事業管理親法人株式につき同項に規定する行為が行われる場合について適用する。
(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置)
第七十七条 新租税特別措置法第三十七条の十四の三第一項から第三項まで及び第五項の規定は、平成十九年十月一日以後に同条第一項から第三項までに規定する特定非適格合併、特定非適格分割型分割又は特定非適格株式交換が行われる場合について適用する。

8 新租税特別措置法第三十七条の十第四項第二号の規定は、信託法施行日以後の同号に規定する信託の分割について適用する。
(合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例に関する経過措置)
第七十六条 新租税特別措置法第三十七条の十四の二第一項から第三項まで及び第七項の規定は、平成十九年五月一日以後に同条第一項から第三項までに規定する特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換が行われる場合について適用する。

8 新租税特別措置法第三十七条の十第四項第二号の規定は、信託法施行日以後の同号に規定する信託の分割について適用する。
(合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例に関する経過措置)
第七十六条 新租税特別措置法第三十七条の十四の二第一項から第三項まで及び第七項の規定は、平成十九年五月一日以後に同条第一項から第三項までに規定する特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換が行われる場合について適用する。

6 新租税特別措置法第三十七条の十第三項第三号(新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。)の規定は、個人が同号に規定する資本の払戻しにより交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該分割が信託法施行日前であるものについては、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項の規定は、平成十九年五月一日以後に同項に規定する国内事業管理親法人株式につき同項に規定する行為が行われる場合について適用する。
(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置)
第七十七条 新租税特別措置法第三十七条の十四の三第一項から第三項まで及び第五項の規定は、平成十九年十月一日以後に同条第一項から第三項までに規定する特定非適格合併、特定非適格分割型分割又は特定非適格株式交換が行われる場合について適用する。

2 新租税特別措置法第四十条の四第七項及び第八項の規定は、同条第七項に規定する外国信託の受託者の当該外国信託に係る信託法施行日以後に終了する事業年度に係る同項の規定により適用される同条第一項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第三十七条の十第四項第二号の規定は、信託法施行日以後の同号に規定する信託の分割について適用する。
(合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例に関する経過措置)
第七十六条 新租税特別措置法第三十七条の十四の二第一項から第三項まで及び第七項の規定は、平成十九年五月一日以後に同条第一項から第三項までに規定する特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換が行われる場合について適用する。

6 新租税特別措置法第三十七条の十第三項第三号(新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。)の規定は、個人が同号に規定する資本の払戻しにより交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該分割が信託法施行日前であるものについては、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項の規定は、平成十九年五月一日以後に同項に規定する国内事業管理親法人株式につき同項に規定する行為が行われる場合について適用する。
(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置)
第七十七条 新租税特別措置法第三十七条の十四の三第一項から第三項まで及び第五項の規定は、平成十九年十月一日以後に同条第一項から第三項までに規定する特定非適格合併、特定非適格分割型分割又は特定非適格株式交換が行われる場合について適用する。

2 新租税特別措置法第四十条の四第七項及び第八項の規定は、同条第七項に規定する外国信託の受託者の当該外国信託に係る信託法施行日以後に終了する事業年度に係る同項の規定により適用される同条第一項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第三十七条の十第四項第二号の規定は、信託法施行日以後の同号に規定する信託の分割について適用する。
(合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例に関する経過措置)
第七十六条 新租税特別措置法第三十七条の十四の二第一項から第三項まで及び第七項の規定は、平成十九年五月一日以後に同条第一項から第三項までに規定する特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換が行われる場合について適用する。

2 旧信託の旧受益者たる地位の承継を受ける者について新租税特別措置法第四十一条の四の二の規定を適用する場合には、同条第一項中「所得税法第十三条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む）」とあるのは、「受益者（受益者が特定していない場合又は存在していない場合には、当該信託の委託者）」とする。（償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置）

第八十五条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項第十一号の規定は、附則第一条第八号に定める日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用する。

（施行日前に電子情報処理組織を使用して確定申告書の提出を行い出国をした者に係る特例）

第八十六条 平成十九年分の所得税につき附則第一条第五号に定める日前行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して所得税法第二百七条第一項又は第二項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による確定申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を除く。）の提出を行った者（財務省令で定めるところにより新租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する確定申告情報と同項に規定する電子証明書とを併せて送信したものと限る。次項において「電子申告を行った者」という。）の平成十九年分の所得税については、新租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項の規定は、適用しない。この場合において、同条第一項の規定により控除される金額は、当該確定申告情報として送信された所得税の額に限るものとする。

2 平成十九年分の所得税につき電子申告を行った者は、前項に規定する確定申告情報として送信された事項につき、新租税特別措置法第四十

一条の十九の三の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、附則第一条第五号に定める日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ。

3 前項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書の記載事項の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第八十七条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。（エネルギー需給構造改革推進設備等に関する経過措置）

第八十八条 法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。（中小企業者等が機械等取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十九条 法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第四十二条の六第一項各号に掲げる減価償却資産の賃借に係る契約につ

いては、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十条 新租税特別措置法第四十二条の七（第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同号に定める器具及び備品について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項第三号に定める器具及び備品については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十二条の七（同条第一項第四号に規定する大規模法人（以下この項において「新法適用大規模法人」という。）に係る部分に限る。）の規定は、新法適用大規模法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同号に定める機械及び装置並びに器具及び備品について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の七第一項第四号に規定する大規模法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした同号に定める機械及び装置並びに器具及び備品については、なお従前の例による。

3 前項に規定する新法適用大規模法人が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に締結する契約により新租税特別措置法第四十二条の七第三項に規定する賃借をする場合の同項の規定の適用については、同項中「特定中小企業者等が」とあるのは「特定中小企業者等（第一項第四号に掲げる法人にあつては、同号に規定する大規模法人を除く。）が」と、「金額（第一項第四号に規定する大規模法人が賃借をした同号に定める資産については、当該計算した金額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」とあるのは「金額」とする。

4 法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項第五号及び第八号に定める機械及び装置については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十二条の七（第一項第

七号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十一号に定める日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項第七号に定める機械及び装置について適用する。

6 新租税特別措置法第四十二条の七（第六項に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成二十年四月一日以後に締結する同項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十一条 新租税特別措置法第四十二条の十（第六項に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成二十年四月一日以後に締結する同項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第四十二条の十第一項に規定する経営革新設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（情報基盤強化設備等取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十二条 法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第四十二条の十一第一項に規定する情報基盤強化設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第九十三条 新租税特別措置法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項、第四十四条の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十四条の四第一項、第四十五条の二第一項から第三項まで、第四十六条第一項、第四十六条の二第一項、第四十六

七条の二第二項及び第四十八条第一項（これらの規定に規定する所有権移転外リース取引に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成二十年四月一日以後に締結するこれらの規定に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第四十三条第一項、第四十三条の二第二項、第四十三条の三第一項、第四十四条第一項、第四十四条の三第一項、第四十四条の四第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項及び第四十六条第一項、第四十六条の二第一項、第四十七条第三項、第四十七条の二第二項並びに第四十八条第一項に規定する減価償却資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十三条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の二第二項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十三条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の三第一項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十四条の二第一項の規定は、法人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用する。

5 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第二項に規定する高度技術産業用設備については、なお従前の例による。

6 施行日から産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第四十四条の三第一項の規定の適用について、

ては、同項中「次の各号」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第四十四条の三第一項各号」と、「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」とあるのは「平成十九年四月一日から産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日（第二号）の施行の前日まで」と、「第二号（当該事業革新設備が、産業活力再生特別措置法第二十条第十項に規定する特定事業革新設備である場合又は第四号若しくは第五号に掲げる計画に記載されたものである場合には、百分の三十）」とあるのは「百分の二十四（当該事業革新設備が、旧租税特別措置法第四十四条の三第一項第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、同項第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。）とする。」とする。

7 新租税特別措置法第四十四条の四第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の四第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

8 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の五第一項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

9 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が附則第一条第十三号に定める日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備

等について適用し、法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

11 法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第四十四条の七第一項に規定する再商品化設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

12 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

13 新租税特別措置法第四十五条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第四十五条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定増改築施設について適用する。

15 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の二第二項に規定する特定医療用建物については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「第六十八号の二十九第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第一百七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十九第二項」とする。

16 法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第四十六条の二第二項に規定する障害者対応設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

17 新租税特別措置法第四十六条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する事業所内託児施設等について適用する。

18 旧租税特別措置法第四十六条の三第一項に規定する農業経営改善計画につき同項の認定を施行日前に受けた同項に規定する農業生産法人の有する同項に規定する農業用の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに生物については、同条の規定は、なおその効力を有する。

19 法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する中心市街地優良賃貸住宅の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

20 新租税特別措置法第四十七条（第三項に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

21 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「第六十八号の三十四第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第一百七十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八号の三十四第三項」とする。

22 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十七条第五項に規定する改良優良賃貸住宅については、なお従前の例による。（漁業協同組合等の留保所得の特別控除に関する経過措置）

第九十四条 新租税特別措置法第六十一条の規定は、同条第一項に規定する法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十一条第一項に規定する法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税

七第一項の表の第十六号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十四号に定める日以後に行う同表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用する。

7 新租税特別措置法第六十五条の七及び第六十五条の八（新租税特別措置法第六十五条の七第十五項第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成二十年四月一日以後に締結する同号に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十五条の七第一項に規定する買換資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予に関する経過措置）

第九十八条 新租税特別措置法第六十六条の四の二の規定は、施行日以後に同条第一項の申請が行われる場合について適用する。

（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第九十九条 新租税特別措置法第六十六条の六第一項、第二項及び第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六条の六第七項及び第八項の規定は、同条第七項に規定する外国信託の受託者の当該外国信託に係る信託法施行日以後に終了する事業年度に係る同項の規定により適用される同条第一項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用する。

（内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第一百条 旧租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国信託の信託法施行日前に終了した同項に規定する計算期間に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第一百一条 新租税特別措置法第六十六条の九の六の規定は、平成十九年十月一日以後に同条第一項に規定する特定関係が生ずる場合について適用する。

（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置）

第一百二条 新租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、法人が施行日以後に支出する同条第一項又は第二項に規定する寄附金について適用する。

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第一百三十三条 施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の十二第二項に規定する設備の廃棄等を行った法人の当該設備の廃棄等の日を含む事業年度において生じた当該設備の廃棄等に係る同項に規定する設備廃棄等欠損金額については、なお従前の例による。

（転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第一百四十四条 新租税特別措置法第六十七条の四の規定は、法人が平成二十年四月一日以後に締結する同条第二項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十七条の四第二項に規定する固定資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（組合事業等による損失がある場合の課税の特

例に関する経過措置）

第一百五十五条 新租税特別措置法第六十七条の十二（同条第一項に規定する特定受益者に係る部分に限る。）の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては、信託法施行日以後に遺言がされたものに限る。）及び信託法施行日以後に信託の同項に規定する受益者たる地位（信託法施行日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。以下この条において「旧信託」という。）にあつては、第二項の規定による改正前の法人税法第十二条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この条において「旧受益者」という。）たる地位）の承継を受ける法人の当該承継（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により信託法施行日前から旧受益者であつた者（遺言によってされた旧信託にあつては、その効力が生じた時から旧受益者であつた者を含む。）からその地位の承継を受ける場合）のその承継を除く。次項において同じ。）に係る信託について適用する。

2 旧信託の旧受益者たる地位の承継を受ける者について新租税特別措置法第六十七条の十二の規定を適用する場合には、同条第一項中「法人税法第二十九条に規定する集団投資信託及び法人課税信託を除く。以下この条において同じ。」の同法第十二条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。）とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）第二条の規定による改正前の法人税法第十二条第一項ただし書に規定する信託を除く。以下この条において同じ。）の受益者（受益者が特定していない場合又は存在していない場合には、当該信託の委託者とする。）（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第十六条 旧租税特別措置法第六十七条の十五第九項に規定する不動産投資法人が施行日前に同項に規定する特定目的会社の同項に規定する優先出資証券を取得した場合については、なお従前の例による。

（振替国債の利子等の非課税に関する経過措置）

第一百七十七条 新租税特別措置法第六十七条の十六第一項の規定は、同項に規定する外国法人が平成二十年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替地方債の利子について適用する。

（農林中央金庫等の合併に係る課税の特例に関する経過措置）

第一百八条 新租税特別措置法第六十八条の二の二の規定は、施行日以後に行われる同条第四号に掲げる合併について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の三第四号に掲げる合併については、なお従前の例による。

（適格合併等の範囲に関する特例に関する経過措置）

第一百九条 新租税特別措置法第六十八条の二の三の規定は、平成十九年十月一日以後に行われる合併、分割、株式交換又は現物出資について適用する。

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置）

第一百十條 新租税特別措置法第六十八条の三の規定は、平成十九年十月一日以後に合併、分割型分割又は株式交換が行われる場合について適用する。

（特定目的信託等に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置）

第一百十一條 新租税特別措置法第六十八条の三の二の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる同条第一項に規定する特定目的信託（新法信託を含む。）について適用する。

2 信託法施行日前に効力が生じた旧租税特別措置法第六十八条の三の三第二項に規定する特定目的信託（新法信託を除く。）の受託者である内国法人の各計算期間分の法人税については、なお従前の例による。

は、信託法施行日以後に効力が生ずる同条第一項に規定する特定投資信託（新法信託を含む。）について適用する。

4 信託法施行日前に効力が生じた旧租税特別措置法第六十八条の三の四第一項に規定する特定投資信託（新法信託を除く。）の受託者である内国法人の各計算期間分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十二条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十三条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する特定機械装置等又は同条第三項に規定する減価償却資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十四条 新租税特別措置法第六十八条の十二（第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同号に定める器具及び備品について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一

項第三号に定める器具及び備品については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の十二（同条第一項第四号に規定する大規模連結法人（以下この項において「新法適用大規模連結法人」という。）に係る部分に限る。）の規定は、新法適用大規模連結法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同号に定める機械及び装置並びに器具及び備品について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項第四号に規定する大規模連結法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした同号に定める機械及び装置並びに器具及び備品については、なお従前の例による。

3 前項に規定する新法適用大規模連結法人が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に締結する契約により新租税特別措置法第六十八条の十二第三項に規定する賃借をする場合の同項の規定の適用については、同項中「特定中小連結子法人等」とあるのは「特定中小連結子法人等（第一項第四号に掲げる連結法人にあつては、同号に規定する大規模連結法人を除く。）が」と、「金額（第一項第四号に規定する大規模連結法人が賃借をした同号に定める資産については、当該計算した金額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」とあるのは「金額」とする。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項第五号及び第八号に定める機械及び装置については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八条の十二（第一項第七号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十一号に定める日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項第七号に定める機械及び装置について適用する。

6 新租税特別措置法第六十八条の十二（第六項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に締結する同項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項に規定する事業基盤強化設備の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十五条 新租税特別措置法第六十八条の十四（第六項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に締結する同項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十八条の十四第一項に規定する経営革新設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十六条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第六十八条の十五第一項に規定する情報基盤強化設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第百十七条 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項、第六十八条の十七第一項、第六十八条の十八第一項、第六十八条の十九第一項、第六十八条の二十第一項、第六十八条の二十一第一

項、第六十八条の二十三第一項、第六十八条の二十四第一項、第六十八条の二十七第一項、第六十八条の二十九第一項から第三項まで、第六十八条の三十一第一項、第六十八条の三十一第一項、第六十八条の三十二第一項、第六十八条の三十三第一項、第六十八条の三十四第一項及び第六十八条の三十五第一項（これらの規定に規定する所有権移転外リース取引に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に締結するこれらの規定に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項、第六十八条の十七第一項、第六十八条の十八第一項、第六十八条の十九第一項、第六十八条の二十一第一項、第六十八条の二十三第一項、第六十八条の二十七第一項、第六十八条の二十九第一項及び第四項、第六十八条の三十第一項、第六十八条の三十一第一項、第六十八条の三十三第一項、第六十八条の三十四第一項、第六十八条の三十五第一項並びに第六十八条の三十六第一項に規定する減価償却資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する研究施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十七第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の十八第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資

産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十八第一項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八條の二十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用する。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十第一項に規定する高度技術産業用設備については、なお従前の例による。

6 施行日から産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八條の二十一第一項の規定の適用については、同項中「第四十四條の三第一項各号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)第十二條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「旧租税特別措置法」という。)第四十四條の三第一項各号」と、「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」とあるのは「平成十九年四月一日から産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日の前日まで」と、「第二条第八項」とあるのは「第二条第五項」と、「百分の二十(当該事業革新設備が、産業活力再生特別措置法第二条第十項に規定する特定事業革新設備である場合又は第四十四條の三第一項第四号若しくは第五号に掲げる計画に記載されたものである場合には、百分の三十)」とあるのは「百分の二十四(当該事業革新設備が、旧租税特別措置法第四十四條の三第一項第一号又は第三号に掲げる計画に記載された

ものである場合には百分の三十とし、同項第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。）」とする。

7 新租税特別措置法第六十八條の二十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十三第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十四第一項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十五第一項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第六十八條の二十六(新租税特別措置法第四十四條の六第一項第二号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十三号に定める日以後に取得等をする新租税特別措置法第六十八條の二十六第一項に規定する再商品化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第六十八條の二十六第六項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

の二十六第六項に規定する再商品化設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

12 新租税特別措置法第六十八條の二十七(新租税特別措置法第四十五條第一項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする新租税特別措置法第六十八條の二十七第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十七第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

13 新租税特別措置法第六十八條の二十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八條の二十九第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第六十八條の二十九第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定増改築施設について適用する。

15 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八條の二十九第二項に規定する特定医療用建物については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十五條の二第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第九十三條第十五項の規定に

よりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法(次項において「旧効力措置法」という。)第四十五條の二第二項」と、同条第三項中「第四十五條の二第二項」とあるのは「旧効力措置法第四十五條の二第二項」とする。

16 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第六十八條の三十一第二項に規定する障害者対応設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

17 新租税特別措置法第六十八條の三十二第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する事業所内託児施設等について適用する。

18 旧租税特別措置法第六十八條の三十二第一項に規定する農業経営改善計画につき同項の認定を施行日前に受けた同項に規定する農業生産法人の有する同項に規定する農業用の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに生物については、同条の規定は、なおその効力を有する。

19 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第六十八條の三十四第一項に規定する中心市街地優良賃貸住宅の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

20 新租税特別措置法第六十八條の三十四第三項に係る部分に限る。の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

21 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八條の三十四第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住

宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十七条第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第九十三条第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(次項において「旧効力措置法」という。)第四十七条第三項」と、同条第四項中「第四十七条第三項」とあるのは「旧効力措置法第四十七条第三項」とする。

22 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第五項に規定する改良優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

(連結法人である認定農業生産法人等の課税の

特例に関する経過措置)

第百十八条 新租税特別措置法第六十八条の六十四及び第六十八条の六十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

(連結法人である農業生産法人の課税の特例に関する経過措置)

第百十九条 旧租税特別措置法第六十八条の六十四第一項の連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得の金額の計算については、同条及び旧租税特別措置法第六十八条の六十五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十八條の六十四第一項	第六十一條の二第一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第九十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条及び次条において「旧効力措置法」という。)第六十一條の二第一項
第六十八條の六十四第二項及び第三項	第六十一條の二第一項	旧効力措置法第六十一條の二第一項
第六十八條の六十四第四項	又は同項 連結子法人に	若しくは同項 連結子法人又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)第十二條の規定による改正後の租税特別措置法第六十八條の六十四第一項の規定の適用を受ける連結親法人若しくは同項の規定の適用を受ける連結子法人に
第六十八條の六十四第六項	第六十一條の二第一項 「第五十五條第十一項」とある	旧効力措置法第六十一條の二第一項 「第五十五條第十一項」とあるのは「所

第六十八條の六十四第七項	第六十一條の二第七項	「同条第十一項」とあるのは「旧効力単体措置法第六十一條の二第七項	「同条第十一項」とあるのは「旧効力単体措置法第六十一條の二第七項
第六十八條の六十五第一項	第六十一條の二第一項	旧効力措置法第六十一條の二第一項	旧効力措置法第六十一條の二第一項
第六十八條の六十五第二項	第六十一條の二第二項	旧効力措置法第六十一條の二第二項	旧効力措置法第六十一條の二第二項

(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第百二十条 新租税特別措置法第六十八条の七十四第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に締結する同項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十八条の七十四第一項に規定する代替資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の七十四(新租税特別措置法第六十五条の三第一項第四号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十五号に定める日以後に

3 新租税特別措置法第六十八条の七十四第二項及び第三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が行った旧租税特別措置法第六十八条の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八條の七十五(新租税特別措置法第六十五條の四第一項第十一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一條第十四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

5 新租税特別措置法第六十八條の七十五(新租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで(新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第十六号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一條第十四号に定める日以後に行う同表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用する。

7 新租税特別措置法第六十八條の七十八及び第六十八條の七十九(新租税特別措置法第六十八條の七十八第十五項第二号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に締結する同号に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項に規定する買換資産の賃借に係る契約について

ては、なお従前の例による。

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予に関する経過措置)

第二百一十一條 新租税特別措置法第六十八條の八十八の二の規定は、施行日以後に同条第一項の申請が行われる場合について適用する。

(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第二百二十二條 新租税特別措置法第六十八條の九十一第一項、第二項及び第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十一第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の九十七項及び第八項の規定は、同条第七項に規定する外国信託の受託者の当該外国信託に係る信託法施行日以後に終了する事業年度に係る同項の規定により適用される同条第一項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額について適用する。

(連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第二百二十三條 旧租税特別措置法第六十八條の九十三の二第一項に規定する特定外国信託の信託法施行日前に終了した同項に規定する計算期間に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額については、なお従前の例による。

(特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

置)

第二百二十四條 新租税特別措置法第六十八條の九十三の六の規定は、平成十九年十月一日以後に同条第一項に規定する特定関係が生ずる場合について適用する。

(連結法人の特定地域雇用会社等に対する寄附金の損算入の特例に関する経過措置)

第二百二十五條 新租税特別措置法第六十八條の九十六の二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する同条第一項又は第二項に規定する寄附金について適用する。

(連結法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)

第二百二十六條 新租税特別措置法第六十八條の百二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に締結する同条第二項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十八條の百二第二項に規定する固定資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

(連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例に関する経過措置)

第二百二十七條 新租税特別措置法第六十八條の百

五の二(同条第一項に規定する特定受益者に係る部分に限る。)の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては、信託法施行日以後に遺言がされたものに限り。及び信託法施行日以後に信託の同条第四項に規定する受益者たる地位(信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託)にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。以下この条において「旧信託」という。)にあつては、第二條の規定による改正前の法人税法第十二條第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者(以下この条において「旧受益者」という。)たる地位)の承継を受ける連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の当該承継(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により信託法施行日前から旧受益者であつた者(遺言によつてされた旧信託)にあつては、その効力が生じた時から旧受益者であつた者を含む。)からその地位の承継を受ける場合のその承継を除く。次項において同じ。)に係る信託について適用する。

2 旧信託の旧受益者たる地位の承継を受ける者について新租税特別措置法第六十八條の百五の二の規定を適用する場合には、同条第一項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同条第一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第二百五條第二項の規定により読み替えられた同法第十二條の規定による改正後の租税特別措置法第六十七條の十二第一項
同条第三項第一号	第六十七條の十二第三項第一号
信託(信託)	信託(同法)

(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置)

第二百二十八條 新租税特別措置法第六十八條の百九の二の規定は、平成十九年十月一日以後に合

併、分割型分割又は株式交換が行われる場合について適用する。

(外国特定目的信託の利益の分配に係る課税の特例に関する経過措置)

第二百二十九条 新租税特別措置法第六十八条の百十第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が信託法施行日以後に受けるべき同項に規定する外国特定目的信託の利益の分配の額(信託法施行日以後に効力が生ずる新租税特別措置法第六十八条の三の第二項に規定する特定目的信託(新法信託を含む。))に係るものに限る。について適用する。

(外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例に関する経過措置)

第三百三十条 新租税特別措置法第六十八条の百十一第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が信託法施行日以後に受けるべき同項に規定する外国特定投資信託の収益の分配の額(信託法施行日以後に効力が生ずる新租税特別措置法第六十八条の三の第三項に規定する特定投資信託(新法信託を含む。))に係るものに限る。について適用する。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第三百三十一条 新租税特別措置法第六十九条の四及び第六十九条の五の規定は、平成十九年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。))により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十条第十一項及び第十二項の規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者が施行日以後に金銭の贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。))をする場合について適用する。

3 新租税特別措置法第七十条の三及び第七十条

の三の二の規定は、平成十九年一月一日以後に贈与により取得する新租税特別措置法第七十条の第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した旧租税特別措置法第七十条の第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

4 施行日から附則第一条第八号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第七十条の三の三の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「金融商品取引法」とあるのは「証券取引法」と、「金融商品取引所」とあるのは「証券取引所」とする。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第三百三十二条 新租税特別措置法第七十四条第四号に係る部分を除く。の規定は、施行日以後に新築をし、又は取得をする同条に規定する住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築をし、又は取得をした旧租税特別措置法第七十四条に規定する住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十四条第四号に係る部分に限る。の規定は、同号の住宅用家屋の新築等をするための資金の貸付けに係る債権で独立行政法人住宅金融支援機構が同号の業務により金融機関から譲り受けた貸付債権(当該金融機関が平成十九年四月一日以後に申込みを受理する資金の貸付けに係るものに限る。))について適用する。

3 新租税特別措置法第七十七条の規定は、同条に規定する政令で定める者が施行日以後に同条に規定する土地の取得をする場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、農業を営む者が施行日前に旧租税特別措置法第七十七条に規定する土地の取得をした場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の

例による。

4 森林組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第三項に規定する権利義務の承継をした場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 商工組合中央金庫が、施行日から平成二十年九月三十日までの間に旧租税特別措置法第七十八条の三第一項に規定する業務に係る債権を担保するために受ける抵当権(企業担保権を含む。以下第七項までにおいて同じ。))の設定の登記又は登録に係る登録免許税については、同条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十九年三月三十一日」とあるのは、「平成二十年九月三十日」とする。

6 株式会社商工組合中央金庫が、平成二十年十月一日から株式会社商工組合中央金庫法の廃止の日の前日又は同法の施行の日から七年を経過する日のいずれか早い日までの間に同法第十四条第一項第二号及び第四項第一号に掲げる業務(同法第六条第一項第二号から第十号までに掲げるものであって株式会社商工組合中央金庫の株主であるもの及びその直接又は間接の構成員に対するものに限る。))に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録に係る登録免許税については、旧租税特別措置法第七十八条の三第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。以下この条において「昭和四十八年改正法」という。))の施行の日」の翌日から平成十九年三月三十一日」とあるのは「平成二十年十月一日から株式会社商工組合中央金庫法平成十九年法律第 号」の廃止の日の前日又は同法の施行の日から七年を経過する日のいずれか早い日」と、「商工組合中央金庫が商工組合中央金庫法第二十八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫が同法第十四条第一項第二号及び第四項第一

号に掲げる業務(同法第六条第一項第二号から第十号までに掲げるものであって株式会社商工組合中央金庫の株主であるもの及びその直接又は間接の構成員に対するものに限る。))と、「含む。以下この条において同じ」とあるのは「含む」と、「税率は」とあるのは「税率は、株式会社商工組合中央金庫が同法第十四条第一項第二号に掲げる業務のうち同法第六条第一項第十二号に掲げるものに対するものを行う場合には財務省令で定めるところにより登記又は登録を受けるものに限る」と、「千分の一」とあるのは「不動産、船舶、ダム使用权、鉱業権、砂鉱権、租鉱権、特定鉱業権又は漁業権若しくは入漁権の抵当権の設定の登記又は登録にあつては千分の三とし、航空機又は農業用動産、建設機械若しくは自動車の抵当権の設定の登記又は登録にあつては千分の二・五とし、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団若しくは観光施設財団若しくは鉄道財団、軌道財団若しくは運河財団の抵当権又は企業担保権の設定の登記又は登録にあつては千分の二」とする。

7 前項の場合において、株式会社商工組合中央金庫が平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に同項の業務に係る債権を担保するために抵当権の設定の登記又は登録を受けるときにおける同項の規定の適用については、同項中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、「千分の二・五」とあり、及び「千分の二」とあるのは「千分の一・五」とする。

8 新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、附則第一条第十六号に定める日以後にされる同項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、同日前にされた旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一

項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する事業区域内の土地の所有権の移転の登記又は同条第二項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第八十三条第三項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同条第三項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第三項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同条第五項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(消費税の特例に関する経過措置)

第百三十三条 旧租税特別措置法第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車で、同項に規定する期間内に国内において譲渡が行われたもの又は保税地域から引き取られたものに係る消費税については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第八十六条の五第一項に規定する事業者の同項に規定する期間内に終了した同項の課税期間に係る消費税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第八十六条の五の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる第六条の規定による改正後の消費税法第十五条第一項に規定する法人課税信託(遺言によつてされた信託に該当するものにあつては信託法施行日以後に遺言がされたもの)に限り、新法信託に該当するものを含む。について適用する。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)

第百三十四条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「証券業者」を「金融商品取引

業者」に改める。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正)

第百三十五条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第五号を削る。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百三十六条 附則第三十四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特定信託についての前条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十一号の規定の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百三十七条 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、同条第十項から第十六項までの規定を適用する。この場合において、当該農業相続人に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律

(平成三年法律第十六号)附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二 旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

附則第十九条第二項の次に次の一項を加える。

3 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、同条第七項から第十二項まで及び新租税特別措置法第七十条の六第十八項の規定を適用する。この場合において、当該受贈者に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律

(昭和五十年法律第十六号)附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二 租税特別措置法の一部を改正する法律

(平成三年法律第十六号)附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三 租税特別措置法の一部を改正する法律

(平成七年法律第五十五号)附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四 旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

(地方自治法の一部改正)

第百三十八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の項第一号中「第三十一条の二第二

項第十四号ハ及び第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ及び第十六号ニ」に、「第三十四条の二第二項第十一号及び第十三号」を「第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号」に、「第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」を「第六十二条の三第四項第十五号ハ及び第十六号ニ」に、「第六十五条の四第一項第十一号及び第十三号」を「第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号」に改め、同項第二号中「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第百三十九条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の表第四十八号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)第十二条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第百四十条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第百八十六条中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第百四十一条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第二十一条第三十一号の三」を「第二十一条第三十一号」に改める。

(農地法施行法の一部改正)

第百四十二条 農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め

る。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第四百四十三条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第一号及び第三号並びに第八十二条中「三十五年」を「四十年」に改める。

(中小小売商業振興法の一部改正)

第四百四十四条 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「商店街振興組合若しくは」を「商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは)」に、「(第六条において「商店街振興組合等」という。)をいう。」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第四百四十五条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

(たばこ事業法の一部改正)

第四百四十六条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項を削る。

(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正)

第四百四十七条 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(課税の特例)」を付する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な

財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)

第四百四十八条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表租税特別措置法の項第三欄中「及び第八十八条の規定」を「たばこ税法に改め、同項第四欄中「及び第八十八条の規定並びに」を「たばこ税法及び」に改め、同表たばこ事業法の項第二欄中「附則第七条第二項」を「九条第一項」に改め、同項第三欄中「たばこ税並びに」を「たばこ税及び」に改め、同項第四欄中「たばこ税」を「たばこ税及び」に改める。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第四百四十九条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「次条第二項」を「次条」に改める。

第八条第一項を削り、同条第二項中「租税特別措置法」の下に「昭和三十三年法律第二十六号」を加え、同項を同条とする。

(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部改正)

第五百五十条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第五百五十一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「第六十六条の十二第一項」を「第六十六条の十三第一項」に、「及び設備廃棄等欠損金額」を「の欠損金額」に、「設備廃棄等欠損金額」を「の欠損金額」に改め

る。

(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五百五十二条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「老人等」を「又は証券業者」とあるのは、「金融商品取引業者又は登録金融機関」と、「受益証券」とあるのは「受益権」と、「老人等」に、「障害者等」に「を」を「障害者等」と、「又は収益の分配の」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当をいう。以下この号において同じ。の」と、「対応する剰余金又は収益の分配」とあるのは「対応する剰余金又は剰余金の配当」に改め、同条第五項中「同条第一項中「政令で定めるもの」を「同条第一項中「受益証券で政令で定めるもの」に、「政令で定めるもの」を「受益権で政令で定めるもの」に、「又は収益の分配」を「収益の分配又は第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当」と、同条第三項中「信託法」とあるのは「公益信託ニ関スル法律」と、「第六十六条」とあるのは「第一条」に改める。

附則第十条第二項中「及び第三項」を削り、「とあるのは」を「とあるのは」に、「とある」を「と」と、「証券業者」とあるのは「金融商品取引業者」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「所得税法第九条の二第二項に規定する障害者等」とするに改め、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日以後は、同条第一項中「第十四条の二第二項」とあるのは「第十四条第二項」とし、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日以後は、同

項中「証券業者」とあるのは「金融商品取引業者」とする。

附則第十条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「第十四条の二第二項」とあるのは、「第十四条第二項」とする。

附則第十五項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「証券業者又は」とあるのは「金融商品取引業者、金融商品取引清算機関又は」と、「証券業者等」とあるのは「金融商品取引業者等」と、同条第四項中「証券業者等」とあるのは「金融商品取引業者等」とする。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第五百五十三条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八十九条のうち法人税法第十二条第一項及び第二項の改正規定中「第二項」の下に「並びに第六十一条の二第二項」を加える。

第五百五十四条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八十九条のうち法人税法第十二条第一項及び第二項並びに第六十一条の二第二十一項の改正規定中「第十二条第一項及び第二項並びに」を「第十二条第四項第二号及び」に改める。

附則第一百四条を次のように改める。

第一百四条 削除

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五百五十五条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第

百二(号)の一部を次のように改正する。

第六十二条のうち租税特別措置法第五条の二第五項第七号の改正規定中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に、「第四十四条第一項第十四号」を「第四十四条第一項第十三号」に改める。

第二百二十四条のうち証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第九条第二項の改正規定中「又は郵便貯金その他」を「又は証券業者」とあるのは、「金融商品取引業者又は登録金融機関」と、「又は郵便貯金その他」に、「老人等」に「を」を「受益証券」とあるのは「受益権」と、「老人等」に「を」を「同条第三項中」を「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の分配(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当をいう。以下この号において同じ。)」のと、「対応する利子又は収益の分配」とあるのは「対応する利子、収益の分配又は剰余金の配当」と、同条第三項中「に改める」。

第二百二十四条のうち証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第十条第二項の改正規定中「とあるのは、」を「とあるのは、」及び「及び第三項」を削り、「とする」に「を」と、「証券業者」とあるのは「金融商品取引業者」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「所得税法第十条第一項に規定する障害者等」とするに改める。(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二百五十六条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四百四十四条のうち、登録免許税法別表第一第三十八号の改正規定中「同号(六)」を「同号(七)」に改め、同表第五十号の改正規定を削り、同表第九十六号の改正規定中「別表第一第九十六号」を

「別表第一第五十号の二を削り、同表第九十六号」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第五百七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五百八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、特定同族会社の留保金課税の見直し、中小企業等基盤強化税制の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に係る措置の追加、特定同族株式等に係る相続時精算課税制度の特例の創設等の中小企業関係税制の改正、移転価格税制に係る納税猶予制度の創設、租税条約に基づき社会保険料を控除する措置の創設等の国際課税の改正、特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例に係る特例の創設、長期所有の土地等に係る特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の延長等の住宅・土地税制の改正並びに上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例の延長等の金融・証券税制の改正を行うとともに、所得税の寄附金控除の控除限度額の引上げ、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額控除制度の創設、国税の納付委託制度の創設、会社法における合併等対価の柔軟化に伴う改正並びに信託法の制定に伴う所得税、法人税及び相続税等の所要の整備等を行うほか、農用地利用集積準備金制度の廃止等既存の特

別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の期限の到来する特別措置について実情に即し適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別会計に関する法律案 特別会計に関する法律

目次

第一章 総則

- 第一節 通則(第一条・第二条)
- 第二節 予算(第三条―第七条)
- 第三節 決算(第八条―第十条)
- 第四節 余裕金等の預託(第十一条・第十二条)
- 第五節 借入金等(第十三条―第十七条)
- 第六節 繰越(第十八条)
- 第七節 財務情報の開示(第十九条・第二十条)

第二章 各特別会計の目的、管理及び経理

- 第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計(第二十一条―第二十七条)
- 第二節 地震再保険特別会計(第二十八条―第三十七条)
- 第三節 国債整理基金特別会計(第三十八条―第四十九条)
- 第四節 財政投融资特別会計(第五十条―第七十条)
- 第五節 外国為替資金特別会計(第七十一条―第八十四条)
- 第六節 エネルギー対策特別会計(第八十五条―第九十五条)
- 第七節 労働保険特別会計(第九十六条―第一百七条)
- 第八節 年金特別会計(第九十八条―第一百二十三条)
- 第九節 食料安定供給特別会計(第二百二十四条―第二百三十七条)

第十節 農業共済再保険特別会計(第二百三十八条―第二百四十九条)

第十一節 森林保険特別会計(第二百五十条―第二百五十七条)

第十二節 国有林野事業特別会計(第二百五十八号―第二百七十一号)

第十三節 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計(第二百七十二号―第二百八十一号)

第十四節 貿易再保険特別会計(第二百八十二号―第二百九十二号)

第十五節 特許特別会計(第二百九十三号―第二百九十七号)

第十六節 社会資本整備事業特別会計(第二百九十八号―第二百九十九号)

第十七節 自動車安全特別会計(第二百十号―第二百一十一号)

第三章 雑則(第二百一十二号)

附則

第一章 総則

第一節 通則

第一条 この法律は、一般会計と区分して経理を行うため、特別会計を設置するとともに、その目的、管理及び経理について定めることを目的とする。

(設置)

- 第一条 次に掲げる特別会計を設置する。
- 一 交付税及び譲与税配付金特別会計
- 二 地震再保険特別会計
- 三 国債整理基金特別会計
- 四 財政投融资特別会計
- 五 外国為替資金特別会計
- 六 エネルギー対策特別会計
- 七 労働保険特別会計
- 八 年金特別会計
- 九 食料安定供給特別会計
- 十 農業共済再保険特別会計
- 十一 森林保険特別会計

十二 国有林野事業特別会計
十三 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計
十四 貿易再保険特別会計
十五 特許特別会計
十六 社会資本整備事業特別会計
十七 自動車安全特別会計

2 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び経理については、次章に定めるとおりとする。

第二節 予算

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

第三条 所管大臣(特別会計を管理する各省各庁の長(財政法昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。)をいう。以下同じ。は、毎会計年度、その管理する特別会計の歳入歳出予算計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下「歳入歳出予算計算書等」という。)を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 歳入歳出予算計算書等には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み並びに当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについては当該事業の計画及び進行状況その他当該国庫債務負担行為の執行に関する調査

二 前々年度末における積立金明細表

三 前々年度の資金の増減に関する実績表

四 前年度及び当該年度の資金の増減に関する計画表

五 当該年度に借入れを予定する借入金についての借入れ及び償還の計画表

六 前各号に掲げる書類のほか、次章において歳入歳出予算計算書等に添付しなければならないとされている書類

(歳入歳出予算の区分)

第四条 各特別会計(勘定に区分する特別会計にあつては、勘定とする。次条第一項、第九条第一項並びに第十条第一項及び第三項を除き、以

下この章において同じ。)の歳入歳出予算は、歳入にあつてはその性質に従つて款及び項に、歳出にあつてはその目的に従つて項に、それぞれ区分するものとする。

(予算の作成及び提出)

第五条 内閣は、毎会計年度、各特別会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 各特別会計の予算には、歳入歳出予算計算書等及び第三条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入れ)

第六条 各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費(以下「一般会計からの繰入対象経費」という。)が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができ。

(弾力条項)

第七条 各特別会計において、当該特別会計の目的に照らして予算で定める事由により経費を増額する必要がある場合であつて、予算で定める事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することとができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

2 前項の規定による経費の増額については、財政法第三十五條第二項から第四項まで及び第三十六條の規定を準用する。この場合において、同法第三十五條第二項中「各省各庁の長は、予

備費の使用」とあるのは「所管大臣(特別会計を管理する各省各庁の長をいう。次条第一項において同じ。)は、特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第七條第一項の規定による経費の増額」と、同条第三項中「予備費使用書」とあるのは「経費増額書」と、同条第四項中「予備費使用書」とあるのは「経費増額書」と、

「当該使用書」とあるのは「当該増額書」と、同法第三十六條第一項中「予備費を以て支弁した金額」とあるのは「特別会計に関する法律第七條第一項の規定による経費の増額」と、「各省各庁の長」とあるのは「所管大臣」と、同条第二項中「予備費を以て支弁した金額」とあるのは「特別会計に関する法律第七條第一項の規定による経費の増額」と、同条第三項中「予備費を以て支弁した」とあるのは「前項の」と、「各省各庁」とあるのは「各特別会計」と読み替えるものとする。

第三節 決算

(剰余金の処理)

第八条 各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余があるときは、これを当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第九条 所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、歳入歳出決定計算書と同一の区分による歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 債務に関する計算書

二 当該年度末における積立金明細表

三 当該年度の資金の増減に関する実績表

四 前三号に掲げる書類のほか、次章において歳入歳出決定計算書に添付しなければならないとされている書類

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算

書に基づいて、各特別会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 各特別会計の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書及び前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 各特別会計の歳入歳出決算についての財政法第三十八條第二項の規定の適用については、同項中「一 前年度繰越額」とあるのは、「二 前年度繰越額」

二 特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第七條第一項の規定による経費の増額の金額」とする。

第四節 余裕金等の預託

(余裕金の預託)

第十一条 各特別会計において、支払上現金に余裕がある場合には、これを財政融資資金に預託することができる。

(積立金及び資金の預託)

第十二条 各特別会計の積立金及び資金は、財政融資資金に預託して運用することができる。

第五節 借入金等

(借入金)

第十三条 各特別会計においては、借入金の対象となるべき経費(以下「借入金対象経費」という。)が次章に定められている場合において、借入金対象経費を支弁する必要があるときに限り、当該特別会計の負担において、借入金をすることができ。

2 各特別会計における借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(借入限度の繰越し)

第十四条 各特別会計において、借入金の限度額について国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入金の借入れをしなかった金額が

ある場合には、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額(借入金対象経費に係るものに限る。)の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定により、借入金をすることができ。

(一時借入金等)

第十五条 各特別会計において、支払上現金に不足がある場合には、当該特別会計の負担において、一時借入金をし、融通証券を発行し、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができ。ただし、融通証券の発行は、次章に当該発行をすることができ旨の定めがある場合に限り、行うことができる。

2 前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定により、一時借入金をし、又は融通証券を発行している場合には、国庫余裕金を繰り替えて使用して、支払期限の到来していない一時借入金又は融通証券を償還することができる。

4 第一項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金並びに前項の規定による繰替金は、当該年度の歳入をもって償還し、又は返還しなければならない。

5 第一項の規定によるほか、各特別会計において、支払上現金に不足がある場合には、次章に当該特別会計の積立金又は資金に属する現金その他の現金を繰り替えて使用することができる旨の定めがあるときに限り、当該現金を繰り替えて使用することができる。この場合において、所管大臣は、あらかじめ財務大臣の承認を経なければならない。

6 前項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

(借入金等に関する事務)

第十六条 各特別会計の負担に属する借入金及び一時借入金の借入れ及び償還並びに融通証券の発行及び償還に関する事務は、財務大臣が行

う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十七条 各特別会計の負担に属する借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、当該特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第六節 繰越し

第十八条 各特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額又は支払義務の生じた歳出金で当該年度の出納の期限までに支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、次章において翌年度以降に繰り越して使用することができる旨の定めがある場合に限り、繰り越して使用することができる。

2 所管大臣は、前項の繰越しをした場合には、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 所管大臣が第一項の繰越しをした場合には、当該繰越しに係る経費については、財政法第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

第七節 財務情報の開示

(企業会計の慣行を参考とした書類)

第十九条 所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

3 第一項の書類の作成方法その他同項の書類に關し必要な事項は、政令で定める。

(財務情報の開示)

第二十条 所管大臣は、その管理する特別会計について、前条第一項の書類に記載された情報その他の特別会計の財務に関する状況を適切に示す

情報として政令で定めるものを、インターネットの利用その他適切な方法により開示しなければならない。

第二章 各特別会計の目的、管理及び経理

第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計

計

(目的)

第二十一条 交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この節において「交付税特別会計」という。)は、地方交付税及び地方譲与税の配付に関する経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第二十二条 交付税特別会計は、総務大臣及び財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第二十三条 交付税特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金
ロ 地方道路税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税及び特別とん税の収入
ハ 一時借入金の借換えによる収入金
ニ 附属雑収入

二 歳出

イ 地方交付税交付金(地方交付税法昭和二十五法律第二百一十一号)による地方交付税の交付金をいう。及び地方譲与税譲与金(地方道路譲与税法(昭和三十法律第一百十三号)による地方道路譲与税の譲与金、石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第五十七号)による石油ガス譲与税の譲与金、自動車重量譲与税法(昭和四十六法律第九十号)による自動車重量譲与税の譲与金、航空機燃料譲与税法(昭和四十七法律第十三号)による航空機燃料譲与税の譲与金

及び特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)による特別とん譲与税の譲与金をいう。)並びにこれらに関する諸費
ロ 一時借入金の利子
ハ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子
ニ 附属諸費

(一般会計からの繰入れの特例)

第二十四条 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する金額の合算額に、当該年度の前年度以前年度の年度における地方交付税法による地方交付税に相当する金額でまだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額を超えて交付税特別会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(剰余金の処理の特例)

第二十五条 交付税特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、第八条第二項の規定は、適用しない。

(一時借入金の借換え)

第二十六条 第十五条第四項の規定にかかわらず、交付税特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、交付税特別会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(繰越し)
第二十七条 交付税特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

第二節 地震再保険特別会計

(目的)

第二十八条 地震再保険特別会計は、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)による地震再保険事業に関する経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第二十九条 地震再保険特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三十条 地震再保険特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 地震保険に関する法律第三条の規定による再保険の再保険料(第三十六条第一項において「再保険料」という。)

ロ 積立金からの受入金

ハ 積立金から生ずる収入

ニ 借入金

ホ 一時借入金の借換えによる収入金

ヘ 一般会計からの繰入金

ト 附属雑収入

二 歳出

イ 地震保険に関する法律第三条の規定による再保険の再保険金(以下この節において「再保険金」という。)

ロ 事務取扱費

ハ 借入金の償還金及び利子

ニ 一時借入金の利子

ホ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ヘ 一般会計への繰入金

ト 附属諸費

(歳入歳出予算計算書等の添付書類)

第三十一条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、地震再保険特別会計にお

いては、歳入歳出予算計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第三十二条 地震再保険特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、再保険金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、借り換えた一時借入金の償還金及び利子並びに事務取扱費に要する経費とする。

2 第六条及び前項の規定により一般会計から繰り入れられた繰入金(事務取扱費に係るものを除く。)については、後日、地震再保険特別会計からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 地震再保険特別会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失及び第三項の規定により繰り越された損失の合計額を超える場合には、その超える額に相当する金額を、責任準備金として積み立てなければならない。

2 地震再保険特別会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失の額に不足する場合には、責任準備金をもって補足するものとする。

3 前項の規定により責任準備金をもって補足することができない損失の額は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

(積立金)

第三十四条 地震再保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、再保険金並びに借入金の償還金及び利子に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、地震再保険特別会計の歳出の財源に充てるために必要がある場合には、同会計の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第三十五条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、地震再保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第三十六条 地震再保険特別会計における借入金対象経費は、再保険金(借り換えた一時借入金で、その年度における再保険料、積立金からの受入金及び積立金から生ずる収入(次項において「再保険料等」という。))をもって当該年度における再保険金を支弁するのに不足するためその借換えが行われたものの償還金を含む。)を支弁するために必要な経費とする。

2 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることができ金額は、その借入れをする年度における再保険料等をもって当該年度における再保険金を支弁するのに不足する金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

(一時借入金の借換え等)

第三十七条 第十五条第四項の規定にかかわらず、地震再保険特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができ。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

4 地震再保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

第三節 国債整理基金特別会計

第三十八条 国債整理基金特別会計は、国債の償

還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「国債」とは、公債、借入金、証券、一時借入金、融通証券その他政令で定めるものをいう。

(管理)

第三十九条 国債整理基金特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第四十条 国債整理基金特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計及び各特別会計からの繰入金

ロ 借換国債の発行収入金

ハ この会計に所属する株式の処分による収入

ニ この会計に所属する株式に係る配当金

ホ 第四十九条第一項の規定による取引に基づく収入金

ヘ 国債整理基金から生ずる収入

ト 附属雑収入

二 歳出

イ 国債の償還金及び利子

ロ 国債の償還及び発行に関する諸費

ハ 第四十九条第一項の規定による取引に要する経費

ニ 事務取扱費

ホ この会計に所属する株式の管理及び処分に関する諸費

ヘ 附属諸費

(歳入歳出予算計算書等の添付書類の特例)
第四十一条 第三条第二項第三号から第五号までの規定にかかわらず、国債整理基金特別会計においては、同項第三号から第五号までに掲げる書類を添付することを要しない。

2 第三条第二項第一号及び第二号に掲げる書類のほか、国債整理基金特別会計においては、歳入歳出予算計算書等に、前々年度、前年度及び

当該年度末における国債整理基金の年度末基金残高表を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入れの特例)

第四十二条 第六条の規定にかかわらず、国債整理基金に充てるため、毎会計年度、予算で定める金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

2 前項の場合において、国債(一般会計の負担に属する公債及び借入金(政令で定めるものを除く。))に限る。以下この項及び次項において同じ。の償還に充てるために繰り入れるべき金額は、前年度期首における国債の総額の百分の一・六に相当する金額とする。

3 前項の国債の総額の計算に際し、割引の方法をもって発行された公債については、発行価格をもって額面金額とみなす。

4 前三項及び他の法律の規定による繰入れのほか、国債のうち割引の方法をもって発行された公債については、前年度期首における未償還分の発行価格差減額を発行の日から償還の日までの年数で除した額に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

5 前各項及び他の法律の規定による繰入れのほか、国債の円滑かつ確実な償還を行うために必要があると認める場合には、予算で定める金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

(剰余金の処理の特例)

第四十三条 国債整理基金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、第八条第二項の規定は、適用しない。

(歳入歳出決定計算書の添付書類の特例)
第四十四条 第九条第二項第三号の規定にかかわらず、国債整理基金特別会計においては、同号に掲げる書類を添付することを要しない。

2 第九条第二項第一号及び第二号に掲げる書類のほか、国債整理基金特別会計においては、歳

入歳出決定計算書に、当該年度末における国債整理基金の年度末基金残高表を添付しなければならない。

(国債整理基金の運用)

第四十五条 第十二条の規定によるほか、国債整理基金は、国債に運用することができる。

2 財務大臣は、国債整理基金の運用に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

(借換国債)

第四十六条 国債整理基金特別会計においては、各年度における国債の整理又は償還のために必要な金額を限度として、借換国債を発行することができる。

2 借換国債のうち当該年度内に償還すべき借換国債の発行収入金は、国債整理基金特別会計の歳入外として国債整理基金に編入するものとする。

3 前項に規定する当該年度内に償還すべき借換国債を償還するために国債整理基金を使用する場合においては、国債整理基金特別会計の歳出外として経理するものとする。

第四十七条 国債整理基金特別会計においては、翌年度における国債の整理又は償還のため、予算をもって国会の議決を経た金額を限度として、借換国債を発行することができる。

(繰越し)

第四十八条 国債整理基金特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度以降において繰り越して使用することができる。

(国債の円滑な償還及び発行のための取引)

第四十九条 財務大臣は、国債の円滑な償還及び発行のため、スワップ取引その他政令で定める取引を行うことができる。

2 前項の「スワップ取引」とは、財務大臣とその取引の相手方として財務大臣が定める要件に該当する者(以下この項において「取引当事者」という。が元本として定めた金額について取引当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は約定

した市場金利の期間における変化率(以下この項において「利率等」という。))に基づいて金銭を支払い、相手方が取引当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引(これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は通貨を授受することを約するものを含む。)をいう。

第四節 財政投融资特別会計

(目的)

第五十条 財政投融资特別会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資(出資及び貸付けをいう。第五十四条第三号及び第五十九条第一項において同じ。))に関する経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第五十一条 財政投融资特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第五十二条 財政投融资特別会計は、財政融資資金勘定及び投資勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第五十三条 財政融資資金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 財政融資資金の運用利殖金

ロ 借入金及び公債の発行収入金

ハ 財政融資資金からの受入金

ニ 積立金からの受入金

ホ 第六十五条第一項の規定による取引に基づく収入金

ヘ 第六十六条第一項各号に係る措置に基づく収入金

ト 繰替金

第六十七条第二項ただし書に規定する返還することができない金額に係る

ものに限る。)

チ 附属雑収入

二 歳出

イ 財政融資資金預託金の利子

ロ 財政融資資金の運用損失金

ハ 運用手数料

ニ 事務取扱費

ホ 財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子

ヘ 第五十八条第三項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金

ト 借入金及び公債の償還金及び利子

チ 財政融資資金への繰入金

リ 第六十五条第一項の規定による取引に要する経費

ヌ 第六十七条第二項ただし書の規定による繰替金の返還金

ル 公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費

ヲ 附属諸費

2 投資勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 出資に対する配当金

ロ 出資の回収金

ハ 貸付金の償還金及び利子

ニ この勘定に帰属する納付金

ホ 投資財源資金からの受入金

ヘ 一般会計からの繰入金

ト 外貨債(外貨公債の発行に関する法律(昭和三十八年法律第六十三号)第一条第一項に規定する公債をいう。以下この節において同じ。の発行による収入金

チ 附属雑収入

二 歳出

イ 出資の払込金

ロ 貸付金

ハ 一般会計への繰入金

- 二 一時借入金の利子
ホ 外貨債の償還金及び利子
ヘ 外貨債の発行及び償還に関する諸費
ト 附属諸費

(歳入歳出予算計算書等の添付書類)

第五十四条 第三号第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、財政投融资特別会計においては、歳入歳出予算計算書等に、次に掲げる書類第三号及び第四号に掲げる書類については、投資勘定に係るものに限る。)を添付しなければならない。

- 一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予算貸借対照表及び予定損益計算書

- 三 前年度及び当該年度の投資の計画表

四 外貨債の発行を予定する年度にあつては、その発行及び償還の計画表

(一般会計からの繰入対象経費)

第五十五条 投資勘定における一般会計からの繰入対象経費は、同勘定における出資の払込金、貸付金、一時借入金の利子、外貨債の償還金及び利子並びに外貨債の発行及び償還に関する諸費に要する経費とする。

(資本並びに利益及び損失の処理)

第五十六条 財政融資資金勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 第五十八条第三項の規定による繰入金に相当する金額は、前項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

第五十七条 投資勘定においては、附則第六十七条第一項第二号の規定により設置する産業投資特別会計の廃止の際における同会計の資本の額に相当する金額をもって資本とする。

2 投資勘定においては、第五十九条第一項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 第六十条及び第五十五条の規定による一般会計からの繰入金並びに前項に規定する一般会計か

らの繰入金に相当する金額は、投資勘定の資本に組み入れて整理するものとする。

4 投資勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合には、利益積立金に組み入れて整理し、損失を生じた場合には、利益積立金を減額して整理するものとする。

5 投資勘定においては、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れることができる。

6 第八号第二項及び前項の規定による一般会計への繰入金に相当する金額は、第四項の利益積立金の額から減額して整理するものとする。

(積立金)

第五十八条 財政融資資金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、当該年度の歳入の収納済額(次項において「収納済額」という。)から当該年度の歳出の支出済額と第七十条の規定による歳出金の翌年度への繰越額のうち支払義務の生じた歳出金であつて当該年度の納納の完結までに支出済みとならなかつたものとの合計額(次項において「支出済額等」という。)を控除した金額に相当する金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 財政融資資金勘定の毎会計年度の決算上収納済額が支出済額等に不足する場合には、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金が毎会計年度末において政令で定めるところにより算定した金額を超える場合には、予算で定めるところにより、その超える金額に相当する金額の範囲内で、同項の積立金から財政融資資金勘定の歳入に繰り入れ、当該繰り入れた金額を、同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

4 財政融資資金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、第八号第二項の規定は、適用しない。

(投資財源資金)

第五十九条 投資勘定においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るために投資

財源資金を置き、一般会計からの繰入金及び投資財源資金の運用による利益金をもつてこれに充てる。

2 投資財源資金は、予算で定めるところにより、使用するものとする。

3 投資財源資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、投資勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

4 投資勘定において第十二条の規定による運用により利益金を生じた場合には、当該利益金を、投資財源資金に編入するものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第六十条 第九号第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、財政投融资特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該年度末における運用資産明細表(財政融資資金勘定に係るものに限り。)を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第六十一条 財政融資資金勘定における借入金対象経費は、財政融資資金の運用の財源に充てるために必要な経費とする。

(公債)

第六十二条 財政融資資金勘定において、財政融資資金の運用の財源に充てるために必要がある場合には、同勘定の負担において、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定により公債を発行する場合には、第三号第二項第一号から第五号まで並びに第五十四条第一号及び第二号に掲げる書類のほか、歳入歳出予算計算書等に、当該年度に発行を予定する公債の発行及び償還の計画表を添付しなければならない。

(借入金の借入限度及び公債の発行限度の繰越)

第六十三条 第十四条の規定にかかわらず、財政

融資資金勘定において、第十三条第二項又は前条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入金の借入れ又は公債の発行をしなかつた金額がある場合には、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)第三条の規定によりその翌年度において運用することができる金額の範囲内で、当該翌年度において、第十三条第一項及び第六十一条の規定により借入金をし、又は前条第一項の規定により公債を発行することができる。

(財政融資資金への繰入れ等)

第六十四条 財政融資資金勘定において、借入金をし、又は公債を発行した場合には、当該借入金又は公債の発行収入金に相当する金額を、財政融資資金に繰り入れるものとする。

2 前項の借入金又は公債の償還金がある場合には、当該償還金に相当する金額を、財政融資資金から財政融資資金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

(財政融資資金勘定の適切な管理のための金利スワップ取引)

第六十五条 財務大臣は、財政融資資金勘定の適切な管理のため、同勘定の負担において、金利スワップ取引を行うことができる。

2 前項の「金利スワップ取引」とは、財務大臣とその取引の相手方として財務大臣が定める要件に該当する者以下この項において「取引当事者」という。)が元本として定めた金額について取引当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は約定した市場金利の期間における変化率(以下この項において「利率等」という。)に基づいて金銭を支払い、相手方が取引当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約束する取引をいう。

3 財務大臣は、第一項の規定による取引に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

(財政融資資金の運用の財源に充てられるための措置)

第六十六条 財務大臣は、財政融資資金において運用の財源に充てられるために必要があるときは、財政融資資金の運用資産(以下この条において「運用資産」という。)を財政融資資金勘定に帰属させ、当該運用資産について、当該帰属させた年度内に、次に掲げる措置をとることができ

一 信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関に信託し、当該信託受益権を譲渡すること。

二 資産対応証券(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。)を当該年度内に発行する特定目的会社(同条第三項に規定する特定目的会社をいう。)に譲渡すること。

2 前項の規定に基づき運用資産を財政融資資金勘定に帰属させた場合には、当該運用資産の元本に相当する額を、同勘定から財政融資資金に繰り入れるものとする。

3 財務大臣は、第一項各号に掲げる措置をとった場合には、同項第一号の規定により信託した運用資産又は同項第二号の規定により譲渡した運用資産に係る元利金の回収その他回収に関する業務を受託することができる。

(財政融資資金の繰替使用)

第六十七条 財政融資資金勘定においては、財政融資資金に属する現金を繰り替えて使用することができ

2 前項の規定による繰替金を返還する場合に、当該年度の歳入(第五十八条第二項の規定による積立金からの補足を含む。以下この項において同じ。)をもって返還しなければならない。ただし、歳入不足のため返還することができない場合には、第十五条第六項の規定にかかわらず、その返還することができない金額を限り、繰替使用をしたときから一年内に返還する

ことができる。

(財政投融資特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れ)

第六十八条 外債及び公債の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、財政投融資特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 財政融資資金勘定の借入金又は公債については、第四十六条第一項及び第四十七条の規定は、適用しない。

(利子の支払事務の委託)

第六十九条 財務大臣は、財政融資資金預託金の利子の支払を、日本銀行に取り扱わせることができる。

2 財務大臣は、前項の規定により財政融資資金預託金の利子の支払をさせる場合には、その利子の支払に必要な資金を、日本銀行に交付することができ

(繰越し)

第七十条 財政融資資金勘定において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

第五節 外国為替資金特別会計

(目的)

第七十一条 外国為替資金特別会計は、政府の行う外国為替等の売買等を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「外国為替等」とは、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項に規定する対外支払手段及び外貨証券並びに外債債権(外国において又は外貨をもって支払を受けることができる債権(同項第十三号に規定する債権をいう。)をいう。以下この節において同じ。)並びに特別引出権(国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権をいう。以下この節において同じ。)並びに対外支払の決済に必要な金銀地金をいう。

3 第一項の「売買等」とは、売買(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号。以下この節において「加盟措置法」という。)第十七条の規定による取引を含む。以下この節において同じ。)及びこれに伴う取引(国際通貨基金とのその他の取引を含む。)をいう。

(管理)

第七十二条 外国為替資金特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第七十三条 外国為替資金特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 外国為替資金の運営に基づく収益金(外国通貨をもって表示されるもの又は特別引出権若しくは金地金によるものについてはその円貨代わり金とし、国際通貨基金協定第五条第九項の規定による報酬を含み、第七十八条第一項に規定する利益を除く。)

ロ 積立金から生ずる収入

ハ 第七十八条第一項の規定による利益の組入金

ニ 一般会計からの繰入金

ホ 第八十二条第二項の規定による一時借入金

金の借換え及び融通証券の発行による収入金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 外国為替資金の運営に要する経費(外国通貨をもって表示されるもの又は特別引出権若しくは金地金によるものについては、その円貨代わり金。以下この節において同じ。)

ロ 事務取扱費

ハ 事務委託費

ニ 第七十八条第一項の規定による損失の補てん金

ホ 一時借入金、融通証券及び基金通貨代用

証券(加盟措置法第五条第一項に規定する基金通貨代用証券をいう。以下この節において同じ。)の利子

ヘ 第八十二条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券の償還金及び利子

ト 融通証券及び基金通貨代用証券の発行及び償還に関する諸費

チ 附属諸費

(歳入歳出予算計算書等の添付書類)

第七十四条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、外国為替資金特別会計においては、歳入歳出予算計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第七十五条 外国為替資金特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、第七十三条第二号の経費とする。

2 第六条及び前項の規定により一般会計から繰入れをすることができる金額は、外国為替資金特別会計の歳入歳出の決算上の不足を第八十条第二項の規定により補足することができな

(外国為替資金の運営)

第七十六条 外国為替資金は、外国為替等の売買に運用するものとする。

2 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金に属する外国為替等(特別引出権を除く。)を銀行等(外国為替及び外国貿易法第十六条の二に規定する銀行等をいう。)及び外国にある外国銀行(以下この節において「金融機関」という。)に対して預入し、若しくは貸し付け(貸越しの契約に基づく場合を含む。以下この項において同じ。)、又は外国為替資金に属する現金

(本邦通貨たる現金をいう。以下この節において同じ。)を金融機関に預入し、若しくは貸し付けることができる。

3 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金特別会計の負担において、金融機関から外国為替等(特別引出権を除く。以下この項において同じ。)の預入を受け、若しくは外国為替等を借り入れ(借越しの契約に基づく場合を含む。)、若しくは外国為替手形の引受け若しくは金融機関の外国為替等に係る債務の保証をし、又は同会計の負担において、金融機関から現金の預入を受け、若しくは借越しの契約に基づいて現金を借り入れることができる。

4 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金特別会計の負担において、金融機関から外国為替等(特別引出権を除く。以下この項において同じ。)の寄託を受け、又は金融機関に外国為替等を寄託することができる。

5 外国為替資金に属する外国為替等及び現金は、加盟措置法第二条の規定による国際通貨基金に対する出資及び基金通貨代用証券の償還に充てることができる。

6 外国為替資金に属する現金は、加盟措置法第十一条第二項に規定する貸付けに充てることができる。

7 外国為替資金は、予算で定めるところにより、一般会計からの繰入金をもってこれに充てる。

(外国為替資金の運営の事務の委託)
第七十七条 財務大臣は、前条の規定による外国為替資金の運営に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

2 日本銀行は、財務大臣の指示するところに従い、前項の規定により財務大臣から取扱いを委任された事務の一部を、金融機関に取り扱わせることができる。
(外国為替等の売買に伴う損益の処理)

第七十八条 外国為替等の売買に伴って生じた利益は、外国為替資金特別会計の当該年度の歳入に繰り入れ、外国為替等の売買に伴って生じた損失は、同会計の当該年度の歳出をもって補てんする。ただし、補てんのための同会計の当該年度の歳出予算額が当該補てん額に対して不足する場合には、当該不足額は、翌年度において補てんするものとする。

2 前項の規定による利益及び損失の計算の方法並びに当該利益の繰入れ及び当該損失の補てんの時期は、政令で定める。

(外国為替等の価額の改定及びこれに伴う損益の処理)

第七十九条 外国為替資金に属する外国為替等(特別引出権並びに特別引出権をもって表示される外貨証券及び外貨債権を除く。以下この項及び次項において同じ。)の価額は、外国為替相場(外国為替等のうち金銀地金以外のものについては外国為替及び外国貿易法第七条第一項の規定により財務大臣が定める基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいい、金銀地金については財務大臣の指定する価額とする。以下この項及び次条第一項において同じ。)に変更があった場合には、政令で定める場合を除き、変更後の外国為替相場により改定するものとする。

2 前項の規定による外国為替等の価額の改定に基づいて生ずる利益又は損失は、外国為替資金の評価益又は評価損として整理するものとする。

3 外国為替資金に属する特別引出権及び特別引出権以外の資産で特別引出権をもって表示されるものの価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。
(積立金)

第八十条 外国為替資金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、外国為替相場の変動、市場金利の変動その他の要因を勘案し、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を、

積立金として積み立てるものとする。

2 外国為替資金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合には、前項の積立金から補足するものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第八十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、外国為替資金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(融通証券等)

第八十二条 外国為替資金特別会計においては、融通証券を発行することができる。

2 第十五条第四項又は第六項の規定にかかわらず、外国為替資金特別会計において、歳入不足のために一時借入金若しくは融通証券を償還し、又は繰替金を返還することができない場合には、その償還し、又は返還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをし、又は融通証券を発行することができる。この場合における第十七条の規定の適用については、同条中「借入金の」とあるのは、「第八十二条第二項の規定により借り換えした一時借入金及び発行した融通証券の」とする。

3 前項の規定により借り換えした一時借入金又は発行した融通証券は、当該借換え又は発行をしたときから一年内に償還しなければならない。

4 基金通貨代用証券については、これを融通証券とみなして、第十六条及び第十七条の規定を適用する。

5 外国為替資金特別会計においては、同会計の積立金及び外国為替資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。
(外国為替資金における一時借入金等)
第八十三条 外国為替資金に属する現金に不足がある場合には、外国為替資金特別会計の負担において、一時借入金をし、融通証券を発行し、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定により、一時借入金をし、又は融通証券を発行している場合においては、国庫余裕金を繰り替えて使用して、支払期限の到来していない一時借入金又は融通証券を償還することができる。

4 第一項の規定によるほか、外国為替資金に属する現金に不足がある場合には、外国為替資金特別会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

5 第一項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金並びに第三項及び前項の規定による繰替金は、一年内に償還し、又は返還しなければならない。
(外国為替資金特別会計の運営に関する事務の委託)

第八十四条 財務大臣は、第七十七条第一項に規定する事務のほか、外国為替資金特別会計の運営に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、財務大臣は、外国為替資金の運営に要する経費の支払に必要な資金を、日本銀行に交付することができる。

第六節 エネルギー対策特別会計
(目的)

第八十五条 エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策及び電源利用対策の経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「燃料安定供給対策」とは、石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 石油の備蓄の増強のために経済産業大臣が行う措置であつて、次に掲げるもの
イ 国家備蓄石油(石油の備蓄の確保等に関

する法律(昭和五十年法律第九十六号。以下この項において「備蓄法」という。)第二十条に規定する国家備蓄石油をいう。以下この節において同じ。)の取得、管理及び譲渡し

ロ 国家備蓄施設(備蓄法第三十一条に規定する国家備蓄施設をいう。第八十八条第一項第二号イ及び第九十四条第一項において同じ。)の設置及び管理

二 石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進、石油の備蓄の増強並びに石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化のためにとられる施策で経済産業大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの

イ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付

ロ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付

ハ 石油及び可燃性天然ガスの探鉱及びこれに必要な地質構造の調査又は石油及び可燃性天然ガス資源の開発に係る技術の振興を図るために行う事業に係る補助(交付金、補助金、補償金その他の給付金の交付を含む。以下この号及び次項において同じ。)で政令で定めるもの

ニ 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第十一号第四号及び第五号の規定に基づき行う事業に係る補助

ホ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)第十一号第一項第十二号の規定に基づき行う事業(石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付けに限る。)に係る補助

ヘ 備蓄法第三十四条第一項の規定に基づく日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物

資源機構に対する補助
ト 石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するために行う石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に充てるための地方公共団体に対する補助で政令で定めるもの

チ 石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化を図るために行う事業に係る補助で政令で定めるもの

三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの(第八十八条第一項において「燃料安定供給対策に係る附帯事務等に関する措置」という。)

3 この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるもの(以下この号において「非化石エネルギー」という。)の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素(エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。)の排出の抑制(非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利用の高度化により行うものに限る。かつ、海外で行う場合にあつては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。)のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの

イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金の出資(可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進若しくは非化石エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務で政令で定めるもの又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利

用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第十条第一号に掲げる業務(同法第二条第七項第一号から第四号までに掲げる特定事業活動又は同条第八項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。)に係る出資に限る。又は交付金の交付

ロ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第九十四号)第十五条第一項第一号、第四号及び第五号並びに石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)の規定に基づき行う事業に係る補助

ハ 非化石エネルギーを利用する設備の設置又はエネルギーの利用の高度化に資する設備の設置若しくは建築材料の使用を促進するための事業及び非化石エネルギーの流通の合理化又はエネルギーの利用の高度化を図るための調査に係る補助で政令で定めるもの

ニ 非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、若しくは利用するための技術又はエネルギーの利用の高度化のための技術の開発でその円滑な実施が困難なもののために行う事業に係る補助で政令で定めるもの

二 我が国のエネルギーの利用に対する著しい制約を回避しつつ気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下この号において「京都議定書」という。)第三条の規定に基づき約束を履行するためにとられる施策(京都議定書第六条に規定する排出削減単位の取得、京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量の取得及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加に係るものに限る。)で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項の規定に基づき行う事業に係る補助

三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの(第八十八条第一項において「エネルギー需給構造高度化対策に係る附帯事務等に関する措置」という。)

4 この節において「電源立地対策」とは、発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)第七条同法第十条第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づく交付金(第九十二条第三項及び第五項において「周辺地域整備交付金」という。)の交付及び同法第二条に規定する発電用施設(次項において「発電用施設」という。)の周辺地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用のための施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置(独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含む。発電用のための施設の設置又は改造及び技術の開発を主たる目的とするものを除く。)で政令で定めるものをいう。

5 この節において「電源利用対策」とは、発電用施設(これと密接な関連を有する施設を含む。以下この項において同じ。)の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置(前項の財政上の措置に該当するものを除く。)であつて、次に掲げるものをいう。

一 次に掲げる財政上の措置
イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付
ロ 独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する出資(高速増殖炉の開発、核燃料物質の再処理技術の開発その他の業務で政令で定めるものに係る出資に限る。)又は交付金の交付

ハ 独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付
ニ 発電用施設の設置又は改造に係る補助(交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。ホにおいて同じ。)で政令で定めるもの

ホ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項の規定に基づき行う事業に係る補助

の ホ 発電用施設の設置又は改造を促進するための技術の開発に係る補助で政令で定めるもの 二 発電用施設の安全を確保するために経済産業大臣が行う措置であつて、政令で定めるもの 三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの(第八十八条第二項第二号へにおいて「電源利用対策に係る附帯事務等に関する措置」という。) (管理) 第八十六条 エネルギー対策特別会計は、文部科学大臣、経済産業大臣及び環境大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。 2 エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては経済産業大臣が、その他のものについてはエネルギー需給勘定又は電源開発促進勘定及び所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとする。 (勘定区分) 第八十七条 エネルギー対策特別会計は、エネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定に区分する。 (歳入及び歳出) 第八十八条 エネルギー需給勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 一般会計からの繰入金 ロ 借入金 ハ 証券の発行収入金 ニ 国家備蓄石油の譲渡代金 ホ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十三条第三項及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの	ヘ 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)第十九条第一項の規定による納付金であつて、この勘定から支出した補助金(交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。次号二、ヘ及びトにおいて同じ。)に係るもの ト 燃料安定供給対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金 チ エネルギー需給構造高度化対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金 リ 附属雑収入 二 歳出 イ 国家備蓄石油の取得、管理及び譲渡し並びに国家備蓄施設の設置及び管理に要する費用 ロ 第八十五条第二項第二号イの出資金、交付金及び補助金 ハ 第八十五条第二項第二号ロの交付金 ニ 第八十五条第二項第二号ハからチまでの補助金 ホ 第八十五条第三項第一号イの出資金及び交付金 ヘ 第八十五条第三項第一号ロからニまでの補助金 ト 第八十五条第三項第二号の補助金 チ 燃料安定供給対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用 リ エネルギー需給構造高度化対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用 ヌ 借入金の償還金及び利子 ル 証券の償還金及び利子 ロ 一時借入金及び融通証券の利子 ワ 証券及び融通証券の発行及び償還に関する諸費 カ 事務取扱費 コ 附属諸費 2 電源開発促進勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入	イ 一般会計からの繰入金 ロ 周辺地域整備資金からの受入金 ハ 周辺地域整備資金から生ずる収入 ニ 一時借入金の借換えによる収入金 ホ 独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第七十九号)第十五条第三項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第五十五号)第十九条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの ヘ 附属雑収入 二 歳出 イ 第八十五条第四項の交付金及び財政上の措置に要する費用 ロ 第八十五条第五項第一号イからハまでの交付金 ハ 第八十五条第五項第一号ロの出資金 ニ 第八十五条第五項第一号二及びホの補助金、交付金、委託費その他の給付金を含む。 ホ 第八十五条第五項第二号の措置に要する費用 ヘ 電源利用対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用 ト 周辺地域整備資金への繰入金 チ 一時借入金の利子 リ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子 ヌ 事務取扱費 ル 附属諸費 (電源開発促進勘定の歳入及び歳出等の整理) 第八十九条 電源開発促進勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を、政令で定めるところにより、電源立地対策及び電源利用対策の区分に従つて整理しなければならない。 (一般会計からエネルギー需給勘定への繰入れの特例) 第九十条 第六条の規定にかかわらず、燃料安定	供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油石炭税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油石炭税(所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)第九条の規定による改正前の石油税法(昭和五十二年法律第二十五号)の規定による石油税を含む。)の収入額の決算額(当該年度の前年度については、予算額。以下この条及び次条において同じ。)を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の一般会計からエネルギー需給勘定への繰入金の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額(以下この条において「繰入相当額」という。)を、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の額と予算を作成するときにおいて第八十八条第一項の規定により当該年度の歳入に繰り入れるものとされる額の見込額その他の歳入の見込額(当該年度の一般会計からの繰入金を除く。)との差額に照らして繰入相当額の一部につき繰り入れる必要がないと認められる場合には、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。 (一般会計から電源開発促進勘定への繰入れの特例) 第九十一条 第六条の規定にかかわらず、電源開発促進税の課税の目的を踏まえ、電源立地対策及び電源利用対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の電源開発促進税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前で平成十九年度以降の各年度の電源開発促進税の収入額の決算額を合算した額から当該年度の前年度以前で平成十九年度以降の各年度の一般会計から電源開発促進勘定への繰入金の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額(以下この項において「繰入相当額」という。)を、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に
--	---	---	---

繰り入れるものとする。ただし、当該年度における電源立地対策及び電源利用対策に要する費用の額と予算を作成するときにおいて第八条第一項の規定により当該年度の歳入に繰り入れるものとされる額の見込額その他の歳入の見込額（当該年度の一般会計からの繰入金を除く。）との差額に照らして繰入相当額の一部につき繰り入れる必要がないと認められる場合には、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。 2 前項の規定による一般会計からの繰入金は、毎会計年度、電源立地対策及び電源利用対策に必要な費用を勘案して、予算で定めるところにより、それぞれの区分に従って繰り入れるものとする。 （周辺地域整備資金） 第九十二条 電源開発促進勘定に周辺地域整備資金を置き、同勘定からの繰入金及び第三項の規定による組入金をもってこれに充てる。	6 周辺地域整備資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、電源開発促進勘定の歳入歳出外として経理するものとする。 （剰余金の処理に係る整理） 第九十三条 電源開発促進勘定において、第八条第一項の規定により翌年度の歳入に繰り入れる金額は、電源立地対策及び電源利用対策に区分して整理するものとする。 （借入金対象経費等） 第九十四条 エネルギー需給勘定における借入金対象経費は、国家備蓄石油の購入及び国家備蓄施設の設置に要する費用とする。 2 エネルギー需給勘定において、国家備蓄石油の購入に要する費用の財源に充てるために必要がある場合には、同勘定の負担において、一年内に償還すべき証券を発行することができる。この場合における証券の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならぬ。	3 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。 4 第二項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。 5 電源開発促進勘定においては、周辺地域整備資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。 第七節 労働保険特別会計 （目的） 第九十六条 労働保険特別会計は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険事業（以下この節において「労働保険事業」という。）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による雇用保険事業（以下この節において「雇用保険事業」という。）に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。 （管理） 第九十七条 労働保険特別会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。 （勘定区分） 第九十八条 労働保険特別会計は、労働勘定、雇用勘定及び徴収勘定に区分する。 （歳入及び歳出） 第九十九条 労働勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。	法（平成十四年法律第七十一号）第十三条第三項の規定による納付金 ハ 附属雑収入 二 歳入 イ 労働保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費 ロ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金 ハ 独立行政法人福祉医療機構への出資金及び交付金 二 徴収勘定への繰入金 ホ 一時借入金の利子 ヘ 労働保険事業の業務取扱費（第三項第二号二に掲げる業務取扱費を除く。） ト 附属諸費 2 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 徴収勘定からの繰入金 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 積立金からの受入金 ニ 雇用安定資金からの受入金 ホ 積立金から生ずる収入 ヘ 雇用安定資金から生ずる収入 ト 一時借入金の借換えによる収入 チ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第十四条第三項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項及び独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十四条第三項の規定による納付金 リ 附属雑収入 二 歳入 イ 雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費
2 前項の電源開発促進勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。 3 電源開発促進勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、周辺地域整備交付金及び第八十五条第四項の財政上の措置に要する費用（政令で定めるものに限る。）に係る歳出予算における支出残額に相当する金額を限度として政令で定める金額を、周辺地域整備資金に組み入れるものとする。 4 電源開発促進勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上電源立地対策に必要な費用に不足を生じた場合には、周辺地域整備資金から補足するものとする。 5 周辺地域整備資金は、周辺地域整備交付金及び第三項に規定する財政上の措置に要する費用を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、電源開発促進勘定の歳入に繰り入れることができる。	3 前項の規定により証券を発行する場合における第三条第二項第五号、第十六条及び第十七条の規定の適用については、第三条第二項第五号中「借入れ及び」とあるのは「借入れ及び償還並びに当該年度に発行を予定する証券の発行及び」と、第十六条中「融通証券」とあるのは「証券及び融通証券」と、第十七条中「借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券」とあるのは「借入金及び証券の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに証券及び融通証券」とする。 （融通証券等） 第九十五条 エネルギー需給勘定においては、融通証券を発行することができる。 2 第十五条第四項の規定にかかわらず、電源開発促進勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。	イ 徴収勘定からの繰入金 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 積立金からの受入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第八十一号）第十三条第三項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第四項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構	イ 徴収勘定からの繰入金 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 積立金からの受入金 ニ 雇用安定資金からの受入金 ホ 積立金から生ずる収入 ヘ 雇用安定資金から生ずる収入 ト 一時借入金の借換えによる収入 チ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第十四条第三項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項及び独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十四条第三項の規定による納付金 リ 附属雑収入 二 歳入 イ 雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費

ロ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人雇用・能力開発機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金	(歳入歳出予算計算書等の添付書類) 第百条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、労働保険特別会計においては、歳入歳出予算計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。	額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から雇用勘定に繰り入れるものとする。	保険事業の失業等給付費並びに前条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。)を支弁するため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。
ハ 徴収勘定への繰入金 ニ 雇用安定資金への繰入金 ホ 一時借入金への繰入金	(一般会計からの繰入対象経費) 第百一条 労災勘定における一般会計からの繰入対象経費は、労働者災害補償保険法第三十二条に規定する労働者災害補償保険事業に要する費用で国庫が補助するものとする。	第百三条 労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、労働保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費(特別支給金に充てるためのものに限る。第五項において同じ。)に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。	(雇用安定資金) 第百四条 雇用勘定に雇用安定資金を置き、同勘定からの繰入金及び第三項の規定による組入金をもつてこれに充てる。
チ 附属諸費 3 徴収勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下この節において「徴収法」という。)第十条第二項の労働保険料(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第十九条第一項の特別保険料(以下この節において「労災保険の特別保険料」という。)を含む。以下この節において「労働保険料」という。)	第百二条 徴収法第十条第二項第一号の一般保険料(以下この節において「一般保険料」という。)の額のうち徴収法第十二条第二項の労災保険率に應ずる部分の額、徴収法第十条第二項第二号の第一種特別加入保険料の額、同項第三号の第二種特別加入保険料の額、同項第三号の第三種特別加入保険料の額及び労災保険の特別保険料の額並びに徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から労災勘定に繰り入れるものとする。	2 労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、同勘定の積立金から補足するものとする。	4 雇用勘定において、毎会計年度の三事業費充当歳入額から当該年度の三事業費充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、雇用安定資金から補足するものとする。
ロ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)第三条第三項の規定による納付金 ハ 労災勘定からの繰入金 ニ 雇用勘定からの繰入金 ホ 附属雑収入 二 歳出 イ 労災勘定への繰入金 ロ 雇用勘定への繰入金 ハ 労働保険料の返還金 ニ 労働保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費 ホ 附属諸費	2 一般保険料の額のうち徴収法第十二条第四項の雇用保険率(その率が同条第五項又は第七項の規定により変更された場合には、その変更された率)に應ずる部分の額、徴収法第二十三条第三項及び第二十五条第一項の規定に基づく印紙保険料の額、第九十九条第三項第一号ロの印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第三項の規定による納付金の額並びに徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から労災勘定に繰り入れるものとする。	4 雇用勘定において、毎会計年度の前項に規定する歳入額から当該年度の同項に規定する歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、同勘定の積立金から補足するものとする。	5 雇用安定資金は、雇用安定事業費及び第百二条第三項の規定による雇用勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。)を支弁するために必要がある場合には、予算で定めるところにより、使用することができる。
ホ 附属諸費	5 労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費又は雇用勘定の積立金から補足するものとする。	6 雇用安定資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、雇用勘定の歳入歳出外として経理するものとする。	(国庫負担金の過不足の調整) 第百五条 雇用勘定において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額が、当該年度における雇用保険法第六十六条及び第六十七条の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度においてこれらの規定による国庫負担金と

して一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに一般会計から補てんするものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百六条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、労働保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(一時借入金金の借換え等)

第百七条 第十五条第四項の規定にかかわらず、雇用勘定において、歳入不足のために一時借入金金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同勘定の負担において、一時借入金金の借換えをすることができる。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

4 労災勘定又は雇用勘定においては、当該各勘定の積立金又は雇用安定資金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

第八節 年金特別会計

(目的)

第百八条 年金特別会計は、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による国民年金事業(以下この節において「国民年金事業」という。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)による厚生年金保険事業(国民年金法の規定による拠出金の負担を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)による健康保険事業(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金、国民健康保険法(昭和三十三年法

律第九十二号)の規定による拠出金及び介護保険法(平成九年法律第二十三号)の規定による納付金の納付を含む。以下この節において「健康保険事業」という。及び児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第百九条 年金特別会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、福祉年金勘定、健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定に区分する。(歳入及び歳出)

第百十一条 基礎年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国民年金勘定及び厚生年金勘定からの繰入金

ロ 国民年金法第五条第十項に規定する年金保険者たる共済組合等(以下この節において「年金保険者たる共済組合等」という。)からの拠出金

ハ 一時借入金金の借換えによる収入金

ニ 附属雑収入

イ 基礎年金給付費

ロ 国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金

ハ 年金保険者たる共済組合等への交付金

ニ 一時借入金金の利子

ホ 借り換えた一時借入金金の償還金及び利子

ヘ 附属諸費

2 国民年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国民年金事業の保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 基礎年金勘定からの繰入金

ニ 積立金からの受入金

ホ 積立金から生ずる収入

ヘ 年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金

ト 附属雑収入

二 歳出

イ 国民年金事業の給付費(基礎年金給付費及び福祉年金給付費を除く。第百十五条において同じ。)

ロ 基礎年金勘定への繰入金

ハ 業務勘定への繰入金

ニ 附属諸費

3 厚生年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 厚生年金保険事業の保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 基礎年金勘定からの繰入金

ニ 積立金からの受入金

ホ 積立金から生ずる収入

ヘ 年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金

ト 厚生年金保険法第八十五条の三の規定による厚生年金基金又は企業年金連合会からの徴収金

二 歳出

イ 厚生年金保険事業の保険給付費

ロ 基礎年金勘定への繰入金

ハ 業務勘定への繰入金

ニ 厚生年金基金及び企業年金連合会への負担金

ホ 附属諸費

4 福祉年金勘定における歳入及び歳出は、次の

とおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 附属雑収入

ニ 歳出

イ 福祉年金給付費

ロ 附属諸費

5 健康勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 健康保険事業の保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第三項の規定による納付金

ニ 健康保険法の規定による拠出金

ホ 事業運営安定資金からの受入金

ヘ 事業運営安定資金から生ずる収入

ト 附属雑収入

二 歳出

イ 健康保険事業の保険給付費

ロ 老人保健法の規定による拠出金

ハ 国民健康保険法の規定による拠出金

ニ 介護保険法の規定による納付金

ホ 事業運営安定資金への繰入金

ヘ 一時借入金金の利子

ト 業務勘定への繰入金

ニ 附属雑収入

6 児童手当勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 児童手当法第二十條第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 一時借入金金の借換えによる収入金

ヘ 附属雑収入

ニ 歳出

イ 児童手当交付金

口 一時借入金の利子 ハ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子 ニ 児童手当の業務取扱費 ホ 児童育成事業費 ヘ 業務勘定への繰入金 ト 附属諸費 7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 一般会計からの繰入金 ロ 国民年金勘定からの繰入金 ハ 厚生年金勘定からの繰入金 ニ 健康勘定からの繰入金 ホ 児童手当勘定からの繰入金 ヘ 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第四項の規定による納付金 ト 附属雑収入 二 歳出 イ 国民年金事業、厚生年金保険事業及び健康保険事業の業務取扱費並びに児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費 ロ 国民年金事業及び厚生年金保険事業の福祉施設に要する経費 ハ 独立行政法人福祉医療機構への交付金及び補助金 ニ 厚生年金勘定への繰入金 ホ 年金積立金管理運用独立行政法人への出資金及び交付金 ヘ 健康保険事業の保健事業費及び福祉事業費 (歳入歳出予算計算書等の添付書類) 第百十二条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出予算計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書(福祉年金勘定及び児童手当勘定に係るものを除く。)並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書(福祉年金勘定及び児童手当勘定に係るものを除く。)を添付しなければならない。 (二)一般会計からの繰入対象経費 第百十三条 国民年金勘定における一般会計からの繰入対象経費は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この節において「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第三十四条第二項及び第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号。以下この節において「平成十六年国民年金等改正法」という。)附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項(平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。)並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項(第九号を除く。)に規定する国民年金事業に要する費用で国庫が負担するものとする。 2 厚生年金勘定における一般会計からの繰入対象経費は、厚生年金保険法第八十条第一項に規定する基礎年金拠出金及び昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九条に規定する厚生年金保険事業に要する費用で国庫が負担するものとする。 3 福祉年金勘定における一般会計からの繰入対象経費は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項第九号に規定する旧国民年金法による老齢福祉年金の給付に要する費用で国庫が負担するものとする。 4 健康勘定における一般会計からの繰入対象経費は、健康保険法第五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用で国庫が負担するもの並びに同法第五十三条第一項に規定する政府が管掌する健康保険事業の執行に要する費用、同条第二項に規定する医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用、同法第五十四条第一項に規定する健康保険事業の執行に要する費用並びに同条第二項に規定する医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用で国庫が補助するものとする。	5 児童手当勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児童手当法第十八条第一項及び第二項に規定する児童手当の支給に要する費用並びに同条第四項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するものとする。 6 業務勘定における一般会計からの繰入対象経費は、国民年金法第八十五条第二項に規定する国民年金事業の事務の執行に要する費用、厚生年金保険法第八十条第二項に規定する厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用及び健康保険法第五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用で国庫が負担するものとする。 (他の勘定への繰入れ) 第百十四条 次に掲げる額の合計額に相当する金額は、国民年金勘定から基礎年金勘定に繰り入れられるものとする。 一 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項第一号に規定する保険料・拠出金算定対象額(次項において「保険料・拠出金算定対象額」という。)から当該額に厚生年金保険の管掌者たる政府又は各年金保険者たる共済組合等に係る同法第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を合算した額を控除した額 二 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項第二号(平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。)に掲げる額 三 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第三項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項第三号に掲げる額 四 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項各号(第一号、第六号及び第九号を除く。)に掲げる額(同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合計額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。) 2 保険料・拠出金算定対象額に厚生年金保険の管掌者たる政府に係る国民年金法第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額に相当する金額は、厚生年金勘定から基礎年金勘定に繰り入れられるものとする。 3 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第四項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用に相当する金額は、基礎年金勘定から国民年金勘定に繰り入れられるものとする。 4 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額は、基礎年金勘定から厚生年金勘定に繰り入れられるものとする。 5 国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるために必要な額に相当する金額は、国民年金勘定から業務勘定に繰り入れられるものとする。 6 厚生年金保険事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、厚生年金勘定から業務勘定に繰り入れられるものとする。 7 健康保険事業の業務取扱費、保健事業費又は福祉事業費に充てるために必要な額に相当する金額は、健康勘定から業務勘定に繰り入れられるものとする。 8 児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費に充てられた
---	--

めに必要な額に相当する金額は、児童手当勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

9 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第四項の規定による納付金に相当する金額は、業務勘定から厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

(国民年金勘定の積立金)

第百十五條 国民年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 国民年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、国民年金勘定の歳入に繰り入れることができる。

(厚生年金勘定の積立金)

第百十六條 厚生年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、厚生年金保険事業の保険給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 確定給付企業年金法第百十四条第五項に規定する有価証券の価額として算定した額は、政令で定めるところにより、厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

3 厚生年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、第一項の積立金から補足するものとする。

4 第一項の積立金は、厚生年金保険事業の保険給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める

金額を限り、厚生年金勘定の歳入に繰り入れることができる。

(事業運営安定資金)

第百十七條 健康勘定に事業運営安定資金を置き、同勘定からの繰入金及び第三項の規定による組入金をもってこれに充てる。

2 前項の健康勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 健康勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、健康保険事業の財源(健康保険事業の保険事業費及び福祉事業費に充てるための業務勘定への繰入金を含む。第五項において同じ。)に充てるために必要な金額を、事業運営安定資金に組み入れるものとする。

4 健康勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、事業運営安定資金から補足するものとする。

5 事業運営安定資金は、健康保険事業の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、健康勘定の歳入に繰り入れることができる。

6 事業運営安定資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、健康勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

(児童手当勘定の積立金)

第百十八條 児童手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 児童手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定

める金額を限り、児童手当勘定の歳入に繰り入れることができる。

(業務勘定における剰余金の処理)

第百十九條 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八條第一項の規定の適用については、同項中「において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除しなお残金があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び児童手当勘定の積立金並びに事業運営安定資金に組み入れ、又は業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

第百二十條 基礎年金勘定において、毎会計年度国民年金勘定、厚生年金勘定又は各年金保険者たる共済組合等(以下この項において「国民年金勘定等」という。)から受け入れた金額が、それぞれ、当該年度における第百十四条第一項、国民年金法第九十四条の二第一項又は第二項の規定により国民年金勘定等から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合には、次に定めるところによる。

一 当該超過額に相当する金額は、翌年度において第百十四条第一項、国民年金法第九十四条の二第一項又は第二項の規定により基礎年金勘定において国民年金勘定等から受け入れる金額から減額し、なお残金があるときは、翌々年度までに基礎年金勘定から国民年金勘定等に返還する。

二 当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに国民年金勘定等から基礎年金勘定に繰り入れる。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 毎会計年度一般会計から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項及

び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項(平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。)並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項(第九号を除く。)の規定による国庫負担金の額に對して超過し、又は不足する場合

二 毎会計年度一般会計から厚生年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における厚生年金保険法第八十条第一項及び昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九条の規定による国庫負担金の額に對して超過し、又は不足する場合

三 毎会計年度一般会計から福祉年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項第九号の規定による国庫負担金の額に對して超過し、又は不足する場合

四 毎会計年度一般会計から児童手当勘定に繰り入れた金額が、当該年度における児童手当法第十八条第一項、第二項及び第四項の規定による国庫負担金の額に對して超過し、又は不足する場合

五 第百十四条第三項の規定により毎会計年度基礎年金勘定から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第四項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用に相当する金額に對して超過し、又は不足する場合

六 第百十四条第四項の規定により毎会計年度基礎年金勘定から厚生年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額に對して超過し、又は不足する場合

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第二百一十一條 第九條第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書(福祉年金勘定及び児童手当勘定に係るものを除く。)を添付しなければならない。

(積立金の預託の特例)

第二百二十二條 第十二條の規定にかかわらず、国民年金勘定の積立金にあっては国民年金法第五章の規定の定めるところにより、厚生年金勘定の積立金にあっては厚生年金保険法第四章の二の規定の定めるところにより、それぞれ運用することができる。

(一時借入金金の借換え等)

第二百二十三條 第十五條第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は児童手当勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金金の借換えをすることができる。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七條に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

4 国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定又は児童手当勘定においては、当該各勘定の積立金又は事業運営安定資金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

第九節 食料安定供給特別会計

(目的)

第二百二十四條 食料安定供給特別会計は、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業及び食糧の需給及び価格の安定のために行う事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「農業経営基盤強化事業」とは、農業経営基盤の強化に資するための事業であつて次に掲げるものをいう。

一 自作農(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第四項に規定する自作農をいう。)の創設のため政府が行う土地、立木、工作物その他の物件又は権利(所有権を除く。)(以下この節において「農地等」という。)の買収、使用、売渡し、譲与及び賃貸並びにこれらの附帯業務

二 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第二項に規定する農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業に係る財政上の措置で政令で定めるもの

三 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百三十三号)第三条の規定による貸付け

四 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第十九条第一項の規定による貸付け

3 この節において「農業経営安定事業」とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づく交付金の交付をいう。

4 この節において「食糧の需給及び価格の安定のために行う事業」とは、食糧の需給及び価格の安定のためにする事業であつて次に掲げるものをいう。

一 主要食糧(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第三条第一項に規定する主要食糧をいう。以下この節において同じ。)及び輸入飼料(飼料需給安定法(昭和二十七年法律第百五十六号)第三条に規定する飼料需給計画に基づき政府の買入れる輸入飼料をいう。以下この節において同じ。)の買入れ、売渡し、交換、貸付け、交付、加工、製造及び貯蔵並びにこれらに関する事業

二 米穀等(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条第一項に規定する米穀等をいう。第二百二十七条第五項第一号口にお

て同じ。)及び麦等(同法第四十二条第一項に規定する麦等をいう。第二百二十七条第五項第一号口において同じ。)の輸入に係る納付金の受入れ

(管理)

第二百二十五條 食料安定供給特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第二百二十六條 食料安定供給特別会計は、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定、麦管理勘定、業務勘定及び調整勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第二百二十七條 農業経営基盤強化勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 農地等の売渡代金及びその利子

ロ 農地等の賃貸料

ハ 第二百二十四条第二項第二号の財政上の措置として行われる貸付け金の償還金

ニ 農業改良資金助成法第十四条第二項の規定による償還金(同法第十六条第一項及び第二項の規定による納付金を含む。)

ホ 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十九条第三項の規定による償還金

ヘ 調整勘定からの繰入金

二 歳出

イ 農地等の買収代金

ロ 農地等の使用料

ハ 農地法の規定による補償金

ニ 農地等の管理及び売渡しその他の処分に要する費用

ホ 他の会計への繰入金

ヘ 第二百二十四条第二項第二号の財政上の措置に要する費用(貸付金を含む。)

ト 農業改良資金助成法第三条の規定による

都道府県に対する貸付金

チ 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十九条第一項の規定による都道府県に対する貸付金

リ 業務勘定への繰入金

ヌ 調整勘定への繰入金

ル 附属諸費

2 前項第一号ニに掲げる償還金の額に相当する金額は、同項第二号トに掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるとする。ただし、都道府県が行う農業改良資金助成法第三条に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められる金額については、この限りでない。

3 第一項第一号ホに掲げる償還金の額に相当する金額は、同項第二号チに掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるとする。ただし、都道府県が行う青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第一項に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められる金額については、この限りでない。

4 農業経営安定勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 食糧管理勘定(米管理勘定及び麦管理勘定をいう。以下この節において同じ。)からの繰入金

ロ 調整勘定からの繰入金

ハ 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第百二十六号)第十一条の規定による納付金

二 附属雑収入

二 歳出

イ 第二百二十四条第三項に規定する交付金

ロ 業務勘定への繰入金

ハ 調整勘定への繰入金

ニ 附属諸費

5 食糧管理勘定における歳入及び歳出は、次の

とおりとする。

一 歳入

- イ 主要食糧及び輸入飼料の売渡代金
- ロ 米穀等及び麦等の輸入に係る納付金
- ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第二項の規定による償還金
- ニ 調整勘定からの繰入金
- ホ 附属雑収入

二 歳出

- イ 主要食糧及び輸入飼料の買入代金
- ロ 主要食糧及び輸入飼料の買入れ、売渡し、交換、貸付け、交付、加工、製造、貯蔵及び運搬に関する諸費
- ハ 倉庫の運営に関する諸費
- ニ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第一項の規定による米穀安定供給確保支援機構に対する貸付金
- ホ 農業経営安定勘定への繰入金
- ヘ 業務勘定への繰入金
- ト 調整勘定への繰入金
- チ 附属雑費

6

業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

- イ 農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定及び食糧管理勘定(以下この節において「他勘定」という。)からの繰入金
- ロ 附属雑収入

二 歳出

農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業及び食糧の需給及び価格の安定のために行う事業の事務取扱費

7

調整勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

- 一 歳入
- イ 一般会計からの繰入金
- ロ 他勘定からの繰入金
- ハ 証券の発行収入金

ニ 一時借入金の借換えによる収入金

ホ 附属雑収入

- イ 証券の償還金及び利子
- ロ 一時借入金及び融通証券の利子
- ハ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子
- ニ 他勘定への繰入金
- ホ 附属雑費

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第百二十八条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、食料安定供給特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類(第五号及び第六号に掲げる書類については、農業経営基盤強化勘定に係るものに限る。)を添付しなければならない。

- 一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書
- 二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 三 前々年度の財産目録
- 四 前年度及び当該年度の予定財産目録
- 五 前々年度の農地等の売渡し及び買収に関する実績表
- 六 前年度及び当該年度の農地等の売渡し及び買収に関する計画表

(一般会計からの繰入対象経費)

第百二十九条 調整勘定における一般会計からの繰入対象経費は、第百二十四条第二項第二号に掲げる財政上の措置として行われる貸付け並びに同項第三号及び第四号に掲げる貸付けに要する経費、農業経営基盤強化事業の事務取扱費、農業経営安定事業に要する経費、農業経営安定事業の事務取扱費並びに調整資金に充ててするために要する経費とする。

(他の勘定への繰入れ)

第百三十条 第百二十四条第三項に規定する交付金の財源に充ててため、予算で定める金額を、毎会計年度、食糧管理勘定から農業経営安定勘定に繰り入れるものとする。

2 業務勘定における経費の財源に充ててために

必要な額に相当する金額は、毎会計年度、他勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

3 調整勘定から他勘定へ繰り入れられた繰入金金の返還金又は調整勘定における経費の財源に相当する金額は、毎会計年度、他勘定から調整勘定に繰り入れるものとする。

4 他勘定における経費の財源又は調整勘定における経費の財源として他勘定から繰り入れられた繰入金金の返還金に相当する金額は、毎会計年度、調整勘定から他勘定に繰り入れるものとする。

(他の会計への繰入れ)

第百三十一条 毎会計年度における農地等の売渡代金及び利子の合計額に相当する金額に、当該年度までに他の会計の所屬から農業経営基盤強化勘定の所屬に移した農地等で売り渡したものの受入価額の当該年度までに売り渡した農地等の受入価額に対する割合を乗じて得た額に相当する金額は、毎会計年度、同勘定から当該他の会計に繰り入れるものとする。

(利益及び損失の処理)

第百三十二条 食糧管理勘定及び業務勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、政令で定めるところにより、調整勘定に移して整理しなければならない。

2 前項の規定による整理を行った後、調整勘定に利益又は損失が生じた場合には、その利益の額を、調整資金に組み入れ、又はその損失の額を限度として、調整資金を減額して整理することができる。

(調整資金)

第百三十三条 調整勘定に調整資金を置き、一般会計からの繰入金のうち調整資金に充ててするために要する経費に相当する金額及び前条第二項の規定による組入金に相当する金額をもってこれに充てて。

(農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、食糧管理勘定又は業務勘定における剰余金の処理)

第百三十四条 農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、食糧管理勘定又は業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「これを当該特別会計」とあるのは、「これを調整勘定」とする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百三十五条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、食料安定供給特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、次に掲げる書類(第三号に掲げる書類については、農業経営基盤強化勘定に係るものに限る。)を添付しなければならない。

- 一 当該年度の貸借対照表及び損益計算書
- 二 当該年度の財産目録
- 三 当該年度の農地等の売渡し及び買収に関する実績表

(証券)

第百三十六条 調整勘定において、主要食糧及び輸入飼料の買入代金の財源に充ててるために必要がある場合には、同勘定の負担において、一年内に償還すべき証券を発行することができる。この場合における証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

2 前項の規定により証券を発行する場合における第三条第二項第五号、第十六条及び第十七条の規定の適用については、第三条第二項第五号中「借入れ及び」とあるのは「借入れ及び償還並びに当該年度に発行を予定する証券の発行及び」と、第十六条中「融通証券」とあるのは「証券及び融通証券」と、第十七条中「借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券」とあるのは「借入金及び証券の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに証券及び融通証券」とする。

(融通証券等)

第百三十七条 調整勘定においては、融通証券を発行することができる。

2 第十五条第四項の規定にかかわらず、調整勘定において、歳入不足のために一時借入金を負還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができ	第一項第六号の園芸施設共済をいう。 七 農作物共済等再保険事業等 農作物共済及び畑作物共済に関する再保険事業等をいう。 八 家畜共済再保険事業等 家畜共済に関する再保険事業等をいう。 九 果樹共済再保険事業等 果樹共済に関する再保険事業等をいう。 十 園芸施設共済再保険事業等 園芸施設共済に関する再保険事業等をいう。 十一 再保険料等 農業災害補償法第百三十六條の再保険料及び同法第百四十一條の六の保険料をいう。 十二 再保険金等 農業災害補償法第百三十七條の再保険金及び同法第百四十一條の七の保険金をいう。 (管理) 第百三十九條 農業共済再保険特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。	一 歳入 イ 農作物共済等再保険事業等の再保険料等 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 再保険金支払基金勘定からの繰入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 借入金 ヘ 附属雑収入 二 歳出 イ 農作物共済等再保険事業等の再保険金等 ロ 農業災害補償法第十三條(同法第十三條の六において準用する場合を含む。)の規定による交付金 ハ 農作物共済等再保険事業等の再保険料等の還付金 ニ 借入金の償還金及び利子 ホ 一時借入金の利子 ヘ 附属諸費 三 家畜勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 家畜共済再保険事業等の再保険料等 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 再保険金支払基金勘定からの繰入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 借入金 ヘ 附属雑収入 二 歳出 イ 家畜共済再保険事業等の再保険金等 ロ 農業災害補償法第十三條の六において準用する同法第十三條の規定による交付金 ハ 家畜共済再保険事業等の再保険料等の還付金 ニ 借入金の償還金及び利子 ホ 一時借入金の利子 ヘ 附属諸費 四 果樹勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 果樹共済再保険事業等の再保険料等	ロ 一般会計からの繰入金 ハ 再保険金支払基金勘定からの繰入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 借入金 ヘ 附属雑収入 二 歳出 イ 果樹共済再保険事業等の再保険金等 ロ 農業災害補償法第十三條の六において準用する同法第十三條の規定による交付金 ハ 果樹共済再保険事業等の再保険料等の還付金 ニ 借入金の償還金及び利子 ホ 一時借入金の利子 ヘ 附属諸費 五 園芸施設勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 園芸施設共済再保険事業等の再保険料等 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 再保険金支払基金勘定からの繰入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 借入金 ヘ 附属雑収入 二 歳出 イ 園芸施設共済再保険事業等の再保険金等 ロ 農業災害補償法第十三條の六において準用する同法第十三條の規定による交付金 ハ 園芸施設共済再保険事業等の再保険料等の還付金 ニ 借入金の償還金及び利子 ホ 一時借入金の利子 ヘ 附属諸費 六 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 一般会計からの繰入金 ロ 附属雑収入 二 歳出 イ 農作物共済等再保険事業等、家畜共済再
3 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七條に規定する借入金とみなして、同條の規定を適用する。 4 第二項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。 5 食料安定供給特別会計においては、同会計に属する現金を繰り替えて使用することができ	第十節 農業共済再保険特別会計 (目的) 第百三十八條 農業共済再保険特別会計は、農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百三十四條の規定による再保険事業及び同法第百四十一條の四の規定による保険事業に関する経理を明確にすることを目的とする。 2 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 再保険事業等 農業災害補償法第百三十四條の規定による再保険事業及び同法第百四十一條の四の規定による保険事業をいう。 二 農作物共済 農業災害補償法第八十三條第一項第一号の農作物共済をいう。 三 家畜共済 農業災害補償法第八十三條第一項第三号の家畜共済をいう。 四 果樹共済 農業災害補償法第八十三條第一項第四号の果樹共済をいう。 五 畑作物共済 農業災害補償法第八十三條第一項第五号の畑作物共済をいう。 六 園芸施設共済 農業災害補償法第八十三條	第百三十九條 農業共済再保険特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。 (勘定区分) 第百四十條 農業共済再保険特別会計は、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定に区分する。 (歳入及び歳出) 第百四十一條 再保険金支払基金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 一般会計からの繰入金 ロ 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定からの繰入金 ハ イ及びロに掲げる繰入金の運用により生ずる収入 ニ 附属雑収入 二 歳出 イ 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定への繰入金 ロ 附属諸費 2 農業勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。	二 歳出 イ 農作物共済等再保険事業等の再保険金等 ロ 農業災害補償法第十三條(同法第十三條の六において準用する場合を含む。)の規定による交付金 ハ 農作物共済等再保険事業等の再保険料等の還付金 ニ 借入金の償還金及び利子 ホ 一時借入金の利子 ヘ 附属諸費 三 家畜勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 家畜共済再保険事業等の再保険料等 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 再保険金支払基金勘定からの繰入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 借入金 ヘ 附属雑収入 二 歳出 イ 家畜共済再保険事業等の再保険金等 ロ 農業災害補償法第十三條の六において準用する同法第十三條の規定による交付金 ハ 家畜共済再保険事業等の再保険料等の還付金 ニ 借入金の償還金及び利子 ホ 一時借入金の利子 ヘ 附属諸費 四 果樹勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 果樹共済再保険事業等の再保険料等

保険事業等、果樹共済再保険事業等及び園芸施設共済再保険事業等の業務取扱費

口 附属諸費

(歳入歳出予算計算書等の添付書類)

第四百四十二条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、農業共済再保険特別会計においては、歳入歳出予算計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書(再保険金支払基金勘定及び業務勘定に係るものを除く。)並びに前年度及び当該年度の予算貸借対照表及び予定損益計算書(再保険金支払基金勘定及び業務勘定に係るものを除く。)を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第四百四十三条 再保険金支払基金勘定における一般会計からの繰入対象経費は、農作物共済及び畑作物共済、家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済に関する異常災害の発生に伴う農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定における再保険金等の支払財源の不足に充てるための財源として必要な経費とする。

2 農業勘定における一般会計からの繰入対象経費は、農作物共済等再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条の四の規定により国庫が負担するものとする。

3 家畜勘定における一般会計からの繰入対象経費は、家畜共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十三条の二の規定により国庫が負担するものとする。

4 果樹勘定における一般会計からの繰入対象経費は、果樹共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十三条の三の規定により国庫が負担するものとする。

5 園芸施設勘定における一般会計からの繰入対象経費は、園芸施設共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十三条の五の規定により国庫が負担するものとする。

6 業務勘定における一般会計からの繰入対象経

費は、農作物共済等再保険事業等、家畜共済再保険事業等、果樹共済再保険事業等及び園芸施設共済再保険事業等の業務取扱費で国庫が負担するものとする。

(再保険金支払基金勘定から他の勘定への繰入れ)

第四百四十四条 異常災害の発生に伴い、農作物共済及び畑作物共済、家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済の再保険金等の支払財源の不足に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、再保険金支払基金勘定から、それぞれ農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に繰り入れることができる。

(農業勘定等から再保険金支払基金勘定への繰入れ)

第四百四十五条 農業勘定において、当該年度までに再保険金支払基金勘定から繰入金を受け入れた場合には、当該受入金の合計額に相当する金額(前年度までに農業勘定から再保険金支払基金勘定に繰り入れた金額があるときは、その繰り入れた金額の合計額を控除した金額に相当する金額)に達するまでの金額を、毎会計年度の決算において、同勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の場合において、農業勘定から再保険金支払基金勘定に繰り入れた金額が当該年度までの同勘定からの繰入金合計額に相当する金額(前年度までに農業勘定から再保険金支払基金勘定に繰り入れた金額があるときは、その合計額を控除した金額に相当する金額)に達しないときは、その差額に相当する金額に達するまでの金額を、農業勘定の積立金(当該年度の決算上上次条第二項の規定により補足すべき金額があるときは、その金額を補足した後の積立金)から再保険金支払基金勘定に繰り入れるものとする。

3 前二項の規定は、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定について準用する。

(積立金)

第四百四十六条 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各勘定における決算上剰余金から前条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により再保険金支払基金勘定に繰り入れる金額を控除した金額のうち、当該各号に定めるものに充てるために必要な金額を、それぞれ積立金として積み立てるものとする。

一 農業勘定 農作物共済等再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金金の償還金及び利子

二 家畜勘定 家畜共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金金の償還金及び利子

三 果樹勘定 果樹共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金金の償還金及び利子

四 園芸施設勘定 園芸施設共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金金の償還金及び利子

2 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該各勘定の積立金から補足するものとする。

(歳入歳出決算書の添付書類)

第四百四十七条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、農業共済再保険特別会計においては、歳入歳出決算計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書(再保険金支払基金勘定及び業務勘定に係るものを除く。)を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第四百四十八条 農業共済再保険特別会計における借入金対象経費は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

一 農業勘定 農作物共済等再保険事業等の再

保険金等及び再保険料等の還付金に充てるために必要な経費

二 家畜勘定 家畜共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てるために必要な経費

三 果樹勘定 果樹共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てるために必要な経費

四 園芸施設勘定 園芸施設共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てるために必要な経費

2 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることができ金額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

一 農業勘定 農作物共済等再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における農作物共済等再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するに不足する金額

二 家畜勘定 家畜共済再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における家畜共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するに不足する金額

三 果樹勘定 果樹共済再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における果樹共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するに不足する金額

四 園芸施設勘定 園芸施設共済再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における園芸施設共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するに不足する金額(再保険金支払基金勘定に属する現金等の繰替使用)

第四百四十九条 農業共済再保険特別会計においては、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める現金を繰り替えて使用することができる。

一 農業勘定 再保険金支払基金勘定に属する

現金及び農業勘定の積立金に属する現金
二 家畜勘定 再保険金支払基金勘定に属する現金及び家畜勘定の積立金に属する現金
三 果樹勘定 再保険金支払基金勘定に属する現金及び果樹勘定の積立金に属する現金
四 園芸施設勘定 再保険金支払基金勘定に属する現金及び園芸施設勘定の積立金に属する現金

第十二節 森林保険特別会計

(目的)

第百五十条 森林保険特別会計は、森林国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)第一条の規定により政府が行う森林保険に係る事業 第百五十二條第一号イ及び第二号イにおいて「森林保険事業」という。)に関する経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第百五十一条 森林保険特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第百五十二条 森林保険特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 森林保険事業の保険料(以下この節において「保険料」という。)

ロ 積立金から生ずる収入

ハ 借入金

ニ 附属雑収入

二 歳出

イ 森林保険事業の保険金(以下この節において「保険金」という。)

ロ 保険料の還付金

ハ 借入金の償還金及び利子

ニ 一時借入金の利子

ホ 事務取扱費

ヘ 附属諸費

(歳入歳出予算計算書等の添付書類)

第百五十三条 第三條第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、森林保険特別会計にお

いては、歳入歳出予算計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(積立金)

第百五十四条 森林保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、保険金及び保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 森林保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、同会計の積立金から補足するものとする。

(歳入歳出決算計算書の添付書類)

第百五十五条 第九條第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、森林保険特別会計においては、歳入歳出決算計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第百五十六条 森林保険特別会計における借入金対象経費は、保険金及び保険料の還付金を支弁するために必要な経費とする。

2 第十三條第一項及び前項の規定により借入金をすることができたる金額は、その借入れをする年度における保険料をもつて当該年度における保険金及び保険料の還付金を支弁するのに不足する金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

(積立金の繰替使用)

第百五十七条 森林保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

第十二節 国有林野事業特別会計

(目的)

第百五十八条 国有林野事業特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増

進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資するため、国有林野事業等に関する経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野(以下この節において「国有林野」という。)の管理経営の事業及びその附帯業務をいう。

3 第一項の「国有林野事業等」とは、国有林野事業及び次に掲げるものをいう。

一 治山事業で国が施行するもの(以下この節において「直轄治山事業」という。)

二 次項各号に掲げる事業に係る第五項各号に掲げる事業で国が施行するものの管理

4 この節において「治山事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業

二 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十一条第二項第二号に規定する地すべり地域又ははた山に關して同法第三条若しくは第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又ははた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又ははた山崩壊防止工事に關する事業

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、治山事業に含まれないものとする。

一 農林水産業施設災害復旧事業費(国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第百六十九号)又は公共土木施設災害復旧事業費(国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの(管理)

第百五十九条 国有林野事業特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(資本)

第百六十条 国有林野事業特別会計においては、附則第六十六条第八号の規定による国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の廃止の際における同法に基づく国有林野事業特別会計に属する土地、森林、原野、建物、工作物、機械その他の設備、貯蔵物品等の資産及び将来国有林野事業特別会計に所屬する資産の金額をもつて資本とする。

(経理原則)

第百六十一条 国有林野事業特別会計の経理は、現金の収納又は支払の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行う。

(歳入及び歳出)

第百六十二条 国有林野事業特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国有林野の産物及び製品その他この会計に属する物品の処分による収入

ロ 国有林野その他この会計に属する国有財産の管理又は処分による収入

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金

ホ 第百七十一条の規定に基づき受託した業務による収入

ヘ 借入金

ト 第百六十九條第二項の規定による一時借入金の借換え及び融通証券の発行による収入

チ 附属雑収入

二 歳出

イ 国有林野の管理経営に関する経費

ロ 直轄治山事業に関する経費

ハ 第百五十八條第三項第二号の事業に関する事務取扱費

二 第七十一条の規定に基づき受託した業務に関する経費

ホ 借入金及び融通証券の利子

ヘ 一時借入金及び発行した融通証券の償還金及び利子

ト 第六十九条第二項の規定により借り換え一時借入金及び発行した融通証券の償還金及び利子

チ 融通証券の発行及び償還に関する諸費

リ 附属諸費

(歳入歳出予算計算書等の添付書類)

第六十三条 第三項第二号から第五号までに掲げる書類のほか、国有林野事業特別会計においては、歳入歳出予算計算書等に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予算貸借対照表及び予算損益計算書

三 前々年度の財産目録

四 前々年度の直轄治山事業に係る事業実績表

五 前年度及び当該年度の直轄治山事業に係る事業計画表

(一般会計からの繰入対象経費)

第六十四条 国有林野事業特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 国有林野のうち森林法第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公益的機能が、高い森林、次号において「公益林」という。における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費

二 前号に掲げるもののほか、国有林野における森林法第二十五条第一項又は第二項の規定による保安林の指定のための調査に要する経費その他の公益林の管理に関する事務に要する経費

三 森林法第七十二条の二第一項の規定に基づく森林計画の作成に要する経費

四 国有林野を利用して行う森林及び林業に関する

する知識の普及並びに林業技術の指導に要する経費

五 国有林野の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で政令で定めるもの

六 直轄治山事業に関する費用で国庫が負担するもの及び第五十八条第三項第二号の事業に関する事務取扱費

(利益及び損失の処理)

第六十五条 国有林野事業特別会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合には、次項ただし書の規定により繰り越した損失をその利益の額をもって補足し、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、利益積立金及び特別積立金として積み立てるものとする。

二 国有林野事業特別会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じた場合には、利益積立金の額からその損失の額に相当する額を減額して整理するものとする。ただし、その損失の額が利益積立金の額を超過するときはその超過額を、利益積立金がないときはその損失の額を、それぞれ翌年度に繰り越して整理するものとする。

三 国有林野事業特別会計における前年度からの持越現金のうち歳出の財源に充てることができる金額(前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てることができる金額を除く)から次条第一項の規定により特別積立金引当資金に組み入れられる金額を控除した金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(特別積立金引当資金)

第六十六条 国有林野事業特別会計において、毎会計年度、前年度からの持越現金特別積立金引当資金に属するものを除く。のうち歳出の財源に充てることができる金額(前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てることができる金額を除く)がある場合には、当該金額のうち、特別

積立金の残高に相当する金額から特別積立金引当資金の残高に相当する金額を控除した金額に達するまでの金額を、当該年度末までに、特別積立金引当資金に組み入れるものとする。

二 特別積立金引当資金は、国有林野事業特別会計から一般会計に繰り入れる場合に限り、予算で定めるところにより、使用することができる。

三 前項の規定により特別積立金引当資金を使用した場合には、特別積立金の額からその使用した額に相当する額を減額して整理するものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第六十七条 第九項第二号から第三号までに掲げる書類のほか、国有林野事業特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該年度の貸借対照表及び損益計算書

二 当該年度の財産目録

三 当該年度の直轄治山事業に係る事業実績表

(借入金対象経費)

第六十八条 国有林野事業特別会計における借入金対象経費は、国有林野事業に係る事業施設費とする。

(融通証券等)

第六十九条 国有林野事業特別会計においては、融通証券を発行することができる。

二 第十五条第四項の規定にかかわらず、国有林野事業特別会計において、歳入不足のために一時借入金又は融通証券を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換え又は融通証券の発行をすることができる。

三 この場合における第七十二条の規定の適用については、同条中「借入金の」とあるのは、「借入金、第六十九条第二項の規定により借り換え一時借入金及び発行した融通証券の」とする。

三 前項の規定により借り換え一時借入金又は

発行した融通証券は、その借換え又は発行をしたときから一年内に償還しなければならない。

四 国有林野事業特別会計においては、特別積立金引当資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(繰越し)

第七十条 国有林野事業特別会計において、支払義務が生じた歳出金で当該年度内に支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

(森林の管理経営等の受託)

第七十一条 国有林野事業及び直轄治山事業の運営に妨げのない限り、国有林野事業特別会計の負担において、一般の委託により、森林の管理経営、木材の加工若しくは林業に関する機械施設の工作又は林業に関する試験、検査及び調査をすることができる。

第十三節 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

(目的)

第七十二条 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計は、普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業及び漁業共済保険事業に関する経理を明確にすることを目的とする。

二 この節において「普通保険等再保険事業」とは、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第二条第三号に規定する普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業をいう。

三 この節において「特殊保険再保険事業」とは、漁船損害等補償法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。

四 この節において「漁業共済保険事業」とは、漁業災害補償法(昭和三十一年法律第五十八号)第二条に規定する漁業共済保険事業をいう。

(管理)

第七十三条 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分) 第七十四条 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計は、漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁業共済保険勘定及び業務勘定に区分する。 (歳入及び歳出) 第七十五条 漁船普通保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 普通保険等再保険事業の再保険料 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 積立金から生ずる収入 ニ 借入金 ホ 附属雑収入 二 歳出 イ 普通保険等再保険事業の再保険金 ロ 漁船損害等補償法第四十条の規定による交付金 ハ 普通保険等再保険事業の再保険料の還付金 金 ニ 借入金の償還金及び利子 ホ 一時借入金の利子 ヘ 附属諸費 2 漁船特殊保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 特殊保険再保険事業の再保険料 ロ 積立金から生ずる収入 ハ 借入金 ニ 附属雑収入 二 歳出 イ 特殊保険再保険事業の再保険金 ロ 特殊保険再保険事業の再保険料の還付金 ハ 借入金の償還金及び利子 ニ 一時借入金の利子 ホ 附属諸費 3 漁業共済保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入	イ 漁業共済保険事業の保険料 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 積立金から生ずる収入 ニ 借入金 ホ 附属雑収入 二 歳出 イ 漁業共済保険事業の保険金 ロ 漁業災害補償法第九十六条第二項の規定による交付金 ハ 漁業共済保険事業の保険料の還付金 ニ 借入金の償還金及び利子 ホ 一時借入金の利子 ヘ 附属諸費 4 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 一般会計からの繰入金 ロ 附属雑収入 二 歳出 イ 普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業及び漁業共済保険事業の業務取扱費 ロ 附属諸費 (歳入歳出予定計算書等の添付書類) 第七十六条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書(業務勘定に係るものを除く。)並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書(同勘定に係るものを除く。)を添付しなければならない。 (一般会計からの繰入対象経費) 第七十七条 漁船普通保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、普通保険等再保険事業に関する費用で漁船損害等補償法第三十九条第一項から第三項まで及び第三十九条の二第一項の規定により国庫が負担するものとす。 2 漁業共済保険勘定における一般会計からの繰	入対象経費は、漁業共済保険事業に関する費用で漁業災害補償法第九十五条第一項及び第九十五条の二第一項の規定により国が補助するものとする。 3 業務勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。 一 普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業及び漁業共済保険事業の業務取扱費で国庫が負担するもの 二 漁船損害等補償法第四十一条第一項に規定する事務費交付金に要する費用で同項の規定により国が補助するもの (積立金) 第七十八条 漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各勘定における決算上剰余金のうち、当該各号に定めるものに充てるために必要な金額を、それぞれ積立金として積み立てるものとする。 一 漁船普通保険勘定 普通保険等再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子 二 漁船特殊保険勘定 特殊保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子 三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子 2 漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該各勘定の積立金から補足するものとする。 (歳入歳出決定計算書の添付書類) 第七十九条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書	(業務勘定に係るものを除く。)を添付しなければならない。 (借入金対象経費) 第八十条 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計における借入金対象経費は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。 一 漁船普通保険勘定 普通保険等再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費 二 漁船特殊保険勘定 特殊保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費 三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金に充てるために必要な経費 2 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることができ金額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。 一 漁船普通保険勘定 普通保険等再保険事業の再保険料をもって当該年度における普通保険等再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額 二 漁船特殊保険勘定 特殊保険再保険事業の再保険料をもって当該年度における特殊保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額 三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険料をもって当該年度における漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金を支弁するのに不足する金額 (積立金の繰替使用) 第八十一条 漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁業共済保険勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。 第十四節 貿易再保険特別会計
--	--	--	---

(目的)

第百八十二条 貿易再保険特別会計は、貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)による政府の再保険に関する経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第百八十三条 貿易再保険特別会計は、経済産業大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第百八十四条 貿易再保険特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 貿易保険法第五十七条の規定による再保険の再保険料(第百九十一条第二項において「再保険料」という。)

ロ 貿易保険法第六十一条第一項の規定により納付される回収金(第百九十一条第二項において「回収金」という。)

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

ヘ 第百九十二条第二項の規定による一時借入金の借換え及び融通証券の発行による収入金

ト 一般会計からの繰入金

チ 貿易保険法第十六条第一項及び第六十一条第二項の規定により納付される納付金

リ 附属雑収入

二 歳出

イ 貿易保険法第五十七条の規定による再保険の再保険金(以下この節において「再保険金」という。)

ロ 事務取扱費

ハ 借入金の償還金及び利子

ニ 一時借入金及び融通証券の利子

ホ 第百九十二条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券の償還金及び利子

ヘ 融通証券の発行及び償還に関する諸費

ト 一般会計への繰入金

チ 独立行政法人日本貿易保険への出資金

リ 附属諸費

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第百八十五条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、貿易再保険特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第百八十六条 貿易再保険特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 将来における再保険金の支払に係る債務の履行に必要な経費

二 当該年度における再保険金の支払財源の不足に充てるために必要な経費

三 貿易保険法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二号)による改正前の貿易保険法による政府の保険及び貿易保険法による政府の再保険に關して取得した債権又は回収金を受ける権利であつて、対外債務を履行することが著しく困難であると認められる国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者又は当該国の法人若しくは人に關するものについて、国際約束で定めるところにより、免除又は放棄したために必要な経費

2 貿易再保険特別会計においては、附則第六十六條第十二号の規定による貿易再保険特別会計法(昭和二十五年法律第六十八号)の廃止の際における同法に基づく貿易再保険特別会計の資本の額に相当する金額並びに第六條及び前項の規定による一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

(一般会計への繰入れ)

第百八十七条 前条第一項第一号及び第二号に掲げる経費の財源に充てるために第六條及び前条

第一項の規定により繰り入れられた繰入金については、後日、貿易再保険特別会計からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

2 前項の規定により一般会計に繰入れを行った場合には、その繰入金に相当する金額により貿易再保険特別会計の資本を減少するものとする。

(利益及び損失の処理)

第百八十八条 貿易再保険特別会計において、毎會計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 前項の規定によるほか、損益計算の方法については、政令で定める。

(積立金)

第百八十九条 貿易再保険特別会計において、毎會計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、歳出(第百八十四条第二号ハからトまでの規定による費用を除く。第三項において同じ。)の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 貿易再保険特別会計において、毎會計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、貿易再保険特別会計の歳出の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同會計の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百九十条 第九條第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、貿易再保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第百九十一条 貿易再保険特別会計における借入

金対象経費は、再保険金を支弁するために必要な経費とする。

2 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることができ金額は、その借入れをする年度における再保険料、回収金及び貿易保険法第六十一条第二項の規定により納付される納付金をもつて当該年度における再保険金を支弁するのに不足する金額を限度とする。この場合においては、第十三条第二項の規定は、適用しない。

(融通証券等)

第百九十二条 貿易再保険特別会計においては、融通証券を発行することができる。

2 第十五条第四項の規定にかかわらず、貿易再保険特別会計において、歳入不足のために一時借入金又は融通証券を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同會計の負担において、一時借入金の借換え又は融通証券の発行をすることができ。この場合における第十七條の規定の適用については、同条中「借入金」とあるのは、「借入金、第百九十二条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券」とする。

3 前項の規定により借り換えた一時借入金又は発行した融通証券は、その借換え又は発行をしたときから一年内に償還しなければならない。

4 貿易再保険特別会計においては、同會計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

第十五節 特許特別会計

(目的)

第百九十三条 特許特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。以下この節において同じ。)に關する事務に係る政府の経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第百九十四条 特許特別会計は、経済産業大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第百九十五条 特許特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第三項の規定による納付金

ロ 現金をもつて納付された次に掲げる料金

(1) 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十七条第一項の規定による特許料及び同法第二百一十二条第二項の規定による割増特許料

(2) 実用新案法(昭和三十四年法律第二百一十三号)第三十一条第一項の規定による登録料その他工業所有権に関する登録料及び同法第三十三条第二項の規定による割増登録料その他工業所有権に関する割増登録料

(3) 特許法第百九十五条第一項から第三項までの規定による手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 一時借入金の借換えによる収入金

ホ 独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一十一号)第十二条第三項の規定による納付金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 事務取扱費

ロ 施設費

ハ 独立行政法人工業所有権情報・研修館への交付金

ニ 一時借入金の利子

ホ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ヘ 附属諸費

(二) 一般会計からの繰入対象経費

第百九十六条 特許特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、工業所有権に関する事務並びに登録免許税の納付の確認並びに課税標準及び税額の認定の事務に要する経費とする。

(一) 時借入金の借換え

第百九十七条 第十五条第四項の規定にかかわらず、特許特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができ。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

第十六節 社会資本整備事業特別会計

(目的)

第百九十八条 社会資本整備事業特別会計は、治水事業、道路整備事業、港湾整備事業、空港整備事業及び都市開発資金の貸付け並びに社会資本整備関係事業等の経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「治水事業」とは、次に掲げる事業で国が施行するものをいう。ただし、治水関係災害復旧事業関係事業(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業(以下この節において「災害復旧事業」という。))並びに災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であって、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの及び地震による地盤の変動のために必要を生じた河川に関する政令で定める事業をいう。以下この節において同じ。を除く。

一 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第一項に規定する河川(同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。))に関する事業 第四号に該当するもの及び独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十一号)第十二条第一

項第一号若しくは第二号イ又は附則第四条第一項に規定する業務に該当するもの(治水関係災害復旧事業関係事業を除く。以下この節において「水資源開発等事業」という。))を除く。

二 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備に関する事業

三 地すべり等防止法第五十一条第一項第一号若しくは第三号ロに規定する地すべり地域又ははた山に關して同法第三条若しくは第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又ははた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又ははた山崩壊防止工事に関する事業

四 特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第二条第一項(沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第百七条第六項において読み替へて適用する場合を含む。))に規定する多目的ダムの建設工事(以下この節において「多目的ダム建設工事」という。))に関する事業

3 この節において「道路整備事業」とは、道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第二条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕(以下この節において「道路の整備」という。))に関する事業で国が施行するもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。

4 この節において「港湾整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設(以下この節において「港湾施設」という。))の建設又は改良の事業(災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う事業その他政令で定める事業を除く。))及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚泥その他の公害の原因となる物質の堆積の排除、汚

濁水の浄化その他の公害防止のために行うもの(以下この節において「港湾施設の建設等」という。))であつて、国土交通大臣が施行するもの

二 港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業

三 港湾法第五十条の二第二項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業

5 この節において「空港整備事業」とは、空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるもの(これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この節において「空港」という。))の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業並びにこれらの事業に要する費用についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うものをいう。

6 この節において「都市開発資金の貸付け」とは、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条の規定による国の貸付けをいう。

7 第一項の「社会資本整備関係事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。

一 治水事業に密接な関連のある工事その他治水のために特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの(以下この節において「治水関係受託工事」という。))

二 第二項第一号に規定する河川、同項第二号に規定する砂防設備(砂防法第三条ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。))又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設に係る治水関係災害復旧事業等(災害復旧事業及び災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認め

られるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきものをいう。以下この号において同じ。）、海岸法（昭和三十一年法律第百一十一号）第二條第一項に規定する海岸保全施設（港湾法第二條第三項に規定する港湾区域以下この節において「港湾区域」という。）、同法第三十七條第一項に規定する港湾隣接地域（以下この節において「港湾隣接地域」という。）及び同法第五十六條第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（以下この節において「公告水域」という。）に係る海岸保全区域（以下この節において「海岸保全区域」という。）内にあるものを除く。）に関する工事で国土交通大臣が施行するもの及びこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものの管理並びに河川法第九條第一項又は海岸法第三十七條の二の規定により国土交通大臣が行う一級河川又は海岸保全区域（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域を除く。）の管理（治水関係災害復旧事業を除く。）に関する政令で定める事務

三 第二項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金、補助金又は交付金の交付及び同項第一号に掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

四 水資源開発等事業であつて、独立行政法人水資源機構が施行するものに係る交付金の交付

五 第二項各号に掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）及び水資源開発等事業（以下この節において「治水関係事業」という。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三條第一項の規定による無利子の貸付け

六 道路の整備に関する事業で国が施行するものに密接な関連のあるものであつて、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十八條第一項に規定する道路の占用に関する工事、同法第五十八條第一項に規定する道路に関する工事若しくは道路の維持又は同法第五十九條第一項に規定する他の工事に該当するもののうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が施行するもの（以下この節において「道路関係附帯工事」という。）及び国が委託に基づき施行するもの（以下この節において「道路関係受託工事」という。）

七 港湾整備事業に密接な関連のある工事その他港湾の整備のために特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下この節において「港湾関係受託工事」という。）

八 一般会計所属港湾関係工事（港湾施設の災害復旧に関する工事、第四項第一号に規定する政令で定める事業の工事及び海岸法第二條第一項に規定する海岸保全施設（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域を除く。）の新設、改良又は災害復旧に関する工事で国土交通大臣が施行するもの並びにこれらの工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの）をいう。以下この節において同じ。）の管理

九 港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

十 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第十九條第一号の規定により広域臨海環境整備センターが施行する廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業に係る補助金の交付

十一 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三條第一項の規定により国土交通大臣が指定した法人が施行する外貿埠頭の建設又は改良の事業に係る貸付け

十二 港湾法第五十五條の七第一項の規定による特定用途港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十三 港湾法第五十五條の八第一項の規定による特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十四 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五條第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

（以下この節において「空港関係工事」という。）

ロ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下この節において「空港関係受託工事」という。）及び飛行検査業務等で国土交通大臣が委託に基づき行うもの（以下この節において「空港関係受託業務」という。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、空港整備事業を施行する地方航空局の事務所（国土交通省設置法第三十九條第一項に規定する地方航空局の事務所）で空港に所在するものをいう。以下この節において同じ。）の所掌する事務（以下この節において「地方航空局事務所所掌事務」という。）

（管理）

第百九十九條 社会資本整備事業特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（勘定区分）

第二百條 社会資本整備事業特別会計は、治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定及び業務勘定に区分する。

（歳入及び歳出）

第二百一號 治水勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 河川法第五十九條、第六十條第一項若しくは第六十三條第一項、砂防法第十四條第二項（同法第三條ノ二において準用する場合を含む。）若しくは第十七條、特定多目的ダム法第三十三條、地すべり等防止法第二十八條又は沖繩振興特別措置法第七十七條第五項（同法第九項において準用する場合を含む。）の規定による負担金で治水事業に係るもの

ハ 第百九十八條第七項第四号に規定する事

業に係る独立行政法人水資源機構法第二十一条第三項又は第二十二條第三項の規定による負担金及び同法第二十四條第二項の規定による納付金

二 河川法第六十六條から第六十八條まで、第七十條第一項若しくは第七十條の二第一項、特定多目的ダム法第七條第一項若しくは第九條第一項、砂防法第十六條又は水道原水水质保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十四條第一項の規定による負担金及び第九十八條第二項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）に係る公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）第五條の規定による負担金

ホ 治水関係受託工事に係る納付金
ハ 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項の規定による貸付金の償還金

ト 附属雑収入

二 歳出

イ 治水事業及び治水関係受託工事に要する費用（これらの事業又は工事の業務取扱いに関する諸費及び社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用を除く。）

ロ 第百九十八條第七項第三号に規定する事業に係る国の負担金、補助金及び交付金
ハ 第百九十八條第七項第四号に規定する事業に係る国の交付金

ニ 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項の規定による貸付金

ホ 一般会計への繰入金

ハ 業務勘定への繰入金

ト 特定多目的ダム法第十二條の規定による還付金

チ 附属諸費

2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 道路法第四十九條若しくは第五十條第一項、第二項本文若しくは第三項、道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二條第三項ただし書、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十條第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十一年法律第八十一号）第二十二條第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二十二條第一項若しくは第三項又は沖縄振興特別措置法第六十條第五項の規定による負担金

ハ 道路法第三十一條第五項、第五十四條の二第一項、第五十五條第一項、第五十八條第二項、第五十九條第一項若しくは第三項若しくは第六十二條、高速自動車国道法第二十條の二若しくは第二十一條第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十條第一項若しくは第二十一條又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七條第一項（同法第八條第三項において準用する場合を含む。）、第十三條第一項若しくは第十九條の規定による負担金

ニ 道路法第六十一條第一項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金

ホ 道路関係受託工事に係る納付金

ヘ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十條第一項、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第九條第一項又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一條第一項若しくは第十三條の四第一項の規定による貸付金の償還金及び道路整備事業に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項又は都市再生特別措置法第三十條第一項の規定による貸付金の償還金

に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項又は都市再生特別措置法第三十條第一項の規定による貸付金の償還金

ト 道路整備事業に係る出資に対する配当金

チ この勘定に所属する株式の処分による収入

リ 附属雑収入

二 歳出

イ 道路整備事業、道路関係附帯工事及び道路関係受託工事に要する費用（これらの事業又は工事の業務取扱いに関する諸費及び社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用を除く。）

ロ 一般会計への繰入金

ハ 業務勘定への繰入金

ニ 附属諸費

港灣勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 港灣法第四十三條の五第一項、同法第四十三條の九第二項において準用する同法第四十三條の二、第四十三條の三第一項若しくは第四十三條の四第一項、同法第四十三條の十において準用する企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八條第二項、港灣法第五十二條第二項、同法第五十五條の六、北海道開発のためにする港灣工事に係る法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三條第二項において準用する同法第二條第一項、沖縄振興特別措置法第八條第四項、特定港灣施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）第四條、企業合理化促進法第八條第四項又は公害防止事業費事業者負担法の規定による負担金で港灣整備事業に係るもの

ハ 港灣関係受託工事に係る納付金

二 港灣法第五十五條の七第一項若しくは第五十五條の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六條第一項の規定による貸付金の償還金及び港灣施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項又は都市再生特別措置法第三十條第一項の規定による貸付金の償還金

ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 港灣整備事業及び港灣関係受託工事に要する費用（これらの事業又は工事の業務取扱いに関する諸費及び社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用を除く。）

ロ 港灣施設の建設等港灣管理者が施行するものに係る負担金及び補助金

ハ 広域臨海環境整備センター法第二十六條第一項の規定による補助金

ニ 港灣法第五十五條の七第一項若しくは第五十五條の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六條第一項の規定による貸付金及び港灣施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項又は都市再生特別措置法第三十條第一項の規定による貸付金

ホ 一般会計への繰入金

ハ 業務勘定への繰入金

ト 附属諸費

空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国の空港（地方航空局の事務所が設置されているものに限る。）の使用料収入

ロ 空港整備法第六條第一項若しくは第二項（同法第十條第二項（同法附則第四項にお

て準用する場合を含む。及び同法附則第四項において準用する場合を含む。、第十條第一項（同法附則第四項において準用する場合を含む。）又は附則第二項の規定による負担金

ハ 一般会計からの繰入金

二 借入金

ホ 空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金

ヘ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三條、関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第七條の四第二項若しくは第十條、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九條又は成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百四十四号）第八條若しくは附則第十二條第二項の規定による貸付金（この勘定に所属するものに限る。）の償還金

ト 空港整備事業に係る出資に対する配当金

チ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十九條第三項又は関西国際空港株式会社法第十三條第一項の規定による納付金（この勘定に帰属するものに限る。）

リ この勘定に所属する株式の処分による収入

ヌ 附属雑収入

二 歳入

イ 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に関する費用（これらに係る工事の業務取扱に関する諸費及び社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用を除く。）

ロ 航空保安職員研修施設の管理及び運営、飛行検査業務等、空港関係受託業務並びに地方航空局事務所所掌事務に要する費用

ハ 借入金、償還金及び利子

二 一時借入金の利子

ホ 一般会計への繰入金

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 附属諸費

5 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 治水勘定からの繰入金

ロ 道路整備勘定からの繰入金

ハ 港湾勘定からの繰入金

ニ 空港整備勘定からの繰入金

ホ 都市開発資金の貸付けに係る貸付金の償還金及び利子

ヘ 一般会計からの繰入金

ト 借入金

チ 附属雑収入

二 歳入

イ 治水事業及び治水関係受託工事の業務取扱に関する諸費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）並びに第九十八條第七項第二号に掲げる事業若しくは工事又は管理に関する事務費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業若しくは工事又は管理に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）

ロ 道路整備事業、道路関係附帯工事及び道路関係受託工事の業務取扱に関する諸費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）

ハ 港湾整備事業及び港湾関係受託工事の業務取扱に関する諸費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）並びに一般会計所属港湾関係工事に関する事務費（国が北海道又は沖縄県で行う工事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）

2 道路整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、道路整備事業に要する費用で国が負担するものとする。

二 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に係る工事の業務取扱に関する諸費（国が北海道又は沖縄県で行う工事に関する事務費にあつては、地方航空局の事務所に係るものに限る。以下この節において同じ。）

ホ 都市開発資金の貸付けの業務取扱に関する諸費

ヘ 社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用

ト 都市開発資金の貸付けに係る貸付金

チ 借入金の償還金及び利子

リ 一時借入金の利子

ヌ 附属諸費

（歳入歳出予定計算書等の添付書類）

第二百二條 第三條第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、社会資本整備事業特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類（第三号及び第四号に掲げる書類については、業務勘定に係るものを除く。）を添付しなければならない。

一 前々年度の都市開発資金の貸付けに係る貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の都市開発資金の貸付けに係る予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前々年度の事業実績表

四 前年度及び当該年度の事業計画表

（一般会計からの繰入対象経費）

第二百三條 治水勘定における一般会計からの繰入対象経費は、治水事業に要する費用で国が負担するもの、第九十八條第七項第二号に掲げる事業若しくは工事又は管理に要する事務費、同項第三号に掲げる事業に係る負担金、補助金及び交付金、同項第四号に掲げる事業に係る交付金で国が負担するもの並びに第二百一條第一項第二号に規定する貸付金に要する費用とする。

2 道路整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、道路整備事業に要する費用で国が負担するものとする。

3 港湾整備事業、道路関係附帯工事及び道路関係受託工事の業務取扱に関する諸費の額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、道路整備勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

3 港湾勘定における一般会計からの繰入対象経費は、港湾整備事業に要する費用で国が負担するもの、一般会計所属港湾関係工事に関する事務費、港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金、広域臨海環境整備センター法第二十六條第一項の規定による補助金、港湾法第五十五條の七第一項及び第五十五條の八第一項並びに特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六條第一項の規定による貸付けに要する費用並びに港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項の規定による貸付けに要する費用とする。

4 空港整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、空港整備事業に要する費用とする。

5 業務勘定における一般会計からの繰入対象経費は、都市開発資金の貸付けに要する費用とする。

（他の勘定への繰入れ）

第二百四條 治水事業及び治水関係受託工事の業務取扱に関する諸費並びに第九十八條第七項第二号に掲げる事業若しくは工事又は管理に関する事務費の額に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、治水勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

2 道路整備事業、道路関係附帯工事及び道路関係受託工事の業務取扱に関する諸費の額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、道路整備勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

3 港湾整備事業及び港湾関係受託工事の業務取扱に関する諸費並びに一般会計所属港湾関係工事に関する事務費の額に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、港湾勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

4 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に係る工事の業務取扱に関する諸費の額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、空港整備勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

額に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、空港整備勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用の額に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定又は空港整備勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

(一般会計への繰入れ)

第二百五条 治水関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事に係る一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、治水勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

2 道路関係受託工事に係る国以外の者の負担金及び道路関係受託工事に係る納付金のうち、これらの工事に係る一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該負担金又は納付金を収納した年度内において、道路整備勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

3 港湾関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事に係る一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、港湾勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 空港関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事に係る一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、空港整備勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

(利益及び損失の処理)

第二百六条 業務勘定(都市開発資金の貸付けに係るものに限る。)において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第二百七条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、社会資本整備事業特別会

計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の都市開発資金の貸付けに係る貸借対照表及び損益計算書並びに当該年度の事業実績表、業務勘定に係るものを除く。)を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第二百八条 空港整備勘定における借入金対象経費は、空港整備事業に係る施設の整備に要する費用とする。

2 業務勘定における借入金対象経費は、都市開発資金の貸付けに係る貸付金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付に充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するために要する費用とする。

(多目的ダム建設工事等及び特定港湾施設工事等に係る整理)

第二百九条 治水勘定においては、多目的ダム建設工事及びこれと密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの(以下この節において「多目的ダム建設工事等」という。)に係る歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別その他の政令で定める区分(以下この節において「多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分」という。)に従って整理しなければならない。

2 港湾勘定においては、特定港湾施設工事等に係る歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別その他の政令で定める区分(以下この節において「特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分」という。)に従って整理しなければならない。

3 この条において「特定港湾施設工事等」とは、次に掲げる工事又は事業をいう。
一 特定港湾施設整備特別措置法第二条に規定する特定港湾施設工事
二 企業合理化促進法第八条第四項の規定に基づき事業者がその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する港湾工事
三 公害防止事業費事業者負担法第二条第二項に規定する公害防止事業で国土交通大臣が施

行する港湾工事

四 港湾法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項の規定に基づき事業者がその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する開発保全航路に関する工事

五 前各号の工事に関連して国土交通大臣が施行する港湾整備事業で政令で定めるもの

六 前各号の工事又は事業に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの

4 第三条第二項第一号から第五号まで及び第二百二条に規定する書類(当該年度の事業計画表を除く。)のうち多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って作成するものとする。

5 第二百三条第一項又は第三項に規定する経費を一般会計から繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

6 第二百四条第一項又は第三項の規定により治水勘定又は港湾勘定から業務勘定に繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

7 第二百五条第一項又は第三項の規定により治水勘定又は港湾勘定から一般会計に繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

8 社会資本整備事業特別会計の国庫債務負担行為のうち、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

9 多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等の予算で、その項又は目がそれぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分によつていないものの配賦は、財政法第三十一条第二項の規定によるほか、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

10 多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に応ずる収入金は、当該区分に応ずる費用の財源に充てられるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てることがない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理については必要な事項は、政令で定める。

11 多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分による歳出予算の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納額(一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用している場合には、当該一時借入金又は繰替金を加算した額)を超えてはならない。

12 第八条第一項の規定により剰余金の処理を行う場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

13 第九条第一項の規定により歳入歳出決定計算書を作成する場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事

別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

14 第四項の規定は、第九条第二項第一号から第三号まで及び第二百七条に規定する書類のうち多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについて準用する。

15 第十一条の規定により余裕金を財政融資資金に預託する場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

16 第十五条第一項の規定により、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用する場合においては、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

第十七節 自動車安全特別会計

(目的)

第二百十條 自動車安全特別会計は、自動車損害賠償保障事業及び自動車検査登録等事務に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「自動車損害賠償保障事業」とは、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号。以下この節において「自賠法」という。)の規定による自動車損害賠償保障事業をいう。

3 この節において「自動車検査登録等事務」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の規定による自動車の検査及び登録並びに指定自動車整備事業の指定並びに自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の規定による自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務をいう。

(管理)

第二百十一條 自動車安全特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

る。

(勘定区分)

第二百十二條 自動車安全特別会計は、保障勘定及び自動車検査登録勘定に区分する。
(歳入及び歳出)

第二百十三條 保障勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 自賠法第七十八條の規定による自動車損害賠償保障事業賦課金及び自賠法第八十二条第一項の規定による自動車損害賠償保障事業賦課金に相当するもの

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 自賠法第七十六條の規定に基づく権利の行使による収入金

ニ 自賠法第七十九條の規定による過怠金

ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 自賠法第七十二条第一項及び第二項の規定による支払金

ロ 自動車検査登録勘定への繰入金

ハ 一時借入金の利子

ニ 附属諸費

2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 自動車検査登録印紙売渡収入

ロ 道路運送車両法第二百二条第二項ただし書の規定による手数料

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 独立行政法人交通安全環境研究所法(平成十一年法律第二百七号)第十六条第三項及び自動車検査独立行政法人法(平成十一年法律第二百十八号)第十五条第三項の規定による納付金

ホ 保障勘定からの繰入金

ヘ 借入金

ト 附属雑収入

二 歳出

イ 自動車損害賠償保障事業及び自動車検査登録等事務に係る業務取扱費

ロ 自動車検査登録等事務に係る施設費

ハ 独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人に対する出資金、交付金及び施設の整備のための補助金

ニ 一般会計への繰入金

ホ 借入金の償還金及び利子

ヘ 一時借入金の利子

ト 附属諸費

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第二百十四條 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、保障勘定においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第二百十五條 保障勘定における一般会計からの繰入対象経費は、自賠法第八十二条第二項の規定に基づく自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費とする。

2 自動車検査登録勘定における一般会計からの繰入対象経費は、自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務に要する経費とする。

(保障勘定から自動車検査登録勘定への繰入れ)

第二百十六條 自動車損害賠償保障事業に係る業務取扱費の財源に充てるため、当該業務取扱費に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、保障勘定から自動車検査登録勘定に繰り入れるものとする。

(一般会計への繰入れ)

第二百十七條 自動車検査登録等事務で国が沖縄県において行うものに要する事務取扱費の財源に充てるため、当該事務取扱費に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、自動車検査登録勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

(利益及び損失の処理)

第二百十八條 保障勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第二百十九條 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、保障勘定においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第二百二十條 自動車検査登録勘定における借入金対象経費は、自動車検査登録等事務のうち道路運送車両法第六条第二項の規定により国土交通大臣が管理する自動車登録ファイル及び電子情報処理組織の整備に要する経費とする。

(保障勘定に属する現金の繰替使用)

第二百二十一條 自動車検査登録勘定においては、保障勘定に属する現金を繰り替えて使用することができる。

第三章 雑則

(政令への委任)

第二百二十二條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二章第四節、第十六号及び第十七号、第二章第四節、第十六号及び第十七号並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年年度の予算から適用する。

一 附則第二百六十六條、第二百六十八條、第二百七十三條、第二百七十六條、第二百七十九條、第二百八十四條、第二百八十六條、第二百八十八條、第二百八十九條、第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十五条、第二百九十八條、第二百九十九條、第三百二

条、第三百十七号、第三百二十二号、第三百二十四号、第三百二十八号、第三百四十三号、第三百四十五号、第三百四十七号、第三百四十九号、第三百五十一号、第三百五十三号、第三百五十九号、第三百六十条、第三百六十二条、第三百六十五号、第三百六十八号、第三百六十九号、第三百八十条、第三百八十三条及び第三百八十六条の規定 平成二十年四月一日

二 附則第二百六十九号、第二百九十条及び第三百八十七号の規定 平成二十二年四月一日

三 附則第二百六十号、第二百六十二号、第二百六十四号、第二百六十五号、第二百七十条、第二百九十六号、第三百一十一号、第三百三十五号、第三百四十号、第三百七十二号及び第三百八十二号の規定 平成二十三年四月一日

(交付税特別会計における交通安全対策特別交付金の経理等)

第二条 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の交付に關する経理は、当分の間、

第二十一条の規定にかかわらず、交付税特別会計(同条に規定する交付税特別会計をいう。以下同じ。)において行うものとする。

2 前項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に關する経理を交付税特別会計において行う場合においては、第二十二号の規定にかかわらず、交付税特別会計は、内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

3 前項の場合において、交付税特別会計の管理に關する事務は、政令で定めるところにより、交付税特別会計全体の計算整理に關するものについては総務大臣が、その他のものについてはその他のもののうち交付税及び譲与税配付金勘定に係るものにあつては総務大臣及び財務大臣が、交通安全対策特別交付金勘定に係るものにあつては内閣総理大臣及び総務大臣が行うものとする。

4 第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に關する経理を交付税特別会計において行う場合においては、交付税特別会計は、交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定に区分する。

5 第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に關する経理を交付税特別会計において行う場合における第二十三号及び第二十四号の規定の適用については、これらの規定中「交付税特別会計」とあるのは、「交付税及び譲与税配付金勘定」とする。

(交通安全対策特別交付金勘定の歳入及び歳出)

第三条 交通安全対策特別交付金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 道路交通法第二百二十八号第一項(同法第二百三十号の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により納付された反則金及び同法第二百二十九号第一項の規定により納付された反則金に相當する金額(次号二において「反則金等」という。)の収入

ロ 附属雑収入

二 歳出

イ 道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金

ロ 道路交通法第二百二十九号第四項の規定による返還金

ハ 道路交通法第二百二十七号第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相當する額として都道府県に支出する支出金

ニ 過誤納に係る反則金等の返還金

ホ 附属諸費

2 交通安全対策特別交付金勘定については、第十五条及び第二十七号の規定は、適用しない。

(交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の特例)

第四条 交付税及び譲与税配付金勘定において、平成十九年度から平成三十八年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、五十二兆二千八百二十億五千三百九十八万七千円から次の表の年度の欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の控除額の欄に定める額(同表の控除額の欄の第一欄から第四欄までに定める金額の合算額をいう。)を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金をすることができ。

年 度	控		除		そ の 他 の も の
	地方交付税法附則第四条第一項第七号の額に相當する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第八号の額に相當する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第九号の額に相當する借入金限度額に係るもの		
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円	二千三百九十一億円	五十五億円	二兆三千二百八十一億円	
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円	二千九百五十七億円	六十一億円	二兆七千七百一億円	
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円	三千七百四十九億円	六十七億円	三兆六千六百一十一億六千万円	
平成二十二年	一兆七千四百九十三億六千七百五十万	四千六百五十一億二千	六十三億	三兆六千六百二十二億四千万	
平成二十三年	六千五百五十七億	三千五百五十八億	六十七億	二兆九千三百五十二億五千万	
平成二十四	七千五百五十七億	三千九百五十五億	七十三億	二兆九千六百五十八億	
平成二十五	七千六百五十五億	四千三百三十八億	八十一億	三兆三千三百五十五億	
平成二十六	八千三百七十六億	四千七百三十七億	八十九億	二兆九千四百三十三億七千万	
平成二十七	九千二百十六億	五千二百八十八億	九十八億	二兆三千四百三十三億七千万	
平成二十八	一兆百三十五億三千五百七十九万	五千七百二十九億二千九百	百七億	一兆七千六百八十一億四千万	
平成二十九	七千五百九十三億三千三百五十万	四千九百七十一億八千八百	百十八億	一兆四千六百六十二億二千五千万	
平成三十年	五千九百九十八億	四千百二十二億四千百万	百三十億	一兆三千三百二十八億四千万	

平成三十一年度
平成三十二年
平成三十三年
平成三十四年
平成三十五年
平成三十六年
平成三十七年
平成三十八年

四千二百八十八億円
三千四百四十四億円
千七百二十八億五千万円

三千二百五十二億三千四百万円
二千二百六億六千五百万円
千三千五百億円

九千九百七十七億三千四百万円
八千五百六十五億万円
五千五百五十億円
二千三百二十三億円
二千四百二十八億円
三千七百三十七億円
三千九百五億円
四千八十億二千万円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における一時借入金の繰入れの特例)

第五条 平成十九年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における借入金等の利子の繰入れの特例)

第六条 平成十九年度から平成三十二年までの各年度に限り、第六条の規定にかかわらず、当該各年度における地方交付税法附則第四条の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入金に係る当該各年度における利子の支払に充てるために必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する当該年度の第十五条第一項の規定による一時借入金

二 当該年度の前年度の附則第四条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第

四 条の二第五項の規定に基づき当該年度から平成三十三年までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額の借入金

三 当該年度の附則第四条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第五項の規定に基づき当該年度の翌年度から平成三十三年までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額の借入金(平成三十二年にあっては、同項の規定に基づき平成三十三年の交付税の総額に加算する額に相当する額の借入金)

2 平成三十三年に限り、第六条の規定にかかわらず、同年度における地方交付税法附則第四条の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入金に係る同年度における利子の支払に充てるために必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する平成三十三年の第十五条第一項の規定による一時借入金

二 平成三十二年の附則第四条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第五項の規定に基づき平成三十三年の交付税の総額に加算する額に相当する額の借入金

第七条 平成十九年度から平成三十二年までの各年度に限り、第六条の規定にかかわらず、当該各年度における地方交付税法附則第四条の二

第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入金に係る当該各年度における利子の支払に充てるために必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する当該年度の第十五条第一項の規定による一時借入金

二 当該年度の前年度の附則第四条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第六項の規定に基づき当該年度から平成三十三年までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額の借入金

三 当該年度の附則第四条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第六項の規定に基づき当該年度の翌年度から平成三十三年までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額の借入金(平成三十二年にあっては、同項の規定に基づき平成三十三年の交付税の総額に加算する額に相当する額の借入金)

2 平成三十三年に限り、第六条の規定にかかわらず、同年度における地方交付税法附則第四条の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入金に係る同年度における利子の支払に充てるために必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する

平成三十三年の第十五条第一項の規定による一時借入金

二 平成三十二年の附則第四条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第六項の規定に基づき平成三十三年の交付税の総額に加算する額に相当する額の借入金

第八条 平成十九年度から平成二十九年までの各年度に限り、第六条の規定にかかわらず、当該各年度における地方交付税法附則第四条の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入金に係る当該各年度における利子の支払に充てるために必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する当該年度の第十五条第一項の規定による一時借入金

二 当該年度の前年度の附則第四条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第七項の規定に基づき当該年度の翌年度から平成三十三年までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額の借入金

三 当該年度の附則第四条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第七項の規定に基づき当該年度の翌年度から平成三十三年までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額の借入金(平成二十九年にあっては、同項の規定に基づき平成三十三年の交付税の総額に加算

する額に相当する額の借入金)

2 平成三十年度に限り、第六条の規定にかかわらず、同年度における地方交付税法附則第四条の二第二項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入金に係る同年度における利子の支払に充てるために必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する平成三十年度の第十五条第一項の規定による一時借入金

二 平成二十九年度の附則第四条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第七項の規定に基づき平成三十年度分の交付税の総額に加算する額に相当する額の借入金

(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額(前三条の規定に基づき繰り入れられる額を含む。)は、平成十九年度及び平成二十

年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十一年度にあつては同条の規定により算定した額に次に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十二年から平成三十年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号から第四号まで及び第六号に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号から第三号まで及び第六号に掲げる額の合算額を加算した額とする。

一 前三条の規定に基づき、当該年度に一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円
平成二十二年	一兆七千四百九十三億六千七百五十万円
平成二十三年	六千五百七十七億円
平成二十四年	七千五百五十七億円
平成二十五年度	七千六百十五億円
平成二十六年度	八千三百七十六億円
平成二十七年	九千二百十六億円
平成二十八年	一兆百三十五億三千五百七十九万円
平成二十九年	七千五百九十三億三千三百五十万円
平成三十年度	五千百九十八億円
平成三十一年	四千二百八十八億円
平成三十二年	三千百四十四億円
平成三十三年	千七百二十八億五千万円

三 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成十九年度	二千三百九十一億円
平成二十年度	二千九百五十七億円
平成二十一年	三千七百四十九億円
平成二十二年	四千六百五十一億二千万円
平成二十三年	三千百五十八億円
平成二十四年	三千九百十五億円
平成二十五年	四千三百八十八億円
平成二十六年	四千七百三十七億円
平成二十七年	五千二百八十八億円
平成二十八年	五千七百二十九億二千九百万円
平成二十九年	四千九百七十一億八千八百万円
平成三十年度	四千百二十二億四千四百万円
平成三十一年	三千二百五十二億三千四百万円
平成三十二年	二千二百六十六億六千五百万円
平成三十三年	千三十五億円

四 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第七項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成二十一年度	五十五億円
平成二十二年	六十一億円
平成二十三年	六十七億円
平成二十四年	七十三億円
平成二十五年	八十一億円
平成二十六年	八十九億円
平成二十七年	九十八億円
平成二十八年	百七億円
平成二十九年	百十八億円
平成三十年度	百三十億円

五 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第八項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成十九年度	二千六百億円
平成二十年度	二千億円

(雇用勘定における雇用安定資金の使用に関する特例)

第二十條 政令で定める日までの間、第四百四條第五項の規定によるほか、雇用保険事業(第九十六條に規定する雇用保険事業をいう。)の失業等給付費を支弁するために必要がある場合には、予算で定めるところにより、雇用安定資金を使用することができる。

2 前項の政令で定める日までの間は、雇用勘定において、毎会計年度の第三百三條第三項に規定する歳入額から当該年度の同項に規定する歳出額を控除してなお不足がある場合であつて、同條第四項の規定により同勘定の積立金からこれを補足してなお不足があるときは、雇用安定資金から当該不足分を補足することができる。

3 第一項の規定により使用した金額及び前項の規定により雇用安定資金から補足した金額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第三百三條第三項に規定する歳入額から当該年度の同項に規定する歳出額を控除して残金がある場合には、同項の規定にかかわらず、これらの金額に相当する金額に達するまでの金額を雇用安定資金に繰り入れなければならない。この場合における第四百四條第一項の規定の適用については、同項中「及び第三項の規定による組入金」とあるのは、「第三項の規定による組入金及び附則第二十條第三項の規定による繰入金」とする。

(労働保険特別会計における石綿による健康被害の救済に関する法律第三十五條第一項の一般拠出金の徴収に関する経理)

第二十一條 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第三十五條第一項の一般拠出金の徴収に関する政府の経理は、当分の間、第九十六條の規定にかかわらず、労働保険特別会計において行うものとする。この場合における第九十九條第三項の規定の適用については、同項第一号中「ホ 附属雑収入」とある「ホ 石綿による健康被害の救済に関する

のは、石綿による健康被害の救済に関するト 附属雑収入

法律(平成十八年法律第四号)第三十四條の規定法律第三十五條第一項の一般拠出金(次号二にに基づく一般会計からの繰入金
において「一般拠出金」という。)と、同項第二

号二中「労働保険料の徴収及び」とあるのは、「一般拠出金の返還金、石綿による健康被害の救済に関する法律第三十六條の規定による独立行政法人環境再生保全機構への交付金、労働保険料及び一般拠出金の徴収並びに」とする。

(年金特別会計の基礎年金勘定の積立金の特例)第二十二條 第一百五條第二項及び第三項の規定は、附則第二百四十五條第三項の規定による基礎年金勘定の積立金について準用する。

2 第一百五條第一項の規定によるほか、前項の積立金からの受入金及び同項の積立金から生ずる収入は、基礎年金勘定の歳入とする。

3 第十五條第五項の規定にかかわらず、基礎年金勘定において、支払上現金に不足がある場合には、第一項の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。この場合において、厚生労働大臣は、あらかじめ財務大臣の承認を経なければならない。

4 前項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

(厚生年金勘定の歳入及び歳出の特例)第二十三條 平成二十一年度の末日までの間、第一百十一條第三項の規定によるほか、昭和六十年国民年金等改正法(第九十三條第一項に規定する昭和六十年国民年金等改正法をいう。次項並びに附則第二十六條及び第二十七條において同じ。)附則第八十九條の規定による船員保険特別会計からの繰入金は、厚生年金勘定の歳入とする。

2 第二百二十條第一項の規定は、毎会計年度船員保険特別会計から厚生年金勘定に受け入れた金

額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第八十九條の規定により船員保険の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額に對して超過し、又は不足する場合について準用する。

第二十四條 当分の間、第一百一條第三項の規定によるほか、厚生年金保険法附則第十八條第一項の規定による拠出金並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。次項第二号において「平成八年厚生年金等改正法」という。)附則第十九條及び第二十條の規定による納付金は、厚生年金勘定の歳入とする。

2 第二百二十條第一項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 毎会計年度厚生年金保険法附則第十八條第一項の規定により同法第一百條の三第一項に規定する年金保険者たる共済組合等から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において同法附則第十八條第一項の規定による拠出金の金額に對して超過し、又は不足する場合

二 毎会計年度平成八年厚生年金等改正法附則第二十條の規定により平成八年厚生年金等改正法附則第三十二條第二項に規定する存続組合から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において平成八年厚生年金等改正法附則第二十條の規定による納付金の金額に對して超過し、又は不足する場合

第二十五條 当分の間、第一百一條第三項の規定によるほか、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)附則第十七項の規定による年金特別会計の負担金は、厚生年金勘定の歳出とする。

(一般会計から厚生年金勘定への繰入れの特例)第二十六條 第六條の規定にかかわらず、附則第六十六條第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号。以下この条から附則第三十四條までにおいて「旧厚生保険特別会計法」という。)第十八條ノ十一第一項

の措置により将来にわたる厚生年金保険事業(第九十八條に規定する厚生年金保険事業をいう。次条及び附則第三十五條において同じ。)の財政の安定が損なわれることのないよう、国の財政状況を勘案しつつ、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの間における各年度に係る昭和六十三年国民年金等改正法附則第七十九條の規定による国庫負担金の額と同項の規定による繰入金の額との差額に相当する額及び同項の規定による国庫負担金の繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の年金勘定(次条において「旧年金勘定」という。)及び厚生年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を、一般会計から同勘定に繰り入れなければならない。

第二十七條 第六條の規定にかかわらず、旧厚生保険特別会計法第十八條ノ十二第一項の措置により将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、国の財政状況を勘案しつつ、平成元年度に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九條の規定による国庫負担金の額と同項の規定による繰入金の額との差額に相当する額及び同項の規定による国庫負担金の繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に旧年金勘定及び厚生年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を、一般会計から同勘定に繰り入れなければならない。

第二十八條 前二條の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る第二百二十條第二項第二号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額(附則第二十六條又は第二十七條の規定により繰り入れた金額を除く。）」とする。

(年金特別会計における特別障害給付金の支給に関する経理)第二十九條 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十

六号)による特別障害給付金の支給に関する政府の経理は、当分の間、第百八条の規定にかかわらず、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百十一条第四項第二号及び第七項第二号イ、第百十三条第三項及び第六項並びに第百二十条第二項第三号の規定の適用については、第百十一条第四項第二号中「口 附属諸費」とあるのは、「口 特別障害給付金給付費」と、同条第七項第二号イ中「及び健康

保険事業」とあるのは、「健康保険事業及び特別障害給付金」と、第百十三条第三項中「費用」とあるのは「費用及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号。第六項及び第百二十条第二項第三号において「特別障害給付金」という。)第十九条第一項に規定する特別障害給付金の支給に要する費用」と、同条第六項中「及び健康保険法第百五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用」とあるのは、「健康保険法第百五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用及び特別障害給付金法第十九条第二項の規定に基づく特別障害給付金に関する事務の執行に要する費用」と、第百二十条第二項第三号中「附則第三十四条第一項第九号」とあるのは「附則第三十四条第一項第九号又は特別障害給付金法第十九条第一項」とする。

(健康勘定における借入金の特例)

第三十条 当分の間、第十三条の規定にかかわらず、健康勘定においては、旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の健康勘定(以下この項及び次条において「旧健康勘定」という。)の昭和四十八年度の末日における借入金、健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号。以下この項において「昭和五十九年改正法」という。)附則第三十三条第五項の規定により旧健康勘定に帰属する昭和五十九年改正法附則第三十二条の規定による改正前の

厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の日雇健康勘定の昭和五十九年度の末日における借入金及び旧健康勘定において生ずる昭和五十九年改正法附則第十八条の規定による廃止前の日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七十七号。次条において「旧日雇労働者健康保険法」という。))に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに係る債務を弁済するために必要がある場合には、健康勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定により借入金をする場合に、第百十一条第五項の規定によるほか、借入金は、健康勘定の歳入とする。

3 健康勘定において、第一項の規定により借入金をする場合に、第三条第二項第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

(一般会計から健康勘定への繰入れの特例)

第三十一条 当分の間、第六条の規定にかかわらず、昭和四十八年度以前に旧健康勘定において生じた損失の額及び旧日雇労働者健康保険法に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに対応する借入金の償還並びに当該借入金に係る経費として政令で定めるものの支払の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、一般会計から健康勘定に繰り入れることができる。

2 前項の規定により一般会計から健康勘定に繰り入れる場合には、第百十一条第五項の規定によるほか、借入金の償還金及び利子は、同勘定の歳出とする。

(年金特別会計における特別保健福祉事業に関する経理)

第三十二条 特別保健福祉事業に関する経理は、当分の間、第百八条及び附則第二十九条の規定にかかわらず、年金特別会計において行うものとする。

2 前項の特別保健福祉事業(次項から附則第三十八条までにおいて「特別事業」という。)とは、

国民保健の向上及び老人福祉の増進を目的として国民の老後における健康の保持及び適切な医療の確保を図るため、特別保健福祉事業資金の運用による利益金を財源として行う次に掲げるものをいう。

一 社会保険診療報酬支払基金が行う老人保健法第六十四条第三項に規定する老人保健関係業務に対する補助で政令で定めるもの

二 健康保険事業(第百八条に規定する健康保険事業をいう。第四号において同じ。)の管掌者たる政府が納付する老人保健法の規定による拠出金の一部に充てるために行う健康勘定への繰入れ

三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による船員保険事業(老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付を含む。以下「船員保険事業」という。)の管掌者たる政府が納付する老人保健法の規定による拠出金の一部に充てるため及び船員保険事業の福祉事業費のうち政令で定めるものに充てるために行う船員保険特別会計への繰入れ

四 前三号に掲げるもののほか、健康保険事業の保健事業、福祉事業その他の事業に係る財政上の措置であつて政令で定めるもの

3 第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合には、同会計の業務勘定(次項から附則第三十七条までにおいて「業務勘定」という。)に特別保健福祉事業資金を置き、次条第二項の規定による繰入金、特別保健福祉事業資金の運用による利益金及び附則第三十七条第一項の規定による組入金をもつてこれに充てる。

4 第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合には、第百十一条第七項の規定によるほか、特別保健福祉事業資金からの受入金及び特別事業に係る附属雑収入は業務勘定の歳入とし、特別保健福祉事業資金への繰入金、特別事業に要する経費及び一般

会計への繰入金は業務勘定の歳出とする。

5 第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合には、第百十一条第五項の規定によるほか、業務勘定からの繰入金は、健康勘定の歳入とする。

(一般会計から業務勘定への繰入れの特例)

第三十三条 特別保健福祉事業資金に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から業務勘定に繰り入れることができる。

2 前項の規定による一般会計からの繰入金に相当する金額は、業務勘定から特別保健福祉事業資金に繰り入れなければならない。

(特別保健福祉事業資金から業務勘定への繰入れ)

第三十四条 特別事業に要する経費に充てるため、予算で定める金額を限り、特別保健福祉事業資金から業務勘定の歳入に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金の額は、旧厚生保険特別会計法第十九条第三項の規定により特別保健福祉事業資金を設置した年度(以下この項において「設置年度」という。)から当該繰入れをする年度までに生じた特別保健福祉事業資金の運用による利益金及び設置年度から当該繰入れをする年度の前年度までに附則第三十七条第一項又は旧厚生保険特別会計法第十九条ノ六第一項の規定により特別保健福祉事業資金へ組み入れた金額の合計額に相当する金額(設置年度から当該前年度までに前項若しくは旧厚生保険特別会計法第十九条ノ三第一項の規定により繰り入れた金額又は附則第三十七条第一項若しくは旧厚生保険特別会計法第十九条ノ六第一項の規定により組み入れた金額がある場合には、その合計額を控除した金額に相当する金額)を限度とする。

(業務勘定から厚生年金勘定への繰入れ)

第三十五条 厚生年金保険事業の長期的安定を確保するために必要がある場合には、特別事業の

必要性を勘案しつつ、特別保健福祉事業資金の金額を限度として、予算で定める金額を限り、業務勘定から厚生年金勘定に繰り入れることができる。

2 前項の規定により繰入れをする場合には、当該繰入金に相当する金額を、特別保健福祉事業資金から業務勘定の歳入に繰り入れなければならない。

3 第一項の規定により繰入れをした場合には、当該繰入金額は、附則第二十六条又は第二十七条の規定により一般会計から厚生年金勘定に繰り入れられたものとみなす。

4 前項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

5 附則第二十六条及び第二十七条の規定により一般会計から厚生年金勘定に繰り入れるべき金額の合計額に相当する金額が一般会計から同勘定に繰り入れられた場合(第三項の規定により繰り入れられたものとみなされる場合を含む。)において、特別保健福祉事業資金に残額があるときは、特別事業の必要性を勘案して、当該残額を限度として、予算で定める金額を限り、業務勘定から一般会計に繰り入れることができる。

6 前項の規定により繰入れをする場合には、第二項の規定を準用する。

(業務勘定における特別保健福祉事業資金の受払いの経理)

第三十六条 特別保健福祉事業資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、業務勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

(業務勘定における剰余金の処理の特例)

第三十七条 業務勘定において、毎会計年度の特別事業に係る歳入額から当該年度の特別事業に係る歳出額を控除して残額がある場合には特別保健福祉事業資金に組み入れ、不足がある場合には特別保健福祉事業資金から補足するものとする。

2 附則第三十二条第一項の規定により特別事業

に関する経理を年金特別会計において行う場合における第百九十九条において読み替えて適用する第八條第一項の規定の適用については、同項中「歳入歳出の決算上剰余金を生じた」とあるのは、「歳入額(附則第三十二条第二項に規定する特別事業に係るものを除く。)から当該年度の歳出額(同項に規定する特別事業に係るものを除く。)を控除して残額がある」とする。

(年金特別会計において特別事業に関する経理を行う場合における船員保険特別会計の歳入の特例)

第三十八条 附則第三十二条第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合における附則第百九十三条第一号の規定の適用については、同号中「ホ 附属雑収入」とあるのは、「ホ 年金特別会計の業務勘定からの繰入金」とする。

へ 附属雑収入

(食料安定供給特別会計と一般会計との間における国有財産の使用の特例)

第三十九条 次に掲げる場合には、当分の間、食料安定供給特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

一 地方農政局又は地方農政事務所の事務のために使用する場合において、食料安定供給特別会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、一般会計において使用させるとき。

二 食料安定供給特別会計の業務のために使用する必要がある場合において、附則第二百九条第八項の規定により一般会計に所管換又は所属替をした国有財産を、政令で定めるところにより、食料安定供給特別会計において使用させるとき。

(食料安定供給特別会計の調整勘定の積立金の特例等)

第四十条 附則第二百四十四条第三項の規定による調整勘定の積立金は、農地等の買収代金(第百

二十七条第一項第二号イに規定する農地等の買収代金をいう。)及び第百二十四条第二項第二号の財政上の措置に要する費用(貸付金を含む。)の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定めるところにより、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

2 第百二十七条第七項の規定によるほか、前項の積立金からの受入金及び同項の積立金から生ずる収入は、調整勘定の歳入とする。

3 第十五条第五項の規定にかかわらず、調整勘定において、支払上現金に不足がある場合には、第一項の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。この場合において、農林水産大臣は、あらかじめ財務大臣の承認を経なければならない。

4 前項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

(農業共済再保険特別会計の家畜勘定の歳出の特例)

第四十一条 当分の間、第百四十一条第三項の規定によるほか、農業災害補償法第百五十条の三第一項の交付金は、家畜勘定の歳出とする。

(国有林野事業特別会計における借入金の特例)

第四十二条 当分の間、第十三条の規定にかかわらず、国有林野事業特別会計においては、事業施設費以外の国有林野事業(第百五十八条第二項に規定する国有林野事業をいう。附則第四十五条において同じ。)に係る事業費を支弁するために必要がある場合には、同会計の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の限度額は、予算をもって、国会の議決を経なければならない。ただし、当該限度額は、国有林野事業特別会計の資産に属する製品の当該年度末現在における在庫見込額から前年度末現在における在庫額を控除して得た金額を超えてはならない。

(国有林野事業特別会計における特別積立金引

当資金の使用に関する特例)

第四十三条 当分の間、第百六十六条第二項の規定にかかわらず、特別積立金引当資金の使用については、次に定めるところによる。

一 特別積立金引当資金は、独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号)第十一条第一項第六号の業務の財源に充てるものとして国有林野事業特別会計から独立行政法人緑資源機構に出資する場合に、予算で定めるところにより、使用することができる。

二 特別積立金引当資金は、前号に定める使用を妨げない範囲内において、林業の振興のために必要な経費その他の経費の財源に充てるものとして国有林野事業特別会計から一般会計に繰り入れる場合に、予算で定めるところにより、使用することができる。

2 前項第一号の規定により特別積立金引当資金を使用した場合には、その使用した額に相当する額を特別積立金から利益積立金に組み替えて整理するものとし、同項第二号の規定により特別積立金引当資金を使用した場合には、その整理については、第百六十六条第三項の規定を準用する。

(国有林野事業特別会計の歳入及び歳出の特例)

第四十四条 第百六十二条の規定によるほか、独立行政法人緑資源機構法第三十条第三項の規定による納付金のうち国有林野事業特別会計に帰属するものは同会計の歳入とし、前条第一項第一号に規定する独立行政法人緑資源機構に対する出資金は同会計の歳出とする。

(国有林野事業特別会計における公有林野等官行造林法の規定に基づき締結された契約)

第四十五条 公有林野等官行造林法を廃止する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の施行前に公有林野等官行造林法(大正九年法律第七号)の規定に基づき締結された契約に係る事業は、国有林野事業とみなす。

(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計における漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業の

て「社会資本整備特別措置法」という。第七條第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ホ中「納付金」とあるのは「納付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第六條の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）附則第九條第一項若しくは第十條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による貸付金の償還金」と、同項第二号ハ中「交付金」とあるのは「交付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による貸付金」と、同号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五條第一項又は附則第四十九條第三項から第五項まで若しくは第七項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三條第一項中「治水事業に要する費用」とあるのは「治水事業に要する費用（社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」と、「事務費 同項第三号」とあるのは「事務費 社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」、第百九十八條第七項第三号」とする。

発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

（土地区画整理法附則第十三項から第十五項までの規定による国の補助又は負担については、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。）に関する経理は、当分の間、第百九十八條第一項の規定にかかわらず、道路整備勘定において行うものとする。

4 社会資本整備特別措置法第七條第一項の規定により一般会計から治水勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、旧水公団法附則第十條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七條第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から治水勘定に繰り入れを行った会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第七項の規定により繰り入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

（道路整備勘定の歳入及び歳出の特例等）
第五十條 道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項の規定による無利子の貸付け（土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付けについては、道路の整備（第百九十八條第三項に規定する道路の整備をいう。以下同じ。）に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。）及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の貸付け並びに道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第八項の規定による国の補助又は負担

2 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れを行う場合における第二百一條第二項及び第二百三條第二項の規定の適用については、第二百一條第二項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三條第二項若しくは附則第五十條第四項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三條第二項において「社会資本整備特別措置法」という。第七條第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ハ中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。第二十條第一項とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。第二十條第一項若しくは附則第七條第一項」と、民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項」と、「又は都市再生特別措置法第三十條第一項」と、又は「都市再生特別措置法第三十條第一項」とあるのは「都市再生特別措置法第三十條第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二

3 治水勘定において河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、旧水公団法附則第九條第一項若しくは第十條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開

7 社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から治水勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同勘定において経理されるものの

6 第六條の規定にかかわらず、前項の規定により繰り入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から治水勘定に繰り入れるものとする。

（土地区画整理法附則第十三項から第十五項までの規定による国の補助又は負担については、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。）に関する経理は、当分の間、第百九十八條第一項の規定にかかわらず、道路整備勘定において行うものとする。

項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項と、同項第二号ロ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五條第二項又は附則第五十條第三項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金及び道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第八項の規定による補助金又は負担金」と、第二三條第二項中「道路整備事業」とあるのは「道路整備事業（道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

第六條の規定にかかわらず、道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第八項の規定による補助又は負担を行う場合には、当該国の補助又は負担を行う年度に、当該国の補助又は負担を行う金額を、一般会計から道路整備勘定に繰り入れるものとする。

第五 社会資本整備特別措置法第七條第一項の規定により一般会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の貸付け並びに社会資本整備特別措置法第七條第二項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるものを除く。」とする。

3 道路整備勘定において道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

第六條の規定にかかわらず、道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第八項の規定による補助又は負担を行う場合には、当該国の補助又は負担を行う年度に、当該国の補助又は負担を行う金額を、一般会計から道路整備勘定に繰り入れるものとする。

第六條の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から道路整備勘定に繰り入れるものとする。

第八 社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同勘定において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

第九 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二二号）第三十七條第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十四年法律第八十一号）附則第十四條第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第百九十八條第一項及び第一項の規定にかかわらず、道路整備勘定において行うものとする。

五年法律第八十一号）附則第十四條第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第百九十八條第一項及び第一項の規定にかかわらず、道路整備勘定において行うものとする。

第十 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一號第二項第一号への規定の適用については、同号へ中「踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第九條第一項」とあるのは、「踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第九條第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二二号）第三十七條第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十四條第一項」とする。

第十一 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第二項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第百九十八條第一項並びに第一項及び第九項の規定にかかわらず、道路整備勘定において行うものとする。

第十二 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一號第二項第一号への規定の適用については、同号へ中「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項若しくは附則第十五條第二項」とする。

第十三 日本道路公団等民営化関係法施行法第五十六條の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三條第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第百九十八條第一項並びに第一項、第九項及び第十一項の規定にかかわらず、道路整備勘定において行うものとする。

第十四 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一號第二項第一号への規定の適用については、同号

第一類第五号 財務金融委員会議録第三号 平成十九年二月二十七日

へ中又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項又は日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二号)第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第三条第一項」とする。

(港湾勘定の歳入及び歳出の特例等)

第五十一条 当分の間、第二百一条第三項の規定によるほか、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十八号)附則第五条に規定する貸付金の償還金は、港湾勘定の歳入とする。

2 港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)附則第七項又は沖繩振興特別措置法附則第六条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第百九十八条第一項の規定にかかわらず、港湾勘定において行うものとする。

3 前項の規定により同項に規定する経理を港湾勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第三項及び第二百三条第三項の規定の適用については、第二百一条第三項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第三項若しくは附則第五十一条第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号、第二百三条第三項において「社会資本整備特別措置法」という。)第七條第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ニ中「第五十五条の八第一

項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)附則第七項、沖繩振興特別措置法附則第六條第一項」と、同項第二号ニ中「第五十五条の八第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)附則第七項、沖繩振興特別措置法附則第六條第一項」と、同号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第三項又は附則第五十一条第四項から第六項まで若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三条第三項中「負担するもの」とあるのは「負担するもの(社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」と、「事務費」とあるのは「事務費(社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」とする。

4 港湾勘定において港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖繩振興特別措置法附則第六條第一項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七條第一項の規定により一般会計から港湾勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項、

第七項又は沖繩振興特別措置法附則第六條第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七條第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から港湾勘定に繰入れを行った場合においては、当該繰入金を同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(第八項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

7 第六條の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から港湾勘定に繰り入れるものとする。

8 社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から港湾勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共建設事業であつて同勘定において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

(社会資本整備事業特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)

第五十二条 社会資本整備事業特別会計に所属する国有財産で、空港(第百九十八条第五項に規定する空港をいう。以下同じ。)における関税法(昭和二十九年法律第六十一号)その他の関税法規による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、航

空機及び旅客の取締り並びに検疫法(昭和二十六年法律第二百一十一号)の規定による検疫のために使用する必要があるものその他政令で定めるものは、当分の間、政令で定めるところにより、各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所屬替をするものとする。

2 次に掲げる場合には、当分の間、社会資本整備事業特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

一 前項の規定により所管換又は所屬替をする場合

二 前項の規定により社会資本整備事業特別会計から一般会計に所管換又は所屬替をした国有財産で一般会計において使用する必要がなくなつたものその他一般会計に所屬する国有財産のうち、空港整備勘定の業務の用に供するため必要があるものについて、政令で定めるところにより、社会資本整備事業特別会計に所管換又は所屬替をする場合

三 前項に規定する事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、社会資本整備事業特別会計に所屬する国有財産を一般会計において使用させるとき

四 空港整備勘定の業務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所屬する国有財産を、政令で定めるところにより、社会資本整備事業特別会計において使用させるとき

五 空港整備勘定に所屬する株式で社会資本整備事業特別会計において保有する必要がなくなつたものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換をする場合

3 社会資本整備事業特別会計と一般会計との間において、第一項の規定により所管換又は所屬替をする場合には、国有財産法第十二条本文及び第十四条本文の規定は、適用しない。

は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに業務勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第四項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、第九十八条第一項及び第一項の規定にかかわらず、業務勘定において行うものとする。

6 前項の規定により同項に規定する経理を業務勘定において行う場合における第二百一条第五項及び第二百三条第五項の規定の適用については、これらの規定中「都市開発資金の貸付け」とあるのは、「都市開発資金の貸付け及び都市開発資金の貸付けに関する法律附則第四項の規定による無利子の貸付け」とする。

(自動車安全特別会計における自動車損害賠償責任再保険事業等及び自動車事故対策計画に基づく交付等の経理)

第五十五条 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法(以下「なお効力を有する旧自賠法」という。)の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業(以下「自動車損害賠償責任再保険事業等」という。)並びに自賠法(第二十号第二項に規定する自賠法をいう。以下同じ。)附則第四項の自動車事故対策計画(以下「自動車事故対策計画」という。)に基づく自賠法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助(以下「自動車事故対策計画に基づく交付等」という。)に関する経理は、当分の間、第二十号第一項の規定にかかわらず、自動車安全特別会計において行うものとする。

2 前項の規定により自動車事故対策計画に基づ

く交付等に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合においては、同会計は、保障勘定、自動車検査登録勘定及び自動車事故対策勘定に区分する。

(保障勘定の基金)

第五十六条 前条第一項の規定により自動車損害賠償責任再保険事業等に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合において、同会計の保障勘定においては、附則第六十七条第一項第八号の規定により設置する自動車損害賠償保障事業特別会計(以下この項及び次条第一項において「暫定自動車損害賠償保障事業特別会計」という。)の廃止の際における暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保険料等充当交付金勘定の基金の額に相当する金額をもって基金とする。

2 前項の基金の金額は、附則第五十九条第一項又は第二項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。

(自動車事故対策勘定の基金)

第五十七条 自動車事故対策勘定においては、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の廃止の際における暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定の基金の額に相当する金額をもって基金とする。

2 前項の基金の金額は、附則第六十条第一項又は第二項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。

(自動車事故対策勘定の歳入及び歳出)

第五十八条 自動車事故対策勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

- 一 歳入
 - イ 積立金からの受入金
 - ロ 積立金から生ずる収入
 - ハ 自動車事故対策計画に基づく自賠法附則第五項の規定による貸付金の償還金
 - ニ 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第八十三号)第十五条第三項の規定による納付金
- ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 自動車事故対策計画に基づく自賠法附則第五項の規定による交付金並びに出資金及び貸付金並びに補助金

ロ 自動車検査登録勘定への繰入金

ハ 一時借入金の利子

ニ 附属諸費

(保障勘定における利益及び損失の処理の特例)

第五十九条 第二百八条の規定にかかわらず、保障勘定において、毎会計年度の自動車損害賠償責任再保険事業等に係る損益計算上利益を生じた場合には、同勘定の基金を減額して整理するものとする。

2 第二百八条の規定にかかわらず、保障勘定において、毎会計年度の自動車損害賠償責任再保険事業等に係る損益計算上損失を生じた場合には、同勘定の基金を減額して整理するものとする。

(自動車事故対策勘定における利益及び損失の処理)

第六十条 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合には、同勘定の基金に組み入れて整理するものとする。

2 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の損益計算上損失を生じた場合には、同勘定の基金を減額して整理するものとする。

(保障勘定の積立金)

第六十一条 附則第五十五条第一項の規定により自動車損害賠償責任再保険事業等に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合において、保障勘定においては、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち、自動車検査登録勘定への繰入金(自動車

車損害賠償責任再保険事業等に係るものに限る。)、なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険金及び同条第二項の規定による保険の保険金(以下「自動車損害賠償責任再保険金等」という。)、なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による返還金並びに一時借入金の利子に充てるために将来必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、自動車検査登録勘定への繰入金(自動車損害賠償責任再保険事業等に係るものに限る。)、自動車損害賠償責任再保険金等、なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による返還金及び一時借入金の利子の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、保障勘定の歳入に繰り入れることができる。

(自動車事故対策勘定の積立金)

第六十二条 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、自動車事故対策計画を安定的に実施するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、自動車事故対策計画を実施するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、自動車事故対策勘定の歳入に繰り入れることができる。

(自動車安全特別会計において附則第五十五条第一項の規定による経理を行う場合における歳入及び歳出の特例等)

第六十三条 附則第五十五条第一項の規定による経理を自動車安全特別会計で行う場合における第二百一十三条から第二百六条まで及び第二百九条の規定の適用については、第二百一十三条第一項第一号中「ホ 附属雑収入」とあるのは、
ヘ 積立金から生ずる収入
ト 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特

別会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号)附則第二条第一項の規定によりなおそ

の効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法(以下この節

において「なお効力を有する旧自賠法」という。)第四十六条(なお効力を有する旧自賠法第五十条

第一項において準用する場合を含む。)の規定による納付金 と、同項第二号中「ハ 一時借入金の利

子」とあるのは、
「ハ なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険金及
ニ なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項(なお効力を有する旧自賠法第

び同条第二項の規定による保険の保険金
五十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による返還金 と、同条第二項第一号ホ中「保障

勘定」とあるのは「保障勘定及び自動車事故対策勘定」と、同項第二号イ中「及び自動車検査登録等事

務」とあるのは「自動車検査登録等事務、なお効力を有する旧自賠法の規定に基づく再保険関係及

び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業(以下この

節において「自動車損害賠償責任再保険事業等」という。)並びに自賠法附則第四項の自動車事故対策

計画に基づく自賠法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助(以下この節に

「保障勘定及び自動車事故対策勘定」と、第二百十五條第一項中の「業務の執行に要する経費」とある

のは「及びなお効力を有する旧自賠法第五十一條の規定に基づく自動車損害賠償責任再保険事業等

の業務の執行に要する経費」と、第二百十六條の見出し中「保障勘定」とあるのは「保障勘定及び自

事故対策勘定」とする。

(自動車安全特別会計における保険料等充当交付金の交付の経理)
第六十四条 自賠法附則第七項の規定による保険料等充当交付金(以下「保険料等充当交付金」とい

う。)の交付に関する経理は、保険料等充当交付金の交付が完了する年度までの間、第二百十條第一

項及び附則第五十五條第一項の規定にかかわらず、自動車安全特別会計において行うものとする。

第六十五條 前条の規定による経理を自動車安全特別会計で行う場合については、附則第五十六條第一

項、第五十九條、第六十一條及び第六十三條の規定の適用については、附則第五十六條第一項中

「前条第一項」とあるのは「前条第一項及び附則第六十四條」と、「自動車損害賠償責任再保険事業等

とあるのは「自動車損害賠償責任再保険事業等及び自賠法附則第七項の規定による保険料等充当交

付金(以下「保険料等充当交付金」という。)の交付」と、附則第五十九條中「自動車損害賠償責任再保

険事業等」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険事業等及び保険料等充当交付金の交付」と、附則

第六十一條第一項中「附則第五十五條第一項」とあるのは「附則第五十五條第一項及び第六十四條

と、「自動車損害賠償責任再保険事業等」とあるのは「返還金、保険料等充当交付金」と、同条第二項中「自

動車損害賠償責任再保険事業等」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険事業等及び保険料等充当交

付金の交付」と、「返還金」とあるのは「返還金、保険料等充当交付金」と、附則第六十三條の見出し

中「附則第五十五條第一項」とあるのは「附則第五十五條第一項及び第六十四條」と、同条中「附則第

- 九 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)
- 十 国庫余剰金の繰替使用に関する法律(昭和二十四年法律第六十三号)
- 十一 国立高度専門医療センター特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)
- 十二 貿易再保険特別会計法
- 十三 外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)
- 十四 財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第一一〇号)
- 十五 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)
- 十六 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三二号)
- 十七 自動車損害賠償保障事業特別会計法(昭和三十年法律第三十四号)
- 十八 国営土地改良事業特別会計法(昭和三十一年法律第七十一号)
- 十九 特定国有財産整備特別会計法(昭和三十一年法律第十六号)
- 二十 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)
- 二十一 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)
- 二十二 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)
- 二十三 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)
- 二十四 自動車検査登録特別会計法(昭和三十九年法律第四十八号)
- 二十五 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)
- 二十六 地震再保険特別会計法(昭和四十一年法律第七十四号)
- 二十七 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法
- 二十八 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)

- 二十九 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)
- 三十 電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)
- 三十一 特許特別会計法
- 三十二 登記特別会計法(昭和六十年法律第五十四号)
- (暫定的に設置する特別会計)
- 第六十七条 次の各号に掲げる特別会計を、この法律の施行の日から当該各号に定める年度の末日までの期間に限り、設置する。
- 一 財政融資資金特別会計 平成十九年度
- 二 産業投資特別会計 平成十九年度
- 三 都市開発資金融通特別会計 平成十九年度
- 四 治水特別会計 平成十九年度
- 五 道路整備特別会計 平成十九年度
- 六 港湾整備特別会計 平成十九年度
- 七 空港整備特別会計 平成十九年度
- 八 自動車損害賠償保障事業特別会計 平成十九年度
- 九 自動車検査登録特別会計 平成十九年度
- 十 国営土地改良事業特別会計 平成十九年度
- 十一 特定国有財産整備特別会計 平成二十一年度
- 十二 国立高度専門医療センター特別会計 平成二十一年度
- 十三 船員保険特別会計 平成二十一年度
- 十四 登記特別会計 平成二十一年度
- 2 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び経理については、次条から附則第二百六条までに定めるところとする。
- 3 第一項各号に掲げる特別会計(附則第二百三十一條第一項の規定による場合における食料安定供給特別会計及び附則第二百三十五條第一項の規定による場合における財政融資特別会計を含む。)に対する第三條第二項第六号、第六條、第八條第一項、第九條第二項第四号、第十三條第一項、第十五條第一項ただし書及び第五項並びに第十八條第一項の規定の適用について

は、これらの規定中「次条」とあるのは、「附則第六十八條から第二百五十九條まで」とする。

(財政融資資金特別会計の設置の目的)

第六十八條 財政融資資金の運用に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第五十條の規定にかかわらず、財政融資資金特別会計において行うものとする。

(財政融資資金特別会計の管理)

第六十九條 財政融資資金特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(財政融資資金特別会計の歳入及び歳出)

第七十條 財政融資資金特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 財政融資資金の運用利殖金

ロ 借入金及び公債の発行収入金

ハ 財政融資資金からの受入金

ニ 積立金からの受入金

ホ 附則第七十九條第一項の規定による取引に基づく収入金

ヘ 附則第八十條第一項各号に係る措置に基づく収入金

ト 繰替金(附則第八十一條第二項ただし書に規定する返還することができない金額に係るものに限る。)

チ 附属雑収入

二 歳出

イ 財政融資資金預託金の利子

ロ 財政融資資金の運用損失金

ハ 運用手数料

ニ 事務取扱費

ホ 財政融資資金法第九條第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子

ヘ 附則第七十三條第三項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金

ト 借入金及び公債の償還金及び利子

チ 財政融資資金への繰入金

リ 附則第七十九條第一項の規定による取引に要する経費

ヌ 附則第八十一條第二項ただし書の規定による繰替金の返還金

ル 公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費

ヲ 附属諸費

(財政融資資金特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第七十一條 第三條第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、財政融資資金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(財政融資資金特別会計における利益及び損失の処理)

第七十二條 財政融資資金特別会計において、平成十九年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 次条第三項の規定による繰入金に相当する金額は、前項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

(財政融資資金特別会計の積立金)

第七十三條 財政融資資金特別会計において、平成十九年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、同年度の歳入の収納済額(次項において「収納済額」という。)から同年度の歳出の支出済額と附則第八十四條の規定による歳出金の翌年度への繰越額のうち支払義務の生じた歳出金であつて平成十九年度の出納の完結までに支出済みとならなかったものとの合計額(次項において「支出済額等」という。)を控除した金額に相当する金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 財政融資資金特別会計の平成十九年度の決算上収納済額が支出済額等に不足する場合には、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金が平成十九年度の末日において政令で定めるところにより算定した金額を超える場合には、予算で定めるところにより、そ

の超える金額に相当する金額の範囲内で、同項の積立金から財政融資資金特別会計の歳入に繰り入れ、当該繰り入れた金額を、同会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

4 財政融資資金特別会計において、平成十九年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、第八条第二項の規定は、適用しない。

(財政融資資金特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)

第七十四条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、財政融資資金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該年度末における運用資産明細表を添付しなければならない。

(財政融資資金特別会計における借入金対象経費)

第七十五条 財政融資資金特別会計における借入金対象経費は、財政融資資金の運用の財源に充てるために必要な経費とする。

(財政融資資金特別会計における公債)

第七十六条 財政融資資金特別会計において、財政融資資金の運用の財源に充てるために必要がある場合には、同会計の負担において、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定により公債を発行する場合には、第三条第二項第一号から第五号まで及び附則第七十一条に規定する書類のほか、歳入歳出予算計算書等に、当該年度に発行を予定する公債の発行及び償還の計画表を添付しなければならない。

(財政融資資金特別会計における借入金の借入限度及び公債の発行限度の繰越し)

第七十七条 第十四条の規定にかかわらず、財政融資資金特別会計において、第十三条第二項又

は前条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入金の借入れ又は公債の発行をしなかった金額がある場合には、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第三条の規定によりその翌年度において運用することができ金額の範囲内で、当該翌年度において、附則第六十七条第三項において読み替えて適用する第十三条第一項(以下「読替え後の第十三条第一項」という。)及び附則第七十五条の規定により借入金をし、又は前条第一項の規定により公債を発行することができる。

(財政融資資金特別会計における財政融資資金への繰入れ等)

第七十八条 財政融資資金特別会計において、借入金をし、又は公債を発行した場合に、当該借入金又は当該公債の発行収入金に相当する金額を、財政融資資金に繰り入れるものとする。

2 前項の借入金又は公債の償還金がある場合には、当該償還金に相当する金額を、財政融資資金から財政融資資金特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

(財政融資資金特別会計の適切な管理のための金利スワップ取引)

第七十九条 財務大臣は、財政融資資金特別会計の適切な管理のため、同会計の負担において、金利スワップ取引(第六十五条第二項に規定する金利スワップ取引をいう。)を行うことができる。

2 財務大臣は、前項の規定による取引に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

(財政融資資金特別会計における財政融資資金の運用の財源に充てるための措置)

第八十条 財務大臣は、財政融資資金において運用の財源に充てるために必要があるときは、運用資産(第六十六条第一項に規定する運用資産をいう。以下この条において同じ。)を財政融資資金特別会計に帰属させ、当該運用資産につい

て、当該帰属させた年度内に、次に掲げる措置をとることができる。

一 信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関に信託し、当該信託受益権を譲渡すること。

二 資産対応証券(資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。)を当該年度内に発行する特定目的会社(同条第三項に規定する特定目的会社をいう。)に譲渡すること。

2 前項の規定に基づき運用資産を財政融資資金特別会計に帰属させた場合には、当該運用資産の元本に相当する額を、同会計から財政融資資金に繰り入れるものとする。

3 財務大臣は、第一項各号に掲げる措置をとった場合には、同項第一号の規定により信託した運用資産又は同項第二号の規定により譲渡した運用資産に係る元利金の回収その他回収に関する業務を受託することができる。

(財政融資資金特別会計における財政融資資金の繰替使用)

第八十一条 財政融資資金特別会計においては、財政融資資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による繰替金を返還する場合には、当該年度の歳入(附則第七十三条第二項の規定による積立金からの補足を含む。以下この項において同じ。)をもって返還しなければならない。ただし、歳入不足のため返還することができない場合には、第十五条第六項の規定にかかわらず、その返還することができない金額を限り、繰替使用をしたときから一年内に返還することができる。

(財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れ)

第八十二条 平成十九年度の公債の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、同年度において、財政融資資金特

別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 財政融資資金特別会計の借入金又は公債については、第四十六条第一項及び第四十七条の規定は、適用しない。

(財政融資資金特別会計における利子の支払事務の委託)

第八十三条 財務大臣は、財政融資資金預託金の利子の支払を、日本銀行に取り扱わせることができる。

2 財務大臣は、前項に規定する財政融資資金預託金の利子の支払をさせる場合には、その利子の支払に必要な資金を、日本銀行に交付することができる。

(財政融資資金特別会計における繰越し)

第八十四条 財政融資資金特別会計において、平成十九年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

(産業投資特別会計の設置の目的)

第八十五条 産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資(第五十条に規定する投資をいう。附則第八十八条第三号及び第九十一条第一項において同じ。)に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第五十条の規定にかかわらず、産業投資特別会計において行うものとする。

(産業投資特別会計の管理)

第八十六条 産業投資特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(産業投資特別会計の歳入及び歳出)

第八十七条 産業投資特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

- 一 歳入
- イ 出資に対する配当金
- ロ 出資の回収金
- ハ 貸付金の償還金及び利子
- ニ この会計に帰属する納付金
- ホ 投資財源資金からの受入金
- ヘ 一般会計からの繰入金

ト 外貨債(第五十三条第二項第一号トに規定する外貨債をいう。以下同じ。)の発行による収入金 チ 附属雑収入 二 歳出 イ 出資の払込金 ロ 貸付金 ハ 一般会計への繰入金 ニ 一時借入金 ホ 外貨債の償還金及び利子 ヘ 外貨債の発行及び償還に関する諸費 ト 附属諸費 (産業投資特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類) 第八十八条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、産業投資特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書 二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書 三 前年度及び当該年度の投資の計画表 四 外貨債の発行を予定する年度にあつては、その発行及び償還の計画表 (産業投資特別会計における一般会計からの繰入対象経費) 第八十九条 産業投資特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、産業投資特別会計における出資の払込金、貸付金、一時借入金の利子、外貨債の償還金及び利子並びに外貨債の発行及び償還に関する諸費に要する経費とする。 (産業投資特別会計における資本並びに利益及び損失の処理) 第九十条 産業投資特別会計においては、附則第六十六条第十五号の規定による産業投資特別会計法の廃止の際における同法に基づく産業投資特別会計の資本の額に相当する金額をもって資本とする。 2 産業投資特別会計においては、次条第一項に	規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。 3 第六条及び前条の規定による一般会計からの繰入金並びに前項に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額は、産業投資特別会計の資本に組み入れて整理するものとする。 4 産業投資特別会計において、平成十九年度の損益計算上利益を生じた場合には、利益積立金に組み入れて整理し、損失を生じた場合には、利益積立金を減額して整理するものとする。 5 産業投資特別会計においては、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れることができる。 6 第八条第二項及び前項の規定による一般会計への繰入金に相当する金額は、第四項の利益積立金の額から減額して整理するものとする。 (産業投資特別会計の投資財源資金) 第九十一条 産業投資特別会計においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るために投資財源資金を置き、一般会計からの繰入金及び投資財源資金の運用による利益金をもってこれに充てる。 2 投資財源資金は、予算で定めるところにより、使用するものとする。 3 投資財源資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、産業投資特別会計の歳入歳出外として経理するものとする。 4 産業投資特別会計において第十二条の規定による運用により利益金を生じた場合には、当該利益金を、投資財源資金に編入するものとする。 (産業投資特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類) 第九十二条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、産業投資特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。 (産業投資特別会計から国債整理基金特別会計	への繰入れ) 第九十三条 平成十九年度の外貨債の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、同年度において、産業投資特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。 (都市開発資金融通特別会計の設置の目的) 第九十四条 都市開発資金の貸付けに関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第百九十八条第一項並びに附則第五十四条第一項及び第五項の規定にかかわらず、都市開発資金融通特別会計において行うものとする。 2 この条から附則第百一条までにおいて「都市開発資金の貸付け」とは、都市開発資金の貸付けに関する法律第一条の規定による国の貸付けをいう。 (都市開発資金融通特別会計の管理) 第九十五条 都市開発資金融通特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。 (都市開発資金融通特別会計の歳入及び歳出) 第九十六条 都市開発資金融通特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 都市開発資金の貸付けに係る貸付金の償還金及び利子 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 借入金 ニ 附属雑収入 二 歳出 イ 都市開発資金の貸付けに係る貸付金 ロ 借入金の償還金及び利子 ハ 一時借入金の利子 ニ 事務取扱費 ホ 附属諸費 (都市開発資金融通特別会計の歳入歳出予定計算書の添付書類) 第九十七条 第三条第二項第一号から第五号まで	に掲げる書類のほか、都市開発資金融通特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。 (都市開発資金融通特別会計における一般会計からの繰入対象経費) 第九十八条 都市開発資金融通特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、都市開発資金の貸付けに要する費用とする。 (都市開発資金融通特別会計における利益及び損失の処理) 第九十九条 都市開発資金融通特別会計において、平成十九年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。 (都市開発資金融通特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類) 第一百条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金融通特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。 (都市開発資金融通特別会計における借入金対象経費) 第一百一条 都市開発資金融通特別会計における借入金対象経費は、都市開発資金の貸付けに係る貸付金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するために要する費用とする。 (都市開発資金融通特別会計の歳入及び歳出の特例等) 第一百二条 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第三項又は第六項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第百九十八条第一項並びに附則第五十四条第一項及び第五項並びに第九十四条第一項の規定にかかわら
---	--	---	--

場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同条第五項の規定による産

業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに都市開発資金融通特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

都市開発資金の貸付けに関する法律附則第四項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、第百九十八条第一項並びに附則第五十四条第一項及び第五項、第九十四条第一項並びに第一項の規定にかかわらず、都市開発資金融通特別会計において行うものとする。

前項の規定により同項に規定する経理を都市開発資金融通特別会計において行う場合における附則第九十六条及び第九十八条の規定の適用については、これらの規定中「都市開発資金の貸付け」とあるのは、「都市開発資金の貸付け及び都市開発資金の貸付けに関する法律附則第四頁の規定による無利子の貸付け」とする。

(治水特別会計の設置の目的)

第百三条 治水事業等に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第百九十八条第一項及び附則第四十九条第一項の規定にかかわらず、治水特別会計において行うものとする。

この条から附則第百八条までにおいて「治水事業」とは、次に掲げる事業で国が施行するものをいう。ただし、治水関係災害復旧事業関係事業を除く。

一 河川法第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業

(第四号に該当するもの及び水資源開発等事業(第百九十八条第二項第一号に規定する水資源開発等事業をいう。以下この条において同じ。)に該当するものを除く。)

二 砂防法第一条に規定する砂防設備に関する事業

河川又は海岸保全区域（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域を除く。）の管理（治水関係災害復旧事業等を除く。）に関する政令で定める事務

四 前項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金又

は補助金の交付及び同項第 号に掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

五 水資源開発等事業であつて、独立行政法人水資源機構が施行するものに係る交付金の交

六 治水関係事業(第百九十八条第七項第五号に規定する治水関係事業をいう。附則第百六条第一項第一号ト及び第二号ホにおいて同じ。)に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による無利子の貸付ナ

七 前項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）の施行に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で独立行政法人土木研究所が実施するものに係る出資金の出資又は交付金若しくは

施設の整備のための補助金の交付
(治水特別会計の管理)
第百四条 治水特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。
(治水特別会計の勘定区分)
第百五条 治水特別会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分する。

（治水特別会計の歳入及び歳出）
 第百六条 治水勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 特定多目的ダム建設工事勘定からの繰入金

金 ハ 河川法第五十九条、第六十条第一項若しくは第六十三条第一項、砂防法第十四条第二項、同法第三条ノ二において準用する場合を含む。若しくは第十七条、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による負担金で治水事業（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）に係るもの ニ 附則第三百三条第三項第五号に規定する事業に係る独立行政法人水資源機構法第二十一条第三項又は第二十二條第三項の規定による負担金及び同法第二十四条第二項の規定による納付金 ホ 河川法第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項、砂防法第十六条又は水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第十四条第一項の規定による負担金及び附則第三百三条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）に係る公害防止事業費事業者負担法第五条の規定による負担金 ヘ 治水関係受託工事（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）に係る納付金 ト 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の償還金 チ 附則第三百三条第三項第七号に規定する業務に係る独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十四条第三項の規定による納付金 リ 附属雑収入 二 歳出 イ 治水事業（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）及び治水関係受託工事（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）に要する費用（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。）	的ダム建設工事に関するものを除く。）に要する費用（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。） ロ 附則第三百三条第三項第三号に掲げる事業若しくは工事又は管理並びに多目的ダム建設工事及び治水関係受託工事のうち多目的ダム建設工事に関するもの（以下「多目的ダム関係受託工事」という。）に関する事務費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業若しくは工事又は管理に関する事務費を除く。） ハ 附則第三百三条第三項第四号に規定する事業に係る国の負担金及び補助金 ニ 附則第三百三条第三項第五号に規定する事業に係る国の交付金 ホ 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金 ヘ 附則第三百三条第三項第七号に規定する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及に係る国の出資金、交付金及び施設の整備のための補助金 ト 一般会計への繰入金 チ 附属諸費 2 特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 一般会計からの繰入金 ロ 河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの ハ 特定多目的ダム法第七條第一項又は第九條第一項の規定による負担金及び河川法第六十七条又は第六十八条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの ニ 多目的ダム関係受託工事に係る納付金 ホ 附属雑収入	二 歳出 イ 多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事に要する費用（工事にに関する事務費を除く。） ロ 治水勘定への繰入金 ハ 一般会計への繰入金 ニ 特定多目的ダム法第十二条の規定による還付金 ホ 附属諸費 （治水特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類） 第七七条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、治水特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。 （治水特別会計における一般会計からの繰入対象経費） 第八八条 治水勘定における一般会計からの繰入対象経費は、治水事業（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）に要する費用で国が負担するもの、附則第三百三条第三項第三号に掲げる事業若しくは工事又は管理に要する事務費、同項第四号に掲げる事業に係る負担金及び補助金、同項第五号に掲げる事業に係る交付金で国が負担するもの並びに附則第六六条第一項第二号ホに規定する貸付金に要する費用とする。 2 特定多目的ダム建設工事勘定における一般会計からの繰入対象経費は、多目的ダム建設工事に要する費用で国が負担するものとする。 （特定多目的ダム建設工事勘定から治水勘定への繰入れ） 第九九条 平成十九年度の多目的ダム建設工事又は多目的ダム関係受託工事にに関する事務費の額に相当する金額は、同年度において、予算で定めるところにより、特定多目的ダム建設工事勘定から治水勘定に繰り入れるものとする。 （治水特別会計から一般会計への繰入れ） 第一百十條 治水関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、治水関係受託工事（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）に係るものにあつては治水勘定から、多目的ダム関係受託工事に係るものにあつては特定多目的ダム建設工事勘定から、それぞれ一般会計に繰り入れるものとする。 （治水特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類） 第一百一十條 第九條第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、治水特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。 （特定多目的ダム建設工事勘定に係る整理） 第一百十二條 特定多目的ダム建設工事勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分（第二百九条第一項に規定する多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分をいう。以下同じ。）に従つて整理しなければならない。 2 第三条第二項第一号から第五号まで及び附則第七七条に規定する書類（当該年度の事業計画表を除く。）のうち特定多目的ダム建設工事勘定に係るものについては、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて作成するものとする。 3 附則第八八条第二項に規定する経費を一般会計から繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。 4 附則第九九条の規定により特定多目的ダム建設工事勘定から治水勘定に繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。 5 附則第一百十條の規定により特定多目的ダム建設工事勘定から一般会計に繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。	ち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、治水関係受託工事（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）に係るものにあつては治水勘定から、多目的ダム関係受託工事に係るものにあつては特定多目的ダム建設工事勘定から、それぞれ一般会計に繰り入れるものとする。 （治水特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類） 第一百一十條 第九條第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、治水特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。 （特定多目的ダム建設工事勘定に係る整理） 第一百十二條 特定多目的ダム建設工事勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分（第二百九条第一項に規定する多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分をいう。以下同じ。）に従つて整理しなければならない。 2 第三条第二項第一号から第五号まで及び附則第七七条に規定する書類（当該年度の事業計画表を除く。）のうち特定多目的ダム建設工事勘定に係るものについては、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて作成するものとする。 3 附則第八八条第二項に規定する経費を一般会計から繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。 4 附則第九九条の規定により特定多目的ダム建設工事勘定から治水勘定に繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。 5 附則第一百十條の規定により特定多目的ダム建設工事勘定から一般会計に繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。
--	--	--	---

6 特定多目的ダム建設工事勘定の国庫債務負担行為は、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

7 特定多目的ダム建設工事勘定の予算で、その項又は目が多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分によつていないものの配賦は、財政法第三十一条第二項の規定によるほか、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

8 特定多目的ダム建設工事勘定の多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に応ずる収入金は、当該区分に応ずる費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理について必要な事項は、政令で定める。

9 特定多目的ダム建設工事勘定において、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分による蔵出予算の金額を支出するには、当該区分による蔵入の収納済額（一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用している場合には、当該一時借入金又は繰替金の額を加算した額）を超えてはならない。

10 附則第六十七條第三項において読み替えて適用する第八條第一項（以下「読替え後の第八條第一項」という。）の規定により剰余金の処理を行う場合には、特定多目的ダム建設工事勘定については、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

11 第九条第一項の規定により歳入歳出決定計算書を作成する場合には、特定多目的ダム建設工事勘定については、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

12 第二項の規定は、第九条第二項第一号から第三号まで及び前条に規定する書類のうち特定多目的ダム建設工事勘定に係るものについて準用する。

13 第十一条の規定により余裕金を財政融資資金に預託する場合には、特定多目的ダム建設工事

勘定については、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

14 第五條第一項の規定により、一時借入金を
し、又は国庫余裕金を繰り替えて使用する場合には、特定多目的ダム建設工事勘定については、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

（治水特別会計の歳入及び歳出の特例等）
 第百十三条 河川法附則第五項若しくは第六項、

砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、旧水公団法附

則第九條第一項若しくは第十條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地区

画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定に

よる無利子の貸付け（旧水公団法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けにあつては旧

水公団法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業に該

当するものを除く）て旧水公団法第五十五条第二号に規定する施設に係るものに要する費用に係るもの、土地区画整理法第二項又は民

併存ものに、土地区画整理法附則第二項又は目
間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十
五条第一項の規定による無利子の貸付があつ

五、第一項の規定による無租の貸付については附則第百三条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（台水関係災害復旧事業関係事業）

に該当するものを除く。)に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。)に関する

の末日までの間、第百九十八条第一項並びに附

則第四十九条第一項及び第百三条第一項の規定にかかわらず、治水特別会計において行うもの

とする。

2 前項の規定により同項に規定する経理を治水

特別会計において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特

別会計の社会資本整備勘定から治水特別会計に繰入れを行う場合における附則第百六条及び第

百八条の規定の適用については、附則第百六条

第二項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「附則第百八条第一項又は第百十三条第

六項の規定による一般会計からの繰入金及び社会資本整備特別措置法第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、同号へ中「納付金」とあるのは「納付金及び河川法附則第五項若しくは

第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、旧水公団法附則第九條第一項若しくは第十條第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五條第一

項、土地區画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による貸付金の償還金」と、同項第二号二中「交付金」とあるのは「交付金及び河川法

附則第五項若しくは第六項 砂防法第五十二條
第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則
第八條第一項、獨立行政法人水資源機構法附則
第五條第一項、土地區画整理法附則第二項又はは
第五條第一項、土地區画整理法附則第二項又はは

民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による貸付金」と、同号卜中「一般会計への繰入金」とあるのは「附則第百十条の規定による一般会計への繰入金及び附則第百十三条第三項から第五項まで又は第七項の

規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定への繰入金」と、同条第二項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは、附則第百八条第算二項又は第百十三条第六項の規定による一般会

計からの繰入金及び社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第二号ハ中「一般会計への繰入金」とあるのは「附則第

百十条の規定による一般会計への繰入金及び附則第百十三条第五項又は第七項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定への繰入金」と、附則第百八条第一項中「に要する費用」

とあるのは「」に要する費用（社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から治水勘定に繰り入

れられる金額をもつて充てるものを除く。』と「事務費、同項第四号」とあるのは「事務費（社会

資本整備特別措置法第七条第六項の規定により、産業投資特別会計の社会資本整備勘定から治水勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）、附則第百三条第三項第四号」と、同条第二項中「費用」とあるのは「費用（社会資本整

備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。」とする。

3 治水勘定において河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第二項、旧水公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一

項、獨立行政法人水資源機構法附則第五條第
項、土地區画整理法附則第二項又は民間都市開
発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一
項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を

含む。以下この項において同じ。）を受入れた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から産業投資特別会計の社会資本整備補助金に繰り入れるものとする。

4 社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から治水勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における河川法附則第五項若しくは第六

項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項、旧水公団法附則第十條第一項、獨立行政法人水資源機構法附則第五條第一項、土地區画整理法附則第二

項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資

本整備特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々

年度までに治水勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れた場合においては、当該繰入金金を治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(第七項の規定により繰入金を行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

6 附則第六十七条第三項において読み替えて適用する第六条(以下「読替え後の第六条」という。)の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れるものとする。

7 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共建設事業であつて治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定の繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

(道路整備特別会計の設置の目的)
第百十四条 道路整備事業等に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日まで

の間、第百九十八条第一項並びに附則第五十条第一項、第九項、第十一項及び第十三項の規定にかかわらず、道路整備特別会計において行うものとする。

2 この条から附則第百九十九条までにおいて「道路整備事業」とは、道路整備費の財源等の特例に関する法律第三条第一項の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額をその実施に要する国が支弁する経費に充てることとされている道路の整備に関する事業で国が施行するもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。

3 第一項の「道路整備事業等」とは、道路整備事業並びに道路の整備に関する事業で国が施行するものに密接な関連のあるものであつて、道路法第三十八条第一項に規定する道路の占用に関する工事、同法第五十八条第一項に規定する道路に関する工事若しくは道路の維持又は同法第五十九条第一項に規定する他の工事に該当するもののうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が施行するもの(附則第百六十二条第二号イ及び第百二十条において「道路関係附帯工事」という。)及び国が委託に基づき施行するもの(附則第百六十二条及び第百二十条において「道路関係受託工事」という。)をいう。

(道路整備特別会計の管理)
第百十五条 道路整備特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(道路整備特別会計の歳入及び歳出)
第百十六条 道路整備特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

- 一 歳入
 - イ 附則第百十八条の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入
 - ロ 一般会計からの繰入金
 - ハ 道路法第四十九条若しくは第五十条第一

項、第二項本文若しくは第三項、道路の修繕に関する法律第二条第三項ただし書、高速自動車国道法第二十条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二條第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第六条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二條第一項若しくは第三項又は沖縄振興特別措置法第百六条第五項の規定による負担金

二 道路法第三十一条第五項、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項若しくは第六十二条、高速自動車国道法第三十条の二若しくは第二十一条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十一条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七条第一項(同法第八条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項若しくは第十九条の規定による負担金

ホ 道路法第六十一条第一項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金

ヘ 道路関係受託工事に係る納付金

ト 道路整備特別措置法第二十条第一項、踏切道改良促進法第九条第一項又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項の規定による貸付金の償還金及び道路整備事業に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金

チ 道路整備事業に係る独立行政法人土木研究所法第十四条第三項の規定による納付金

リ 道路整備事業に係る出資に対する配当金

ヌ この会計に所属する株式の処分による収入

ル 附属雑収入

二 歳出
イ 道路整備事業、道路関係附帯工事及び道路関係受託工事に要する費用(国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。)

ロ 一般会計への繰入金
ハ 附属諸費

添付書類

第百十七条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、道路整備特別会計においては、歳入歳出予算計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。

(道路整備特別会計における揮発油税の収入の帰属)

第百十八条 揮発油税の収入のうち道路整備費の財源等の特例に関する法律第五条第二項に定める額に相当するものは、同項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられ、平成十九年度において、道路整備特別会計の歳入に組み入れるものとする。

(道路整備特別会計における一般会計からの繰入れの特例)
第百十九条 読替え後の第六条の規定にかかわらず、平成十九年度において、予算で定めるところにより、道路整備事業(道路整備費の財源等の特例に関する法律第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。)に要する費用で国が負担するものの金額は、一般会計から道路整備特別会計に繰り入れるものとする。

(道路整備特別会計から一般会計への繰入れ)
第百二十条 道路関係附帯工事に係る国以外の者の負担金及び道路関係受託工事に係る納付金のうち、これらの工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該負担金又は納付金を収納した年度内において、道路整備特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。

(道路整備特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)

第二百一十一條 第九條第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、道路整備特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。

(道路整備特別会計の歳入及び歳出の特例等)

第二百二十二條 道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項の規定による無利子の貸付け(土地地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付けについては、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。)及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の貸付け並びに道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第八項の規定による国の補助又は負担(土地地区画整理法附則第十三項から第十五項までの規定による国の補助又は負担については、道路の整備に関する事業に要する費用に係

るものに限る。以下この条において同じ。)に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第九十八條第一項並びに附則第五十條第一項、第九項、第十一項及び第十三項並びに第九十四條第一項の規定にかかわらず、道路整備特別会計において行うものとする。

2 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備特別会計において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から道路整備特別会計に繰入れを行う場合における附則第一百六條及び第九十九條の規定の適用については、附則第一百六條第一号ロ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「附則第九十九條又は第一百二十二條第四項若しくは第七項の規定による一般会計からの繰入金及び社会資本整備特別措置法第七條第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、同号ト中「道路整備特別措置法第二十條第一項」とあるのは「道路整備特別措置法第二十條第一項若しくは附則第七條第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項若しくは附則第十五條第一項」と、「又は都市再生特別措置法第三十條第一項」とあるのは「都市再生特別措置法第三十條第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項」と、同条第三号ロ中「一般会計への繰入金」とあるのは「附則第一百二十條の規定による一般会計への繰入金及び附則第百

二十二條第三項、第五項、第六項又は第八項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定への繰入金並びに道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第二項第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第八項の規定による補助金又は負担金」と、附則第九十九條中の「交付」とあるのは「の交付、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する当該社会資本整備特別措置法第七條第六項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から道路整備特別会計に繰り入れられる金額をもってその費用に充てるもの」とする。

項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第二項の規定による無利子の貸付け及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む)に相当する金額を、同会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

4 読替え後の第六條の規定にかかわらず、道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三條第四項、土地地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六條第八項の規定による国の補助又は負担を行う場合には、当該国の補助又は負担を行う年度に、当該国の補助又は負担を行う金額に相当する金額を、一般会計から道路整備特別会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七條第五項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から道路整備特別会計に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則

第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに道路整備特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から道路整備特別会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金金を同会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(第八項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

7 読替え後の第六条の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から道路整備特別会計に繰り入れるものとする。

8 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から道路整備特別会計に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同会計において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに道路整備特

別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

9 日本道路公団等民営化関係法施行法第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法附則第十四条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、第九十八条第一項並びに附則第五十条第一項、第九項、第十一項及び第十三項、第一百四十条第一項並びに第一項の規定にかかわらず、道路整備特別会計において行うものとする。

10 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備特別会計において行う場合における附則第一百十六条第一号トの規定の適用については、同号ト中「踏切道改良促進法第九条第一項」とあるのは、「踏切道改良促進法第九条第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法附則第十四条第一項」とする。

11 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第二項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、第九十八条第一項並びに附則第五十条第一項、第九項、第十一項及び第十三項、第一百四十条第一項並びに第一項及び第九項の規定にかかわらず、道路整備特別会計において行うものとする。

12 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備特別会計において行う場合における附則第一百十六条第二号トの規定の適用については、同号ト中「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第二項」とする。

13 日本道路公団等民営化関係法施行法第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第三条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、第九十八条第一項並びに附則第五十条第一項、第九項、第十一項及び第十三項、第一百四十条第一項並びに第一項、第九項及び第十一項の規定にかかわ

ず、道路整備特別会計において行うものとする。

14 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備特別会計において行う場合における附則第一百十六条第一号トの規定の適用については、同号ト中「又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項」とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項又は日本道路公団等民営化関係法施行法第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第三条第一項」とする。

(港湾整備特別会計の設置の目的)

第二百二十三条 港湾整備事業等に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第九十八条第一項及び附則第五十一条第二項の規定にかかわらず、港湾整備特別会計において行うものとする。

2 次項において「港湾整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 港湾施設の建設等(第九十八条第四項第一号に規定する港湾施設の建設等をいう。以下同じ。)であつて、国土交通大臣が施行するもの

二 港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業

三 港湾法第五十条の二第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業

3 第一項の「港湾整備事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。

一 港湾整備事業

二 港湾整備関係受託工事(直轄港湾整備事業(港湾整備事業のうち第二百九条第三項第一号から第五号までに掲げる工事又は事業以外のものをいう。附則第二百二十六条第一項及び第二百二十八条第一項において同じ。)に密接な関連のある工事その他港湾の整備のために特

に必要な工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものをいう。附則第二百二十六条第一項及び第二百三十条において同じ。)

三 特定港湾施設関係受託工事(第二百九条第三項第六号に規定する工事をいう。以下同じ。)

四 一般会計所属港湾関係工事(第九十八条第七項第八号に規定する一般会計所属港湾関係工事をいう。附則第二百二十六条第一項第二号ロ及び第二百二十八条第一項において同じ。)

五 空港整備特別会計所属空港関係工事(空港整備法第二条第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるものの新設、改良又は災害復旧に関する工事で国土交通大臣が施行するもの及び当該工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもののうち政令で定めるものをいう。附則第二百二十六条第一項第二号ロ及び第二百二十八条第一項において同じ。)

六 港湾施設の建設等(第九十八条第四項第一号に規定する港湾施設の建設等をいう。以下同じ。)であつて、国土交通大臣が施行するもの

七 広域臨海環境整備センター法第十九条第一号の規定により広域臨海環境整備センターが施行する廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業に係る補助金の交付

八 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した法人が施行する外貿埠頭の建設又は改良の事業に係る貸付け

九 港湾法第五十五条の七第一項の規定による特定用途港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十 港湾法第五十五条の八第一項の規定による特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設(第九十八条第四項第一号に規定する港湾施設をいう。以下同じ。)

十一 民間都市開発の推進に関する特別措置法

第五条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十三 都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

(港湾整備特別会計の管理)

第二百二十四条 港湾整備特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(港湾整備特別会計の勘定区分)

第二百二十五条 港湾整備特別会計は、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定に区分する。

(港湾整備特別会計の歳入及び歳出)

第二百二十六条 港湾整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 空港整備特別会計からの繰入金

ハ 特定港湾施設工事勘定からの繰入金

ニ 港湾法第四十三条の五第一項、同法第四十三

条の九第二項において準用する同法第四十三

条の二、第四十三條の三第一項若しくは第四十三

条の四第一項、同法第五十二

条第二項、北海道開発のためにする港湾工

事に関する法律第三条第二項において準用

する同法第二条第一項又は沖縄振興特別措

置法第八十四条第四項の規定による負担金で

直轄港湾整備事業に係るもの

ホ 港湾整備関係受託工事に係る納付金

ヘ 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第

五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管

理運営に関する法律第六条第一項の規定に

よる貸付金の償還金及び港湾施設の建設又

は改良に係る民間都市開発の推進に関する

特別措置法第五条第一項、民間資金等の活

用による公共施設等の整備等の促進に関す

る法律第十三条第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金

ト 附属雑収入

二 歳出

イ 直轄港湾整備事業及び港湾整備関係受託工事に要する費用(国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に要する事務費を除く。)

ロ 一般会計所属港湾関係工事、空港整備特別会計所属空港関係工事及び特定港湾施設工事等(第二百九条第三項に規定する特定港湾施設工事等をいう。以下同じ。)に関する事務費(国が北海道又は沖縄県で行うこれらの工事に要する事務費を除く。)

ハ 港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金

ニ 広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定による補助金

ホ 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金

ヘ 一般会計への繰入金

ト 附属諸費

二 特定港湾施設工事勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 港湾法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三條の三第一項若しくは第四十三條の四第一項、同法第四十三條の十において準用する企業合理化促進法第八條第二項、港湾法第五十

二条第二項、同法第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に要する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項、沖縄振興特別措置法第八條第四項、特定港湾施設整備特別措置法第四条、企業合理化促進法第八條第四項又は公害防止事業費事業者負担法の規定による負担金

で特定港湾施設工事等に要する費用(これらに特定港湾施設関係受託工事に係る納付金

二 附属雑収入

二 歳出

イ 特定港湾施設工事等に要する費用(これらの工事に要する事務費を除く。)

ロ 港湾整備勘定への繰入金

ハ 一般会計への繰入金

ニ 附属諸費

(港湾整備特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第二百二十七条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、港湾整備特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。

(港湾整備特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

第二百二十八条 港湾整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、直轄港湾整備事業に要する費用で国が負担するもの、一般会計所属港湾関係工事に要する事務費、港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金、広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定による補助金、港湾法第五十五条の七第一項及び第五十五条の八第一項並びに特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付けに要する費用並びに港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付けに

要する費用とする。

2 特定港湾施設工事勘定における一般会計からの繰入対象経費は、特定港湾施設工事等(特定港湾施設関係受託工事を除く。)に要する費用で国が負担するものとする。

(特定港湾施設工事勘定から港湾整備勘定への繰入れ)

第二百二十九条 平成十九年度の特定港湾施設工事等に関する事務費の額に相当する金額は、同年度において、予算で定めるところにより、特定港湾施設工事勘定から港湾整備勘定に繰り入れ

るものとする。

(港湾整備特別会計から一般会計への繰入れ)

第二百三十条 港湾整備関係受託工事又は特定港湾施設関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、港湾整備関係受託工事に係るものにあつては港湾整備勘定から、特定港湾施設関係受託工事に係るものにあつては特定港湾施設工事勘定から、それぞれ一般会計に繰り入れるものとする。

(港湾整備特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)

第二百三十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、港湾整備特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。

(特定港湾施設工事勘定に係る整理)

第二百三十二条 特定港湾施設工事勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分(第二百九

条第二項に規定する特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分をいう。以下同じ。)に従つて整理しなければならない。

2 第三条第二項第一号から第五号まで及び附則第二百二十七条に規定する書類(当該年度の事業計画表を除く。)のうち特定港湾施設工事勘定に係るものについては、特定港湾施設工事等に

る工事別等の区分に従って作成するものとする。

3 附則第二百二十八条第二項に規定する経費を一般会計から繰り入れる場合には、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

4 附則第二百二十九条の規定により特定港湾施設工事勘定から港湾整備勘定に繰り入れる場合には、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

5 附則第三百三十条の規定により特定港湾施設工事勘定から一般会計に繰り入れる場合には、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

6 特定港湾施設工事勘定の国庫債務負担行為は、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

7 特定港湾施設工事勘定の予算で、その項又は目が特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分によつていないものの配賦は、財政法第三十一条第二項の規定によるほか、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

8 特定港湾施設工事勘定の特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に応ずる収入金は、当該区分に応ずる費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理について必要な事項は、政令で定める。

9 特定港湾施設工事勘定において、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分による歳出予算の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額（一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用している場合には、当該一時借入金又は繰替金の額を加算した額）を超えてはならない。

10 読替え後の第八条第一項の規定により剰余金の処理を行う場合には、特定港湾施設工事勘定

については、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

11 第九条第一項の規定により歳入歳出決定計算書を作成する場合には、特定港湾施設工事勘定については、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

12 第二項の規定は、第九条第二項第一号から第三号まで及び前条に規定する書類のうち特定港湾施設工事勘定に係るものについて準用する。

13 第十一条の規定により余裕金を財政融資資金に預託する場合には、特定港湾施設工事勘定については、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

14 第十五条第一項の規定により、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用する場合には、特定港湾施設工事勘定については、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って行うものとする。

(港湾整備特別会計の歳入及び歳出の特例等)
第三百三十三条 附則第二百二十六条第一項の規定によるほか、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第五条に規定する貸付金の償還金は、港湾整備勘定の歳入とする。

2 港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第九十八条第一項並びに附則第五十一条第二項及び第二百二十三条第一項の規定にかかわらず、港湾整備特別会計において行うものとする。

3 前項の規定により同項に規定する経理を港湾整備特別会計において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備特別会計に繰り入れを行う場合における附則第二百二

十六条第一項及び第二百二十八条第一項の規定の適用については、附則第二百二十六条第一項第一号ロ中「空港整備特別会計からの繰入金」とあるのは「附則第二百二十九条の規定による空港整備特別会計からの繰入金及び社会資本整備特別措置法第七條第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、同号へ及び同項第二号ホ中「第五十五条の八第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項、沖縄振興特別措置法附則第六条第一項」と、同号へ中「一般会計への繰入金」とあるのは「附則第三百三十条の規定による一般会計への繰入金及び附則第二百三十三条第四項から第六項まで又は第八項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定への繰入金」と、附則第二百二十八条第一項中「負担するもの」とあるのは「負担するもの（社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」と、

4 港湾整備勘定において港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日（返還を含む。）に相当する金額を、同勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七條第五項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに港湾整備勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れを行った場合においては、当該繰入金と同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第八項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

7 読替え後の第六條の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

8 社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同勘定において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において

同項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに港湾整備勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

(空港整備特別会計の設置の目的)

第百三十四条 空港整備事業等に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第百九十八条第一項の規定にかかわらず、空港整備特別会計において行うものとする。

2 この条から附則第百四十二条までにおいて「空港整備事業」とは、空港の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業並びにこれらの事業に要する費用についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うものをいう。

3 第一項の「空港整備事業等」とは、空港整備事業及び次に掲げる事務又は事業をいう。

一 航空保安職員研修施設(第百九十八条第七項第十七号に規定する航空保安職員研修施設をいう。附則第百三十六条第二号において同じ。)の管理及び運営

二 飛行検査業務等(第百九十八条第七項第十八号に規定する飛行検査業務等をいう。附則第百三十六条第二号において同じ。)で国土交通大臣が行うもの

三 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業に関する次に掲げるもの

イ 空港関係工事(第百九十八条第七項第十九号イに規定する空港関係工事等をいう。附則第百三十六条第二号イにおいて同じ。)

ロ 空港関係受託工事(第百九十八条第七項第十九号ロに規定する空港関係受託工事等をいう。附則第百三十六条及び第百四十条において同じ。)及び空港関係受託業務(第百九十八条第七項第十九号ロに規定する空港

関係受託業務をいう。附則第百三十六条において同じ。)

ハ 地方航空局事務所所掌事務(第百九十八条第七項第十九号ハに規定する地方航空局事務所所掌事務をいう。附則第百三十六条第二号ロにおいて同じ。)

(空港整備特別会計の管理)

第百三十五条 空港整備特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。(空港整備特別会計の歳入及び歳出)

第百三十六条 空港整備特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国の空港(地方航空局の事務所第百九十八条第七項第十九号ハに規定する地方航空局の事務所をいう。次号イにおいて同じ。)が設置されているものに限る。)の使用料収入

ロ 空港整備法第六条第一項若しくは第二項(同法第十条第二項 同法附則第四項において準用する場合を含む。)及び同法附則第四項において準用する場合を含む。、第十条第一項(同法附則第四項において準用する場合を含む。又は附則第二項の規定による負担金

ハ 一般会計からの繰入金
二 借入金
ホ 空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金

ヘ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第三十三条、関西国際空港株式会社法第七条の四第三項若しくは第十条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第九条又は成田国際空港株式会社法第八条若しくは附則第十二条第二項の規定による貸付金(この会計に所属するものに限る。の償還金

ト 空港整備事業に係る出資に対する配当金
チ この会計に所属する株式の処分による収

入
リ 附属雑収入

二 歳出
イ 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に要する費用(国が北海道又は沖縄県で行うこれらに係る工事に要する事務費にあつては、地方航空局の事務所に係るものに限る。)

ロ 航空保安職員研修施設の管理及び運営、飛行検査業務等、空港関係受託業務並びに地方航空局事務所所掌事務に要する費用

ハ 借入金の償還金及び利子
二 一時借入金の利子

ホ 一般会計への繰入金
ヘ 港湾整備特別会計の港湾整備勘定への繰入金

ト 附属諸費

(空港整備特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第百三十七条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、空港整備特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。

(空港整備特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

第百三十八条 空港整備特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、空港整備事業に要する費用とする。

(空港整備特別会計から港湾整備特別会計の港湾整備勘定への繰入れ)

第百三十九条 平成十九年度の港湾整備特別会計において行う空港整備特別会計所属空港関係工事の管理に要する事務費に相当する金額(政令で定める額に相当する金額を除く。)は、同年度において、空港整備特別会計から港湾整備特別会計の港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

ち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、空港整備特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。

(空港整備特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百四十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、空港整備特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。

(空港整備特別会計における借入金対象経費)

第百四十二条 空港整備特別会計における借入金対象経費は、空港整備事業に係る施設の整備に要する費用とする。

(空港整備特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)

第百四十三条 空港整備特別会計に所属する国有財産で、空港における関税法その他の関税法規による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、航空機及び旅客の取締り並びに検査法の規定による検査のために使用する必要があるものその他政令で定めるものは、政令で定めるところにより、各省各庁の長の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所屬替をするものとする。

2 次に掲げる場合には、空港整備特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

一 前項の規定により所管換又は所屬替をする場合

二 前項の規定により空港整備特別会計から一般会計に所管換又は所屬替をした国有財産で一般会計において使用する必要がなくなったものその他一般会計に所属する国有財産のうち、空港整備特別会計の業務の用に供するため必要があるものについて、政令で定めるところにより、同会計に所管換又は所屬替をする場合

三 前項に規定する事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、空港整備特別会計に所属する国有財産を一般会計において使用せしめるとき。

四 空港整備特別会計の業務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、空港整備特別会計において使用せしめるとき。

五 空港整備特別会計に所属する株式で同会計において保有する必要があるものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換をする場合

3 空港整備特別会計と一般会計との間において、第一項の規定により所管換又は所属替をする場合には、国有財産法第十二条本文及び第十四条本文の規定は、適用しない。

(空港整備特別会計の歳入及び歳出の特例等) 第四百四十四条 読替後の第六条の規定にかかわらず、空港の緊急な整備等に資するため、次に掲げる額の合算額(平成十七年度の航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額以下この項において「航空機燃料税の収入額の予算額」という。)が、同年度の航空機燃料税の収入額の決算額の十三分の十一に相当する金額(第二号において「航空機燃料税の収入額の決算額」という。)を超える場合は、第一号に掲げる額から当該超える額を控除した額に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計から空港整備特別会計に繰り入れるものとする。

一 平成十九年度の航空機燃料税の収入額の予算額

二 平成十七年度の航空機燃料税の収入額の予算額が同年度の航空機燃料税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

2 附則第三百三十六条の規定によるほか、離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため、国が当該離島への旅客の運送の用に供され

る飛行機(短い離着陸距離で発着することができ政令で定める特別の性能を有するものに限る。)の購入に要する費用の一部を補助する場合における当該補助金は、空港整備特別会計の歳出とする。

3 空港整備法附則第八項から第十一項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理を空港整備特別会計において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から空港整備特別会計に繰り入れを行う場合における附則第三百三十六条及び第三百三十八条の規定の適用については、附則第三百三十八条第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「附則第三百三十八条又は第四百四十四条第一項若しくは第七項の規定による一般会計からの繰入金及び社会資本整備特別措置法第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、同号ハ中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第三十三条、関西国際空港株式会社法第七条の四第二項若しくは第十条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第九条」とあるのは「空港整備法附則第八項から第十一項まで、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第三十三条、関西国際空港株式会社法第七条の四第二項若しくは第十条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第九条若しくは附則第二条第一項」と、同条第二号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「附則第四百四十条の規定による一般会計への繰入金及び附則第四百四十四条第四項から第六項まで又は第八項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定への繰入金」と、附則第三百三十八条中「費用」とあるのは「費用(社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から空港整備特別会計に繰り入れられる金額をもって充てるも

のを除く。）」とする。

4 空港整備特別会計において空港整備法附則第八項から第十一項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を、同会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から空港整備特別会計に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における空港整備法附則第八項から第十一項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに空港整備特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から空港整備特別会計に繰り入れを行った場合には、当該繰入金に相当する金額(第八項の規定により繰り入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

7 読替後の第六条の規定にかかわらず、前項の規定により繰り入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から空港整備特別会計に繰り入れるものとする。

8 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から空港整備特別会計に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共建設事業であつて同会計において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに空港整備特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

(自動車損害賠償保障事業特別会計の設置の目的) 第四百四十五条 自動車損害賠償保障事業(第二百十條第二項に規定する自動車損害賠償保障事業をいう。以下同じ。)、自動車損害賠償責任再保険事業等、自動車事故対策計画に基づく交付等及び保険料等充当交付金の交付に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、同条第一項並びに附則第五十五条第一項及び第六十四条の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障事業特別会計において行うものとする。

(自動車損害賠償保障事業特別会計の管理) 第四百四十六条 自動車損害賠償保障事業特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(自動車損害賠償保障事業特別会計の勘定区分) 第四百四十七条 自動車損害賠償保障事業特別会計は、保障勘定、自動車事故対策勘定及び保険料等充当交付金勘定に区分する。

(自動車損害賠償保障事業特別会計の基金) 第四百四十八条 自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定においては、附則第六十六条第十七号の規定による自動車損害賠償保障事業特別会計法の廃止の際における同法に基づく自動車損害賠償

保障事業特別会計の自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定の基金の額に相当する金額をもって、それぞれの基金とする。 2 前項の基金の金額は、附則第五百三十三条第二項又は第三項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。 (自動車損害賠償保障事業特別会計の歳入及び歳出) 第一百四十九条 保障勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 自賠法第七十八条の規定による自動車損害賠償保障事業賦課金及び自賠法第八十二条第一項の規定による自動車損害賠償保障事業賦課金に相当するもの ロ 一般会計からの繰入金 ハ 自賠法第七十六条の規定に基づく権利の行使による収入金 ニ 自賠法第七十九条の規定による過怠金 ホ 自動車事故対策勘定及び保険料等充当交付金勘定からの繰入金 ヘ 附属雑収入 二 歳出 イ 自賠法第七十二条第一項及び第二項の規定による支払金(附則第五百五十二条第二項において「保障金」という。) ロ 自動車損害賠償保障事業、自動車損害賠償責任再保険事業等、自動車事故対策計画に基づく交付等及び保険料等充当交付金の交付に係る業務取扱費 ハ 一時借入金の利子 ニ 附属諸費 2 自動車事故対策勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 積立金からの受入金 ロ 積立金から生ずる収入 ハ 自動車事故対策計画に基づく自賠法附則第五項の規定による貸付金の償還金	ニ 独立行政法人自動車事故対策機構法第十五条第三項の規定による納付金 ホ 附属雑収入 二 歳出 イ 自動車事故対策計画に基づく自賠法附則第五項の規定による交付金並びに出資金及び貸付金並びに補助金 ロ 保障勘定への繰入金 ハ 一時借入金の利子 ニ 附属諸費 3 保険料等充当交付金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 積立金からの受入金 ロ 積立金から生ずる収入 ハ なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険料及び同条第二項の規定による保険の保険料(附則第五百五十二条第二項において「自動車損害賠償責任再保険料等」という。) ニ なお効力を有する旧自賠法第四十六条(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による納付金 ホ 一般会計からの繰入金 ヘ 附属雑収入 二 歳出 イ 保険料等充当交付金 ロ 自動車損害賠償責任再保険金等 ハ なお効力を有する旧自賠法第四十五条(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による払戻金及び返還金 ニ 保障勘定への繰入金 ホ 一時借入金の利子 ヘ 附属諸費 (自動車損害賠償保障事業特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類) 第一百五十条 第三条第二項第一号から第五号まで	に掲げる書類のほか、自動車損害賠償保障事業特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。 (自動車損害賠償保障事業特別会計における一般会計からの繰入対象経費) 第一百五十一条 保障勘定における一般会計からの繰入対象経費は、自賠法第八十二条第二項の規定に基づく自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費とする。 2 保険料等充当交付金勘定における一般会計からの繰入対象経費は、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定に基づく自動車損害賠償責任再保険事業等の業務の執行に要する経費とする。 (自動車損害賠償保障事業特別会計における他の勘定への繰入れ) 第一百五十二条 平成十九年度の自動車事故対策計画に基づく交付等に係る業務取扱費の財源に充てるため、当該業務取扱費に相当する金額は、同年度において、予算で定めるところにより、自動車事故対策勘定から保障勘定に繰り入れるものとする。 2 平成十九年度の保障勘定における保障金の支払財源に充てるため、自動車損害賠償責任再保険料等のうち政令で定める金額並びに自動車損害賠償責任再保険事業等及び保険料等充当交付金の交付に係る業務取扱費の財源に充てるため、当該業務取扱費に相当する金額は、同年度において、予算で定めるところにより、保険料等充当交付金勘定から保障勘定に繰り入れるものとする。 (自動車損害賠償保障事業特別会計における利益及び損失の処理) 第一百五十三条 保障勘定において、平成十九年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。 2 自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金	勘定において、平成十九年度の損益計算上利益を生じた場合には、当該各勘定の基金に組み入れて整理するものとする。 3 自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定において、平成十九年度の損益計算上損失を生じた場合には、当該各勘定の基金を減額して整理するものとする。 (自動車損害賠償保障事業特別会計の積立金) 第一百五十四条 自動車事故対策勘定において、平成十九年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、自動車事故対策計画を安定的に実施するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。 2 保険料等充当交付金勘定において、平成十九年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、保険料等充当交付金、自動車損害賠償責任再保険金等、なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による返還金、保障勘定への繰入金及び一時借入金の利子に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。 3 自動車事故対策勘定の積立金は、自動車事故対策計画を実施するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。 4 保険料等充当交付金勘定の積立金は、保険料等充当交付金、自動車損害賠償責任再保険金等、なお効力を有する旧自賠法第四十五条(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による払戻金及び返還金、保障勘定への繰入金並びに一時借入金の利子の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、保険料等充当交付金勘定の歳入に繰り入れることができる。 (自動車損害賠償保障事業特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類) 第一百五十五条 第九条第二項第一号から第三号ま
---	---	---	--

でに掲げる書類のほか、自動車損害賠償保障事業特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(自動車検査登録特別会計の設置の目的)

第百五十六条 自動車検査登録等事務(第二百十条第三項に規定する自動車検査登録等事務をいう。以下同じ。)に関する政府の経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、同条第一項の規定にかかわらず、自動車検査登録特別会計において行うものとする。

(自動車検査登録特別会計の管理)

第百五十七条 自動車検査登録特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(自動車検査登録特別会計の歳入及び歳出)

第百五十八条 自動車検査登録特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 自動車検査登録印紙売渡収入

ロ 道路運送車両法第百二条第二項ただし書の規定による手数料

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 独立行政法人交通安全環境研究所法第十六条第三項及び自動車検査独立行政法人法第十五条第三項の規定による納付金

ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 事務取扱費

ロ 自動車検査登録等事務に係る施設費

ハ 独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人に対する出資金、交付金及び施設の整備のための補助金

ニ 一般会計への繰入金

ホ 一時借入金の利子

ヘ 附属諸費

(自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

第百五十九条 自動車検査登録特別会計における

一般会計からの繰入対象経費は、自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務に要する経費とする。

(自動車検査登録特別会計から一般会計への繰入れ)

第百六十条 平成十九年度の自動車検査登録等事務で国が沖縄県において行うものに要する事務取扱費の財源に充てるため、当該事務取扱費に相当する金額は、同年度において、予算で定めるところにより、自動車検査登録特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。

(国営土地改良事業特別会計の設置の目的)

第百六十一条 土地改良工事等に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、国営土地改良事業特別会計において行うものとする。

2 前項及び附則第百七十二条の「土地改良工事等」とは、次に掲げるものをいう。

一 土地改良工事(土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)により国が行う土地改良事業の工事(土地改良施設の管理を含む。附則第百六十三条から第百七十二条までにおいて同じ。)をいう。以下同じ。)

二 土地改良関係受託工事(土地改良工事の施行上密接な関連のある工事で国が委託に基づき施行するものをいう。以下同じ。)

三 土地改良関係直轄調査(土地改良法第二条第二項各号に掲げる事業に関する調査で国が行うものをいう。以下同じ。)

(国営土地改良事業特別会計の管理)

第百六十二条 国営土地改良事業特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(国営土地改良事業特別会計の歳入及び歳出)

第百六十三条 国営土地改良事業特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 土地改良工事に係る土地改良法第九十条

の規定による負担金及びその利息

ハ 土地改良工事に係る土地改良法第九十条の二の規定による徴収金

ニ 土地改良関係受託工事に係る納付金

ホ 借入金

ヘ 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地の売却代金及び貸付料

ト 土地改良工事に生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価

チ 附属雑収入

二 歳出

イ 土地改良工事に要する費用(北海道又は沖縄県で行う工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。)

ロ 土地改良関係受託工事及び土地改良関係直轄調査に要する費用(北海道又は沖縄県で行う工事又は調査に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。)

ハ 借入金の償還金及び利子

ニ 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地で売り払うものの同法第九十四条の規定による管理及び処分のために直接要する費用

ホ 土地改良工事に生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金

ヘ 一般会計への繰入金

ト 附属諸費

(国営土地改良事業特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類の特例)

第百六十四条 第三条第二項第五号の規定にかかわらず、国営土地改良事業特別会計においては、同号に掲げる書類を添付することを要しない。

2 第三条第二項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、国営土地改良事業特別会計におい

ては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前々年度の事業実績表

二 前年度及び当該年度の事業計画表

三 前々年度の借入金の借入れ及び償還実績表

四 前年度及び当該年度の借入金の借入れ及び償還計画表

五 前々年度の受益者負担金に係る債権の発生及び回収実績表

六 前年度及び当該年度の受益者負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表

(国営土地改良事業特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

第百六十五条 国営土地改良事業特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、土地改良工事に要する費用(土地改良関係直轄調査に要する費用を含む。)

で国庫が負担するもの及び当該土地改良工事に要する費用のうち土地改良法第九十条の規定により都道府県に負担させる費用とする。

(国営土地改良事業特別会計から一般会計への繰入れ)

第百六十六条 土地改良工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息の額のうち、附則第六十六条第十八号の規定による廃止前の国営土地改良事業特別会計法第五条第一項の規定により一般会計から同法に基づく国営土地改良事業特別会計に繰り入れた金額並びに読替後の第六条及び前条の規定により一般会計から国営土地改良事業特別会計に繰り入れた金額に対応するものは、当該負担金及びその利息の収納後、遅滞なく、政令で定めるところにより、同会計から一般会計に繰り入れるものとする。

2 附則第百六十九条第一項第二号に規定する繰入金に相当する金額は、政令で定めるところにより、国営土地改良事業特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。

3 土地改良関係受託工事に係る納付金の額のう

ち、土地改良関係受託工事について一般会計において支弁した経費の額のうち政令で定める額に相当する金額は、当該納付金の収納後、遅滞なく、国営土地改良事業特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。

(国営土地改良事業特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)

第九号第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、国営土地改良事業特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該年度の事業実績表
- 二 当該年度の借入金及び償還実績表
- 三 当該年度の受益者負担金に係る債権の発生及び回収実績表

(国営土地改良事業特別会計における特別徴収金の使途)

第六十八号 国営土地改良事業特別会計において、土地改良工事に係る土地改良法第九十条の二の規定による徴収金は、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものの財源に充てるものとする。

(国営土地改良事業特別会計における土地の売却代金等の使途)

第六十九号 国営土地改良事業特別会計において、埋立て又は干拓の工事によって生じた用地の売却代金及び貸付料は、次の各号の順序に従い、当該各号に掲げる費用の財源に充て、なお残余がある場合には、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものの財源に充てるものとする。

- 一 当該用地の管理及び処分のために直接要する費用(当該費用の財源に充てるための借入金がある場合には、当該借入金の償還金及び利子)
- 二 借入金の償還金及び利子並びに一般会計への繰入金で政令で定めるもの

2 国営土地改良事業特別会計において、土地改良工事によって生じた土地改良施設に係る土地

改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価は、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するもの及び当該共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金の財源に充てるものとする。

(国営土地改良事業特別会計における借入金対象経費)

第七十号 国営土地改良事業特別会計における借入金対象経費は、土地改良工事に要する費用のうち土地改良法第九十条の規定により都道府県に負担させる費用で政令で定めるもの並びに埋立て又は干拓の工事によって生じた用地で売り払うべきものの管理及び処分のために直接必要な費用とする。

2 国営土地改良事業特別会計において、土地改良工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息で借入金に対応するものは、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

(国営土地改良事業特別会計における一時借入金等の特例)

第七十一号 国営土地改良事業特別会計において、第十五条第一項の規定により、一時借入金をし、又は国庫余剰金を繰り替えて使用することができ金額は、借入金を借り入れることができる金額に相当する金額(既に借り入れている借入金の額に相当する金額を除く)を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

2 国営土地改良事業特別会計において、一時借入金の償還又は繰替金の返還の財源は、借入金をもって充てるものとする。

(国営土地改良事業特別会計における土地改良工事等に係る整理)

第七十二号 国営土地改良事業特別会計においては、土地改良工事等に係る歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別(土地改良工事、土地改良関係受託工事その他の政令で定める区分の別をいう。以下この条、附則第二百三十条第七

項及び第二百三十二条第五項において同じ。)の区分に従って整理しなければならない。

2 国営土地改良事業特別会計の第三条第二項第一号から第四号まで及び附則第六十四条第二項各号に掲げる書類(当該年度に係るものを除く)は、工事別の区分に従って作成するものとする。

3 国営土地改良事業特別会計において、附則第六十五号に規定する費用を一般会計から繰り入れる場合には、工事別の区分に従って行うものとする。

4 国営土地改良事業特別会計の歳入歳出予算の配賦は、財政法第三十一条第二項の規定によるほか、工事別の区分に従って行うものとする。

5 国営土地改良事業特別会計の工事別の区分に応ずる収入金は、附則第六十八号及び第六十九号に定めるもののほか、当該区分に応ずる費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てなければならない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理について必要な事項は、政令で定める。

6 国営土地改良事業特別会計において、工事別の区分に従って歳出の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額(一時借入金をし、又は国庫余剰金を繰り替えて使用している場合には、当該一時借入金又は繰替金の額を加算した額)を超えてはならない。

7 国営土地改良事業特別会計において、読替え後の第八号第一項の規定により剰余金の処理を行う場合には、工事別の区分に従って行うものとする。

8 第二項の規定は、国営土地改良事業特別会計の第九号第二項第一号から第三号まで及び附則第六十七号各号に掲げる書類について準用する。

9 国営土地改良事業特別会計において、第十一号の規定により剰余金を財政融資資金に預託する場合には、工事別の区分に従って行うものと

する。

10 国営土地改良事業特別会計において、読替え後の第十三号第一項及び附則第七十条第一項の規定により借入金をする場合においては、工事別の区分に従って行うものとする。

11 国営土地改良事業特別会計において、第十五条第一項の規定により、一時借入金をし、又は国庫余剰金を繰り替えて使用する場合には、工事別の区分に従って行うものとする。

12 借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別の区分に従って、国営土地改良事業特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

(国営土地改良事業特別会計の歳入及び歳出の特例等)

第七十三号 社会資本整備特別措置法第七号第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から国営土地改良事業特別会計に繰り入れを行う場合における附則第六十三号、第六十五号及び第六十六号の規定の適用については、附則第六十三号第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「附則第六十五号又は第六十七号第三項の規定による一般会計からの繰入金及び社会資本整備特別措置法第七号第六項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、同条第二号イ中「一般会計への繰入金」とあるのは「附則第六十六号第六項の規定による一般会計への繰入金及び附則第七十三号第二項又は第四項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定への繰入金」と、附則第六十五号中「費用」とあるのは「費用(社会資本整備特別措置法第七号第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から国営土地改良事業特別会計に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。)」と、附則第六十六号第一項中「繰り入れるもの」とあるのは「繰り入れるものとする。社会資本整備特別措置法第七号第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から旧

国営土地改良事業特別会計法に基づく国営土地改良事業特別会計及び附則第六十七条第一項第十号の規定により設置する国営土地改良事業特別会計に繰入れがあつた場合の当該繰入れの金額に対応するものも、同様とする。」とする。

2 社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から国営土地改良事業特別会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金金を同会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(第四項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

3 読替後の第六條の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から国営土地改良事業特別会計に繰り入れるものとする。

4 社会資本整備特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から国営土地改良事業特別会計に繰り入れられた繰入金金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同会計において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに国営土地改良事業特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

(特定国有財産整備特別会計の設置の目的)
第七十四條 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第百十五号)第五條に規定する特定国有財産整備計画(以下「特定国有財産整備計画」という。)の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理は、こ

の法律の施行の日から平成二十一年度の末日までの間、特定国有財産整備特別会計において行うものとする。

(特定国有財産整備特別会計の管理)
第七十五條 特定国有財産整備特別会計は、財務大臣及び国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 特定国有財産整備特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては財務大臣が、その他のものについては、所掌事務の区分に応じ、所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

(特定国有財産整備特別会計の歳入及び歳出)
第七十六條 特定国有財産整備特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 特定国有財産整備計画の実施により処分(他の会計に対し有償で行う所管換、所屬替その他の所屬の移動を含む。以下同じ。)をすべき国有財産その他この会計に所屬する資産の処分による収入金
ロ 借入金
ハ 一時借入金の借換えによる収入金
ニ 附屬雑収入

イ 特定国有財産整備計画の実施により取得すべき庁舎その他の施設の用に供する国有財産の取得に要する費用
ロ 借入金金の償還金及び利子
ハ 一般会計への繰入金
ニ 一時借入金の利子
ホ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子
ヘ 事務取扱費
ト 附屬諸費

2 前項の規定によるほか、国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十五号)附則第三條の規定によりなお従前の例によることとさ

れる一般会計からの繰入金は、特定国有財産整備特別会計の歳入とする。

(特定国有財産整備特別会計における借入金対象経費)
第七十七條 特定国有財産整備特別会計における借入金対象経費は、特定国有財産整備計画による国有財産の取得に要する経費とする。

(特定国有財産整備特別会計における一時借入金の借換え)
第七十八條 第十五條第四項の規定にかかわらず、特定国有財産整備特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができ。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七條に規定する借入金とみなして、同條の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(特定国有財産整備特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)
第七十九條 特定国有財産整備計画の実施により処分をすべき国有財産で一般会計に所屬するものは、政令で定めるところにより、特定国有財産整備特別会計に所管換又は所屬替をするものとする。

2 特定国有財産整備特別会計において、特定国有財産整備計画の実施により取得した国有財産のうち庁舎その他の施設の用に供すべきものは、各省各庁の長の所管に属する国有財産とするため、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所屬替をするものとする。

3 次に掲げる場合には、特定国有財産整備特別会計と一般会計との間において無償として整理するものとする。

一 前二項の規定により所管換又は所屬替をする場合

二 第一項の規定により特定国有財産整備特別会計に所管換又は所屬替をした国有財産(附則第六十六條第十九号の規定による廃止前の特定国有財産整備特別会計法第六條第一項の規定により同法に基づく特定国有財産整備特別会計に所管換又は所屬替をした国有財産で、附則第二百三十三條第三項の規定により特定国有財産整備特別会計に帰属したものを含む。)をその処分が行われるまで引き続き一般会計において使用させる場合
三 特定国有財産整備計画を実施するために必要がある場合において、一般会計に所屬する国有財産を特定国有財産整備特別会計において使用させるとき。

四 特定国有財産整備計画の変更その他当該計画の実施に関し政令で定める事情が生じた場合において、特定国有財産整備特別会計又は一般会計に所屬する国有財産につき、政令で定めるところにより、それぞれ一般会計又は特定国有財産整備特別会計に所管換若しくは所屬替をし、又は使用をさせるとき。

4 一般会計と特定国有財産整備特別会計との間において所管換をする場合には、国有財産法第十二條本文の規定は、適用しない。

(国立高度専門医療センター特別会計の設置の目的)
第八十條 国立高度専門医療センター(厚生労働省に置かれる国立高度専門医療センターをいう。以下同じ。)に関する経理は、この法律の施行の日から平成二十一年度の末日までの間、国立高度専門医療センター特別会計において行うものとする。

(国立高度専門医療センター特別会計の管理)
第八十一條 国立高度専門医療センター特別会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(国立高度専門医療センター特別会計の基金)
第八十二條 国立高度専門医療センター特別会計においては、附則第六十六條第十一号の規定

による国立高度専門医療センター特別会計法の廃止の際における同法に基づく国立高度専門医療センター特別会計の基金の額に相当する金額をもって基金とする。

2 国立高度専門医療センター特別会計の基金の金額は、附則第八十六條第一項又は第二項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。

(国立高度専門医療センター特別会計の歳入及び歳出)

第百八十三條 国立高度専門医療センター特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国立高度専門医療センターの病院収入

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの繰入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 国立高度専門医療センターの経営費

ロ 国立高度専門医療センターの施設費

ハ 看護師養成費

ニ 借入金の償還金及び利子

ホ 一時借入金の利子

ヘ 附属諸費

(国立高度専門医療センター特別会計の歳入歳出予算計算書等の添付書類)

第百八十四條 第三條第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、国立高度専門医療センター特別会計においては、歳入歳出予算計算書等に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書
- 二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 三 前々年度の財産目録

(国立高度専門医療センター特別会計における)

一般会計からの繰入対象経費)

第百八十五條 国立高度専門医療センター特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、附則第八十三條第二号の費用(借入金の償還金を除く)とする。

(国立高度専門医療センター特別会計における利益及び損失の処理)

第百八十六條 国立高度専門医療センター特別会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合には、同会計の基金に組み入れて整理するものとする。

2 国立高度専門医療センター特別会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じた場合には、同会計の基金を減額して整理するものとする。

(国立高度専門医療センター特別会計の積立金)

第百八十七條 国立高度専門医療センター特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、国立高度専門医療センターの経営費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、国立高度専門医療センターの経営費を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、国立高度専門医療センター特別会計の歳入に繰り入れることができる。

(国立高度専門医療センター特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百八十八條 第九條第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、国立高度専門医療センター特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録を添付しなければならない。

(国立高度専門医療センター特別会計における借入金対象経費)

第百八十九條 国立高度専門医療センター特別会計における借入金対象経費は、国立高度専門医療センターの施設費とする。

(国立高度専門医療センター特別会計における積立金の繰替使用)

第百九十條 国立高度専門医療センター特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計の設置の目的)

第百九十一條 船員保険事業に関する政府の経理は、この法律の施行の日から平成二十一年度の末日までの間、船員保険特別会計において行うものとする。

(船員保険特別会計の管理)

第百九十二條 船員保険特別会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(船員保険特別会計の歳入及び歳出)

第百九十三條 船員保険特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 船員保険事業の保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの繰入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 船員保険事業の保険給付費

ロ 老人保健法の規定による拠出金

ハ 国民健康保険法の規定による拠出金

ニ 介護保険法の規定による納付金

ホ 年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金

独立行政法人福祉医療機構への補助金

ト 一時借入金の利子

チ 業務取扱費

リ 船員保険事業の福祉事業費

又 附属諸費

(船員保険特別会計の歳入歳出予算計算書等の添付書類)

第百九十四條 第三條第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、船員保険特別会計においては、歳入歳出予算計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当

該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(船員保険特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

第百九十五條 船員保険特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、船員保険法第五十八條に規定する保険給付及び船員保険事業の事務の執行に要する費用で国庫が負担するもの、同法第五十八條ノ二に規定する船員保険事業の執行に要する費用で国庫が補助するもの並びに船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三十三号。附則第百九十八條において「昭和二十二年船員保険法改正法」という。附則第三條の規定によりなお従前の例によることとされる国庫の負担すべき費用とする。

(船員保険特別会計から年金特別会計の厚生年金勘定への繰入れ)

第百九十六條 昭和六十年国民年金等改正法(第百三十三條第一項に規定する昭和六十年国民年金等改正法をいう。附則第八十九條の規定により船員保険の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額は、船員保険特別会計から年金特別会計の厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

(船員保険特別会計の積立金)

第百九十七條 船員保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、船員保険事業の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 船員保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、船員保険事業の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、船員保険特別会計の歳入に繰り入れることができる。

(船員保険特別会計の受入金の過不足の調整)

計年度一般会計から受け入れた金額(船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額を除く。)が、当該年度における同法第五十八条の規定による国庫負担金の額及び昭和二十二年船員保険法改正法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる国庫の負担すべき費用の額の合計額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度においてこれらの規定による国庫負担金又は国庫の負担すべき費用として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに一般会計から補てんするものとする。

(船員保険特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)

第九十九条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、船員保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(船員保険特別会計における積立金の繰替使用)

第二百条 船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができ。

(登記特別会計の設置の目的)

第二百一条 登記に関する事務その他の登記所に係る事務の経理は、この法律の施行の日から平成二十二年の末日までの間、登記特別会計において行うものとする。

(登記特別会計の管理)

第二百二条 登記特別会計は、法務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(登記特別会計の歳入及び歳出)

第二百三条 登記特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第三項の規定による納付金

ロ 商業登記法(昭和三十一年法律第二百二十五号)第十三条第二項ただし書及び不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十九条第四項ただし書の規定(他の法令において準用する場合を含む。)並びに電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)第三条第四項ただし書、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)第二十一条第二項ただし書、後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十一条第二項ただし書及び電気通信回線に関する登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百一十六号)第四条第三項の規定による手数料

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 一時借入金の借換えによる収入金

ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 事務取扱費

ロ 施設費

ハ 一時借入金の利子

ニ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ホ 附属諸費

(登記特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

第二百四条 登記特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、登記所に係る事務のうち登記の審査に関する事務及び登記所の管理に関する事務に要する経費とする。

(登記特別会計における一時借入金の借換え)

第二百五条 第十五条第四項の規定にかかわらず、登記特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができ。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金に

ついては、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(登記特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)

第二百六条 次に掲げる場合には、登記特別会計と一般会計との間において無償として整理することができ。

一 附則第六十六条第三十二号の規定による廃止前の登記特別会計法附則第二条第一項の規定により同法に基づく登記特別会計に帰属することとなった国有財産で登記特別会計において使用する必要がなくなったものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所属替をする場合

二 法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所の事務(附則第二百一条に規定する事務を除く。)のために使用する場合その他政令で定める場合において、登記特別会計に所属する国有財産を一般会計において使用させるとき。

三 登記特別会計の事務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、登記特別会計において使用させるとき。

(各特別会計の廃止に伴う長期運用予定額の繰越し)

第二百七条 財政融資資金において財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(次項において「長期運用法」という。)第二条の規定により国会の議決を受けた長期運用予定額のうち、平成十八年度において附則第六十六条各号の規定による廃止前の特別会計法に基づく特別会計(以下この項において「旧特別会計」という。)に貸付けをしなかったものがある場合には、当該貸付けをしなかったものは、当該貸付けをしなかった額に相当する金額を限度として、平成十九年度において、旧特別

会計に相当する第二条第一項各号又は附則第六十七条第一項各号に掲げる特別会計に貸し付けることができる。

2 財政融資資金において長期運用法第二条の規定により国会の議決を受けた長期運用予定額のうち、平成十九年度以降において附則第六十七条第一項第一号から第九号までの規定により設置する各特別会計に貸付けをしなかったものがある場合には、当該貸付けをしなかった額に相当する金額を限度として、附則第六十七条第一項第一号から第九号までに定める年度の翌年度において、当該特別会計に相当する第二条第一項各号に掲げる特別会計に貸し付けることができる。

(国債整理基金特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百八条 附則第六十六条第一号の規定による廃止前の国債整理基金特別会計法(次項において「旧国債整理基金特別会計法」という。)に基づく国債整理基金特別会計(以下この条において「旧国債整理基金特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧国債整理基金特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、国債整理基金特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧国債整理基金特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧国債整理基金特別会計法第八条の規定による繰越しを必要とするものは、国債整理基金特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧国債整理基金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国債整理基金特別会計に所属する国債整理基金は、国債整理基金特別会計に所属する国債整理基金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧国債整理基金特別会

計に相当する第二条第一項各号又は附則第六十七条第一項各号に掲げる特別会計に貸し付けることができる。

2 財政融資資金において長期運用法第二条の規定により国会の議決を受けた長期運用予定額のうち、平成十九年度以降において附則第六十七条第一項第一号から第九号までの規定により設置する各特別会計に貸付けをしなかったものがある場合には、当該貸付けをしなかった額に相当する金額を限度として、附則第六十七条第一項第一号から第九号までに定める年度の翌年度において、当該特別会計に相当する第二条第一項各号に掲げる特別会計に貸し付けることができる。

(国債整理基金特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百八条 附則第六十六条第一号の規定による廃止前の国債整理基金特別会計法(次項において「旧国債整理基金特別会計法」という。)に基づく国債整理基金特別会計(以下この条において「旧国債整理基金特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧国債整理基金特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、国債整理基金特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧国債整理基金特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧国債整理基金特別会計法第八条の規定による繰越しを必要とするものは、国債整理基金特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧国債整理基金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国債整理基金特別会計に所属する国債整理基金は、国債整理基金特別会計に所属する国債整理基金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧国債整理基金特別会

計に相当する第二条第一項各号又は附則第六十七条第一項各号に掲げる特別会計に貸し付けることができる。

2 財政融資資金において長期運用法第二条の規定により国会の議決を受けた長期運用予定額のうち、平成十九年度以降において附則第六十七条第一項第一号から第九号までの規定により設置する各特別会計に貸付けをしなかったものがある場合には、当該貸付けをしなかった額に相当する金額を限度として、附則第六十七条第一項第一号から第九号までに定める年度の翌年度において、当該特別会計に相当する第二条第一項各号に掲げる特別会計に貸し付けることができる。

(国債整理基金特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百八条 附則第六十六条第一号の規定による廃止前の国債整理基金特別会計法(次項において「旧国債整理基金特別会計法」という。)に基づく国債整理基金特別会計(以下この条において「旧国債整理基金特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧国債整理基金特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、国債整理基金特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧国債整理基金特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧国債整理基金特別会計法第八条の規定による繰越しを必要とするものは、国債整理基金特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧国債整理基金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国債整理基金特別会計に所属する国債整理基金は、国債整理基金特別会計に所属する国債整理基金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧国債整理基金特別会

計に相当する第二条第一項各号又は附則第六十七条第一項各号に掲げる特別会計に貸し付けることができる。

2 財政融資資金において長期運用法第二条の規定により国会の議決を受けた長期運用予定額のうち、平成十九年度以降において附則第六十七条第一項第一号から第九号までの規定により設置する各特別会計に貸付けをしなかったものがある場合には、当該貸付けをしなかった額に相当する金額を限度として、附則第六十七条第一項第一号から第九号までに定める年度の翌年度において、当該特別会計に相当する第二条第一項各号に掲げる特別会計に貸し付けることができる。

(国債整理基金特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百八条 附則第六十六条第一号の規定による廃止前の国債整理基金特別会計法(次項において「旧国債整理基金特別会計法」という。)に基づく国債整理基金特別会計(以下この条において「旧国債整理基金特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧国債整理基金特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、国債整理基金特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧国債整理基金特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧国債整理基金特別会計法第八条の規定による繰越しを必要とするものは、国債整理基金特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧国債整理基金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国債整理基金特別会計に所属する国債整理基金は、国債整理基金特別会計に所属する国債整理基金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧国債整理基金特別会

入及び歳出とする。

(厚生保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百二十二条 附則第六十六条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計(以下この条において「旧厚生保険特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧厚生保険特別会計の年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧厚生保険特別会計の年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧厚生保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧厚生保険特別会計の年金勘定若しくは児童手当勘定に所属する積立金又は旧厚生保険特別会計の健康勘定に所属する事業運営安定資金若しくは業務勘定に所属する特別保健福祉事業資金は、第百十六条第一項、第百十八条第一項若しくは第百十七条第三項又は附則第三十七条第一項の規定により、それぞれ年金特別会計の厚生年金勘定若しくは児童手当勘定に所属する積立金として積み立て、又は同会計の健康勘定に所属する事業運営安定資金若しくは業務勘定に所属する特別保健福祉事業資金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧厚生保険特別会計の年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定に所属する権利義務は、それぞれ年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定に帰属するものとする。

は業務勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。
(農業共済再保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十三条 附則第六十六条第六号の規定による廃止前の農業共済再保険特別会計法(次項において「旧農業共済再保険特別会計法」という。)に基づく農業共済再保険特別会計(以下この条において「旧農業共済再保険特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定又は業務勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定又は業務勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧農業共済再保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に所属する積立金は、第百四十六条第一項の規定により、それぞれ農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に所属する権利義務は、それぞれ農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に帰属するものとする。

会計の再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定又は業務勘定に所属する権利義務は、それぞれ農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定又は業務勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。
(農業経営基盤強化措置特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十四条 附則第六十六条第七号の規定による廃止前の農業経営基盤強化措置特別会計法(第六項において「旧基盤強化特別会計法」という。)に基づく農業経営基盤強化措置特別会計(以下この条において「旧基盤強化特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧基盤強化特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、食料安定供給特別会計の調整勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧基盤強化特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧基盤強化特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧基盤強化特別会計に所属する積立金は、食料安定供給特別会計の調整勘定に所属する積立金として積み立てられたものとする。

4 この法律の施行の際、旧基盤強化特別会計に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定又は業務勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

6 旧基盤強化特別会計の所属に移した農地等(旧基盤強化特別会計法第一条第二項第一号に掲げる農地等をいう。)は、第百三十一条に規定する農業経営基盤強化勘定の所属に移した農地等とみなす。
(国有林野事業特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十五条 附則第六十六条第八号の規定による廃止前の国有林野事業特別会計法(次項において「旧国有林野事業特別会計法」という。)に基づく国有林野事業特別会計(以下この条において「旧国有林野事業特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧国有林野事業特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、国有林野事業特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧国有林野事業特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項若しくは第四十二条ただし書又は旧国有林野事業特別会計法第十八条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、国有林野事業特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧国有林野事業特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国有林野事業特別会計に所属する特別積立金引当資金は、第百六十六条第一項の規定により、国有林野事業特別会計に所属する特別積立金引当資金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧国有林野事業特別会計に所属する権利義務は、国有林野事業特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により国有林野事業特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。
(船員保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百十六条 附則第六十六條第九号の規定による廃止前の船員保険特別会計法に基づく船員保険特別会計（以下この条において「旧船員保険特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧船員保険特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、附則第六十七條第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計（以下この条及び次条において「暫定国立高度専門医療センター特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧船員保険特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二條ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定船員保険特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧船員保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧船員保険特別会計に所屬する積立金は、附則第九十七條第一項の規定により、暫定船員保険特別会計に所屬する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧船員保険特別会計に所屬する権利義務は、暫定船員保険特別会計に歸屬するものとする。

5 前項の規定により暫定船員保険特別会計に歸屬する権利義務に係る収入及び支出は、暫定船員保険特別会計の歳入及び歳出とする。

（暫定船員保険特別会計の廃止に伴う経過措置）
第二百十七條 暫定船員保険特別会計の廃止に關し必要な経過措置は、別に法律で定める。

（国立高度専門医療センター特別会計法の廃止に伴う経過措置）
第二百十八條 附則第六十六條第十一号の規定による廃止前の国立高度専門医療センター特別会計法に基づく国立高度専門医療センター特別会計（以下この条において「旧国立高度専門医療センター特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關

しては、なお従前の例による。この場合において、旧国立高度専門医療センター特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、附則第六十七條第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計（以下この条及び次条において「暫定国立高度専門医療センター特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧国立高度専門医療センター特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二條ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定国立高度専門医療センター特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧国立高度専門医療センター特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国立高度専門医療センター特別会計に所屬する積立金は、附則第九十七條第一項の規定により、暫定国立高度専門医療センター特別会計に所屬する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧国立高度専門医療センター特別会計に所屬する権利義務は、暫定国立高度専門医療センター特別会計に歸屬するものとする。

5 前項の規定により暫定国立高度専門医療センター特別会計に歸屬する権利義務に係る収入及び支出は、暫定国立高度専門医療センター特別会計の歳入及び歳出とする。

（暫定国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴う経過措置）
第二百十九條 暫定国立高度専門医療センター特別会計の廃止に關し必要な経過措置は、別に法律で定める。

（貿易再保険特別会計法の廃止に伴う経過措置）
第二百二十條 附則第六十六條第十二号の規定による廃止前の貿易再保険特別会計法（次項において「旧貿易再保険特別会計法」という。）に基づく貿易再保険特別会計（以下この条において「旧貿易再保険特別会計」という。）の平成十八年度の

収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧貿易再保険特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、貿易再保険特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧貿易再保険特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二條ただし書又は旧貿易再保険特別会計法第十五條第一項の規定による繰越しを必要とするものは、貿易再保険特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧貿易再保険特別会計に所屬する権利義務は、貿易再保険特別会計に歸屬するものとする。

4 前項の規定により貿易再保険特別会計に歸屬する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

（外国為替資金特別会計法の廃止に伴う経過措置）
第二百二十一條 附則第六十六條第十三号の規定による廃止前の外国為替資金特別会計法（次項において「旧外国為替資金特別会計法」という。）に基づく外国為替資金特別会計（以下この条において「旧外国為替資金特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧財政融資資金特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、附則第六十七條第一項第一号の規定により設置する財政融資資金特別会計（以下この条及び次条において「暫定財政融資資金特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧財政融資資金特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二條ただし書又は旧財政融資資金特別会計法第十八條第一項の規定による繰越しを必要とするものは、暫定財政融資資金特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧外国為替資金特別会計の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧外国為替資金特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、附則第六十七條第一項第一号の規定により設置する財政融資資金特別会計（以下この条及び次条において「暫定財政融資資金特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧財政融資資金特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二條ただし書又は旧財政融資資金特別会計法第十八條第一項の規定による繰越しを必要とするものは、暫定財政融資資金特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧財政融資資金特別会計の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧財政融資資金特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、附則第六十七條第一項第一号の規定により設置する財政融資資金特別会計（以下この条及び次条において「暫定財政融資資金特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧財政融資資金特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二條ただし書又は旧財政融資資金特別会計法第十八條第一項の規定による繰越しを必要とするものは、暫定財政融資資金特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧財政融資資金特別会計の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧財政融資資金特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、附則第六十七條第一項第一号の規定により設置する財政融資資金特別会計（以下この条及び次条において「暫定財政融資資金特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

4 この法律の施行の際、旧財政融資資金特別会計に所属する権利義務は、暫定財政融資資金特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により暫定財政融資資金特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定財政融資資金特別会計の歳入及び歳出とする。

6 旧財政融資資金特別会計において旧財政融資資金特別会計法第十一条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十八年度において借入金金の借入れ又は公債の発行をしなかつた金額がある場合には、暫定財政融資資金特別会計の負担において、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第三条の規定により平成十九年度において運用することができる金額の範囲内で、同年度において、読替後の第十三条第一項及び附則第七十五条の規定により借入金をし、又は附則第七十六条第一項の規定により公債を発行することができる。

(暫定財政融資資金特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百二十三条 暫定財政融資資金特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定財政融資資金特別会計の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、財政融資特別会計の財政融資資金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定財政融資資金特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項若しくは第四十二条ただし書又は附則第八十四条の規定による繰越しを必要とするものは、財政融資特別会計の財政融資資金勘定に繰り越して使用することができる。

3 暫定財政融資資金特別会計の平成十九年度の出納の完結の際、暫定財政融資資金特別会計に所属する積立金は、第五十八条第一項の規定により、財政融資特別会計の財政融資資金勘定

に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 平成十九年度の末日において、暫定財政融資資金特別会計に所属する権利義務は、財政融資特別会計の財政融資資金勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により財政融資特別会計の財政融資資金勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

6 暫定財政融資資金特別会計において第十三条第二項又は附則第七十六条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十九年度において借入金金の借入れ又は公債の発行をしなかつた金額がある場合には、財政融資特別会計の財政融資資金勘定の負担において、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第三条の規定により平成二十年度において運用することができる金額の範囲内で、同年度において、第十三条第一項及び第六十一条の規定により借入金をし、又は第六十二条第一項の規定により公債を発行することができる。

(産業投資特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百二十四条 附則第六十六条第十五号の規定による廃止前の産業投資特別会計法(次項において「旧産業投資特別会計法」という。)に基づく産業投資特別会計(以下この条において「旧産業投資特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧産業投資特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第二号の規定により設置する産業投資特別会計(以下この条及び次条において「暫定産業投資特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧産業投資特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧産業投資特別会計法第十五条第一項の

規定による繰越しを必要とするものは、暫定産業投資特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧産業投資特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧産業投資特別会計に所属する資金は、附則第九十一条第一項の規定により、暫定産業投資特別会計に所属する投資財源資金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧産業投資特別会計に所属する権利義務は、暫定産業投資特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により暫定産業投資特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定産業投資特別会計の歳入及び歳出とする。

(暫定産業投資特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百二十五条 暫定産業投資特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定産業投資特別会計の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、財政融資特別会計の投資勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定産業投資特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、財政融資特別会計の投資勘定に繰り越して使用することができる。

3 暫定産業投資特別会計の平成十九年度の出納の完結の際、暫定産業投資特別会計に所属する投資財源資金は、第五十九条第一項の規定により、財政融資特別会計の投資勘定に所属する投資財源資金として組み入れられたものとみなす。

4 平成十九年度の末日において、暫定産業投資特別会計に所属する権利義務は、財政融資特別会計の投資勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により財政融資特別会計の投資勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十六条 附則第六十六条第十六号の規定による廃止前の交付税及び譲与税配付金特別会計法(次項において「旧交付税特別会計法」という。)に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「旧交付税特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち旧交付税特別会計法第十五条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定に所属する権利義務は、それぞれ交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

5 平成十九年度における附則第六十六条第一項第二号、第七條第一項第二号及び第八條第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「附則第四條第一項」とあるのは、「附則第六十六條第十六号の規定による廃止前の交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五條第一項」とする。

(自動車損害賠償保障事業特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十七条 附則第六十六条第十七号の規定による廃止前の自動車損害賠償保障事業特別会計法（次項において「旧自動車損害賠償保障事業特別会計法」という。）に基づく自動車損害賠償保障事業特別会計（以下この条において「旧自動車損害賠償保障事業特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧自動車損害賠償保障事業特

別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ附則第六十七条第一項第八号の規定により設置する自動車損害賠償保障事業特別会計（以下この条及び次条において「暫定自動車損害賠償保障事業特別会計」という。）の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

旧自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項若しくは第四十二条ただし書又は旧自動車損害賠償保障事業特別会計法第十六条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に繰り越

して使用することができる。

旧自動車損害賠償保障事業特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に所属する積立金は、附則第二百五十四条第一項又は第二項の規定により、それぞれ暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に所属する積立金として積み立てられたもの

経過措置

- 第二百三十条 暫定国営土地改良事業特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定国営土地改良事業特別会計の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。ただし、当該金額のうち、借入事業（附則第二百六十六条の規定による改正前の土地改良法第八十八条の二及び附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八十八条の二の規定によりその工事（土地改良関係受託工事を含む。次条第三項を除き、以下この条及び次条において同じ。）に係る事業費の一部につき借入金をもってその財源とする同法により国が行う土地改良事業をいう。以下この条において同じ。）で平成十九年度の末日までにその工事の全部が完了しなかったもの（以下この条及び次条において「未完了借入事業」という。）に係るものは、食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定（同条第二項を除き、以下の条から附則第二百三十二条までにおいて「国営土地改良事業経過勘定」という。）の歳入に繰り入れるものとする。
- 2 暫定国営土地改良事業特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費（未完了借入事業の工事に係る経費を除く。）の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。
- 3 暫定国営土地改良事業特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費（未完了借入事業の工事に係る経費に限る。）の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、国営土地改良事業経過勘定に繰り越して使用することができる。
- 4 平成十九年度の末日において、暫定国営土地改良事業特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。ただし、未完了借入事業の工事に係る権利義務（未完了借入事業によって生じた工作物及び未完了借入事業の用に供する施設（これらの用に供する土地を含む。）並びに未完了借入事業の工事に要する費用の財源に充てた借入金に係るものを除く。）は、政令で定めるところにより、国営土地改良事業経過勘定に帰属するものとする。
- 5 前項の規定により一般会計又は国営土地改良事業経過勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ一般会計又は国営土地改良事業経過勘定の歳入及び歳出とする。
- 6 暫定国営土地改良事業特別会計において第三項第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十九年度において借入金の借入れをしなかった金額がある場合には、国営土地改良事業経過勘定の負担において、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額（次条第六項において準用する附則第七十条第一項に規定する借入金対象経費に係るものに限る。）の財源として必要な金額の範囲内で、平成二十年度において、読替後の第十三条第一項及び次条第六項において準用する附則第七十条第一項の規定により、借入金をすることができ。
- 7 第四十二条第五項の規定によるほか、第四項の規定により一般会計に帰属する借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、予算で定めるところにより、工事的の区分に従って、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。
- 8 第四項の規定により一般会計に帰属する借入金に対応する土地改良工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息は、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならぬ。
- 9 財政融資資金において財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第二条の規定により国会の議決を受けた長期運用予定額のうち、平成十九年度において暫定国営土地改良事業特別会計に貸付けをしなかったものがある場合には、当該貸付けをしなかった額に相当する金額を限度として、平成二十年度において、食料安定供給特別会計に貸し付けることができる。
- 第二百三十一条 未完了借入事業の工事に関する経理は、平成二十年度から工事完了年度（未完了借入事業の工事の全部が完了する年度として政令で定める年度をいう。次条において同じ。）の末日までの間、第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。
- 2 前項の規定により未完了借入事業の工事に関する経理を食料安定供給特別会計において行う場合においては、第二百二十六条の規定にかかわらず、同会計は、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定、麦管理勘定、業務勘定、調整勘定及び国営土地改良事業勘定に区分する。
- 3 国営土地改良事業経過勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
- 一 歳入
- イ 一般会計からの繰入金
- ロ 未完了借入事業の工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息
- ハ 未完了借入事業の工事に係る土地改良法第九十条の二の規定による徴収金
- ニ 土地改良関係受託工事に係る納付金
- ホ 借入金
- ヘ 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地の売却代金及び貸付料
- ト 未完了借入事業の工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価
- チ 附属雑収入
- 二 歳出
- イ 未完了借入事業の工事に要する費用（北海道又は沖縄県で行う工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）
- ロ 土地改良関係受託工事に要する費用（北海道又は沖縄県で行う工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）
- ハ 借入金の償還金及び利子
- ニ 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地で売り払うものの同法第九十四条の規定による管理及び処分のために直接要する費用
- ホ 未完了借入事業の工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金
- ヘ 一般会計への繰入金
- ト 附属諸費
- 4 国営土地改良事業経過勘定における歳入歳出予定計算書等の添付書類については、第二百二十八条の規定は適用せず、附則第六十四条の規定を準用する。
- 5 国営土地改良事業経過勘定における歳入歳出決定計算書の添付書類については、第二百三十五条の規定は適用せず、附則第六十七條の規定を準用する。
- 6 附則第六十五條、第六十六條及び第六十八條から第六十七條までの規定は、国営土地改良事業経過勘定について準用する。
- 7 附則第三十九條の規定によるほか、国営土地改良事業経過勘定の業務のために使用する必要がある場合において、前条第四項の規定により一般会計に帰属した国有財産を、政令で定めるところにより、国営土地改良事業経過勘定において使用するとき、当分の間、食料安定供給特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。
- 8 社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業経過勘定に繰入れを行う場合における第三項並びに第六項において準用する附則第六十五條及び第百

ち、平成二十一年度の末日において定められている特定国有財産整備計画（平成二十二年度以後に変更された場合を含む。）に基づき実施される国有財産の取得及び処分に関する事業で同日において完了していないもの（以下この条及び次条において「未完了事業」という。）に係るものは、財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定（同条第三項及び第四項を除き、以下この条から附則第二百三十六条までにおいて「特定国有財産整備経過勘定」という。）の歳入に繰り入れられるものとする。

2 暫定特定国有財産整備特別会計の平成二十一年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、特定国有財産整備経過勘定に繰り越しして使用することができる。

3 平成二十一年度の末日において、暫定特定国有財産整備特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。ただし、未完了

事業に係る権利義務は、政令で定めるところにより、特定国有財産整備経過勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計又は特定国有財産整備経過勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ一般会計又は特定国有財産整備経過勘定の歳入及び歳出とする。

5 暫定特定国有財産整備特別会計において第十三条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成二十一年度において借入金の借入れをしなかつた金額がある場合には、特定国有

財産整備経過勘定の負担において、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額（次条第六項において準用する附則第一百七十七条に規定する借入金対象経費に係るものに限る。）の財源として必要な金額の範囲内で、平成二十二年度

において、読替え後の第十三条第一項及び次条第六項において準用する附則第一百七十七条の規定により、借入金を行うことができる。

6 財政融資資金において財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第二条の規定により国会の議決を受けた長期運用予定額のうち、平成二十一年度において暫定特定国有財産整備特別会計に貸付けしなかったものがある場合には、当該貸付けをしなかった額に相当する金額を限度として、平成二十二年において、財政投融資特別会計に貸し付けることができる。

第二百三十五条 未完了事業に関する経理は、平成二十二年から事業完了年度（未完了事業が完了する年度として政令で定める年度をいう。次条において同じ。）の末日までの間、第五十条の規定にかかわらず、財政投融資特別会計において行うものとする。

2 前項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合においては、第五十一条の規定にかかわらず、同会計は、財務大臣及び国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

3 前項の場合において、財政投融資特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては財務大臣が、その他のものについては財政融資資金勘定、投資勘定又は特定国有財産整備勘定及び所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

4 第一項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合においては、第五十二条の規定にかかわらず、同会計は、財政融資資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定に区分する。

5 第一項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合における第五十四条及び第六十条の規定の適用については、第五十四条中「書類」とあるのは「書類（第一号及び第二号に掲げる書類については、特定国有財産整備勘定に係るものを除き、」と、第六十条中「損益計算書」とあるのは「損益計算

書（特定国有財産整備勘定に係るものを除く。）とする。

6 附則第七十六条から第七十九条までの規定は、特定国有財産整備経過勘定について準用する。

（特定国有財産整備経過勘定の廃止に伴う経過措置）

第二百三十六条 特定国有財産整備経過勘定の事業完了年度の収入及び支出並びに事業完了年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、特定国有財産整備経過勘定の事業完了年度の翌年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 特定国有財産整備経過勘定の事業完了年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

3 特定国有財産整備経過勘定の事業完了年度の末日において、特定国有財産整備経過勘定に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

（暫定特定国有財産整備特別会計の廃止に伴う検討）

第二百三十七条 政府は、暫定特定国有財産整備特別会計の廃止後の国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の規定の円滑な実施を図るため、特定国有財産整備計画の策定の状況等を踏まえ、同法の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（道路整備特別会計法の廃止に伴う経過措置）
第二百三十八条 附則第六十六条第二十号の規定による廃止前の道路整備特別会計法に基づく道路整備特別会計（以下この条において「旧道路整

備特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧道路整備特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第五号の規定により設置する道路整備特別会計（以下この条及び附則第二百四十条において「暫定道路整備特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧道路整備特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定道路整備特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧道路整備特別会計に所属する権利義務は、暫定道路整備特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定道路整備特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定道路整備特別会計の歳入及び歳出とする。

（社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に関する検討）

第二百三十九条 政府は、この法律の施行後平成二十年三月三十一日までの間に、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第二十條第三項に基づく平成十八年十二月八日に閣議において決定された道路特定財源の見直しに関する具体策に基づき特定財源制度の見直しを行うとともに、社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に関する規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（暫定道路整備特別会計の廃止に伴う経過措置）
第二百四十条 暫定道路整備特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定道路整備特別会計の平成二十年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、当該金額のうち、独立行政法人土木研究所に対して交付する交付

金又は施設の整備のための補助金に係るものは一般会計の歳入に、第二百一十五条第二号口に規定するものに相当する金額は社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、その他のものは社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 暫定道路整備特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであって、独立行政法人土木研究所に対して交付する交付金又は施設の整備のための補助金に係るものは一般会計に、第二百一十五条第二号口に規定するものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、その他のものは社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 平成十九年度の末日において、暫定道路整備特別会計に所属する権利義務は、独立行政法人土木研究所に対して交付する交付金又は施設の整備のための補助金に係るものは一般会計に、第二百一十五条第二号口に規定するものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、その他のものは社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に、それぞれ帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計又は社会資本整備事業特別会計の業務勘定若しくは道路整備勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計又は当該各勘定の歳入及び歳出とする。

（治水特別会計法の廃止に伴う経過措置）

第二百四十一条 附則第六十六条第二十一号の規定による廃止前の治水特別会計法に基づく治水特別会計（以下この条において「旧治水特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧治水特別会計の治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、旧治水特別会計の治水勘定に

係るものは附則第六十七条第一項第四号の規定により設置する治水特別会計（以下この条及び次条において「暫定治水特別会計」という。）の治水勘定の歳入に、旧治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従って暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧治水特別会計の治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、旧治水特別会計の治水勘定に係るものは暫定治水特別会計の治水勘定に、旧治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従って暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧治水特別会計の治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に所属する権利義務は、旧治水特別会計の治水勘定に係るものは暫定治水特別会計の治水勘定に、旧治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に応じ暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に、それぞれ帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定治水特別会計の治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

（暫定治水特別会計の廃止に伴う経過措置）

第二百四十二条 暫定治水特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定治水特別会計の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、附則第百三条第三項第七号に掲げるものは一般会計の

歳入に、第二百一条第五項第二号イに規定するもので、暫定治水特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、その他のもので、暫定治水特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の治水勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 暫定治水特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、附則第百三条第三項第七号に掲げるものは一般会計に、第二百一条第五項第二号イに規定するもので、暫定治水特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、その他のもので、暫定治水特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の治水勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 平成十九年度の末日において、暫定治水特別会計に所属する権利義務は、附則第百三条第三項第七号に掲げるものは一般会計に、第二百一条第五項第二号イに規定するもので、暫定治水特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多

目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に応じ社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、その他のもので、暫定治水特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の治水勘定に、暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に応じ社会資本整備事業特別会計の治水勘定に、それぞれ繰り入れるものとする。

4 前項の規定により一般会計又は社会資本整備事業特別会計の業務勘定若しくは治水勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計又は当該各勘定の歳入及び歳出とする。

（港湾整備特別会計法の廃止に伴う経過措置）

第二百四十三条 附則第六十六条第二十二号の規定による廃止前の港湾整備特別会計法に基づく港湾整備特別会計（以下この条において「旧港湾整備特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは附則第六十七条第一項第六号の規定により設置する港湾整備特別会計（以下この条及び次条において「暫定港湾整備特別会計」という。）の港湾整備勘定の歳入に、旧港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に、旧港湾整備特別会計の特

定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定に所属する権利義務は、旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に、旧港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に応じ暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に、それぞれ繰り入れるものとする。

4 前項の規定により暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

（暫定港湾整備特別会計の廃止に伴う経過措置）

第二百四十四条 暫定港湾整備特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定港湾整備特別会計の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、第二百一条第五項第二号ハに規定するもので、暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、その他のもので、暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の港湾整備勘定に、暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の港湾整備勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 暫定港湾整備特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第

一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであって、第二百一条第五項第二号ハに規定するもので、暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、その他のもので、暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の港湾整備勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 平成十九年度の末日において、暫定港湾整備特別会計に所属する権利義務は、第二百一条第五項第二号ハに規定するもので、暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って社会資本整備事業特別会計の港湾整備勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

4 前項の規定により社会資本整備事業特別会計の業務勘定又は港湾整備勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

4 (国民年金特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百四十五条 附則第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法に基づく国民年金特別会計(以下この条において「旧国民年金特別会計」という。)の平成十八年度の収入

及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関し
ては、なお従前の例による。この場合において、旧国民年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧国民年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧国民年金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国民年金特別会計の基礎年金勘定に所属する積立金は、年金特別会計の基礎年金勘定に所属する積立金として積み立てられたものとする。

4 旧国民年金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国民年金特別会計の国民年金勘定に所属する積立金は、第百十五条第一項の規定により、年金特別会計の国民年金勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

5 この法律の施行の際、旧国民年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定に所属する権利義務は、それぞれ年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定に帰属するものとする。

6 前項の規定により年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(自動車検査登録特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百四十六条 附則第六十六条第二十四号の規

定による廃止前の自動車検査登録特別会計法(次項において「旧自動車検査登録特別会計法」という。)に基づく自動車検査登録特別会計(以下この条において「旧自動車検査登録特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧自動車検査登録特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第九号の規定により設置する自動車検査登録特別会計(以下この条及び次条において「暫定自動車検査登録特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧自動車検査登録特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧自動車検査登録特別会計法第十四条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、暫定自動車検査登録特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧自動車検査登録特別会計に所属する権利義務は、暫定自動車検査登録特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定自動車検査登録特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定自動車検査登録特別会計の歳入及び歳出とする。

(暫定自動車検査登録特別会計の廃止に伴う経過措置)
第二百四十七条 暫定自動車検査登録特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関し

ては、なお従前の例による。この場合において、暫定自動車検査登録特別会計の平成二十年の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定自動車検査登録特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定によ

る繰越しを必要とするものは、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定に繰り越して使用することができる。

3 平成十九年度の末日において、暫定自動車検査登録特別会計に所属する権利義務は、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(都市開発資金金融通特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百四十八条 附則第六十六条第二十五号の規定による廃止前の都市開発資金金融通特別会計法に基づく都市開発資金金融通特別会計(以下この条において「旧都市開発資金金融通特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧都市開発資金金融通特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第三号の規定により設置する都市開発資金金融通特別会計(以下この条及び次条において「暫定都市開発資金金融通特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧都市開発資金金融通特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定都市開発資金金融通特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧都市開発資金金融通特別会計に所属する権利義務は、暫定都市開発資金金融通特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定都市開発資金金融通特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定都市開発資金金融通特別会計の歳入及び歳出とする。

(暫定都市開発資金金融通特別会計の廃止に伴う経過措置)
第二百四十九条 附則第六十六条第二十六号の規

定による廃止前の都市開発資金金融通特別会計法に基づく都市開発資金金融通特別会計(以下この条において「旧都市開発資金金融通特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧都市開発資金金融通特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第三号の規定により設置する都市開発資金金融通特別会計(以下この条及び次条において「暫定都市開発資金金融通特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧都市開発資金金融通特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定都市開発資金金融通特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧都市開発資金金融通特別会計に所属する権利義務は、暫定都市開発資金金融通特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定都市開発資金金融通特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定都市開発資金金融通特別会計の歳入及び歳出とする。

経過措置

第二百四十九条 暫定都市開発資金通特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、暫定都市開発資金通特別会計の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定都市開発資金通特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、社会資本整備事業特別会計の業務勘定に繰り越して使用することができる。

3 平成十九年度の末日において、暫定都市開発資金通特別会計に所屬する権利義務は、社会資本整備事業特別会計の業務勘定に歸属するものとする。

4 前項の規定により社会資本整備事業特別会計の業務勘定に歸属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(地震再保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百五十条 附則第六十六条第二十六号の規定による廃止前の地震再保険特別会計法(次項において「旧地震再保険特別会計法」という。)に基づく地震再保険特別会計(以下この条において「旧地震再保険特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧地震再保険特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、地震再保険特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧地震再保険特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧地震再保険特別会計法第十六条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、地震再保険特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧地震再保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧地震再保険特別会計に所屬する積立金は、第三十四条第一項の規定により、地震再保険特別会計に所屬する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧地震再保険特別会計に所屬する権利義務は、地震再保険特別会計に歸属するものとする。

5 前項の規定により地震再保険特別会計に歸属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百五十一条 附則第六十六条第二十七号の規定による廃止前の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(次項において「旧石油特別会計法」という。)に基づく石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(以下この条において「旧石油特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧石油特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

2 旧石油特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち旧石油特別会計法第十六条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧石油特別会計に所屬する権利義務は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に歸属するものとする。

4 前項の規定によりエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に歸属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(空港整備特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百五十二条 附則第六十六条第二十八号の規定による廃止前の空港整備特別会計法(第五項において「旧空港整備特別会計法」という。)に基づく空港整備特別会計(以下この条において「旧空港整備特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧空港整備特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第七号の規定により設置する空港整備特別会計(以下この条及び次条において「暫定空港整備特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧空港整備特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定空港整備特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧空港整備特別会計に所屬する権利義務は、暫定空港整備特別会計に歸属するものとする。

4 前項の規定により暫定空港整備特別会計に歸属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定空港整備特別会計の歳入及び歳出とする。

5 旧空港整備特別会計において旧空港整備特別会計法第七条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十八年度において借入金に充てられた金額がある場合には、暫定空港整備特別会計の負担において、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額(附則第一百四十二条に規定する借入金対象経費に係るものに限り)の財源として必要な金額の範囲内で、平成十九年度において、読替後の第十三条第一項及び附則第一百四十二条の規定により、借入金をすることができる。

(暫定空港整備特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百五十三条 暫定空港整備特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、暫定空港整備特別会計の平成二十年度の歳入に繰り

入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、独立行政法人電子航法研究所及び独立行政法人航空大学校に對して交付する交付金又は施設の整備のための補助金(一般会計の負担によるもの(附則第一百四十四条第一項の規定に基づく一般会計からの繰入金を財源とするものを除く)に限る。以下この条において同じ。)に係るものは一般会計の歳入に、第二百一条第五項第二号に規定するものに相当する金額は社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、その他のものは同会計の空港整備勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 暫定空港整備特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであって、独立行政法人電子航法研究所及び独立行政法人航空大学校に對して交付する交付金又は施設の整備のための補助金に係るものは一般会計に、第二百一条第五項第二号に規定するものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、その他のものは同会計の空港整備勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 平成十九年度の末日において、暫定空港整備特別会計に所屬する権利義務は、独立行政法人電子航法研究所及び独立行政法人航空大学校に對して交付する交付金又は施設の整備のための補助金に係るものは一般会計に、第二百一条第五項第二号に規定するものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、その他のものは同会計の空港整備勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

4 前項の規定により一般会計又は社会資本整備事業特別会計の業務勘定若しくは空港整備勘定に歸属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計又は当該各勘定の歳入及び歳出とする。

5 暫定空港整備特別会計において第十三条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十九年度において借入金の借入れをしな

かつた金額がある場合には、社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定の負担において、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額（第二百八条第一項に規定する借入金対象経費に係るものに限る。）の財源として必要な金額の範囲内で、平成二十年度において、第十三条第一項及び第二百八条第一項の規定により、借入金を行うことができる。

（労働保険特別会計法の廃止に伴う経過措置）

第二百五十四条 附則第六十六条第二十九号の規定による廃止前の労働保険特別会計法に基づく労働保険特別会計（以下この条において「旧労働保険特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、それぞれ労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧労働保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定に所属する積立金又は旧労働保険特別会計の雇用勘定に所属する雇用安定資金は、第二百三十三条第一項若しくは第三項又は第二百四十四条第三項の規定により、それぞれ労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定に所属する積立金として積み立て、又は同会計の雇用勘定に所属する雇用安定資金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定に所属する権

利義務は、それぞれ労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

（電源開発促進特別会計法の廃止に伴う経過措置）

第二百五十五条 附則第六十六条第三十号の規定による廃止前の電源開発促進特別会計法（次項において「旧電源特別会計法」という。）に基づく電源開発促進特別会計（以下この条において「旧電源特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧電源特別会計の電源立地勘定及び電源利用勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、電源立地勘定（第八十五条第四項に規定する電源立地勘定をいう。以下この条において同じ。）及び電源利用勘定（第八十五条第五項に規定する電源利用勘定をいう。以下この条において同じ。）の区分に従って、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧電源特別会計法の電源立地勘定及び電源利用勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち旧電源特別会計法第十四条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、電源立地勘定及び電源利用勘定の区分に従って、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧電源特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧電源特別会計の電源立地勘定に所属する周辺地域整備資金は、第九十二条第三項の規定により、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に所属する周辺地域整備資金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧電源特別会計の電源

立地勘定及び電源利用勘定に所属する権利義務は、電源立地勘定及び電源利用勘定の区分に応じ、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定によりエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、電源立地勘定及び電源利用勘定の区分に応じ、同勘定の電源立地勘定及び電源利用勘定の歳入及び歳出とする。

（特許特別会計法の廃止に伴う経過措置）

第二百五十六条 附則第六十六条第三十一号の規定による廃止前の特許特別会計法に基づく特許特別会計（以下この条において「旧特許特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧特許特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、特許特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧特許特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、特許特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧特許特別会計に所属する権利義務は、特許特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により特許特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

（登記特別会計法の廃止に伴う経過措置）

第二百五十七条 附則第六十六条第三十二号の規定による廃止前の登記特別会計法に基づく登記特別会計（以下この条において「旧登記特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧登記特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第十

四号の規定により設置する登記特別会計（以下この条及び次条において「暫定登記特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧登記特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定登記特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧登記特別会計に所属する権利義務は、暫定登記特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定登記特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定登記特別会計の歳入及び歳出とする。

（暫定登記特別会計法の廃止に伴う経過措置）

第二百五十八条 暫定登記特別会計の平成二十二年の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 平成二十二年の暫定登記特別会計の歳出予算に係る経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

3 平成二十二年の末日において、暫定登記特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

（特別会計の平成十八年度の決算上の剰余金に係る一般会計への繰入れ）

第二百五十九条 附則第二百二十条第一項後段、第二百一十一条第一項ただし書、第二百二十四条第一項後段、第二百四十六条第一項後段、第二百四十八条第一項後段、第二百五十六条第一項後段及び第二百五十七条第一項後段の規定にかかわらず、附則第六十六条の規定による廃止前の同条第十二号、第十三号、第十五号、第二十四号、第二十五号、第三十一号及び第三十二

号に掲げる法律に基づく特別会計の平成十八年度の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、平成十九年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、同年度の一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(民法施行法の一部改正)

第二百六十条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「登記印紙を」収入印紙に改める。

(健康保険法の一部改正)

第二百六十一条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第六十条第二項中「厚生保険特別会計を」年金特別会計に改める。

(抵当証券法の一部改正)

第二百六十二条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「登記印紙を」収入印紙に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第二百六十三条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「厚生保険特別会計を」年金特別会計に改める。

第二百六十四条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号を削り、同条第二項中「特許法」を「並びに特許法」に改め、「並びに民法施行法、不動産登記法、抵当証券法、商業登記法、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律及び後見登記等に関する法律に規定する登記印紙」を削る。

第三条第一項第六号を削り、同条第三項中「同項第六号の印紙にあつては法務大臣に」を削る。

第一類第五号 財務金融委員会議録第三号

平成十九年二月二十七日

り、同条第五項中「同項第六号の印紙に係るものは登記特別会計に」を削る。

(郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正)

第二百六十五条 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特許印紙及び登記印紙」を「及び特許印紙」に改める。

(土地改良法の一部改正)

第二百六十六条 土地改良法の一部を次のように改正する。

第八十八条の二を削る。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正)

第二百六十七条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「電源開発促進対策特別会計を削り、「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、厚生保険特別会計を」エネルギー対策特別会計、年金特別会計に、「国民年金特別会計、食糧管理特別会計を」食料安定供給特別会計に、「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を」漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に改める。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正)

第二百六十八条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「財政融資資金特別会計を」財政投融資特別会計に改め、「国営土地改良事業特別会計及び」、自動車損害賠償保障事業特別会計、港湾整備特別会計、自動車検査登録特別会

計、空港整備特別会計を削り、「治水特別会計及び道路整備特別会計を」社会資本整備事業特別会計及び自動車安全特別会計に改める。

第二百六十九条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「船員保険特別会計、国立高度専門医療センター特別会計」を削る。

第二百七十条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「登記特別会計」を削る。

(地方交付税法の一部改正)

第二百七十一条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第十五号中「平成十八年度における」の下に「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第六十六條第十六号の規定による廃止前の」を加える。

附則第四条の二第一項第四号中「交付税及び譲与税配付金特別会計法第十三条第一項の規定による」を「特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の」に、「附則第五条第一項を」附則第四条第一項に改め、同条第二項中「交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第六條の二」を「特別会計に関する法律附則第六條に改め、同条第三項中「交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第七條の三」を「特別会計に関する法律附則第七條に改め、同条第四項中「交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第六條の四」を「特別会計に関する法律附則第八條に改め、同条第十一項中「交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五條第一項」を「特別会計に関する法律附則第五條第一項」に改める。

附則第四条の三第一項中「交付税及び譲与税配付金特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改める。

附則第四条の三第一項中「交付税及び譲与税配付金特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改める。

附則第四条の三第一項中「交付税及び譲与税配付金特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改める。

附則第四条の三第一項中「交付税及び譲与税配付金特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改める。

附則第四条の三第一項中「交付税及び譲与税配付金特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改める。

附則第四条の三第一項中「交付税及び譲与税配付金特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改める。

附則第四条の三第一項中「交付税及び譲与税配付金特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改める。

附則第四条の三第一項中「交付税及び譲与税配付金特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改める。

附則第四条の三第一項中「交付税及び譲与税配付金特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改める。

附則第四条の三第一項中「交付税及び譲与税配付金特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改める。

附則第四条の三第一項中「交付税及び譲与税配付金特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改める。

に改める。

(財政融資資金法の一部改正)

第二百七十二條 財政融資資金法の一部を次のように改正する。

第四条中「財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一十号)第十四条第一項を」特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第七十八條第一項に改める。

第五条中「厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定を」並びに年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に改める。

第九条の見出し中「及び融通証券」を「及び融通証券並びに繰替金」に改め、同条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、一時借入金又は融通証券に代え、国庫余剰金を繰り替えて使用することができ。

第九條第三項中「は、一年以内」を「並びに同項及び前項の規定による繰替金は、一年以内」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により、財政融資資金特別会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行している場合においては、国庫余剰金を繰り替えて使用して、支払期限の到来していない一時借入金又は融通証券を償還することができ。

第十条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、財政融資資金は、特別会計に関する法律附則第八十條第一項各号に掲げる措置をとる必要があるときは、同項第一号に規定する信託の受益権又は同項第二号に規定する資産対応証券に運用することができ。

附則第十二項中「厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十二條第一項及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十五條」を「特別会計に関する法律第十一條」に、

附則第十二項中「厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十二條第一項及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十五條」を「特別会計に関する法律第十一條」に、

附則第十二項中「厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十二條第一項及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十五條」を「特別会計に関する法律第十一條」に、

附則第十二項中「厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十二條第一項及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十五條」を「特別会計に関する法律第十一條」に、

附則第十二項中「厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十二條第一項及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十五條」を「特別会計に関する法律第十一條」に、

附則第十二項中「厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十二條第一項及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十五條」を「特別会計に関する法律第十一條」に、

附則第十二項中「厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十二條第一項及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十五條」を「特別会計に関する法律第十一條」に、

附則第十二項中「厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十二條第一項及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十五條」を「特別会計に関する法律第十一條」に、

附則第十二項中「厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十二條第一項及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十五條」を「特別会計に関する法律第十一條」に、

「資金(厚生保険特別会計に係る資金にあつては年金勘定)を「年金特別会計に係る資金(厚生年金勘定)」に、「に、国民年金特別会計に係る資金にあつては国民年金勘定」を「及び国民年金勘定」に改める。

第二百七十三条 財政融資資金法の一部を次のように改正する。

第一条中「財政融資資金特別会計の」を「財政投融資特別会計の財政融資資金勘定」に、「並びに財政融資資金特別会計」を「並びに当該勘定」に改める。

第四条中「財政融資資金特別会計」を「財政投融資特別会計の財政融資資金勘定」に、「附則第七十八条第一項」を「第六十四条第一項」に改める。

第五条、第六条第二項並びに第九条第一項及び第三項中「財政融資資金特別会計」を「財政投融資特別会計の財政融資資金勘定」に改める。

第十条第三項中「附則第八十条第一項各号」を「第六十六条第一項各号」に改める。

第十二条第二項中「財政融資資金特別会計」を「財政投融資特別会計の財政融資資金勘定」に改める。

(旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部改正)

第二百七十四条 旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(昭和二十六年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「繰入」を「繰入れ」に改め、同条第四項中「繰入」を「繰入れ」に、「国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四十二条第一項」に改める。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第二百七十五条 漁船損害等補償法の一部を次のように改正する。

第三百三十九条第四項、第四百十条第二項及び

第四百四十一条第二項中「漁船再保険及漁業共済保険特別会計」を「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」に改める。

第四百四十三条の見出し中「繰入」を「繰入れ」に改め、同条中「漁船再保険及漁業共済保険特別会計」を「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」に改める。

(道路法施行法の一部改正)

第二百七十六条 道路法施行法(昭和二十七年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の二中「道路整備特別会計の昭和三十一年度」を「社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定又は業務勘定の平成二十年度」に、「昭和三十四年度」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第六十七条第一項第五号の規定により設置する道路整備特別会計の平成十九年度の予算」に、「除く」を「含む」に改める。

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二百七十七条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

(特別会計に関する法律の適用)

第九条 第五条第二項の規定により発行する基金通貨代用証券については、特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四十六条第一項及び第四十七条の規定は、適用しない。

第十条第七項を次のように改める。

7 第二項の規定により発行する国債については、特別会計に関する法律第四十二条第二項の規定は、適用しない。

(漁船乗組員給与保険法の一部改正)

第二百七十八条 漁船乗組員給与保険法の一部を次のように改正する。

第二十九条及び第三十三条第二項中「漁船再保険及漁業共済保険特別会計」を「漁船再保険及

び漁業共済保険特別会計」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第二百七十九条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「産業投資特別会計」を「財政投融資特別会計の投資勘定」に改める。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第二百八十条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「厚生保険特別会計」を「年金特別会計」に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)

第二百八十一条 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「電源開発促進対策特別会計」及び「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」を削る。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二百八十二条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項及び第七十九条の二中「厚生保険特別会計の年金勘定に係る」を「年金特別会計の厚生年金勘定」に改める。

附則第二十條第四項第二号イ中「厚生保険特別会計の年金勘定に係る」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第六十六条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)に基づく厚生保険特別会計の年金勘定(次項において「旧厚生保険特別会計の年金勘定」という。))又は年金特別会計の厚生年金勘定」に改め、同条第五項中「厚生保険特別会計の年金勘定に係る」を「旧厚生保険特別会計の年金勘定及び年金特別会計の厚生年金勘定」に改める。

附則第三十三條第三項中「厚生保険特別会計の年金勘定に係る」を「年金特別会計の厚生年金勘定」に改め、同条第七項中「厚生保険特別会

計法(昭和十九年法律第十号)第五条の規定にかかわらず」を「特別会計に関する法律第一百一十一条第三項の規定によるほか」に、「同条の年金勘定」を「年金特別会計の厚生年金勘定」に改める。

附則第三十六條第二項中「厚生保険特別会計の年金勘定に係る」を「年金特別会計の厚生年金勘定」に改める。

附則第三十八條第二項中「厚生保険特別会計法第八條第一項の年金勘定」を「年金特別会計の厚生年金勘定」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二百八十三条 自動車損害賠償保障法の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

3 前項の場合においては、特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第四百十九條第一項第一号ロ及び第四百五十一條第一項の規定は、適用しない。

附則第四項中「特別会計法附則第十五項」を「特別会計に関する法律附則第六十六条第十七号の規定による廃止前の自動車損害賠償保障事業特別会計法(昭和三十年法律第三十四号)附則第十五項」に、「特別会計法附則第三項」を「同法附則第三項」に改め、「帰属した資産の下に」で「特別会計に関する法律附則第二百二十七条第四項の規定により自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に帰属したもの」を加える。

第二百八十四条 自動車損害賠償保障法の一部を次のように改正する。

第八十二条の見出し中「繰入」を「繰入れ」に改め、同条中「自動車損害賠償保障事業特別会計」を「自動車安全特別会計」に改める。

附則第三項中「附則第四百九條第一項第一号ロ及び第四百五十一條第一項」を「第二百三十三條第一項第一号ロ及び第二百三十五條第一項」に改める。

附則第四項中「帰属したもの」の下に「で同法附則第二百二十八條第八項の規定により自動車

安全特別会計の自動車事故対策勘定に帰属した資産を加える。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二百八十五条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)」に改める。

(海岸法の一部改正)

第二百八十六条 海岸法の一部を次のように改正する。

附則第四項中「治水特別会計」を「社会資本整備事業特別会計の業務勘定」に、「第六条第二項第四号」を「第六条第一項第四号」に、「特別事業関係会計」を「特別事業関係特別会計」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二百八十七条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十二第九項第一号中「国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五

条第一項又は第五号ノ二」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四十六条第一

項又は第四十七条」に改め、同項第二号中「食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)第三

条又は第四号」を「特別会計に関する法律(昭和三十三年法律第一項又は第三十七号第一項)に改

め、同項第四号中「国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第六条第一項又は

第二項ただし書」を「特別会計に関する法律(昭和六十一年法律第一項又は第二項)に改め、同項第五

号中「外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第四条第一項又は第十八条第一

項若しくは第二項ただし書」を「特別会計に関する法律(昭和八十二年法律第一項若しくは第二項又は第八十三条第一項)に改め、同項第七号中「財政融

第十一條第一項又は第十二條」を「特別会計に関する法律附則第七十六條第一項」に改め、同項

第八号中「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)第

十二條第二項又は第十三條第一項」を「特別会計に関する法律(昭和四十四條第二項又は第九十五

條第一項)に改める。

第二百八十八條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十一条の十二第九項第七号中「附則第七十六條第一項」を「第六十二條第一項」に改める。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第二百八十九條 公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正

する。

第五條第一項中「産業投資特別会計」を「財政融資特別会計の投資勘定」に改める。

(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正)

第二百九十条 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第五條中「特定国有財産整備特別会計以外の」を削る。

第六條を次のように改める。

(特定国有財産整備計画に係る事業の実施)

第六條 特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の用に供する国有財産の取得に関する事業のうち、官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第八十一号)第十条の規定により国土交通大臣が行うもの以外

のものは、政令で定めるところにより、財務大臣が行う。

(地すべり等防止法の一部改正)

第二百九十一条 地すべり等防止法の一部を次のように改正する。

附則第四條の二中「治水特別会計」を「社会資本整備事業特別会計の治水勘定若しくは業務勘定」に改める。

基金に関する法律の一部改正)

第二百九十二条 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「産業投資特別会計への繰入」を「財政融資特別会計の投資勘定への繰入れ」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第二百九十三条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十六條の二第二項中「国民年金特別会計の国民年金勘定に係る」を「年金特別会計の国民年金勘定の」に改める。

(外貨公債の発行に関する法律の一部改正)

第二百九十四条 外貨公債の発行に関する法律の一部を次のように改正する。

第四條中「国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五條第一項及び第五号ノ二」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四十六條第一項及び第四十七條」に

「財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第一一十一号)第十一條第一項及び第十二條」を「同法附則第七十六條第一項」に改める。

第二百九十五條 外貨公債の発行に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「産業投資特別会計」を「財政融資特別会計の投資勘定」に、「同会計」を「同勘定」に改める。

第四條中「附則第七十六條第一項」を「第六十二條第一項」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とする。

(商業登記法の一部改正)

第二百九十六條 商業登記法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「登記印紙」を「収入印紙」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第二百九十七條 漁業災害補償法の一部を次のように改正する。

第九十五條第二項、第九十六條第二項及び第九十六條の二中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」に改める。

第二百九十八條 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「都市開発資金融通特別会計(以下「都市会計」を「社会資本整備事業特別会計の業務勘定(以下「業務勘定」に、「都市会計」を「業務勘定」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第二百九十九條 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一号及び第二十五條第一項中「産業投資特別会計」を「財政融資特別会計の投資勘定」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第三百條 児童手当法の一部を次のように改正する。

附則第六條第三項中「厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)」に改める。

附則第七條第五項及び第八條第五項中「厚生保険特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改める。

(財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第三百一號 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第六條第二項第二号を次のように改める。

二 特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第八十五條の投資歳出予算の金額のうち財政法(昭和二十二年法律

第三十四号)第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により使用することができないものを除き、貸付けにあつては、貸付けの期間が五年以上にわたる場合にに限る。

第三百二条 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「財政融資資金特別会計」を「財政投融資特別会計の財政融資資金勘定」に改める。

第五条第二項第二号中「附則第八十五条」を「第五十条」に改める。

(経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第三百三条 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。
附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

(外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等)

第十二条の三 外国為替資金に属する實際上交換可能通貨(経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。))第二条第二号に規定する實際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け(同号に規定する貸付予約の履行を含む。)及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

2 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

3 外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもつて表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

(農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律の一部改正)

第三百四条 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律(昭和五十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項を特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四百四十五条第一項に改める。

(農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済再保険特別会計における漁業共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律の一部改正)

第三百五条 農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済再保険特別会計における漁業共済に係る再保険金

の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律(昭和五十五年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第二項中「農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第三項において準用する同条第二項」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四百四十五条第三項において準用する同条第一項」に、「同項」を「同法第四百四十六条第一項」に改める。

第三項中「同勘定」を「漁船再保険及び漁業共済再保険特別会計の漁業共済再保険勘定」に、「漁船再保険及漁業共済再保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)第三条ノ五第一項を特別会計に関する法律第七十八号第一項に改める。

(農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律の一部改正)

第三百六条 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律(昭和五十六年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号。次条において「法」という。))第六条第二項を特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四百四十五条第一項に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「同条第二項」を「同法第四百四十六条第一項」に改める。

第二条中「農業共済再保険特別会計」を「特別会計に関する法律附則第六十六号第六号の規定による廃止前の農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)に基づく農業共済再保険特別会計」に、「法第六十六号第二項」を「同法第六条第二項」に改める。

(農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律の一部改正)

第三百七条 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律(昭和五十七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二項中「農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四百四十五条第一項」に改め、「。以下同じ」を削り、「同条第二項」を「同法第四百四十六条第一項」に改める。

(国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律の一部改正)

第三百八条 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律(昭和五十八年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「国民年金特別会計」を「年金特別会計」に改め、同条第一項中「国民年金特別会計」を「年金特別会計(特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第六十六号第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)に基づく国民年金特別会計を含む。))」に、「同特別会計」を「年金特別会計」に改め、同条第二項中「前項」を「特別会計に関する法律第一百一十一条第二項の規定によるほか、前項」に、「国民年金特別会計国民年金勘定」を「年金特別会計の国民年金勘定」に改める。

第五条を次のように改める。
(特別会計に関する法律の規定の読替え)

第五条 年金特別会計の国民年金勘定において、前条第一項の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る特別会計に関する法律第二百二十条第二項第一号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額(国民年金特別会計への国

庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律(昭和五十八年法律第四十六号)第四条第一項の規定により繰り入れた金額を除く。)とする。
(昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律の一部改正)
第三百九条 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律(昭和五十九年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「国債整理基金特別会計法第五条第一項及び第五号ノ二」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四十六条第一項及び第四十七号」に改め、同条第二項中「国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五号ノ二」を「特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七号」に改める。
(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三百十条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第三項中「厚生保険特別会計」を「年金特別会計」に改める。
(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正)
第三百十一号 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「登記印紙を「収入印紙」に改める。
(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三百十二号 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三十八号の二第一項中「国民年金特別会計(国民年金勘定)」を「特別会計に関する法律

第一類第五号 財務金融委員会議録第三号

平成十九年二月二十七日

第一類第五号

平成十九年二月二十七日

(平成十九年法律第 号)附則第六十六号第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)に基づく国民年金特別会計の国民年金勘定に、「同法」を「旧国民年金法」に改め、同条第三項中「国民年金特別会計(国民年金勘定)」を削る。
(昭和六十年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律の一部改正)
第三百十三号 昭和六十年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和六十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「国債整理基金特別会計法明治三十九年法律第六号)第五条第一項及び第五号ノ二」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四十六条第一項及び第四十七号」に改め、同条第五項中「国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五号ノ二」を「特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七号」に改める。
(昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律の一部改正)
第三百十四号 昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和六十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項及び第五号ノ二」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四十六条第一項及び第四十七号」に改め、同条第五項中「国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五号ノ二」を「特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七号」に改める。
(昭和六十二年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律の一部改正)
第三百十五号 昭和六十二年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項及び第五号ノ二」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四十六条第一項及び第四十七号」に改め、同条第五項中「国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五号ノ二」を「特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七号」に改める。
(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)
第三百十六号 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第七号の見出し中「産業投資特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改め、同条第一項中「産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)第一条」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第八十五号」に改め、同条第三項を次のように改める。
3 第一項の規定により、同項に規定する経理を産業投資特別会計で行う場合においては、特別会計に関する法律附則第八十七号、第八十九号、第九十号第一項から第三項まで及び第五項並びに第九十一号第一項、第三項及び第四項中「産業投資特別会計」とあるのは、「産業投資特別会計の産業投資勘定」とする。
第七号第十項を次のように改める。

10 第一項の規定により、同項に規定する経理を産業投資特別会計で行う場合においては、特別会計に関する法律附則第八十八号中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類(第三号及び第四号に掲げる書類については、産業投資勘定に係るものに限る。)」と、同法附則第九十号第四項中「産業投資特別会計」とあるのは「産業投資特別会計の各勘定」と、「利益積立金」とあるのは「当該各勘定の利益積立金」とする。

第三百十七号 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。
第六条及び第七号を次のように改める。
(繰入規定)
第六条 政府は、当分の間、次に掲げる財源に充てるため、各会計年度における国債の償還等国債整理基金の運営に支障の生じない範囲内で、日本電信電話株式会社の株式の売払収入金に相当する金額の一部を、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計から一般会計に繰り入れることができる。
一 別に法律で定めるところにより第二号第一項又は第二号の二第一項の規定による貸付けに関する経理を行う特別会計以下「特別融資関係特別会計」という。への繰入れの財源
二 第二号第一項又は第二号の二第一項の規定による貸付け(特別融資関係特別会計に

2 政府は、後日、前項の規定により国債整理基金特別会計から一般会計に繰り入れられた金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。
(特別融資関係特別会計及び特別事業関係特別会計への繰入れ)
第七号 前条第一項の規定により、国債整理基

第一類第五号

金特別会計から一般会計に繰り入れられたときは、第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付けの財源に充てられるため、特別融資関係特別会計の当該貸付金に相当する金額を特別融資関係特別会計に、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

2 前条第一項の規定により、国債整理基金特別会計から一般会計に繰り入れられたときは、国が実施する公共的建設事業であつて民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するもののうち緊急に実施する必要のあるものの財源に充てられるため、当該公共的建設事業に要する費用(国が負担すべき費用に限る。)に相当する金額を特別事業関係特別会計に、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 財務大臣は、他の各省各庁の長の同意を得て、当該各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付金(特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。)に係る支出負担行為に関する事務を委任するものとする。

(漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てられるための一般会計から繰入金に関する法律(昭和六十二年法律第三号)の一部を次のように改正)

第三百十八条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てられるための一般会計から繰入金に関する法律(昭和六十二年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第二項中「漁船再保険及漁業共済保険特別会計の」を「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の」に、「漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)第三条ノ五第一項」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第一百七十八条第一項」に改める。

(昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律の一部改正)

第三百十九条 昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和六十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項及び第五号ノ二」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四十六号第一項及び第四十七号」に改め、同条第五項中「国債整理基金特別会計法第五号第一項又は第五号ノ二」を「特別会計に関する法律第四十六号第一項又は第四十七号」に改める。

(平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律の一部改正)

第三百二十条 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(平成元年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項及び第五号ノ二」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四十六号第一項及び第四十七号」に改め、同条第五項中「国債整理基金特別会計法第五号第一項又は第五号ノ二」を「特別会計に関する法律第四十六号第一項又は第四十七号」に改める。

(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正)

第三百二十一条 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四項第七号中「治水特別会計法(昭和三十一年法律第四十号)第一条第三項第一号」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第三十三号第二項第一号」に改める。

促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四項第七号中「附則第三十三号第二項第一号」を「第百九十八号第二項第一号」に改める。

(平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てられるべき資金の繰入れの特例等に関する法律の一部改正)

第三百二十三号 平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てられるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成六年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「国民年金特別会計(国民年金勘定)」を「年金特別会計(国民年金勘定、特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第六十六号第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)に基づく国民年金特別会計の国民年金勘定を含む。)」に改め、同条第三項中「前項」を「特別会計に関する法律第一百一十一条の規定によるほか、前項に、「国民年金特別会計(国民年金勘定)」を「年金特別会計(国民年金勘定)」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 年金特別会計の国民年金勘定において、第二項の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る特別会計に関する法律第二十号第二項第一号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額(平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てられるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成六年法律第四十三号)第三十三号第二項の規定により繰り入れた金額を除く。)」とする。

附則第二項中「自動車損害賠償保障事業特別会計法(昭和三十年法律第三十四号)附則第二項」を「特別会計に関する法律附則第四十五号」に改める。

第三百二十四号 平成六年度における財政運営の

ための国債整理基金に充てられるべき資金の繰入れの特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「又は自動車損害賠償保障事業特別会計」を「自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計の保障勘定」に改め、同条第三項中「自動車損害賠償保障事業特別会計」を「自動車安全特別会計の保障勘定」に、「同特別会計の歳入」を「当該勘定の歳入」に改める。

附則第二項中「附則第四十五号」を「附則第五十五号第一項」に、「経理を自動車損害賠償保障事業特別会計」を「経理を自動車安全特別会計」に、「自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定」を「自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定又は自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定若しくは」に、「から同特別会計」とあるのは「に」、「から自動車安全特別会計の保障勘定」とあるのは「に」、「から自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定」を「から自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定」に、「自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定」を「自動車安全特別会計の保障勘定」に、「への繰入金」は、当該勘定に改める。

(所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律の一部改正)

第三百二十五号 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律(平成六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「厚生保険特別会計年金勘定」を「年金特別会計の厚生年金勘定(特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第六十六條第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)に基づく厚生保険特別会計の年金勘定を含む。)」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 特別会計に関する法律第百十一条第三項の規定によるほか、前項の規定による一般会計から年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金金は、当該勘定の歳入とする。

4 年金特別会計の厚生年金勘定において、第二項の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る特別会計に関する法律第百二十條第二項第二号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額(平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成九年度法律第二十七号)第三條第二項の規定により繰り入れた金額を除く。)」とする。

(財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部改正)

第三百三十三條 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年度法律第九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二條第一項を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四十二條第一項に、「交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三號)第四條」を「同法第二十四條」に改める。

第二十八條中「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」を「エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定」に、「同特別会計」を「当該勘定」に、「電源開発促進対策特別会計」を「同特別会計の電源開発促進勘定」に改める。

(平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律の一部改正)

第三百三十四條 平成十年度における財政運営の

ための公債の発行の特例等に関する法律(平成十年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「厚生保険特別会計年金勘定」を「年金特別会計の厚生年金勘定(特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第六十六條第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)に基づく厚生保険特別会計の年金勘定を含む。)」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 特別会計に関する法律第百十一条第三項の規定によるほか、前項の規定による一般会計から年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金金は、当該勘定の歳入とする。

4 年金特別会計の厚生年金勘定において、第二項の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る特別会計に関する法律第百二十條第二項第二号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額(平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十年法律第三十五号)第三條第二項の規定により繰り入れた金額を除く。)」とする。

(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第三百三十五條 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「登記印紙」を「収入印紙」に改める。

(国有林野事業の改革のための特別措置法の一部改正)

第三百三十六條 国有林野事業の改革のための特別措置法(平成十年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「国有林野事業特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改める。

計に関する法律(平成十九年法律第 号)第百五十八條第二項に改める。

第十條第一項中「国有林野事業特別会計法第一条第三項第一号」を「特別会計に関する法律第百五十八條第三項第一号」に改める。

第十五條第一項中「改正前の国有林野事業特別会計法」の下に「(昭和二十二年法律第三十八号)」を加える。

「第二節 国有林野事業特別会計法の特例」を「第二節 特別会計に関する法律の特例」に改める。

第十八條第一項中「国有林野事業特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改め、同條第二項を削る。

第二十條中「国有林野事業特別会計法第十四條第二項」を「特別会計に関する法律第百六十五條第二項」に改める。

(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正)

第三百三十七條 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第五條及び第六條を次のように改める。

第五條 削除

三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第三條の特定債券に係る債務

(一般会計における債務の承継に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)

第三百三十八條 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」を「交付税及び譲与税配付金特別会計」に、「国債整理基金特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」を「交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計」に改める。

第二十六條中「国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二條第一項」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第四十二條第一項」に改める。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第三百三十九條 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第八條の見出し中「交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第七條の二」を「特別会計に関する法律附則第十條」に改め、同條中「交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三號)附則第七條の二」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第十條」に改める。

(後見登記等に関する法律の一部改正)

第三百四十條 後見登記等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「登記印紙」を「収入印紙」に改める。

(貿易保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三百四十一条 貿易保険法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第六項中「貿易再保険特別会計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第十條第六項中「貿易再保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第十條第六項中「貿易再保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第十條第六項中「貿易再保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第十條第六項中「貿易再保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第十條第六項中「貿易再保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第十條第六項中「貿易再保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第十條第六項中「貿易再保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第十條第六項中「貿易再保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第十條第六項中「貿易再保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第十條第六項中「貿易再保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第十條第六項中「貿易再保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第十條第六項中「貿易再保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第十條第六項中「貿易再保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第十條第六項中「貿易再保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第十條第六項中「貿易再保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第十條第六項中「貿易再保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)第一条を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

の一部分を次のように改正する。
第十二条を次のように改める。
第十二条 削除

(独立行政法人航空大学校法の一部改正)
第三百四十六條 獨立行政法人航空大學校法(平成十一年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「空港整備特別會計法(昭和四十五年法律第二十五号)第一条第一項を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

第三百四十七條 獨立行政法人航空大學校法の一部を次のように改正する。

第三百四十八條 國民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三十七條第一項中「年金積立金(の下に「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第三十七條第一項中「年金積立金(の下に「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第三十七條第一項中「年金積立金(の下に「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第三十七條第一項中「年金積立金(の下に「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第三十七條第一項中「年金積立金(の下に「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第三十七條第一項中「年金積立金(の下に「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第三十七條第一項中「年金積立金(の下に「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第三十七條第一項中「年金積立金(の下に「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第三十七條第一項中「年金積立金(の下に「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第三十七條第一項中「年金積立金(の下に「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第三十七條第一項中「年金積立金(の下に「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第三十七條第一項中「年金積立金(の下に「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第三十七條第一項中「年金積立金(の下に「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

正
第三百五十條 郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

附則第二條第二項中「財政融資資金特別會計法(昭和二十六年法律第一号)第一条第一項又は第十二條を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」と改める。

業特別會計を「自動車安全特別會計」に、「第三百五十一條第一項」とあるのは「第三項第一号ホ並びに第三百五十一條」を「第二百一十三條第一項第一号ロ」とあるのは「附則第六十三條中「第二百一十五條第一項中」の業務の執行に要する経費」とあるのは「及びなお効力を有する旧自賠法第五十一條の規定に基づく自動車損害賠償責任再保險事業等の業務の執行に要する経費」と、第二百一十六條の見出し中「とあるのは「第二百一十六條の見出し中」とし、同法第二百一十三條第一項第一号ロ」に改める。

(沖繩振興特別措置法の一部改正)
第三百五十三條 沖繩振興特別措置法の一部を次のように改正する。

第五百五條第八項ただし書中「同法第八十八條の二第一項の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とする」を「当該事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる」に、「当該借入金についての利息の額」を「当該消費税及び地方消費税に相当する額」に改める。

(平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律の一部改正)
第三百五十四條 平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十四年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「国債整理基金特別會計法」を「特別會計に関する法律(平成十九年法律第 号)」に改める。

(石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部改正)
第三百五十五條 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一條第一項中「国債整理基金特別會計法(明治三十九年法律第六号)第二条第二項を除く」、国債に関する法律(明治三十九年法

律第三十四号。第六条及び第八条を除く。」を「国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。)、特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)」に改める。

(日本郵政公社法施行法の一部改正)

第三百五十六号 日本郵政公社法施行法(平成十四年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一号)第十一条第一項又は第十二条を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第七十六条第一項」に改める。

(独立行政法人緑資源機構法の一部改正)

第三百五十七号 独立行政法人緑資源機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第五号中「国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第百五十八条第二項」に改める。(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第三百五十八号 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)第一条第三項を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第百八十五条第五項」に改め、同条第二号中「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十一号)第一条第二項を「特別会計に関する法律第八十五条第二項」に、「石油及びエネルギー需給構造高度化対策」を「燃料安定供給対策及び同条第三項に規定するエネルギー需給構造高度化対策」に改める。

第三百五十九号 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を次のように改正

する。

附則第十五条第二項中「産業投資特別会計」を「財政融資特別会計の投資勘定」に改める。(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部改正)

第三百六十号 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第十五項第一号及び同項第二号中「産業投資特別会計」を「財政融資特別会計の投資勘定」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第三百六十一号 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第三号中「産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第百二十二号)第一条第一項」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第八十五条」に改める。

第三百六十二号 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第三号中附則第八十五条を「第五十条」に改める。

附則第五条第五項並びに第九条第三項及び第五項中「産業投資特別会計」を「財政融資特別会計の投資勘定」に改める。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第三百六十三号 独立行政法人福祉医療機構法の一部を次のように改正する。

附則第五条の二第六項及び第九項中「厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計」を「年金特別会計及び船員保険特別会計」に改め、同条第十三項から第十五項までを次のように改める。

13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第百

十一号第三項の規定によるほか第六項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第七項第一号へ及び第百十四号第九項中「第十六条第四項」とあるのは「附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第四項」とする。

による廃止前の国営土地改良事業特別会計法(昭和三十一年法律第七十一号)に基づく国営土地改良事業特別会計、特別会計に関する法律附則第六十七号第一項第十号の規定により設置する国営土地改良事業特別会計及び同法附則第二百三十一号第二項に規定する食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定に改める。(社会資本整備重点計画法の一部改正)

14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律附則第百九十三号の規定によるほか、第六項の規定による納付金は、船員保険特別会計の歳入とする。

第四号第六項中「国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第四項」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第百五十八条第四項」に改める。

15 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律第百十一条第二項の規定によるほか、第六項の規定による納付金は、年金特別会計の国民年金勘定の歳入とする。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

(独立行政法人原子力安全基盤機構法の一部改正)

第三百六十四号 独立行政法人原子力安全基盤機構法の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)第二条の二に規定する電源立地勘定からの」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)第百八十七号の電源開発促進勘定からの電源立地勘定に要する」に改め、同条第二号中「電源開発促進対策特別会計法第二条の二に規定する電源利用勘定からの」を「特別会計に関する法律第八十七号の電源開発促進勘定からの電源利用対策に要する」に改める。

2 国が前項の規定により機構に対する貸付けを行う場合における特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第九十四号第二項の規定の適用については、同項中「第一条」とあるのは、「第一条及び独立行政法人都市再生機構法附則第四十四条第一項」とする。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)

第三百六十五号 独立行政法人水資源機構法の一部を次のように改正する。

第十四条第五項中「治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定又は国営土地改良事業特別会計」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第六十六号第十八号の規定

推進に関する特別措置法の一部改正)

第三百六十九号 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「空港整備特別会計」を「社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定」に改め

る。
(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三百七十条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。
附則第十三条第六項中「第五十六条」を「第五十六条第二項」に改める。
附則第五十六条の見出し中「国民年金特別会計法」を「廃止前の国民年金特別会計法及び特別会計に関する法律」に改め、同条中「平成十六年度から特定年度の前年度」を「平成十六年度から平成十八年度」に、「国民年金特別会計法」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第...号)附則第一百四十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法附則第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法に改め、同条の表平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。)から特定年度の前年度までの各年度」の項中「から特定年度の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。
2 平成十九年度から特定年度の前年度までの各年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

年金法第八十五条第一項 (平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。)	年金法第八十五条第一項 (平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。)
---	---

における平成十六年国民年金等改正法附則第三十二条第五項において読み替えて適用する

第百一十三条第一項	附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項(平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。)	附則第十三条第六項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項
第百一十三条第二項	厚生年金保険法	平成十六年国民年金等改正法附則第三十二条第五項において読み替えて適用する厚生年金保険法
第百一十四条第一項第一号	附則第三十四条第二項	附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第六項
第百一十四条第一項第二号	において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項第二号(平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。)	及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第六項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項第二号
第百一十四条第一項第三号	において	及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第六項において
第百一十四条第二項第一号	附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項	附則第十三条第六項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項

附則第九十三條第二号口中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、同号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同号ホからヌまでを同号ニからリまでとする。

附則第二百条の次に次の二条を加える。

(船員保険特別会計における国民健康保険法の規定による拠出金に係る経過措置)

第二百条の二 国民健康保険法附則第十條第一項の規定による拠出金を納付する間においては、附則第九十三條第二号口中「後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等並びに国民健康保険法の規定による拠出金」とする。

(船員保険特別会計における病床転換支援金等に係る経過措置)

第二百条の三 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二條に規定する政令で定める日までの間においては、附則第九十三條第二号口中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

第八十條 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第八十條中「健康保険事業(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による納付金の納付を含む。以下この節において「健康保険事業」という。)を「健康保険に関し政府が行う業務」に改める。

第百一十一條第五項第一号イ中「健康保険事業の保険料」を「健康保険法第百五十五條の規定による保険料(任意継続被保険者に係る保険料を除く。)」に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同号ホ及び同号ヘを削り、同号トを同号ニとし、

同項第一号イ中「健康保険事業の保険給付費」を「全国健康保険協会への交付金」に改め、同号ロからニまでを削り、同号ホを同号ロとし、同号ヘを同号ハとし、同号トを同号ニとし、同条第七項第二号イ中「健康保険事業」を「健康保険に関し政府が行う業務」に改め、同号ヘを削る。

第百一十三條第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「健康保険事業の事務の執行に要する費用」の下に「のうち健康保険に関し政府が行う業務に係るもの」を加え、同項を同条第五項とする。

第百一十四條第七項中「健康保険事業」を「健康保険に関し政府が行う業務」に改め、「健康事業費又は福祉事業費」を削る。

第百一十七條を次のように改める。

第百一十七條 削除

第百一十九條中「並びに事業運営安定資金」を削り、「又は」の下に「健康勘定及び」を加える。

第百二十三條第四項中「健康勘定」及び「又は事業運営安定資金」を削る。

附則第二十九條中「及び第六項」を「及び第五項」に、「及び健康保険事業」を「及び健康保険に関し政府が行う業務」に、「健康保険事業」を「健康保険に関し政府が行う業務」に、「第六項及び」を「第五項及び」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、「の事務の執行に要する費用」の下に「のうち健康保険に関し政府が行う業務に係るもの」を加える。

附則第三十二條第二項第一号中「高齢者の医療の確保に関する法律」の下に「昭和五十七年法律第八十号」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「介護保険法」の下に「平成九年法律第百二十三号」を加え、同項を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に、「健康保険事業」を「健康保険法の規定による健康保険事業」に改め、同項を同項第三号とし、同条第五項を削る。

附則第三十八條の二及び第三十八條の三を削る。

附則第二百条の二中「国民健康保険法」の下に「昭和三十三年法律第九十二号」を加える。

附則第八十一條の前の見出し及び同条中「厚生保険特別会計法」を「特別会計に関する法律」に改める。

附則第八十二條を次のように改める。

第八十二條 附則第八十條の規定による改正後の特別会計に関する法律第百一十一條第五項及び第七項、第百一十三條第五項、第百一十四條第七項並びに附則第二十九條の規定は、平成二十一年度の予算から適用し、平成二十年度の予算に関する附則第八十條の規定による改正前の同法第百一十一條第五項第一号イ及び第二号イ並びに第七項第二号イ、第百一十四條第七項並びに附則第二十九條の規定の適用については、同法第百一十一條第五項第一号イ中「健康保険事業の保険料」とあるのは「健康保険法の規定による社会保険庁長官が徴収する保険料」と、同項第二号イ中「健康保険事業の保険給付費」とあるのは「健康保険事業の保険給付費及び全国健康保険協会への交付金」と、同条第七項第二号イ中「及び健康保険事業」とあるのは「健康保険事業及び健康保険に関し政府が行う業務」と、同法第百一十四條第七項中「又は福祉事業費」とあるのは「若しくは福祉事業費又は健康保険に関し政府が行う業務の業務取扱費」と、附則第二十九條中「健康保険事業及び特別障害給付金」とあるのは「健康保険事業、健康保険に関し政府が行う業務及び特別障害給付金」とする。

附則第八十四條及び第八十五條を次のように改める。

附則第八十四條及び第八十五條 削除

附則第八十七條中独立行政法人年金・健康保険福祉施設整備機構法第十五條第三項の改正規定を削る。

附則第八八條を次のように改める。

第八八條 削除

(登記印紙の廃止に伴う経過措置)

第三百八十二條 附則第二百六十條の規定による改正後の民法施行法第八條第二項、附則第二百六十二條の規定による改正後の抵当証券法第三條第五項(同法第二十二條において準用する場合を含む。)、附則第二百九十六條の規定による改正後の商業登記法第十三條第二項本文(同法第四十九條第七項(同法第九十五條、第百一十一條及び第百一十八條において準用する場合を含む。))及び他の法令において準用する場合を含む。)、附則第三百一十一條の規定による改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第三條第四項本文、附則第三百三十五條の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二十一條第二項本文、附則第三百四十條の規定による改正後の後見登記等に関する法律第十一條第二項本文又は附則第三百七十二條の規定による改正後の不動産登記法第百九十九條第四項本文(同法第百二十條第三項、第百二十一條第三項及び第百四十九條第三項並びに他の法令において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもつてすることができ。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第三百八十三條 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の際、現に附則第二百六十六條の規定による改正前の土地改良法第八十八條の二第一項の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもってその財源としている土地改良事業については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三百八十四條 附則第二百八十二條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第三十六條第二項の規定は、平成二十一年以後の各年の同条第

一項の利率について適用し、平成十九年及び平成二十年の同項の利率については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三百八十五条 附則第二百八十七条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一条の十二第九項第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第八号の規定は、附則第二百八十七条の規定の施行の日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、同日前に発行された同条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

第三百八十六条 附則第二百八十八条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一条の十二第九項第七号の規定は、附則第二百八十八条の規定の施行の日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、同日前に発行された同条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三百八十七条 附則第二百三十四条第一項に規定する未完了事業については、附則第二百九十条の規定による改正前の国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第六条の規定は、なおその効力を有する。

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三百八十八条 附則第三百六十六条の規定による改正前の日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に基づく産業投資特別会計の社会資本整備勘定(以下この条において「旧社会資本整備勘定」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧社

会資本整備勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、附則第三百十六条の規定による改正後の日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に基づく産業投資特別会計の社会資本整備勘定(以下この条及び次条において「暫定社会資本整備勘定」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧社会資本整備勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は附則第六十六條第十五号の規定による廃止前の産業投資特別会計法第十五条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、暫定社会資本整備勘定に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧社会資本整備勘定に所属する権利義務は、暫定社会資本整備勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定社会資本整備勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定社会資本整備勘定の歳入及び歳出とする。

第三百八十九条 暫定社会資本整備勘定の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定社会資本整備勘定の平成二十年の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定社会資本整備勘定の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

3 附則第三百七十七条の規定による改正後の日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の施行の際、暫定社会資本整備勘定に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。
(二) 一般会計からの繰入れに関する他の法令の適用)

第三百九十条 第六条の規定は、この法律の施行前に他の法令において定められた一般会計から特別会計への繰入れに関する規定の適用を妨げるものではない。

(罰則に関する経過措置)

第三百九十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

理 由

一般会計と区分して経理を行うため、特別会計を設置し、その目的、管理及び経理について定めるとともに、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律を踏まえ、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示その他所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十九年三月十四日印刷

平成十九年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇